東北邊疆檔案文獻叢書

中國邊疆史地研究中心
遼寧省檔案館 合編

東北邊疆檔案選輯

（清代 民國）

（五一）

廣西師範大學出版社

東北邊疆檔案文獻叢書

中國邊疆史地研究中心
遼寧省檔案館
合編

東北邊疆檔案選輯（五一）

（清代　民國）

廣西師範大學出版社·桂林

目録

朝鮮移民

龍居秘書役長為報送間島問題機密文書事給滿鐵副總裁國澤新兵衛函極秘
明治四十二年五月二十六日……一
關于間島問題的日清協約　附議定大綱
明治四十二年九月四日……二〇
關于滿洲問題的日清協約
明治四十二年九月四日……二九
有關取締朝鮮人問題的情報（第二十七、二十八、三十三、三十九號）秘
明治四十三年七月二十一日至十月三十一日……三三
藤田喜代作關于隨同南博士在南滿洲鐵道沿綫及朝鮮旅行情況的報告（節選）
明治四十三年九月二十八日……四一
長春經理系主任田邊敏行為實地調查三道溝日本人和朝鮮人聯合經營水田情況事給地方課長茂泉敬孝的報告
明治四十四年九月二十九日……四六
熊岳城苗圃高藤謙太郎為視察沿綫各地水稻耕作狀況事給地方課長的復命書（節選）
大正元年十一月二十八日……六四
奉天經理系主任原田鐵造為報送滿洲水田調查概要一覽表事給地方課長茂泉敬孝的呈文
大正元年十二月二十六日……七三
滿鐵地方課编《大正二年南滿洲稻米耕作概况》（節選）……八〇
外務省政務局調查编印《大正三年末止關東州及滿洲居住的日本人及朝鮮人分布狀況略圖》……九三

滿鐵地方課編《大正三年南滿洲稻米耕作概況》（節選）……九八
外務省政務局調查編印《大正四年末止關東州及滿洲居住的日本人及朝鮮人分布狀況略圖》……一一一
外務省政務局長小池張造為《關東州及在滿日本人及外國人人口統計表》事給滿鐵總裁公文
大正五年二月十八日……一一六
外務省政務局大正四年十二月編印《關東州及滿洲居住的日本人及外國人人口統計表》（第七回）……一一七
外務省政務局大正五年四月編印《關東州及滿洲居住的日本人及外國人人口統計表》（第八回）……一六七
朝鮮及滿洲社大正七年出版《最新滿洲地志》上編（節選）……二一五
吉林公所長米良貞雄為成立朝鮮人會事給總務部長的公文
大正九年一月二十六日……二二九
滿鐵地方部長關于朝鮮人傭員待遇問題的發文
大正九年四月二十三日……二三一
滿鐵奉天地方事務所長為給奉天居留朝鮮人協會義捐款事給地方部長的申請　附募集義捐款宗旨書
大正九年七月二十九日……二三四
奉天居留朝鮮人協會規則……二四一
滿鐵地方部庶務課長為申請給奉天居留朝鮮人協會義捐款事給奉天地方事務所長的照復
大正九年八月五日……二四八
滿鐵奉天地方事務所長為奉天居留朝鮮人協會募集義捐款事給地方部庶務課長的復文
大正九年八月九日……二五一
滿鐵地方部庶務課為募集奉天居留朝鮮人協會義捐款事給總務部文書課的公文
大正九年八月三十日……二五三
總務部文書課長竹中政一為募集奉天居留朝鮮人協會義捐款事給奉天地方事務所長的通知
大正九年八月三十日……二五五

滿鐵地方部長關于朝鮮人傭員各種工資津貼管理辦法的通知
大正九年九月十七日……二五六
奉天滿鐵公所北悟一識關于對在滿鮮人問題的見解
大正九年十二月……二五八
滿鐵總務部文書課長為捐贈鮮人救濟金事給撫順煤礦長的通知
大正十年一月二十六日……二八一
自在丸農場主自在丸金市為請求援助事給滿鐵社長野村龍太郎的申請
大正十年三月十六日……二八三
自在丸農場主自在丸金市為請求援助事給滿鐵勸業課主任櫪内壬五郎的申請
大正十年三月十六日……二八六
自在丸農場主自在丸金市為請求援助事給滿鐵勸業課主任櫪内壬五郎的申請
大正十年三月二十一日……二八八
自在丸農場主自在丸金市為請求援助事給滿鐵社長野村龍太郎的申請
大正十年三月三十日……二九一
李昌林著《北滿及俄領朝鮮人一般狀態》(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)……二九三
鄭家屯菊竹健秋著《在蒙古的朝鮮人》(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)……三一九
寧古塔横地信果著《寧安縣的水田現狀》(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)……三二二
間島渡部熏太郎著《間島朝鮮人的宗教及教育》(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)……三二六
京城牛丸溫山著《間島地方的情形及朝鮮移民的將來》(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)……三四七
林善十郎著《北滿朝鮮移民的水田事業》(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)……三五〇
間島龍井隱士著《間島的朝鮮人佃農》(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)……三六四
哈爾濱吉敷要助著《哈爾濱朝鮮人事情》(大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選)……三六七

滿鐵勸業課著《朝鮮人向滿洲移民及水田逐漸向北發展》（大正十年四月在外朝鮮人研究會會報）…… 三七九
哈爾濱搭江生著《哈爾濱朝鮮人的宗教及其事業》（大正十年四月在外朝鮮人研究會會報節選）…… 三八三
東亞勸業株式會社設立宗旨書秘
〔大正十年八月十二日〕…… 三九六
東亞勸業株式會社設立計劃要領
〔大正十年八月十二日〕…… 四〇四
三利農場事務所大正十年八月編《孤家子農場概況》…… 四二〇
滿鐵東京支社主事木部守一為通報東亞勸業株式會社問題的協議結果給總務部長的通知秘
大正十年九月九日 …… 四二六
朝鮮銀行調查部大正十年十一月調查在滿朝鮮人經濟及金融狀況 …… 四三四
熊岳城農事試驗場職員北澤道關于齊家窩棚農場預定地實地調查復命書
大正十年十二月十五日 …… 四六九
滿鐵長春、奉天、本溪湖、安東等地方事務所及撫順煤礦庶務課大正十年度水稻種植狀況報告 …… 四七六
滿鐵大正十年編《關于北農城水田計劃問題》（節選）秘 …… 四九五

南滿洲鐵道株式會社

明治四十二年五月廿六日

龍居秘書役

極秘

國澤副總裁閣下

秘發第三二號

拜啓別冊機密書類一部御参考迄
同封差出申候極秘ニ付御閲覧後御返上不一敬具

第一　間島問題ニ関スル件

間島問題ニ関スル韓国側ノ主張ハ別記附属書ニ略記セルカ如クナル處明治三十九年十一月韓国政府ハ在間島韓民保護ノ為従来韓国政府ノ行ヒ来リタル例ニ依リテ官吏ヲ派遣セムコトヲ帝国政府ニ請求セルヲ以テ帝国政府ハ一昨年八月同地ニ極メテ少数ノ官吏ヲ派駐シ以テ韓民ノ保護ニ任セシメタルニ清国政府ハ之ニ対シ抗議ヲ提出シ派駐官吏ノ撤退ヲ求メ来リ爾来日清両国政府間ニ数回ノ往復交渉ヲ重ネ以テ昨年末ニ至レリ然ルニ帝国政府ハ可成速ニ本問題ヲ妥結スルヲ以テ日清両国ノ親交ノ為必要ナ

南満州鉄道株式会社

リト認メ清国政府ニ対シ互ニ胸襟ヲ披歴シ虚心坦懐之ヲ籌定センコトヲ求メ同時ニ大体左ノ主義ニ基キ一ノ提案ヲナセリ

一、間島カ韓国所属ニ決シタル場合ニハ帝国政府ハ該地方ニ於ケル清国人ノ雑居並其財産、事業及営業ヲ承認スヘキニ依リ該地方カ清国所属ニ決シタル場合ニハ清国政府ハ該地方ニ於ケル日韓両国人ノ雑居並其財産、事業及営業ヲ承認スヘキコト

二、間島カ韓国所属ニ決シタル場合ニハ帝国政府ハ清国領事館ノ設置ヲ認ムヘキニ依

南満洲鉄道株式会社

リ該地方カ清国所属ニ決シタル場合ニハ清国政府ニ於テ該地方主要ノ地ニ帝国領事館ノ設置ヲ承認スヘキコト

帝国政府カ右ノ如キ提議ヲ為シタルハ両国ノ商議決定シ間島地方カ清国領土ナリタル場合ニ於テ従来同地方ニ居住セル韓民ヲシテ其既得ノ権利及利益ヲ享有セシメムコトヲ欲シタルニ外ナラス然ルニ清国政府ハ韓民既得ノ権利及利益ヲ尊重スルヲ肯セス新ニ設定スヘキ開市場以外ニ於ケル韓民ハ不動産ヲ所有スル限リ総テ之ヲ清国臣民ト看做スヘク清国臣民タルヲ欲セサル者ハ悉ク財産ヲ拋

棄シテ現住地ヲ撤退スヘキ旨ヲ主張シタリ是レ固ヨリ帝国政府ニ於テ承諾スヘキ所ニアラスト雖而モ帝国政府ハ尚ホ妥協ノ精神ヲ以テ更ニ一歩ヲ譲リ清国政府ニシテ前記ノ提議ト他ノ問題ニ関スル帝国政府ノ主張ヲ容ルヽニ於テハ間島ノ所属ニ付テハ清国政府ノ主張ヲ承認スヘキ旨並ニ韓民雑居ノ地域ヲ現ニ彼等ノ最モ密集セル一地域即チ艾呼河老岩嶺老山嶺ヲ以テ境界トスル豆満江左岸ノ地域ノミニ限定シ且本邦人ノ居住ハ全然之ヲ一定ノ通商地ニ限ルヘキ旨ヲ提議シタリ抑々帝国政府ニシテ間島ノ所属ニ関スル

清国政府ノ主張ヲ容ルヽトキハ間島在住ノ韓民ハ即チ清国領土内ニ在ル韓民ニ外ナラス従テ韓国臣民トシテ身体、財産ノ保護ヲ受ケ且領事裁判権ニ服スルノ権利ヲ享有スヘキハ清韓条約当然ノ結果ナリトス殊ニ帝国政府ニ於テ此等ノ韓民ニ対シ身体財産ノ保護ヲ與ヘントスルニ当リテハ之ニ関スル裁判権ヲ我ニ保有スルヲ必要トスルハ言ヲ待タサル所ナリ然ルニ清国政府ハ頑然間島

南満洲鉄道株式会社

在住韓民ノ清国裁判権ニ服スヘキコトシ主張シテ顧ミル所ナク却テ本件ヲ挙ケテ仲裁裁判ニ付セムコトヲ提言スルニ至リ其ノ主張ノ不理ナル縷説ヲ須ヰサル所ナリ

前記ノ如ク本問題ニ関シテハ目下ニ個ノ争点アリ一ハ領土権ニシテ一ハ韓民裁判権ナリ而シテ帝国政府ハ

既ニ妥協ノ精神ニ依リ韓国年来ノ主張ヲ棄テヽ
領土権ニ付清国ニ譲歩シタルヲ以テ清国ニ於テハ
條約ノ規定ニ依リ韓民ノ領事裁判権ニ服スヘキモ
ノナルコトヲ認ムルヲ至当トスヘク此方法ニ依ルノ外
他ニ本問題ノ解決ヲ見ルノ途ナキハ明白ナル次第
ナリトス

（附属）

間島所属問題ニ関シ韓国側ノ主張要領

一、康熙定界以前

之ヲ文献ニ徴スルニ豆満江北即チ間島地方ハ韓
国現王朝発祥ノ地タリ已ニ第十三世紀ノ頃現王

南滿洲鐵道株式會社

朝ノ祖李安社（穆祖）慶源ノ對岸タル間島地方ヲ領有シ太祖李世桂ニ至リ遂ニ高麗ヲ亡シテ朝鮮全土ヲ領スル李氏乃チ豆満江右岸ニ慶興、慶源等今ノ所謂六鎮ヲ置キ以テ対岸ナル間島地方ヲ支配セリ今尚李氏祖宗ノ旧基陵寝ノ豆満江北ニ在ルモノ少カラス就中著シキハ穆祖徳陵及孝妃安陵ノ二トス其他古城址古墳等韓国人ノ遺跡亦豊富ナリ
其後清韓両国共ニ幾多葛藤ノ續生セムコトヲ恐レ在其人民ノ該地方ニ移住スルヲ禁セシカハ間島ハ宛然中立地帯ノ観ヲ呈スル

ニ至レリ
彼ノ有名ナル佛人「デュワルド」(Du Halde)ノ著「支那物誌」(Description de la Chine)中ニ摘載セル佛人「ペール、レジー」(Père Régis)ノ備忘録中ニモ清国ハ朝鮮国境ト長栅トノ間ニ無人ノ地帯ヲ置クコトヲ議定セリト明記シ而シテ彼レカ作製シタル地図ニハ豆満江ノ左岸邊ナル黒山ノ脈ヲ以テ両国ノ境トナセリ即チ当時清韓ノ国境ハ豆満江以北ニ在リ間曠地帯ハ更ニ其以北ニ存シタルナリ

二、康熙定界碑

斯ノ如ク間島地方ハ古来其所属ノ永ク明確ナラサリシヲ以テ辺疆ヲ踏査シ境界ヲ劃定スルノ必要ヲ生シ康熙五十一年（西暦一七一二年）烏喇総管穆克登勅命ヲ奉シテ白頭山ニ至リ韓國官吏ト會同商議シ定界ノ碑石ヲ建設セリ茲ニ於テ清韓両国ノ境界ハ此碑ヲ起點トシ其東西ニ發源スル二水流ニ沿フテ定マレリ而モ西ニ發源スルモノハ即鴨緑江ナリト雖モ東ニ發源スルモノハ豆満江ニ非ス別ニ一水ノ存スルアリ是レ即チ土門江ニシテ碑文ニ所謂「西為鴨緑東為土門」トハ

二

南滿洲鐵道株式會社

西ノ北意ニ外ナラス之ノ又レ此ノ土門ハ右
ヲ以テ碑ノ距ル遠キニ過キ豆満江ノ指稱セ
ルモノト解シ豆満、土門同一ナリトノ異称ナリト
セハ(清国側ノ主張)碑ト江源トノ間ニ仍ホ
境界不明ノ一帯ヲ存スルニ至ルヘシ抑モ土
門ノ名ノ最モ古ク表ハレシハ明ノ正統年
間(西暦一四四〇年代)ニ纂修セラレ嘉靖年
間(西暦一五五〇年代)ニ重修セラレシ全遼
志ニシテ其地図ニ拠レハ該書ニ所謂土門ナ
ル水流ハ従来韓国ノ主張セル土門江ノ位
置ニ相当セリ即チ豆満江、土門ハ古来同一江

流ノ異名ニアラサルナリ康熙道光以後拉多
モ清国駅站卡倫（カルン）（番所）ノ設ノ如キ間島ノ
外部ニ到ル迄之ヲ見ルニ係ラス該地方ニハ一
モ之レナカリシノミナラス白頭山麓住民
清国人ノ豆満江北ニ結合盟団スルトキ
ハ韓国ヨリ常ニ之ニ対シテ異議ヲ唱ヘ清
国ハ之ヲ毀撤スルヲ例トシタリ

三、光緒十一年及十三年ノ勘界

前顕ノ如ク地理ニ鑑ミ碑文ニ照シテ両国
境界ヲ劃定スヘキ土門ナルモノハ実ニ豆満
江ト別水タリシモ光緒十一年（西暦一八八

五年）清韓會勘ノ時已ニ韓國委員ノ主張シタル所ニシテ光緒十二年（西暦一八八六年）九月二十二日付袁世凱ヨリ韓國金督辨ヘノ照會謄抄並韓國勘界使李重夏ノ問答記之ヲ証ス結局十一年ノ勘界ハ何等ノ協定シ見ルコトナクシテ止メリ

而モ兩國強弱ノ勢大ニ異ナリシニ係リ韓國ハ清國ノ壓迫ヲ蒙ルコト甚シク次テ~~収~~行ハレタル光緒十三年（一西暦一八八七年）ノ會勘ニ際シテハ韓

南滿洲鐵道株式會社

國委員ハ紅土、石乙ニ水合流以下ノ地ハ豆満江ニヨリ國境ヲ定ムベキコトニ同意ヲ強制セラレシト雖モ当時右ニ水合流以上ノ地ニ付キ相争ッテ決セザリシ為メ此時モ亦清韓ノ境界線ニ関シテハ一モ確定ノ成約ヲ見ルニ至ラズ互ニ他日ヲ期シテ袂ヲ分チ協定全然不調ニ帰セリ這般ノ消息ハ朝鮮王ガ此勘界ヲ以テ其意ニ叶ハ

ストナシ之ニ別勘ヲ清国ニ要求シタル
事実アルニ依リテモ極メテ明白ニシテ
清国亦光緒十四年（西暦一八八八年）
四月二十八日付袁世凱ヨリ趙韓国
外務部督弁宛ノ公文ヲ以テ之ヲ認
容セリ

四、最近ニ於ケル交渉

光緒十四年以降モ両国間更ニ勘界
ヲ行フノ交渉ヲ経シモ未タ之ヲ実行ス
ルニ及ハス然ルニ光緒二十七年（西暦一九
〇一年）三月韓国ハ豆満江沿岸ニ四

南滿洲鐵道株式會社

界警察署ヲ設置シ間島地方ノ行政ニ任セシムルヤ清國ハ光緒二十九年（西暦一九〇三年）三月局子街ニ延吉廳ヲ設ケ以テ依然境界争議ヲ継続シ而モ韓國ハ同年李範允（間島江北地方）ノ管理ニ任セシヲ清國ニ知照セシヨリ茲ニ勘界說ノ再燃ヲ見タルモ翌光緒三十年（西暦一九〇四年）ニ至リ清韓善後章程ヲ締結ヲ見タリ該章程第一條ニハ兩國ノ界址白頭山上碑記ノ證スヘキモノアリト記スル

ト同時ニ豆満江カ両國ノ確定境界ト認ムヘキニ非ルコトヲ明言セリ且同年十一月二十九日付ヲ以テ駐韓許清國公使(台身)カ韓國政府ニ致シタル照會文中並同年六月二十二日付同公使ノ照會文中ニ摘載セル清國外務部ノ電訓モ亦清韓境界ハ今尚全線未確定ノ儘タルヲ示セリ

第二 新法鐵道ニ関スル件

新民屯法庫門間鐵道ハ満鐵ト並行セル競爭線ニシテ明ニ日清交渉會議

録ノ明文ニ違反セルモノナルノミナラス當時
會議録中ニ該規定ヲ設ケタルハ恰モ
清國政府カ該線路ヲ布設シ満鐵
ニ多大ノ損害ヲ與フルコトアラムコトヲ顧
慮シタルニ外ナラス之ヲ以テ帝國政府ハ
一昨四十年夏該延長線敷設ノ計畫ヲ
聞知スルヤ直ニ清國政府ニ對シ會議録
ノ規定ヲ指摘シテ其注意ヲ喚起シ尓来
数回警告ヲ重ネタル所計リナルニ拘ラス清
國政府ニ於テ遂ニ英商「ポーリング」商
會ト工事請負契約ヲ締結スルニ至リ

間島ニ関スル日清協約（明治四十二年九月四日）

本文

大日本帝國政府及大清國政府ハ善隣ノ好誼ニ鑑ミ圖們江カ清韓両國ノ國境タルコトヲ互ニ確定シ並ニ妥協ノ精神ヲ以テ一切ノ辦法ヲ商定シ以テ清韓両國ノ邊民ヲシテ永遠ニ治安ノ慶福ヲ享受セシムルコトヲ欲シ茲ニ左ノ條款ヲ訂立セリ

第一條　日清両國政府ハ圖們江ヲ清韓両國ノ國境トシ江源地方ニ在リテハ定界碑ヲ起點トシ石乙水ヲ以テ両國ノ境界ト為スコトヲ聲明ス

第二條　日清両國政府ハ本協約調印後成ルヘク速ニ左記ノ各地ヲ外國人ノ居住及貿易ノ為ニ開放スヘク日

南滿洲鐵道株式會社

南満洲鐵道株式會社

本政府ハ此等ノ地ニ領事館若クハ領事館分館ヲ配設スヘシ開放ノ時期ハ別ニ之ヲ定ム

龍井村　局子街　頭道溝　百草溝

第三條　清国政府ハ従来ノ通リ圖們江北ノ墾地ニ於テ韓民ノ住居ヲ承准ス其ノ地域ノ境界ハ別圖ヲ以テ之ヲ示ス

第四條　圖們江北地方雜居区域内墾地居住ノ韓民ハ清國ノ法權ニ服從シ清國地方官ノ管轄裁判ニ歸ス清國官憲ハ右韓民ヲ清國民ト同様ニ待遇スヘク納税其他一切行政上ノ處分モ清國民ト同様タルヘシ

右韓民ニ關係スル民事刑事一切ノ訴訟事件ハ清國官憲ニ於テ清國ノ法律ヲ按照シ公平ニ裁判スヘク日本國領事官又ハ其ノ委員ヲ受ケタル官吏ハ自由ニ法廷ニ立會フコトヲ得但シ人命ニ關スル重案ニ就テハ須ラク先ツ日本國領事官ニ知照スヘキモノトス日本國領事官ニ於テ若シ法律ヲ按照セスシテ判斷セル廉アルコトヲ認メタルトキハ公正ノ裁判ヲ期セムカ爲メ別ニ官吏ヲ派シテ覆審スヘキコトヲ清國ニ請求スルヲ得

第五條　圖們江北雜居區域内ニ於ケル韓民所有ノ土地家屋ハ清國政府ハ清國人民ノ財産同様ニ完全ニ保護ス

南滿州鐵道株式會社

南滿洲鐵道株式會社

ヘシ又該江沿岸ニハ場所ヲ選ヒ渡船ヲ設ケ雙方人民ノ往來ハ自由タルヘシ但シ兵器ヲ携帯スル者ハ公文又ハ護照ナクシテ境ヲ越ユルヲ得ス雜居區域產出ノ米穀ハ韓民ノ搬出ヲ許ス尤モ凶年ニ際シテハ尚禁止スルコトヲ得ヘク柴草ハ舊ニ依リ照辦スヘシ

第六條 清國政府ハ將來吉長鐵道ヲ延吉南境ニ延長シ韓國會寧ニ於テ韓國鐵道ト連絡スヘク其ノ一切ノ辦法ハ吉長鐵道ト一律タルヘシ開辦ノ時期ハ清國政府ニ於テ情形ヲ酌量シ日本國政府ト商議ノ上之ヲ定ム

第七條 本協約ハ調印後直ニ効力生スヘク統監府派出所並ニ文武ノ各員ハ成ルヘク速ニ撤退ヲ開始

シ二箇月ヲ以テ完了スヘシ日本國政府ハ二
箇月以内ニ第二條所定ノ通商地ニ領事館ヲ開
設スヘシ

右證據トシテ下名ハ各其ノ本國政府ヨリ相當ノ委任ヲ
受ケ日本文及漢文ヲ以テ作成セル各二通ノ本協約ニ記
名調印スルモノナリ

明治四拾二年九月四日

宣統元年七月二十日

大日本特命全權公使　伊集院彦吉

大清國欽命外務部尚書會辦大臣　梁敦彦

（参照）

協約第四條ニ掲ケタル東三省督撫日本總領事間議定大綱

第一條、日本總領事ハ現在ノ安東、奉天間軽便鉄道ヲ将来改良シテ廣軌ニ修築スル際現在ノ線路ハ多大変更スヘキ見込ナルモ別ニ他線ヲ敷設ケサルコトヲ特ニ聲明ス

第二條 現在該線路一帯ニ於ケ日本人ノ佔踞採掘セル各鉱山ハ日本總領事ヨリ總ケ並ヨリ

詮議シ第三条ニ照シテ批示辦理スベシ

第三條 該線路附近ニ於ケル石炭、鉄、錫、鉛等ノ鉱物ハ双方ヨリ委員ヲ派遣シ調査シタル後合辦スヘキモノト定マリタルモノハ鉱事地域ヲ指定シ豫メ先ツ東三省總督及奉天巡撫ニ稟請シテ決定批准ヲ受クヘシ鉱業合辦方法ハ撫順煙台炭坑契約ノ辦法ニ按照スヘシ

第四條 若シ将来奉天省内ニ於テ他ノ商人ニ

炭坑開掘ヲ許可シタルトキ直ニ鑛脈ノ契約辦法ノ利益ニ比シ優越ナル點ハ今後本線路ニ於テ批准ヲ受ケ合辦スル石炭坑モ亦稟請ノ上之レニ據照シテ辦理スルヲ准許セラルヘシ

銻、錫、鉛三種ノ礦業ヲ合辦スル場合ニハ其納税率ハ今後農工商部ヨリ送呈スル處ノ章程ニ準照シテ辦理ス

第五條　若シ本省内ニ於テ他ノ商人銻、錫、鉛等

ノ鑛物開採シタル件農工商部ノ章程ニ準照シテ税金、鑿業金、奉公金ヲ納付セシムル以外ニ若他ノ利益ヲ與ヘタル件ハ將来日清兩國商人ノ設立ニ係ル會社ニシテ本線路ニ於テ批准ヲ受ケ上記鑛業ヲ合辦スル者モ亦稟請ノ上之ニ援照シテ辦理スルヲ准許セラルヘシ

満洲ニ関スル日清協約（明治四十二年九月四日）

本文

大日本國政府及大清國政府ハ満洲ニ於テ雙方共ニ関係ヲ有スル事項ヲ明確ニ議定シ将来ノ誤解ヲ防キ以テ両國善隣ノ関係ヲ益々鞏固ニセムコトヲ希望シ茲ニ左ノ條款ヲ訂立セリ

第一條 清國政府ハ新民屯法庫門ノ鐵道ヲ敷設セントスル場合ニハ豫メ日本國政府ト商議スルコトニ同意ス

第二條 清國政府ハ大石橋営口枝線ヲ南満洲鐵道枝線ト承認シ南満洲鐵道期限満了ノ

南満洲鐵道株式會社

除一律清國ニ交還スルコト並ニ該枝線ヲ奉天ニ延長スルコトニ同意ス
端ヲ營口ニ延長スルコトニ同意ス

第三條 日清兩國政府ハ撫順及ヒ煙臺兩所炭礦ニ關シ和平商定スル事左ノ如シ

甲、清國政府ハ日本國政府カ前記兩炭礦採礦權ヲ有スル事ヲ承認ス

乙、日本國政府ハ清國ノ一切ノ主權ヲ尊重シ並ニ上記炭礦ノ採炭ニ對シ清國政府ニ納税スルコトヲ承認ス右ノ税率ハ清國他所ノ石炭ニ對スル最惠ノ税率ヲ標準トシ別ニ協定スヘシ

丙、清國政府ハ上記兩炭礦ノ採炭ニ對シ他所

南滿洲鐵道株式會社

ノ石炭ニ對スル最惠ノ輸出税率ヲ適用スルコト
ヲ承認ス

十、炭礦ノ區域並ニ一切ノ細則ハ別ニ委員ヲ派シ
テ協定スヘシ

第四條 安奉鐵道沿線及ヒ南滿洲鐵道幹線沿線ノ礦務ハ撫順及ヒ煙臺ヲ除キ明治四十年即チ光緒三十三年東三省督撫カ日本國總領事ト議定セル大綱ヲ按照シ日清兩國人ノ合辦ト為スヘシ其細則ハ追テ督撫ト日本國總領事トノ間ニ商定スヘシ

第五條 京奉鐵道ヲ奉天城根ニ延長スルコトハ日本國政

南滿洲鐵道株式會社

南満洲鉄道株式會社

府ニ於テ異議ナキコトヲ聲明ス其実行ノ辦法ハ地方ニ於ケル両國官憲并ニ專門技師ヲシテ妥実商定セシムヘシ

右證據トシテ下名ハ各其本國政府ヨリ相当ノ委任ヲ受ケ日本文及漢文ヲ以テ作成セル各二通ノ本協約ニ記名調印スルモノナリ

明治四十二年九月四日

宣統元年七月二十日

大日本國特命全權公使 伊集院彦吉

大清國欽命外務部尚書會辦大臣 梁敦彦

秘

情報第二十七号

明治四十三年七月二十一日

一、錫總督ノ韓人排斥命令

錫總督ハ六月十三日内地ニ於ケル外国人居住者及無免許旅行者取締ニ関スル厳重ナル訓令ヲ各地方官ニ發セシガ今回又々韓人排斥ノ命令ヲ發セリ即チ韓交渉使ハ總督ノ命ニ基キ本月十八日附公文ヲ以テ新民、鎮安、海城ノ各地方官ニ對シ同管内ニ於テ耕作ニ従事スル韓人ヲ驅逐スベク其應ゼザルモノハ厳罰スベキ旨ヲ申送レリ

註　本命令ハ六月十六日ヨリ開會セル奉天諮議局臨時會ノ決議ニ基キタルモノニテ　鎮安海城地方ニ於ケル韓人ハサマデ多カラザルモ新民府ニ於ケルモノハ七十餘名アリテ此等ノ韓人ハ一昨年以来茲ニ現

出シテ新民府東南約六十清里遼河ノ支流蒲河沿岸ノ稲田耕作ニ従事シテアルモノナリ近来同地方ニ移住シ来ル韓人次第ニ増加シ稲田面積モ激増シ現ニ四千餘畝ノ水田ヲ見ルニ至リ将ニ遼河一帯一大水田ヲ現出セントスル有様ナルガ此水田ハ當初賣藥行商ノ一韓人ガ其地味ノ水田耕作ニ適スルヲ見清人某ト共ニ開耕セシニ始マリシガ其後水田耕作ヲ始ムル清韓人漸次増加スルニ及ビ昨年以来同地巡警局監督ノ水田公司ヲ組織シ盛ニ水田ヲ擴張シ遂ニ今日ノ盛況ヲ見ルニ至リタルモナルガ今ヤ稲田ノ發見創業者タル韓人等ハ總督ノ命ニヨリ退去セザルベカラザルニ至レルナリ

情報　第二十八号　明治四十三年七月二十六日

一、錫總督ノ韓人排斥續報

錫總督ハ交渉使ヲシテ韓人ノ内地ニアリテ耕作ニ從事スルモノヲ驅逐スベキ旨ノ訓令ヲ、二三地方官ニ發セシメシガ盤山廳錦州府等ヨリ、韓人等ガ未命令ニ服サザル旨報告シ未タ結果總督ハ本月二十日更ニ全省五十六州縣ノ地方官ニ訓令ヲ發シ、右退去命令ニ服サザル韓人ハ拘禁處罰スベク、又地方官ニシテ本訓令ヲ遵辦セザルモノハ相當處分スベキ旨嚴達セリ

又

錫總督ハ本月初旬交渉司員ヲ臨江縣方面ニ

派遣シテ韓人ニ関スル調査ヲ為サシメ、アルガ、本月二十二日同委員ヨリ交渉使宛左ノ電報アリタリ

清服ヲ着セル一韓人ノ五十餘名ノ韓人ヲ帶同シテ臨江縣地方ニ至リ耕作ニ従事セントスルモノヽ如ク沿江巡警局ハ彼等ガ護照ヲ所持セザルノ故ヲ以テ出境ヲ命ズルモ應セズ云々

交渉使ハ之ヲ安東縣道尹ニ電告シ退去命令方ヲ請求セリ

情報　第三十三号

明治四十三年八月二十四日

一、韓人退去命令ノ取消

七月十八日韓交涉使ハ總督ノ命ニ基キ内地ニ於ケル韓人ヲ退去セシムベキ訓令ヲ各地方官ニ發シ本命令ニ應セザル韓人ハ拘禁スベク、本訓令ヲ遵辨セザル地方官ハ相當處分スベキ旨嚴達セシ結果新民府管内浦河沿岸ノ稻田耕作ニ從事セシ韓人百餘名ハ本月上旬奉天ニ引キ上ゲシガ忽チ問題ヲ惹起シ同下旬本領事ハ交涉使ニ對シ退去命令ノ不當ヲ抗議中ナリシカ八月二十二日交涉使ハ總督ノ訓令ニ基キ各地方官ニ對シ韓人退去命令ハ實行困難ノ恐レアルヲ以テ駆逐ノ方法ニ

閣ニ於テ意見ヲ提出スベシト云フノ訓令ヲ發セリ

二、蒙古ニ露國領事館設置ノ件

本件ニ關シ八月二十三日在奉天米國領事ハ交渉使ニ左ノ照會ヲ為セリ

貴國外務部ハ露國ノ要求ヲ容レ洮南府ニ露國領事館支署ヲ設置シ、露蒙一切ノ交渉ヲ處理セシムベシトノ風説アルガ右ハ果シテ事實ナリヤ御回覆ヲ乞フト云ヒ

交渉使ハ總督ヲ經テ之ヲ外務部ニ照會セリ

情報 第三十九号

明治四十三年十月三十一日

一、朝鮮人取締ニ関スル錫総督ノ訓令

十月十日錫総督ハ輯安県知県ノ伺ニ基キ日韓併合後ニ於ケル在満朝鮮人ノ取締方ニ関シ民政司使及交渉司使ノ意見ヲ徴セシガ十月十五日両司使ハ従来ノ禁止辦法ニ照シ各地方官及巡防営ヲシテ在満韓人ヲ駆逐セシムベキ旨ヲ具申セリ総督ハ各司道ノ会議ヲ経テ十月二十三日奉省各地方官ニ左ノ訓令ヲ発セリ

我ガ韓僑禁止辦法ハ未タ日本公使ト協定ヲ経ザルガ本辦法協定マデハ従来ノ禁止辦法ニ準據シ駆逐出境セシムルヲ宗旨トスベシ韓人ニ関スル訴訟ハ我地方官ニ於テ審理スベシ云々

附記　延吉庁県丞ハ争訟ノ朝鮮人某ヲ日本領事ニ引渡セシガ

清國ニ審理ニ帰スベキ韓人ヲ日本領事ニ交出セシハ清國ノ権限ヲ放棄セルモノナリトテ十月二十二日總督ノ譴責ヲ受ケタリ

210 二、露國ノ北満増兵

十月二十二日錫總督ハ吉黒両省巡撫及北満各道台ヘ左ノ密電ヲ發セリ

近来露國第一第五ニ軍西比利亜ヨリ秘密入境ノ形跡アリ右事實ヲ調査シ入境ノ情形アリヤ已ニ入境セシモ其目的行動等電報スベシ云々

藤田氏復命

明治四十三年九月廿八日

南博士ニ従ヒ南満洲鉄道沿線及

朝鮮旅行報告書

第四 朝鮮

朝鮮ハ安東縣ヨリ京城迄旅行セルヲ以テ時ヲ別ニ記スベキモノナキモ彼ノ大同江流域ノ平地ハ稍豊穰ナルガ如ク其他ノ一般瘠地ナルガ如シ（形勢モアリテ）未ダ葡萄マスカット種ノ成績良好ナルヲ聞カズ

京城

ニ滞営セラルル蔬菜類ハ日、朝、清人ノ三農家競争栽培ニ甚シ。京城ヨリ十哩ニ去ル三里余即京城東大門外纛島ト称スル村ニ農商工部園藝模範場アリ一般果樹ノ成績

最優ニシテ植付二年目ヨリ結実多数ニシテ植付ノ当年結実スルアリ苗木ハ苹果ノ如キ芽接ヲ行ヒシ翌年四尺ニ及ビ側枝ヲ出スモノモアリ其梅随又ハ青森秋田等苹果生長結実隨分宜シキモ其地ノ状況ヲ見テ一驚シ博士ヨリ生来初メテ斯ノ如キ果樹ノ成績ヲ見ルト未ダアラザリシモ多辯見ルア無シトスト言フコトアリ実ニ如何ナル人モ該園ヲ見ルトキハ快感ヲ起スベキ室ナリナリ詳細ノ成績ハ小冊トシテ該園ヨリ出サレ居リシ名ノ如ク朝鮮ノ果樹ハ有望ナルモノトセリ　博士ヨリ果ニシテ如斯好適ナルモノトセリ将来青森秋田苹果ノ如キ需

南満洲鉄道株式会社

同範囲ヲ奪ハルヽニ至ルヘシト其他所々ニ経営セラレタルモノモ皆好成績ヲ著ハシ居ルト云フ

殊ニ某嘉村（島）ハ[illegible]韓江ノ沿岸ニ在リ特殊肥饒（鐃）ナル土地ニシテ斯ル場所ハ恐ラクハ朝鮮内ニ個所トナカルヘシ故ニ該園ノ成績ハ実ニ斯ル特殊ナルモノト見ルヲ至当トス

東洋拓殖会社ハ此地一帯ヲ占有セルモ当年内各地ニ於テ耕地百二十万円程買入ノ積リナリト言フ

水原模範場　詳細ハ成績表ニアルヲ以テ略ス果樹ノ状況ヲ前嘉島ト比較スルニ其事ニモ

南満洲鉄道株式会社

及ハサルノミ 場長曰ク果樹ハ到底内地ニ及バズ故ニ其ノ試驗ハ前者ニ譲リテ敬意ヲ払フト

要スルニ朝鮮ノ農業モ今日ニアリテハ雨季ノ降雨ニ左右セラルルモノナルコト満州ト大差ナカルベシ

故ニ耕地形ノ如キヲ顧ミテ予メ灌漑ト排水トノ便ヲ計リ置クハ着手前ノ必要事項ノ一ナリト博士ノ言至極ナリト云フ可シ

長總第一九二一號

明治四十四年九月廿九日

長春經理係主任　田邊敏行

地方課長殿

地方課長　義良敬孝殿

當附屬地ヲ距ル約一里三道溝ニ日本人及朝鮮人合同經營ニ係ル水田有之實地調査致候處別紙ノ通リニ有之候間御參考ノ為メ御報告ニ及ヒ候也

南滿洲鐵道株式會社長春經理係主任之印

一、三道溝ニ於ケル水稲栽培ノ沿革及關係契約

朝鮮咸鏡道人ニシテ李東元ト稱スル者數年前ヨリ露人ニ雇ハレ露寛城子ニ道溝ニ於テ飲食物ヲ販賣ニ從事シツヽアリシガ仝地ヲ離ルヽコト貳拾丁里程東北三道溝附近ニ於テ水稲栽培ニ好適地有ルヲ發見シタルニ付キ其仝郷人知友ナルシテ昨四十三年十月奉天ニ於テ水稲栽培者タル平安道寧辺梧里永林里ノ劉尚役並ニ慶尚道永川吉林面石春洞金泰云ノ二名ニ右三道溝ニ於ケル水稲栽培ニ有望ナル旨ヲ謀リタリシガ即チ本年四月十五日ニ劉尚役ハ其弟劉鶴祥ト同行ノ上實地調査ヲ遂ゲタリシガ仝地ハ灌漑排水共ニ良好ニシテ且土地豊沃ナルニヨリ愈々水稲

南満洲鐵道株式會社

栽培ニ従事スルコトニ決シ先ヅ清国側地主ニ賃借ヲ交渉
セシ処地主モ異議ナク熟地及荒地参拾晌地ノ借地ヲ
諾セシニヨリ茲ニ契約セリ（契約ノ内容ハ借地料ハ熟地一
晌一ヶ年官吊四十五吊荒地一晌一ヶ年貳拾六吊ニシテ期
限ハ三ヶ年一ヶ年毎ニ借地料前納スルノ約束ナリシ）
茲ニ於テ契約成立セシヲ以テ劉尚洪等ノ一行ハ再ビ奉天ニ
赴キ金泰云其他ノ者ニ出資ヲ謀リタルモ何レモ資金ニ
乏シク故ニ当時奉天所属地ニ居住スル愛媛県上浮穴
郡柳谷村大字柳江川鶴原藤次郎ニ投資方ノ協議ヲ
セシニ鶴原ハ実地調査ノ上投資ナスベク即チ五月中旬
朝鮮人金泰云外数名ヲ引率シテ当地ヘ来リ東第七区

南満洲鉄道株式会社

三十四晌地藤田與市郎ヘ謀リ共同經營トナスコトニ決定シ朝鮮人ノ希望通リ起業セシムルコトヽナシ土地所有者盖殿康、唐善山、蘭苟条、基苟為吉ト藤田與市郎妻米トノ間ニ於テ左ノ通リ契約セリ

契約地總數ハ熟地拾七晌荒地八晌二分合計貳拾五晌二分

地代　熟地一晌一ヶ年　四十五吊

荒地一晌一ヶ年　貳拾五吊

總地代官吊九百貳拾壹吊

外ニ洋銀七圓（手數料トシテ地主ニ渡セルモノト推スルモ用途不詳）

租借年限　参ヶ年

明年以降地代ハ旧暦二月支払ノコト

但シ本年分ハ契約ト同時ニ納付済

而シテ一方朝鮮人ト藤田與市郎、鶴原隆次郎トノ間ニ於テ

左ノ通リ契約セリ

一、藤田及鶴原ノ投資額ヲ清償ハ百円ト定メ朝鮮人ハ

生産額ノ七分藤田及鶴原ハ三分ヲ收得ス

一、藤田及鶴原ノ出資ハ朝鮮人自己ノ收得ヨリ返却スヘ

キ事

一、借地代ノ支拂及耕作ニ関スル出資ハ朝鮮人ノ負擔タル

コト

一、藤田及鶴原ニハ倉庫及精米機ヲ設備セシムルコト

一、朝鮮人ハ本年以降ニ於テ本業ヲ継續スルニ於テモ本年

同様ノ契約ヲナスコト

以上ノ契約ノ下ニ明治四十四年五月廿七日帝国領事館ノ認証ヲ

ヲ受ケタリ（土地ニ於テ藤田憲ト支那人地主トノ契約ハ領事館ニハ関係セズ）

茲ニ於テ朝鮮人ハ作業從事人及家族ヲ招キ奉天乃至

朝鮮ヨリ来リ居住セリ左ニ人名及本籍ヲ記サンニ

戸長　劉尚波　四十三年　平安北道寧辺郡梧里面永林里

戸主　金錫兩　四十三年　平安北道寧辺郡内舊倉里

戸主　文仲吉　五十三年　平安北道渭原

妻　劉氏　五十八年　仝

子　奎元　二十五年　仝

戶主 崔德敏 四十三年 平安北道 義州津里面

妻 趙氏 三十四年 仝

母 金氏 六十三年 仝

子 昇化 二十三年 仝

次子 昇善 十四年 仝

女兒 九年 右仝

三子 昇福 七年 仝

次女兒 四年 仝

戶主 金京春 四十五年 京畿 橋河

妻 朴氏 三十五年 仝

戶主 邊陽武 四十四年 京畿 長湍

[illegible]

妻	燕氏	三十六年	仝
女兒		十三年	仝
子	仁植	八年	仝
次女兒		三年	仝
戶主同居	金錫用	六十一年	江原道江陵
仝	邊宗武	四十七年	~~黃海道海州~~ 京畿長湍
戶主同居	崔啓善	二十七年	黃海道海州
戶主	金巨琜	四十二年	平安北道江界高山面
同居	趙志順	四十四年	平安北道義州
同居	金仁用	二十六年	平安北道厚昌
	李根培	四十年	黃海道信川

D

南滿洲農業株式會社

金基環　二十三年　平安北道宣川

朴啓勲　十七年　平安南道平壌中城

合計貳拾九名

二、清國官憲取調及交渉事項

明治四十四年五月下旬清國巡警参名朝鮮人住家ニ来リ戸口及戸籍調査ヲ為リ仝年七月廿八日ニ至リ清國巡警貳名来リ朝鮮人ノ住居ハ五日以内ニ退去スヘキ旨ヲ命シ地主ヘハ該地ノ租借料ヲ返還スヘキ旨ヲ命シタルモ朝鮮人ハ三ケ年ノ契約アルニ付キ三ケ年間ハ立退クコト能ハザル旨ヲ主張セリ七月廿一日ニ至リ巡警ハ地主ニ至リ朝鮮人ハ三ケ年ヲ主張スルモ本年一ケ年間丈ケ居

住スルモ差支ナキ旨ヲ傳ヘタリ

三、關係者出資状況

一、朝鮮人ノ出資

劉尚浚	金拾四円貳拾銭
劉鶴璘	金貳拾七円八拾銭
金炳六	金五拾八円八拾銭
文仲吉	金貳拾七円廿銭
金京春	金貳拾貳円七拾銭
李根培	金六円八拾銭
金江璘	金拾円
崔啓善	金拾六円參拾銭

辺京哉　金八円四拾銭

辺陽哉　金百拾四円

崔德敏　金八拾九円拾五銭

金仁用　金拾六円四拾五銭

金巨弥　金拾五円五拾四銭

金基環　金拾四円八拾六銭

趙志順　金拾四円六拾五銭

朴啓勲　金九円拾八銭

金錫雨　金八円

合計金四百七拾四円○参銭

一、藤田与市郎及鄭京燮　隣ヽ郎接受

洋銭 千貳百五拾弗也

内譯

地租 洋銭 弐百八拾八弗七拾仙

種籾代 仝 貳百参拾弐弗八拾参仙

小屋賃 仝 参拾弗参拾仙

上支那繩墾金 仝 七弗五拾仙

耕作費 支那農夫雇人 洋銀 八拾六弗弐拾仙

生活費 五月廿日ヨリ七月廿日マデ 五百九拾八弗四十仙

合計 壹千弐百四拾参弗七拾七仙

一、今位ニ於ケル出資豫算

洋銭 壹千円也

内訳

一、朝鮮人 自八月至十月 生活費 洋銀 六百円

一、家屋建築費 洋銀 四百円

合計 出資額 貳千弐百五拾余

四、収穫豫想（藤田氏）

一金 貳万壱千参百余

内 訳

一金 弐万壱千余 弐拾五晌ニ対スル総収穫 高粱壱千石ト見積リ 支那枡一斗ハ日本枡一斗四升ニ相当スルニ付壱千石ハ日本枡壱千四百石 時価玄米一石拾五圓ト見テ計算ス

一金 参百円 藁代

以上収穫豫想高ハ先年新民屯ノ如キハ一晌毎ニ五拾石（支那枡）

南満洲鐵道株式會社

ヲ収穫セリ本水田ハ播種期ヲ失シタルニ付キ遅延セシムル歟
アルニ付キ一晌地四拾石ト見積タルモノナリトニフ

五、水稲栽培地位置

二道溝停車場ヲ距ル拾町程東北ニ向ヒ三道溝ト称スル民
村アリ夫ヨリ高丘陵ニ崖トナリ形恰モ三日月形ヲナシ
其丘陵麓ヨリ湧出泉四ケ所アリ其下流ハ三尺乃至五尺ノ
小川トナリ東方ニ流レ弐拾丁ノ所ヲ流レハ伊通河ニ
注グ其附近ノ地面ハ湿潤ニテ普通作物ノ耕作ニ至
難キ場所ナル為メ一帯ノ不毛地ナリ土地ハ平坦ニシテ
土質ハ有機質ニ富ミ豊沃ナリ灌漑ノ便ハ四ケ所ノ
湧出泉ノ下流ヲ受ケ排水ハ地形東北ニ稍傾斜

南満洲農事試驗場

セルヲ以テ天決増水ノ為メ流水氾濫ノ憂ナク水稲
栽培地トシテハ自然ノ好適地ナリ此地ヲ水稲栽培
ノ為メ耕地整理ヲナシ数十区ニ分割シ栽培シツヽアリ

六、耕種ノ梗概

一、稲種ハ曽テ奉天ニ於テ数年間試作セシモノト朝
鮮ヨリ輸入ノモノト二種ニシテ其早、中、晩ノ三者
ノ有芒無芒種ナリ品種ニ至リテハ混合種ナルヲ
以テ一見識別ナシ難キモ一般ニ小粒ニシテ内地産
百日早生ニ類似ノモノ多ク一見其種ナランカ然レモ
気候風土異変自然ノ状態ニヨリ初年ハ一般小粒
トナルノ傾向アルモノナレバ或ハ他品種ナランカ之等ハ追而

研究ノ上報告スルコトヘセリ
一、播種期ハ諸事創設ノ初年ニシテ総テノ準備遅レ日本暦五月廿日ヲ以テ播種セリ播種方法ハ朝鮮式ト内地式、即チ苗代播種ト本田直播ノ二種ナリ播種量ハ全耕地ニ対シ十七石九斗一升（日本一反歩当リ九升ノ割）ヲ播下セリ挿秧期ハ六月廿五日ニシテ除草ハ挿秧后十五日ヲ経テ第一回除草ヲ行ヒ三十日ヲ経テ第二回ノ除草ヲ了ヘリ八月十七日開花シ九月十五日全ク排水セリ肥料ハ本田苗代共施肥セザルモ其ノ草丈（九月十六日調）四尺二寸五分分蘖多ク七個ノ分蘖セリ葉色ハ濃緑ニシテ剛硬ナリ病虫害ハ病害ニ

罹リタルモノハ認メザルモ昆虫ノ為メ食害セラレタルモノアリ即チ浮塵子（主ニツマグロヨコバイ）一化性螟虫ナリ螟虫被害ハ所々ニ白穂ヲ認メタリ収穫期ノ予想ハ来月十五日頃ナルベシ以上耕種梗概ヲ取調ヘセシモノナルガ本年度ニ於テハ播種期ヲ失シタルト本月上旬即チ開花当時ニ於テ俄カニ温度下降ト稲種主ニ中生、晩生種ナルヲ以テ充分ナル完熟ヲ見ル能ハザルベキモ早生種ハ結実セリ、抑モ稲ハ原産地熱帯地方ナルヲ以テ高温及多湿ノ地ヲ以テ適当トナス発芽ハ摂氏十五度ヲ要シ開花ハ二十九度ニ於テ完成熟ハ二十四五度ニ及バザルベカラズ此温度ヲ得ザル地

方ニアリテハ其收穫完全ナルヲ得ザルナリ台湾ニ於テ年二回ノ收穫ヲ得レドモ北海道ハ全ク登熟セザルハ之ガ爲メナリ然レドモ現今ハ漸ク寒ニ育セラレ北緯四十三度以北ニアリテモ尚ホ生育セルモノヽ如シ

稲ノ生育ニ温度及濕氣ノ必要ハ以上述ベシ如ク更ニ光線ノ作用ヲ待ツコト甚大ナルモノナリ降雨頻繁ナルガ爲メ生育不十分ヲ来スコトアルハ全ク光線ノ不足ニ原因スルモノナリ故ニ一般ハ七月下旬ヨリ八月上中旬ノ頃ハ其分蘖伸長共甚ダ旺ナレバ其期間ハ雨少クシテ温度高キヲ要ス殊ニ開花時期ニ於テ第一トナス當地方氣候ハ以上ノ条件ニ相均シク現ニ好良ナル結果ヲ得ツヽアレバ將来有望ノコトタルベキヲ信ゼリ

1. 29 課
1 11 20 庶務課

地方課長承

復命書

依命稲作状況ヲ視察致候處

別紙ノ通リ及復命候也

大正元年十一月廿八日

供安城當直安勤

高橋謙太郎

地方課長殿

21

南滿洲鐵道株式會社

長春ノ稲田農場

沿革

朝鮮咸鏡道ノ李東元ナル者數年前ヨリ露國人某ニ
雇ハレ露寛城子ニ西溝ニ於テ飲食物ノ販賣ニ從
事シツツアリシガ其地ノ水稲栽培ニ適當ナルコトヲ發
見シ其知人ニシテ奉天ニ水稲栽培ヲナシツツアル平
安道寧辺悟里永林里ノ劉尚文外二名ニ謀リ
実地調査ヲ遂ゲ清國側地主ニ土地ノ貸付ヲ交
渉シ契約ヲ締結セリ。然レドモ朝鮮人等ハ
露國ニ立シナ為牟次附屬地居住ノ優媛

縣人鶴原隣次郎及長春東洋三十四号孫田
興市郎ノ両人ト共同経営ヲナスコトニ決シ請願側
ノ土地所有者ト孫田興市郎トノ契約ヲ承認ストノ旨ニ在リ
如キ契約ヲ為セリ、（明治四十三年九月）

一、契約面積合計弐拾五晌地弐分

内訳

熟地面積拾七晌地
荒地面積八晌地弐分

一、借地料金ケ年九百弐拾壱吊
但シ熟地一晌地ケ年四十五吊　荒地一晌地

一ヶ年二十六吊

一、租借年限三ヶ年

一、明年度以后借地料ハ請暦弐円ニ支払フノ一、

又一方ニ於テハ耕作者朝鮮人ト當半手大同来ノ

ト間ニ左ノ如キ契約ヲナセリ

一、藤田及鶴條ノ両名ハ資本金トシテ諸化費

八百円ヲ支出スルコト

一、朝鮮人ハ生産額ノ七分藤田及鶴條ハ三分

ヲ收得スルコト

一、藤田及鶴條ノ出資ハ朝鮮人自己ノ收

得島ヨリ退却スルコト、

一、借地代ノ支払及耕作ニ要スル出資ハ朝鮮人ニ於テ負担スルコト、

一、稲田及鶏卵ハ倉庫及精米機ノ設備スルコト、

一、朝鮮人ハ来年以降ニ於テモ小作ノ継続スルトキハ本年ト同様ノ契約ヲナスコト、

以上ノ如キ契約ノ下ニ水稲栽培ヲ行フコトヽナル

位置　二道溝停車場ノ東北約二十町ヲ隔ル所ニ三道溝ト称スル小部落アリ 半坡場ハ其東側ニ位スル土地ヲ整理シ数十区ニ区劃シテ栽培シツヽアルモノナリ

地勢　稍東北ニ傾斜シ伊通川其東方ヲ流ル以近傍一帯ノ地ハ湿潤ニシテ普通作物ノ栽培ニ至難ナルニ依リ一望荒地ナリ

面積　二十五晌地ニシテ内二十晌地ハ昨年度ニ於テ開田セルモノナリ

土質　有機質ニ富ミ肥沃ノ壌土ナリ

灌漑

三道溝ヨリ湧出スル泉四個所アリ其ノ下流ハ三尺―五尺ノ小川トナリ東方約二十町ノ伴道川ニ注グ本農場ハ其ノ湧出泉ノ下流ヲ受ケ居ルヲ以テ之レヲ利用シ灌漑ニ供シツヽアリ土人ノ言ニ依レハ盛夏旱魃ノ候ト雖モ湧水ノ絶ユルコトナシト云ヘリ

一、種類　所謂奉天稲ト称スル混合稲ナリ

生育状況

耕種ノ方法粗放管理亦不充分ナリシトセ

南滿洲鐵道株式會社

土地肥沃ナルニ依リ茎葉繁茂シ分蘖多ク一粒ノ種子ヨリ十本乃至十二、四本ノ分蘖アリ、葉色濃緑出来過キテ登熟ヲ遅延セシメタルヲ以テ完全ナル登熟ヲ不可能ナルベシ

草丈ハ九月六日調査ニ四尺一―ニ尺ニ寸ヲ観察

当時乳熟期ニ達セルモノアレドモ晩キハ未タ開花スルニ至ラス稔穎雑纏ナルニヨリ出穂穂揃共ニ不揃ナリ

病害ハ見受ケザリシカ浮塵子、螟虫、葉巻虫等大ニ発生セリ殊ニ又鳥雀ノ害ニ甚

生贖シクシテ藥害ノ被害大ナカラン

耕種ノ梗概

耕作方法ハ朝鮮式ノ撒播ナリ播種期ハ四月下旬ヨリ五月中旬迄ニシテ播種量ハ全耕地ニ對シ十八石餘日本ノ反歩約九斗ノ割合ナリ肥料ハ使用セス除草ハ二回乃至三四トス生育ノ初期ニ雜草ノ繁茂甚シク除草ニ多大ノ勞力ヲ要スルト云フ　八月上旬開花約二十日ニシテ穗揃ヒ九月上旬排水シ登熟ヲ促セリ十月上旬收穫ノ見込ニナリト云フ

奉発第六五四號

地方課長

大正元年十二月廿六日

奉天經理係主任 原田鐵造

地方部長 栽原敬孝殿

過般本社農商務技師満洲水田灌漑調査出張ノ節当係員奥井特派ニ随行セシメ満洲内各地現在水田状況取調ヘ概要別紙一覧表ニ調製供貴覧候条御査收相成度候也

満洲水田所在反別調（大正元年十二月現在）

場所	水田反別 天地 / 町反	一天地又ハ一反歩当収量	総収量 支那枡 / 日本枡	灌水給源	耕作者	摘要
京奉線 大石橋ノ水田	一三〇天 / 四六、八〇町	籾 二、五〇石 / 四、三四	籾 一四九五、〇〇石 / 二〇三三、〇〇	蒲河ヨリ分水灌漑	朝鮮人	大石橋村ヨリ南五清里 明治四十三年創業 六畝ヲ以テ一天地トシ一畝ノ収穫百八十斤 彼地ノ一石ハ我一石三斗六升
仝 西家子ノ水田	三〇天 / 一〇、八〇	籾 一一、五〇 / 四、三四	籾 三四五、〇〇石 / 四六九、二〇	小川ヨリ分水灌漑	朝鮮人	馬三家子駅ヨリ西南十二清里小西家子ト大西家子トノ中間ニ位ス大正元年創業 六畝ヲ以テ一天地トス収量ハ大石橋ニ仝シ
仝 打虎山ノ水田	七〇〇 / 四二〇、〇〇	籾 一五、〇〇 / 四、五〇	一〇、五〇〇、〇〇石 / 一八、九〇〇、〇〇	打虎山ヲ西北十五清里距ル地点ニテ羊腸河ヨリ分水灌漑	支那人水田公司	打虎山駅西南十二清里羊腸河ノ左岸 明治四十三年創業、十畝ヲ以テ一天地トス 彼地ノ一石ハ奉天ノ一石四斗ニ当リ我一石八斗ニ当ル
仝 西公太堡子水田	七〇〇 / 二五二、〇〇	籾 九、〇〇 / 三、四一	籾 六、三〇〇、〇〇石 / 八、五九三、〇〇	蒲河ヨリ分水灌漑	支那人	奉天新民ノ中間蒲河ノ左岸明治四十一年創業 六畝ヲ以テ一天地トシ彼地一石ハ我一石三斗六升ニ当ル
関東州内 三十里堡ノ水田	一三〇、〇〇町	籾 二、五〇石	籾 三、二五〇、〇〇石	(追見ノ調取ヲ追ヘ況状灌漑)	支那人	
仝 上	二〇、〇〇	籾 二、五〇	籾 五〇〇、〇〇		日本人	
仝 西園甎ノ水田	四五、〇〇	籾 二、五〇	籾 一、一二五、〇〇		支那人	
仝 上	五、〇〇	籾 二、五〇	籾 一二五、〇〇		日本人	
普蘭店水田	二〇、〇〇	籾 三、〇〇	籾 六〇〇、〇〇		日本人	

○ ○ ○ ○ ○

金州ノ水田	五.〇〇町	籾 三.〇〇石	籾 一五〇.〇〇石		日本人	
馬家屯水田	一〇.〇反 / 三六.〇〇	籾 一〇.〇〇 / 四.八〇石	籾 一〇〇〇.〇〇石 / 一七三〇.〇〇	熊岳河ヨリ分水灌漑	支那人	熊岳城駅ヨリ東南約十清里、十四年前ノ創業 六畝ニテ始メ一天地ト入ル、其地一石八斗支耕ヨリ三斗五升ヲ ニ即チ我一石七斗三升ニ当ル
古家子水田	一六 / 五.七六	籾 一〇.〇〇石 / 四.八〇	籾 一六〇.〇〇 / 二七六.八〇	仝上	支那人	熊岳城鉄橋側鉄道東部 支那人及外量ハ馬家屯ニ仝ジ
仝上	一五反 / 五.四〇	籾 一〇.〇〇 / 四.八〇	籾 一五〇.〇〇 / 二五九.五〇	仝上	支那人	仝上ノ西部 / 仝上
杜家営水田	六.〇〇	籾 三.一二石	籾 一八七.〇〇石	仝上	入江吟治	熊岳城西面側熊岳河右岸附属地
海城 井上農場水田	三.〇〇町	籾 四.五〇	籾 一三五.〇〇	井戸手押ポンプ灌漑	井上正治	大正元年創業鉄道附属地
千金寨 大松子農場水田	一四.〇〇	籾 四.〇〇	籾 五六〇.〇〇	撫順炭坑ノ廃水ヲ灌漑	大江惟慶	明治四十三年創業炭坑附属地
老古台 仝上	五.〇〇町	籾 四.〇〇	籾 二〇〇.〇〇	仝上	仝人	仝上
瓦房店 旭農場水田	〇.一〇	籾 四.〇〇	籾 四.〇〇	貯水池ヨリ風車ニテ灌漑	油井倉吉	大正元年創業鉄道附属地
大石橋						
湯崗子						

遼陽 満鉄経理係水田	〇、六町	収 三、九〇石	収 二三、四石	井戸ヲ掘リ汲上灌漑	遼陽経理農園	大正元年創業遼陽経理農園内
奉天 勝弘農場水田	三五、〇〇	収 五、四二	収 一八九七、〇〇	井戸六吋セントリーヒューガルポンプ二台	勝弘貞次郎	明治四十三年創業鉄道附属地
奉天 西宮農場水田	一三、五〇	収 二、六〇	収 三五一、〇〇	井戸四吋セントリーヒューガルポンプ一台及市街下水ニ依ル	岡崎潔九	明治四十四年創業
奉天 薄農場水田	一二、〇〇	収 二、一六	収 二六〇、〇〇	溜水ヲ六吋セントリーヒューガルポンプ一台	支那人 崔某	大正元年創業
鉄嶺 勝弘農場水田	三、五〇	収 一、四〇	収 四九、〇〇	井戸六吋セントリーヒューガルポンプ一台	勝弘貞次郎	大正元年創業当初七町歩ノ作付ナリシモ灌漑設備不完全ノ為其半部ヲ放棄セリ又実際収穫シタル反別ハ僅ナリ
仝 吉見農場水田	〇、三〇	収 一、五〇	収 四、五〇	溜池ヲ堰堤シ手押ポンプ	吉見米太郎	大正元年創業鉄道附属地灌漑完全ナラザリシ為成績不良ナリ
乱石山水田	二、〇〇	収 二、五〇	収 五〇、〇〇	溜水ヲ徒手汲上灌漑	山口運輸公司	大正元年創業
長春ヨリ東南二里 工藤農場水田	二〇、〇〇	収 —	収 —	河水ヲ灌漑	工藤某	大正元年創業本年ハ其収穫ヲ目的トセズニ付粗収穫ナシ
寛城子附近水田	一七、〇〇	収 一、〇〇	収 一七〇、〇〇	五ヶ所ノ湧水泉ヨリ灌漑ス	朝鮮人団体耕作 出資 藤田与市郎	明治四十四年創業
長春 満鉄経理ノ水田	〇、三〇	収 二、五〇	収 七、五〇	渓流ヲ貯水シ灌漑セリ	長春経理係	大正元年創業
千金寨古城子 森農場水田	八、〇〇	—	—	撫順炭坑々内水ヲ灌漑	森 琢郎	大正元年創業成績不良収穫ヲ見ズ

地名	面積	反当収量	総収量	灌漑	経営者	備考
彰武ノ水田	二〇.〇〇町	籾 二.〇〇石	籾 四〇〇.〇〇石	河水ヲ灌漑用ニ供ス	支那人	大正元年創業灌漑ノ方法宜シキヲ得ズ成績不良ナリト云フ
渾河流域 鮑家屯ノ水田	六五.天地 三九.〇〇町	籾 一六.〇〇石 三.六〇	籾 一〇四〇.〇〇 一〇四〇.〇〇	渓流又ハ河川灌漑	支那人崔某	撫順城ヲ去ル東北十五清里渾河右岸、十六年前ヨリ水田耕作ヲナス。十畝ヲ以テ一天地トス 收穫一石八斗乃至一石五斗ニ当ル
仝 仝上	一〇.天地 六.〇〇町	籾 一六.〇〇石 三.六〇	籾 一六〇.〇〇 二一六.〇〇	仝	朝鮮人	仝 上
仝 打鶯咀子ノ水田	四〇.天 二四.〇〇町	籾 一六.〇〇 三.六〇	籾 六四〇.〇〇 八六四.〇〇	仝	支那人傘文閣	撫順城ヲ去ル東方二十清里渾河左岸 十畝ヲ以テ一天地トス
仝 上張堯ノ水田	一〇 六.〇〇	籾 一六.〇〇 三.六〇	籾 一六〇.〇〇 二一六.〇〇	仝	支那人	撫順城ヲ去ル東北五十清里渾河右岸 十畝ヲ以テ一天地トス
仝 三家子ノ水田	二〇.天 一二.〇〇	籾 一六.〇〇 三.六〇	籾 三二〇.〇〇 四三二.〇〇	仝 上	支那人	撫順城ヲ去ル東北三十五清里渾河右岸 十畝ヲ以テ一天地トス
仝 什児康ノ水田	二〇 一二.〇〇	籾 一六.〇〇 三.六〇	籾 三二〇.〇〇 四三二.〇〇	仝 上	支那人	位置不詳 十畝ヲ以テ一天地トス
興京府 新賓堡附近ノ水田	二二.〇天 一三.二〇町	籾 一五.〇〇 三.三七	籾 三三〇.〇〇 四四五.〇〇	仝 上	朝鮮人	光緒三十三年頃(十四五年前)朝鮮人ニ依リテ耕作ヲ創業ス 十畝ヲ以テ一天地トス
但渾河上流蘇子河右岸永陵清賓堡間ニ点在スル駅馬湍下大甸子、上大甸子、趙隅勾、監祺左子、南樸捕勾等各部落ニ渉リテ朝鮮人水田耕作ヲナスモノ多ク合算シテ二百二十天地ノ水田ニ及ブモノナリ						
興京府 汪清門附近ノ水田	二〇天 一二.〇〇町	籾 一五.〇〇 三.三七	籾 三〇〇.〇〇 四〇五.〇〇	渓流又ハ河川灌漑	朝鮮人	十四五年以前ノ創業ニ係ル興京東南方約五十清里 十畝ヲ一天地トス 収穫ハ一天地ノ石ハ我一石三斗五升
通化県 上甸子下甸子間ノ水田	一二六.〇〇町	籾 二.五〇	籾 二九,〇〇〇.〇〇	仝	朝鮮人	今ヲ距ル三十年以前ヨリ水田耕作ヲナス 通化以南渾江ニ沿ヒ五十清里ヲ去ル渾江右岸

渾江右岸 通化附近ノ水田	三〇.〇〇町	二.五石	七五〇.〇〇石	溪流又ハ川ヨリ灌漑	朝鮮人	十四五年以前ノ創業 通化下流三里許ニ位古河口外附近水田ヲ含ス別ナリ
鴨緑江安東下流水田	二、一七三反 七八二町二八	一.二〇〇石 六.〇〇石	二六、〇七六.〇〇石 四六九三石六八	仝上	朝鮮人	六畝ヲ以テ一天地トス 天地一石ハ我ノ一石八斗ニ当ル
但水田耕作区域ハ東ハ安東ヲ去ル五面満溝ナリ西ハ九站下竜王廟ニ達シ鴨緑江岸ハ五道溝三道溝、三道浪頭、二道限子及岐子溝ナリ 各地ニシテ奥地ハ江岸ヲ距ル六七清里乃至六七十清里ノ地方ニ包容セラレ点在スルモノヲ云フ						
湯山城附近水田	七四.六〇町	二.五〇石	一八六五.〇〇石	靉河及湯山城川ヨリ灌漑	支那人	五年以前ノ創業
仝上	一二.二〇町	二.五〇	三〇五.〇〇石	仝上	朝鮮人	〃
仝上	〇.四〇	二.五〇	一〇.〇〇石	仝上	日本人	大正元年創業鉄道附属地
五竜背水田	四.〇〇	三.〇〇石	一二〇.〇〇	溪流又ハ川ヨリ灌漑	大橋熊五郎	大正元年創業鉄道附属地
仝上	七.〇〇町	三.〇〇	二一〇.〇〇	仝上	支那人	
宮台子水田	八.〇〇	三.〇〇	二四〇.〇〇	仝上	支那人	
草河口附近水田	二.七〇町	二.五〇	六七.五〇	小川ノ水ヲ利用灌漑	支那人及朝鮮人	明治四十三年頃朝鮮人ニヨリ創業 草河口駅ヨリ西南三清里ニ在ル千西備及劉家駅ヨリ東方二十町ニ在ル徒岑子
鳳凰城水田	四.〇〇	二.〇〇	八〇.〇〇	仝上	朝鮮人	五六年以前ヨリ水田耕作ヲナス 九九城ヲ距ル南方三哩

蛤蟆塘附近水田	五〇〇	石 二五〇	石 一二五〇〇	大河及蛤蟆川ヲ引用灌漑ス	支那人	明治[illegible]
但碑子帯満ニ三町歩蛤蟆塘ニ一町三反歩通天溝ニ七反歩						
高麗門附近水田	一七〇	石 四〇〇	石 六八〇〇	溪流水灌漑ス	支那人	最モ古キモノハ光緒二十六年ヨリ耕作ス
但支瓜林子ニ二反歩老爺廟ニ一反五畝歩劉家堡ニ一町三反五畝歩						
石橋子ノ水田	町 一〇〇	石 二〇〇	石 二〇〇〇	小川ヲ引キ灌漑ス	浜田末次郎	大正元年創業鉄道附属地
姚千戸屯附近水田	二八〇	石 三〇〇	石 八四〇〇	仝	支那人	平台子、辺牛彔堡、腰堡、高台子ノ各処ニ少面積アリ
計	町 三六三三九四		九二七七三〇八〇			

備考 関東州内ノ水田ハ金州民政支署ニ付取調ベ全州面積ノ分ヲ摘記シ大連及旅順方面ハ

貔子窩附近ノ水田ハ取調未済ニ付本表ニ記載セズ

九四八〇

〆 二七四〇五〇

大正二年

南滿洲米作概況（大正二年）

南滿洲鉄道株式會社 地方課

南滿洲鉄道株式會社

第壹 南満洲米作現況

由來満洲ノ農家ハ高梁及粟ヲ以テ日常ノ食糧トナシ其茎稈ヲ唯一ノ燃料及家屋築造ノ材料トシテ極メテ簡単ナル生活ヲ営ミシト又満洲ノ地タル水利ニ不便ニシテ容易ニ灌漑水ヲ得ルノ道アラザリシトヨリ古來満洲ノ農家ニシテ水稲ノ耕作ニ着目セシ者甚ダ稀ナリシガ如シ

然ルニ近古朝鮮人ノ臭々満洲東部地方ニ移住スルニ及ビ山間渓流ノ附近乃至ハ低湿ノ地ヲ卜シテ水稲耕作ヲ始メ之ヲ以テ唯一ノ生業トナセシガ如ク口碑傳フル所ニヨレバ通化縣上甸子、下甸子附近ニハ今ヲ去ル四拾年前ノ頃ヨリ既ニ朝鮮人ノ來リテ稲作ニ従事セシ者アリシト云フ。爾來其耕作ハ鮮人ノ西漸ト共ニ渾河上流地方即チ興京府江

清門新賓府附近及ビ撫順縣鮑家屯。打鴬咀子等ニ及ビ又一部支那人間ニモ傳般シテ興京府。撫順縣方面ハ元ヨリ熊岳城附近ニ於テモ満洲農家ニシテ拾五六年以前ヨリ稲作ニ従事セシ者アルヲ見タリ。然レ共当時ハ尚米ノ需要極メテ僅少ナリシヲ以テ其耕作モ亦微々トシテ振ハザリシガ日露戦後一朝邦人ノ満洲ニ居住スルニ及ビ米ノ需要蔚然トシテ起リシト又米價ハ日本内地ニ於ケル騰貴ノ影響ヲ受ケテ逐年昂騰ノ一方ニアルトニヨリ居住邦人間ニモ満洲ニ於ケル稲作ノ利益ニ着目スル者ヲ生シ鉄道附属地ニ於テ明治四拾二年大江惟慶氏カ撫順ニ開田セシヲ始メトシ翌四拾三年ニハ奉天附属地ニ於テ勝弘貞次郎氏ノ開田アリ適々此等試作ノ結果良好ナリシヨリ見テ沿線各所ニ續々稲作経営者ヲ生シ大正元年末ニ於ケル鉄道附属地ノ水田面積ハ九四

光明洋行納

町八反歩總籾産額二七四〇石ニ及ベリ續テ大正二年ニ至リテハ愈々稲作ノ有利確実ナルコト一般ニ称道セラレシト又會社カ附属地ノ水田経営者ニ對シ直接間接ニ保護奨励ヲ与ヘタリシ結果其水田面積ハ一六七町二反歩ニ總籾産額ハ一躍四四一九石余ニ激増セリ

又一方安奉線ノ開通及日鮮合邦ハ朝鮮農民ノ満洲移住ヲ益促進シ明治四拾三年以来鴨緑江沿岸ハ元ヨリ安奉沿線、新民屯附近、或ハ柵河、海龍地方等鉄道線路ノ左右ニ進入シテ稲作ニ従事セル朝鮮人漸ク多ク加之ニ晩近奉天、新民屯方面或ハ熊岳城、松樹附近等ノ支那農家ニシテ日鮮人ノ水田ヲ摸倣シ稲作ニ着手セル者又尠ナカラズ此等附属地外ニ於ケル最近大正二年末ノ水田面積ハ約三八四二町歩ニシテ其總籾産額ハ一三〇三九一石余ニ達セリ

南満州鐵道株式會社

今以上ノ詳細ヲ附属地ノ内外ニ別チテ表示スレバ左ノ如シ

鉄道附属地内水稲作付反別及収穫量（経理係管区別）

区別	場所	水田反別	稲種類	籾収量	灌水給源	経営者名	創業年次	摘要
長春	三間房	二、〇〇町	札幌赤毛	三、〇〇石	自然降雨ヲ待ツ	酒井新輔	大正二年	降雨少ナカリシ為メ大部分発芽セズ
公主嶺	四平街	一、九〇四	札幌赤毛	三二、〇六	河水ヲ踏車ニテ	浦井惣吉	仝	
仝	仝	、〇五	札幌赤毛	、六一	井戸ヨリ手押ポンプニテ	梅澤熊七	大正元年	昨年ハ内地種又朝鮮種ヲ撰ビシ為メ収穫皆無
仝	仝	一、〇	札幌赤毛	二、〇〇	溜水ヲ踏車ニテ	石井潤三	仝	
鉄嶺	昌図	二、〇	札幌赤毛	四、〇〇	貯水溜ヲ踏車ニテ	本石伊之助	大正二年	
仝	金溝子	三、〇	札幌赤毛	五、〇〇	鉄管打込井戸ヨリ松田式ポンプニテ	宮本一二	仝	
仝	平頂堡	二、〇	札幌赤毛	四、〇〇	小流ヨリ自然灌水	川崎太郎	仝	

仝	鉄嶺	一二、〇〇	朝鮮種	三四二、八〇	石油発動機ニテポンプニテ井水揚水	勝弘貞次郎	大正元年	昨年ハ早霜ノ為メ収穫皆無
仝	仝	四、〇〇	朝鮮種 札幌赤毛	七三、五〇	仝	吉見米太郎	大正元年	
仝	仝	一三、〇〇	朝鮮種	二七六、六五	仝	鍛治	大正五年	
仝	仝	、四〇	仝	一七、五五	支那式井戸灌漑	三浦琢磨	仝	
仝	乱石山	一〇、〇〇	仝	三二六、〇〇	貯水溜ニテ支那式水車ニテ灌漑	山口運輸公司	大正元年	昨年ハ早霜ノ為メ収穫皆無
奉天	奉天	四五、〇〇	朝鮮種	一一一〇、七〇	電気力ニテポンプニテ井水揚水ス	勝弘貞次郎	明治四十三年	
仝	仝	二七、〇〇	仝	八〇八、五〇	仝	西宮房二郎	明治四十四年	
仝	石橋子	一、六〇	仝	三二、〇〇	小流ヲ引用灌漑	濵田末三郎	大正元年	
遼陽	遼陽	、五〇	朝鮮種	一〇、〇〇	井戸ヨリ支那式揚機ニテ	小泉儀以	大正元年	
仝	仝	、〇一	仝	—	溜水ヲ灌漑ス	佐藤直次	仝	溜水枯渇ノ為メ収穫皆無
大石橋	湯崗子	五、三〇	朝鮮種	一三〇、〇〇	温泉湧水ヲ溜メ自然灌漑シ足踏水車ニテ	林屋仲太郎	大正二年	

大石橋	海城	六五〇町	内地種 朝鮮種	一七二、〇〇石	井戸ヨリ支那式ニテ揚水灌漑	井上正茂	大正元年	
仝	仝	二五〇	内地種 朝鮮種	一一二、〇〇	仝	森田隆太郎	大正元年	
仝	大石橋	、二〇	内地種	—	溜水ヲ足踏水車ニテ揚水	村上真	大正元年	旱水ノ為メ収穫皆無
仝	范家屯	一、一二	朝鮮種	—	溜水ヲ支那式灌水機ニテ	姚海臣	大正二年	仝
仝	牛家屯	、〇三	朝鮮種	—	井戸ヨリ汲上灌漑ス	福田勘吉	大正二年	灌水不足ノ為メ中途ニテ中止
瓦房店	熊岳城	一、二〇	朝鮮種	二四、〇〇	熊岳河水自然灌漑	鷹野鷲雄	大正二年	
仝	仝	五、六六	仝	七九、二四	仝	入江吟治	明治四十四年	
仝	仝	一、一八	仝	一七、六〇	仝	藤吉芳彦	大正二年	
仝	松樹	、〇七	仝	一、二四	小流ヨリ自然灌漑	宗順忠	明治四十二年	
仝	得利寺	三、七〇	仝	三七、〇〇	復州河水自然灌漑	津久井平吉	大正二年	
撫順	古城子	一五、〇〇	内地種 朝鮮種	六四八、〇〇	炭坑ノ坑内水ニヨル	大江惟慶	明治四十四年	

仝	老虎岔	九・〇	朝鮮種	一三・〇一	炭坑々内水ニヨル	大江惟慶	明治四十三年	
仝	古城子	二・〇	仝	七・八〇	仝	志和地善介	大正二年	
仝	楊柏堡	二・〇	仝	七・八〇	仝	仝	仝	
仝	千金寨	一・〇	朝鮮種 丸幌赤毛	一・九五	大山坑苦力浴場排水ニヨル	仝	仝	
安東	五竜背	六・〇	朝鮮種 札幌赤毛	一二〇・〇〇	小流ニヨル自然灌漑	大橋常太郎	大正元年	
	合計	一六七・二〇		四四一九・五〇				

備考 一、右表ニヨリ一反歩當リ平均收穫量ヲ見ルニ最多四石三二（粗籾歩合平均四歩ト見レバ玄米一石七八）最少一石六八大（玄米・六六）ナリ
二、附属地水田中撫順ニ於ケル地層水ヲ灌漑セルモノ一二七町六八ニシテ他ノ三九町五二ハ河水溜水或ハ雨水ニヨレリ

附属地外水稲作付反別及収穫量

区別	場所	水田反別	稲種類	籾ノ収量	灌水給源	経営者名	創業年次	摘要
長春附近	三道溝	一七・〇〇町	札幌赤毛 朝鮮糯	三二〇・〇〇	湧出水ニヨリ	藤田與一郎	明治四十四年	四十四年大正元年ハ朝鮮在来種ヲ作リシ為メ収穫皆無
仝	安竜泉	一・八〇	朝鮮種	二・〇〇	仝	工藤利助	大正元年	元年ニハ収穫皆無

仝	范家屯	九、〇 町	札幌赤毛	一二、〇〇	新開河支流ヨリ	西村弥吉	大正二年	
開原附近	掏鹿、大参埴 岔城子方面	一二八、〇〇	朝鮮種	三二〇〇、〇〇	冠川、東遼河、清河ノ各支流ヨリ	朝鮮人	大正元年	水量豊富ナルモ種類不適ノ為メ収量少
鉄嶺附近	范家窩棚	一〇、〇〇	朝鮮種	―	遼河支流ヨリ	西宮房次郎	大正二年	水害ノ為メ収獲皆無
奉天附近	北陵	一九、三〇	朝鮮種	三〇八、〇〇	北陵泥ノ流水ニヨ	荻原昌克	大正元年	種類不適ノ為メ生育不充分ニシテ収量少ナシ
仝	仝	二〇、〇〇	朝鮮種	―	仝	支那人	大正二年	作付遅延ノ為メ収獲皆無
仝	姚千戸屯	二八、〇〇	朝鮮種	八四、〇〇	渾河支流ヨリ	支那人	明治四十三年	
仝	大石橋	四六、八〇	朝鮮種	二〇三三、〇〇	小流ニヨリ灌漑	朝鮮人	明治四十三年	
仝	西家子	一〇、八〇	朝鮮種	四六九、〇〇	仝	仝	大正元年	
仝	呉家荒	三六、〇〇	朝鮮種	七二〇、〇〇	蒲河ノ流水ニヨ	西宮房次郎	大正二年	
仝	西公太堡子	二五六、〇〇	朝鮮種	八六九三、〇〇	仝	支那人	明治四十一年	
新民屯附近	打虎山	四二〇、〇〇	朝鮮種	一二六〇〇、〇〇	羊腸河ノ流水ニヨ	支那人	明治四十三年	
仝	彰武	一〇、〇〇	朝鮮種	四〇〇、〇〇	遼河支流ヨリ	支那人	大正元年	
撫順附近	古城子	二、五〇	朝鮮種	一〇八、〇〇	撫順炭坑内水ニヨ	大江惟慶	明治四十三年	

仝	老虎台	三、〇〇	朝鮮稗	四六、〇〇	仝	仝	仝	
仝	古城子	二、三〇	朝鮮稗 札幌赤毛	一〇七、六四	仝	森松二郎	大正元年	
仝	鮑家屯	三九、〇〇	朝鮮稗	一、四〇四、〇〇	渾河ノ流水ヲ	支那人	明治三十年	
仝	仝	六、〇〇	朝鮮稗	二一六、〇〇	仝	朝鮮人	仝	
仝	打鶯嘴子	二四、〇〇	朝鮮稗	八六四、〇〇	仝	支那人	仝	
仝	上張党	六、〇〇	朝鮮稗	二一六、〇〇	仝	仝	仝	
仝	三家子	一二、〇〇	朝鮮稗	四三二、〇〇	仝	仝	仝	
仝	沙児康	一二、〇〇	朝鮮稗	四三二、〇〇	仝	仝	仝	
興京附近	新賓府	一三〇、〇〇	朝鮮稗	四四五、〇〇	仝	朝鮮人	仝	
仝	蘇河屯	七九、二〇	朝鮮稗	二八五一、六〇	渾河支流蘇河ノ流水	朝鮮人	仝	
仝	汪清門	一二〇、〇〇	朝鮮稗	四〇五〇、〇〇	渾河上流ノ流水	朝鮮人	仝	

通化方面	上甸子 下甸子	一、一六〇.〇〇	朝鮮稗	二九、〇〇〇.〇〇	鴨緑江支流ノ流水ヲ	朝鮮人	明治拾五年
仝	通化	三〇.〇〇	朝鮮稗	七五〇.〇〇	仝	朝鮮人	仝
本渓湖附近	范莊子	~~六五~~〇〇	朝鮮稗	五四〇.〇〇	太子河支流ノ流水	支那人	大正二年
草河口附近	草河口	六、一二	朝鮮稗	二二〇.〇〇	小流ノ流水ヲ	朝鮮人	明治三十九年
鳳凰城附近	刘家河	八〇	朝鮮稗	二九.〇〇	仝	朝鮮人	大正元年
仝	高麗門	二五〇	朝鮮稗	九〇.〇〇	仝	支那人	明治四十三年
仝	鳳凰城	一六、五八	朝鮮稗	五九六.八〇	仝	朝鮮人	仝
仝	湯山城	七七、二〇	朝鮮稗	二、七七九.〇〇	仝	内一二、二〇朝鮮人 他ハ支那人	仝
仝	仝	一六、一七	朝鮮稗	五八二.〇〇	仝	支那人	仝
仝	仝	六、二九	朝鮮稗	二二六.四〇	仝	朝鮮人	仝
仝	五竜背	五八、九九	朝鮮稗	二、二二四.〇〇	仝	支那人	仝

南滿洲鐵道株式會社

安東附近	仝	熊岳城附近	李官村附近	許家屯附近	九寨附近	万家嶺附近	松樹及四平街附近	得利寺附近		附属地内外
蛤蟆塘	大東溝附近	熊岳河左右	李官村附右岸	竜門湯及三道溝	丁家屯ヨリ高山寨	万家嶺駅南方及葉王廟	陳家屯ヨリ四平街	得利寺高家屯	計	総計
六、〇五	九〇、〇〇	五三、二八	七、二	九、七二	七、七四	六、一二	一五、一九	六、一二	三八四、一一九 町	四四〇、八三九 町
朝鮮稲	朝鮮稲	朝鮮稲	朝鮮稲	朝鮮稲	朝鮮稲	朝鮮稲	朝鮮稲	朝鮮稲		
二一六、〇〇	四五〇、〇〇	一九一八、〇八	二五、九二	三四九、九二	二七八、六四	二二〇、三二	五四六、八四	二二〇、三二	一三〇三九、八八 石	一三四八〇一、三八
仝	鴨緑江支流ノ流水ニヨ	熊岳河水ニ依ル	李官村河水ニ依ル	竜門湯川及三道溝ノ水ニ依ル	二道河水ニ依ル	二道河水ニ依ル	四平街ヨリ流レ小流ニ依ル	復州河水ニ依ル		
支那人	朝鮮人	支那人	支那人	支那人	支那人	支那人	支那人	支那人		
仝	仝	明治三十年以来	大正二年	明治四十三年以来	仝	仝	明治三十六年以来	明治四十四年以来		

南満洲鉄道株式会社

以上ノ満洲ニ於ケル水田ヲ日本人朝鮮人及支那人ノ経営者別ニ表示スレバ次ノ如ク

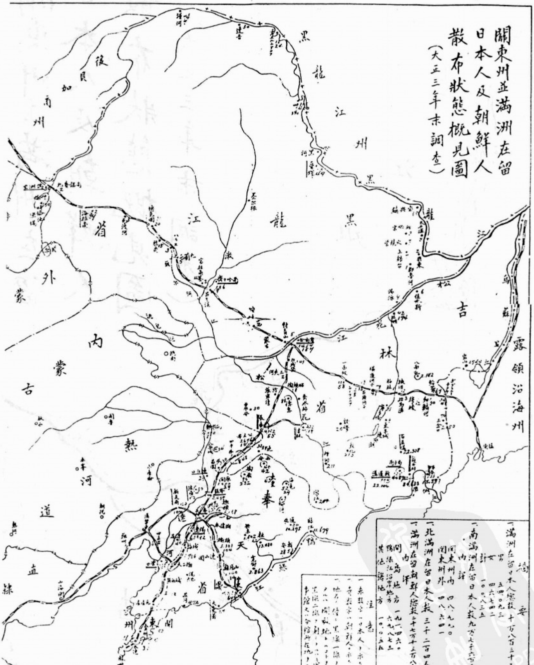
満洲水田経営者別表

種別	水田面積	籾収穫量	面積百分率
日本人ノ経営ニ属スル水田	二五九、八 町	六〇四三一四 石	六
朝鮮人ノ経営ニ属スル水田	二六五二、七九	九三五三五四〇	六六
支那人ノ経営ニ属スル水田	一〇九五七二	三五二三二八四	二八
合計	四〇〇八、三九	一三四八一一三八	一〇〇.

又水稲種類別ニ表示セハ左ノ如シ

満洲水稲種類別表

種類別	水田面積	籾収穫量	面積百分率

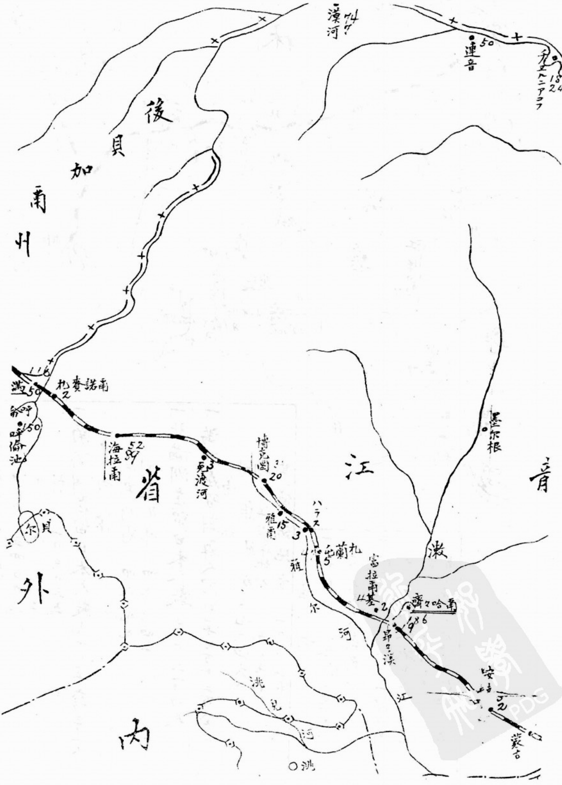


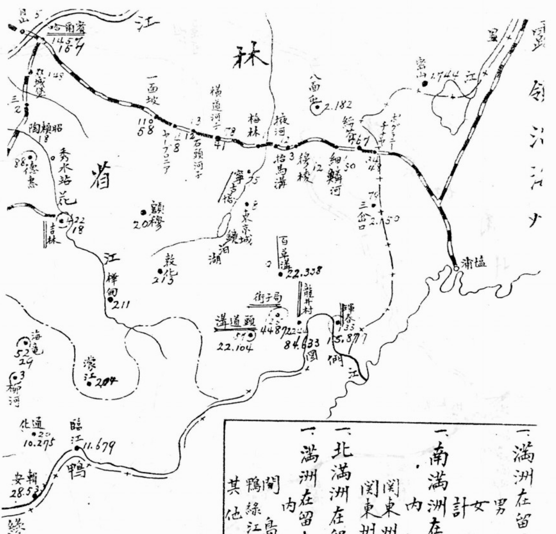
關東州並滿洲在留日本人及朝鮮人散布狀態概見圖
（大正三年末調査）
黒龍江州
黒龍江省
後貝加爾州
外蒙古
内蒙古
熱河道
直隷
吉林省
奉天省
露領沿海州
摘要
一、滿洲在留日本人總數十万八百三十五人
男 五四、〇九三
女 四六、七四二
計 一〇〇、八三五
一、南滿洲在留日本人數九万七千六百三十一人
内訳
關東州内 四八、九九〇
關東州外 四八、六四一
一、北滿洲在留日本人數三千二百四人
一、滿洲在留朝鮮人總數二十七万千三百八十八
内訳
間島地方 一九一、四六〇
鴨緑江沿岸地方 六九、八七三
其他諸地方 一〇、〇五五
注意
一、赤數字ハ日本人ヲ示ス
一、青數字ハ朝鮮人ヲ示ス

外務省政務局

關東州並滿洲在留日本人及朝鮮人散布狀態概見圖
（大正三年末調查）




漠河
連音
後
貝
加
爾
州
海拉爾
免渡河
博克圖
雅爾河
江
省
墨爾根
嫩
齊々哈爾
昂々溪
洮兒河
洮
外
内
呼倫池



一、満洲在留日本人總數 十万八百三十五人
男 五四、〇九三
女 四六、七四二
計 一〇〇、八三五

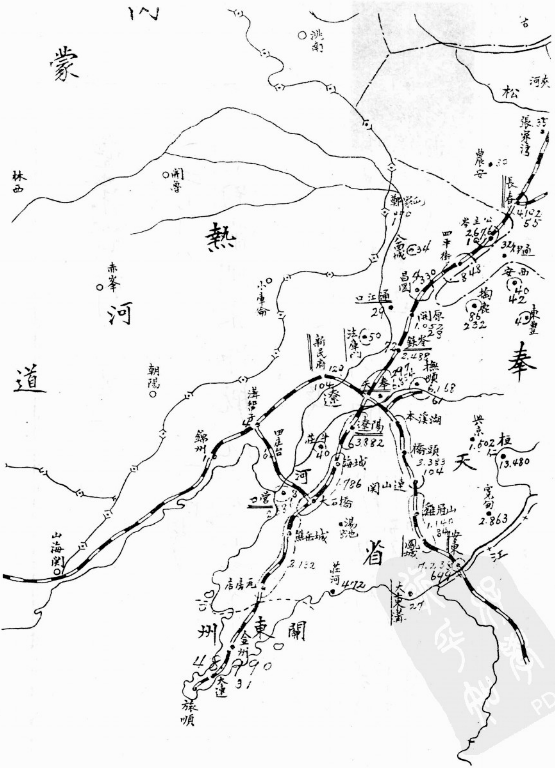
一、南満洲在留日本人數九万七千六百三十一人
内譯
関東州内 四八、九九〇
関東州外 四八、六四一

一、北満洲在留日本人數 三千二百四人

一、満洲在留朝鮮人總數二十七万千三百八十八
内譯
間島地方 一九一、四六〇
鴨緑江沿岸地方 六九、八七三
其他諸地方 一〇、〇五五

注意

一、赤数字ハ日本人ヲ示ス
一、青数字ハ朝鮮人ヲ示ス
一、地名ノ傍ニ黒線一線ヲ劃シタルハ開放地ナルコトヲ示シ黒線二線ヲ劃シタルハ帝国領事館又ハ分館所在地ヲ示ス



内
蒙
熱
河
道
奉
天
省
關
東
州
松
江
洮南
開魯
林西
赤峰
朝陽
小庫倫
鄭家屯
農安
張家灣
長春
公主嶺
四平街
伊通
西安
昌圖
通江口
海龍
東豐
開原
鐵嶺
法庫門
新民府
遼
奉天
撫順
本溪湖
興京
桓仁
錦州
溝帮子
田庄台
牛荘
遼陽
海城
橋頭
連山関
營口
大石橋
湯池
雞冠山
寬甸
熊岳城
鳳凰城
安東
山海関
莊河
大東溝
金州
大連
旅順

（弐号）

産業資料　其一

（二号）

南満洲米作概況（大正三年）

（四号）

（三号）

南満洲鐵道株式會社

地方部地方課

[redacted]

第一章 南満洲ニ於ケル稲作ノ由来

由来満洲ノ農家ハ高粱及粟ヲ以テ日常ノ食糧トナシ其茎稈ヲ唯一ノ燃料及家屋建築ノ材料等トシテ極メテ簡易單ナル生活ヲ営ミシト又満洲ノ地タル水利ニ不便ニシテ容易ニ灌漑水ヲ得ルノ途アラサリシトニヨリ古来満洲ノ農家ニシテ水稲ノ耕作ニ着目セシ者甚タ稀ナリシカ如シ

然ルニ近古朝鮮人ノ點々満洲東部地方ニ移住スルニ及ビ山間渓流ノ附近乃至ハ低湿ノ地ヲトシテ水稲耕作ヲ始メ之ヲ以テ唯一ノ生業トナセシガ如ク口碑ノ傳フル所ニヨレハ通化縣上甸子下甸子附近ニハ今ヲ去ル四十年

南満洲鐵道株式會社

ノ頃ヨリ既ニ朝鮮人ノ来リテ稲作ニ従事セシモノアリ
シトニフ而来其耕作ハ鮮人ノ移動ト共ニ満洲各地ニ傳
播セラレ次イデ支那人ノ之ニ模倣スル者ヲ生ジ漸次其
面積ヲ擴大シ今日見ルガ如キ水田地ヲ諸方ニ形成スル
ニ至レリ今満洲ニ於テ水田発達ノ由来ヲ案ズルニ其經
路ハ大凡六ツアルモノヽ如シ

(一) 朝鮮東部国境圖門江ヲ渡リ間島ニ発達シタルモノ

(二) 鴨緑江上流ヲ渡リ臨江、通化、輯安懐仁ニ傳ハリタルモ
ノハ長白山脈ノ一支脈ヲ越ヘテ渾河上流地方興京府、
清門、新賓府附近ニ水田ヲ起シ更ニ西漸シテ撫順縣ニ至リタル
モノト夫レヨリ分レリ北上シテ柳河、海龍地方トニ傳播

光明洋行納

ヒタルニ流アリ同シ更ニ鴨緑江下流ヲ越ヘタルモノハ現今ノ安奉線ニ沿フテ進ミ高麗門湯山城ニ至リテ水田ヲ起シ其水田耕作ハ大洋河沿岸附近ノ支那人間ニ傳ハリ更ニ荘河縣、岫巖縣鳳城縣ノ河川上流地方ニ及ビ尚西漸シテ松樹熊岳城ノ水田ヲ見ルニ至レリ(四)、尚鴨緑江下流大東溝地方ハ十数年前ヨリ朝鮮人ノ移住者ニヨリテ水田耕作ヲ見タルモ其盛大トナリシハ日韓合併後ノ事ニシテ殊ニ東洋拓殖会社ガ北鮮ニ土地ヲ買収シタル結果資金ヲ得土地ヲ失ヒタル朝鮮人ガ多数此地方ニ移住シ廣大ナル水田ヲ開拓セリ(五)、又安奉線開通後汽車ニヨリ新民地附近或ハ柳河、海竜地方等鐵道ノ左右ニ進入シテ稲

作ニ従事セル朝鮮人ノ水田モ亦見逃スベカラズ二等鉄道附属地外ニ於ケル最近大正三年ノ水田面積ハ五、一二一町歩餘ニシテ其總籾収穫量ハ二二七、〇一六石ニ達セリ

一方鉄道附属地ニ於テハ近年邦人ノ来住著増加シ米ノ需要勃然トシテ起リシト又米價ハ日本内地ニ於ケル騰貴ノ影響ヲ受ケテ近年頗騰ノ一方ニアリシトヨリ居住邦人間ニモ満洲ニ於ケル水稲作ノ利益ニ着目スルモノヲ生シ明治四十二年大江惟慶氏ガ撫順ニ開田セルヲ其嚆矢トシ続イテ四十三年ニハ奉天附属地ニ於テ勝弘貞次郎氏ノ開田アリ此両年ハ気候平順ニシテ米價モ亦高値ヲ称ヘタリシカバ其利益多大ナリシヲ以テ沿線各地

ニ續々稲作經營者ヲ生シ明治四十四年ハ洪水大正元年ハ旱冷ノ天災アリシモ水田増進ノ勢ハ聊カモ阻止セラレザクシノミナラズ大正二年ニ至リテハ愈々稲作ノ有利確実ナルコト一般ニ唱導セラレシト又會社ガ附屬地ノ水田經營者ニ対シ直接間接ニ保護奨勵ヲ與ヘタリシ結果其水田面積ハ一八五町歩余ニ達セリ然ルニ大正三年ハ春期旱魃夏期降雨過多ナリシト等ニテ其成績意外ニ不良ナリシカバ一般ニ農民ノ投機心ニ駆ラレタルシ水田耕作者中ニ放棄セントスル者ヲ生ジタルタメ逐年發達シ來リタル水田モ遂ニ放棄セザルベカラザル状況ヲ見ルニ至リテ其栽培反別ハ増加スルニ至ラズ然レドモ満洲ニ於ケル邦人水田業者ニ水田耕作ノ上ニシテ投機的

事業ニアラザルヲ覺知セシメ彼等ヲ導イテ着實ナル步調ヲ守ラシムルニ至リタルハ與ツテ力アリシ喜ブベキ現象ト謂フベシ

第二節 附屬地外水稻作付反別及收獲量

區別	場所	水田反別	籾收量	灌水給源	經營者名	創業年次	摘要
長春附近	三道溝	一七〇〇町	六九七〇〇石	天然湧出水	藤田毗二郎	明治四十四年	
同	同	四〇〇	八〇〇〇	同	荀？樁	大正三年	
開原附近	掏鹿、九乞 瘋山城子方面	一二八〇〇	三二〇〇〇〇	遼河東遼河ノ本支流ヨリ	朝鮮人	大正元年	

鉄山鐘附近	范家窩棚	八、〇〇	一〇、〇〇〇	遼河支流ヨリ	西宮房次郎	大正二年	水害ノタメ収穫極メテ少シ
奉天附近	孫家台	九、〇〇	一四〇、〇〇	石油発動機ニテ池水ヲ灌漑ス	津久井平吉	大正三年	挿秧期後レノタメ減収
同	公太堡子	一四、〇〇	六九、〇	石油発動機及支那式灌水機ニテ	原口新吉	大正三年	水害ノタメ収穫皆無ニ等シ
同	陳家荒	一三、〇〇	一二、五〇	石油発動機ニテ泉水ヲ灌漑ス	西宮房次郎	大正二年	春期旱害ニ罹リ水量不足ノタメ収穫皆無ニ等シ
同	同	二四、〇〇	二一二、五	自然灌漑	手塚安彦	大正 年	挿秧期後レノタメ減収
同	北陵前	一〇、〇〇	一七五、〇〇	自然灌漑及乾期発動機ニテ井水ヲ灌漑ス	榊原政雄	大正三年	同
同	北陵西南	一三、〇〇	吉九、〇〇	人力踏掛水車灌漑	萩原昌彦	大正元年	
同	奉天	八、〇	三〇、〇〇	支那式馬力水車灌漑	支那農事試験場	大正二年	
同	姚千戸屯	二三、〇〇	六九〇、〇〇	渾河支流ヨリ	支那人	明治四十三年	
同	呉家荒	一三、〇〇	二六〇、〇〇	蒲河ノ流水ニヨリ	朝鮮人	大正二年	
同	公太堡子	一三〇、〇〇	二、六〇〇、〇〇	同	支那人	明治四十二年	

新民屯附近	打虎山	一、六〇〇	五四〇、〇〇〇	羊腸河ノ流水ニヨリ	支那人	明治四十三年
同	同	四八〇	一、四四〇、〇〇〇	同	支那人 新盛記公司	大正元年
同	彰武	二〇〇	四〇〇、〇〇〇	遼河支流ヨリ	支那人	大正元年
楊柏堡	鮑家屯	三五〇	一、〇五〇、〇〇〇	渾河ノ流水ニヨル	支那人	明治四十五年
同	同	六〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	同	朝鮮人	同
同	打鶯嘴子	二五〇	七五〇、〇〇〇	同	支那人	同
同	上張堂	一〇〇	二五〇、〇〇〇	同	同	同
同	三家子	一五〇	三七五、〇〇〇	同	同	同
同	沙兒康	一二〇	三六〇、〇〇〇	同	同	同
興京附近	新賓府	一〇〇	二五〇、〇〇〇	同	朝鮮人	同
同	蘇子河右岸	八五〇	二、五五〇、〇〇〇	渾河支流蘇子河流水	同	同

同	江清門	一二〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	渾河上流流水	同	同
通化方面	上甸子 下甸子	一、三〇〇、〇〇〇	三九〇〇、〇〇〇	鴨緑江支流ノ流水ニヨリ	同	明治十九年
同	通化	二五〇、〇〇	六二五、〇〇	同	同	同
本渓湖附近	范荘子	二三〇、〇〇	七五九、〇〇	無名渓流ニヨリ	支那人	大正三年
同	大嶺	一〇	三、〇〇	同上	同	大正三年
草河口附近	草河口	六〇、〇〇	一八〇、〇〇〇	小流流水ニヨリ	朝鮮人	明治三十年
鳳凰城附近	劉家河	八〇	二四〇、〇〇	同	同	大正元年
同	高麗門	二五〇	七五、〇〇	同	支那人	明治四十二年
同	鳳凰城	一五〇、〇〇	四五〇、〇〇	同	朝鮮人	同
同	湯山城	五〇〇、〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	同	支那朝鮮人	同
同	同	一八〇、〇〇	五四〇、〇〇	同	同	同

同	湯山城	七〇	二一〇、〇〇〇	同	朝鮮人	同
同	九龍背	六〇〇	一八〇、〇〇〇	同	支那人	同
安東地方	蛤蟆塘	七〇〇	三一〇、〇〇〇	同	同	同
同	鴨緑江沿岸地方	七〇、六〇	一、七六五〇〇	鴨緑江河水ヲ引用灌漑ス	朝鮮人	明治四十二年
大東溝地方	掛綱溝流域	二六六、六〇	六六六五〇〇	掛綱溝河水ヲ引用灌漑ス	同	同
同	趙子溝及恒溝流域	一六三、〇〇	四〇七五〇〇	河流ノ流水ヲ引用	同	同
同	新滿龍開行及東泉溝流域	四七五、四〇	一、一八八五〇〇	同	同	同
瓦房店東部	小鄭家屯附近	二・五	五〇〇	溜水ヲ利用ス	支那人	大正二年
熊岳城附近	人兒山	一、五六	二、八四一	河流ノ流水ヲ引用ス	支那人	大正元年
同	石佛子附近	七・二	一六、七五	海灘低湿地ノ溜水ヲ利用ス	同	明治四十二年
同	城子疃	四、五〇	九、〇〇〇	畢利河ノ支流ヲ引用ス	同	明治四十三年
同	同					

南滿洲鐵道株式會社

以上ノ満洲ニ於ケル水田ヲ日本人朝鮮人及支那人ノ経営者別ニ表示スレハ次ノ如シ

	水田面積	面積百分率	収穫量	収穫量百分率
日本人ノ経営スル水田	二九三、町四二	九、五二%	六、六六六、七三石	五、〇一%
朝鮮人ノ経営スル水田	二、八一四、四〇	五三、〇三	四七、三八五八	三五、七八
支那人ノ経営スル水田	二、一九九、二〇	四一、四五	七八、一九〇〇	五九、二一
合計	五、三〇六、六二	一〇〇、〇〇	一三一、七六四、三一	一〇〇、〇〇

尚本年ヲ大正二年ニ比較スレハ次ノ如シ

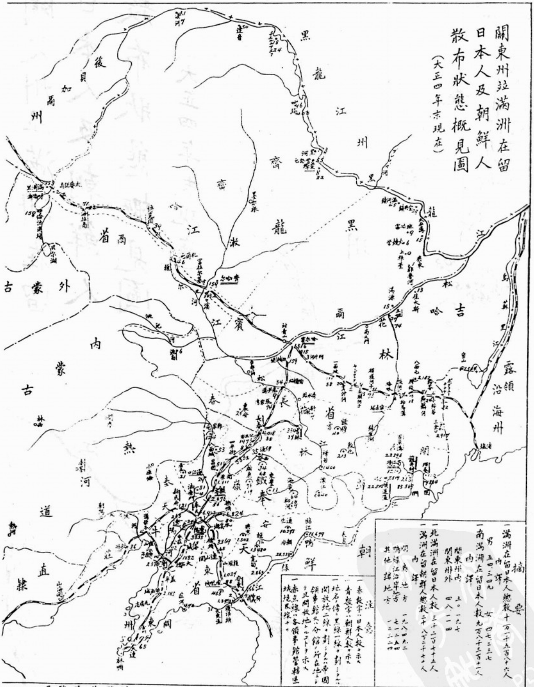
二、附属地内外ニ於ケル水田（年別及収穫量）増減比較

水田面積		収穫量	
大正二年	大正三年	大正二年	大正三年

附屬地内	一六七、二〇町	一、八五〇、二町	四、四一九、五〇石	四七、四八三石
附屬地外	三、八四一、一九	五、三一六〇	一三〇、三九一、六八	一二七、〇一六、〇八
	四、〇〇八、三九	六、三〇六、六二	一三四、八一一、三八	一三一、七六四、三一

二、經營者別ニヨル水田反別及收穫高増減比較

	水田反別		粗收穫量	
	大正二年	大正三年	大正二年	大正三年
內地人ノ經營スル水田	二五九、八八町	二九三、〇〇町	六〇、四三一四石	六、六〇六、七三石
朝鮮人ノ經營スル水田	二、六五二、七九	二、八一四、四〇	八、八六六、四〇	四七、一三八、五八
支那人ノ經營スル水田	一、〇九五、七二	二、一九九、二〇	四〇、一〇六、八四	七八、〇一九、〇〇
合計	四、〇〇八、三九	五、三〇六、六二	一三四、八一一、三八	一三一、七六四、三一



外務省政務局

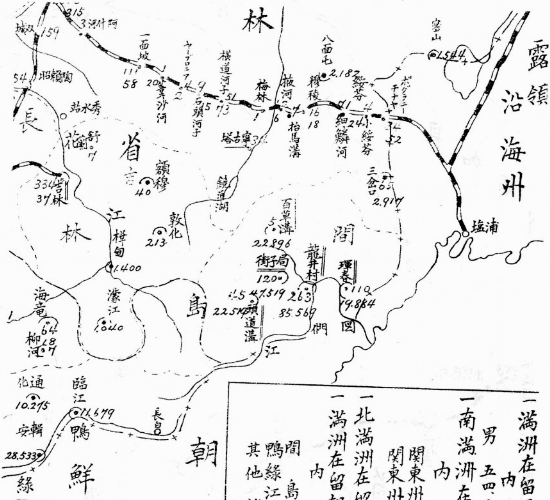
大正五年四月印刷

關東州竝滿洲在留日本人及朝鮮人散布狀態概見圖

（大正四年末現在）




後
貝
加
爾
達音
墨爾根
齊
哈
江
省
爾
札賚諾爾
海拉爾
博克図
札蘭屯
富拉爾基
齊々哈爾
昂々溪
貝爾湖
外
蒙
内
洮兒河
洮南



一滿洲在留日本人總數十一万一千五百八十六人

内譯

男 五四、三四九　女 四七、二三七

一南滿洲在留日本人數九万八千三百十一人

内譯

關東州内 五〇、一九七

關東州外 四八、一一四

一北滿洲在留日本人數 三千二百七十五人

一滿洲在留朝鮮人總數二十八万二千七十人

内譯

間島地方 一九八、四九二

鴨綠江沿岸地方 七一、二五四

其他諸地方 一二、三二四

注意

一赤数字ハ日本人数ヲ示ス

一青数字ハ朝鮮人数ヲ示ス

一地名ノ傍ニ黒線一線ヲ劃シタルハ開放地二線ヲ劃シタルハ帝國領事館又ハ分館ノ所在地ニシテ且開放地ナルコトヲ示ス

一赤点線ハ各領事館管轄區域境界線ナリ


蒙
熱
河
道
直
奉
天
牛
莊
東
省
關
州
鐵
嶺
林西
赤峯
朝陽
洮南
伯都訥
農安
長春
四平街
昌圖
開原
鐵嶺
奉天
撫順
本溪湖
遼陽
海城
營口
大石橋
蓋平
熊岳城
瓦房店
金州
大連
旅順
新民府
溝幇子
錦州
山海關
莊河
大東溝
安東
興京
桓仁
寬甸
法庫門
通江口
小庫倫
伊通
西安

5. 2. 24
庶務課
415

受
5. 2.
庶務課

庶務課長
調査課長

政谷送第七七號

大正五年二月十八日

外務省政務局長小池張造

（有ク處ニ一）

南満洲鐵道株式會社

總裁男爵中村雄次郎殿

在満日本人統計表送付ノ件

關東州並満洲在留本邦人及外國人戸口表及在留本邦人及朝鮮人散布状態圖各二部御参考ノ為及送付候也

一部調査課ニ備ヘ置キタシ

大正四年十二月印刷

關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表（第七回）

外務省政務局

416

關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表

概說

關東州並滿洲在留本邦人ノ居住狀態ヲ通觀スルニ、日露戰後邦人ノ滿洲渡航熱高潮ニ達シ一時非常ノ激增ヲ見タルモ、是全ク一時的現象ニ外ナラスシテ、其後急激ノ增加ヲ來サスト雖モ、年々堅實ナル發達ヲ遂ケツヽアルハ疑ナキ所ニシテ、之ヲ統計ニ徵スルニ、明治四十一年末ノ五萬八千人ハ四十四年末ニ八萬一千人、大正二年末ニハ九萬四千人トナリ、大正三年末ニハ遂ニ十萬ヲ超エ、其數實ニ十萬八百三十五人ニ達セリ、卽年々平均約七千人ノ增加ニシテ、過去六年間ニ於テ約七割五分ヲ增加シタル割合ナリ、而シテ之ヲ前年ニ比較スルニ奉天管內ノ二千二百餘人、關東州ノ一千六百餘人、長春ノ一千百餘人增加シタルヲ重ナルモノトシ、其他孰レモ多少ノ增加ヲ示シ、只間島及齊々哈爾管內ニ於テ極メテ僅少ノ減少ヲ見タルノミニシテ、全體ニ於テ六千三百餘人ヲ增加シタリ、今大正三年末ニ於ケル全人口十萬八百三十五人ヲ男女別ニスレハ、男五萬四千九十三人、女四萬六千七百四十二人ニシテ、男百人ニ對シ女八十六・四人強ノ割合ナリトス(因ニ大正三年六月末調査ニ係ル海外在留日本人總數ハ三十五萬九千餘人ナリ)

此等十萬ノ本邦人ノ居住狀態ヲ察スルニ、大體ニ於テ南ニ偏シ此ニ進ムニ従テ漸次稀薄トナリ、卽チ關東州內居住者約四萬九千人、州外居住者約五萬一千人ニシテ、略ホ相半ハシ

州外ノ内奉天管内ノ一萬六千人ヲ最多トシ、安東管内ノ八千餘人、長春管内ノ七千人、牛莊管内ノ六千人之ニ次キ、北滿洲ニ至リテハ其總數今尚三千人餘ニ過キス、今大正三年末現在ニヨリ關東州及滿洲ニ於ケル本邦人ノ大集團地ノ人口數ヲ表示スレハ左ノ如シ

地名	領事館管内	鐵道附屬地	計	地名	領事館管内	鐵道附屬地	計
旅順（管内）	—	—	九、一八六	昌圖	五二	二二三	二七五
大連（本溪管内）	—	—	三八、四〇三	四平街	二	六六一	六六三
瓦房店	—	一、二四六	一、二四六	公主嶺並附近	—	二、六七六	二、六七六
熊岳城	三	二八九	二九二	長春	六四四	三、五三〇	四、一七四
大石橋	—	一、二七六	一、二七六	本溪湖	一、〇五四	一、一七五	二、二二九
牛莊	二、三八六	七八	二、四六三	橋頭	一一四	三二二	四三六
海城	五七	二八四	三四一	連山關	一七五	二四一	四一六
遼陽	三五一	二、九九三	三、三四四	鷄冠山	一二	三九六	四〇八
奉天	二、二八二	四、〇七五	六、三五七	安東	六、二七一	九一九	七、一九〇
新民府	一二九	—	一二九	吉林	三九九	—	三九九
撫順	—	六、〇八七	六、〇八七	龍井村	二三五	—	二三五
鐵嶺	一、一九二	一、二三八	二、四三〇	哈爾賓	二七三	一、一八四	一、四五七
開原	三七	九五二	九八九	齊々哈爾	一六三	二三	一八六

更ニ在滿朝鮮人ノ狀態ヲ一瞥スルニ、開放地外ニ於ケル朝鮮人ハ各地ニ散居シ、且時々移動アルヲ以テ、其人口統計ハ固ヨリ正確ヲ保シ難シト雖モ、鴨綠江及豆滿江ヲ渡リテ滿洲ニ移住シ來ルモノ年々多數ニ上リツ、アルハ掩フヘカラサル事實ニシテ、大正三年末ニ於ケル此等鮮人ノ人口數ハ實ニ二十七萬餘人ニ達シ、其內間島地方ニ居住スルモノヲ最多トシ、在滿鮮人ノ約七割强卽チ十九萬一千餘人ヲ算シ、安東管內鴨綠江沿岸地方居住者之ニ次キ二割六分弱卽チ六萬九千餘人ニ達シ、其他ハ各地ニ散居スルモノトス。

更ニ茲ニ附言ヲ要スルハ、支那人ノ南滿鐵道附屬地內ニ居住スルモノ漸ヲ以テ增加シツ、アルコトニシテ、大正三年末ニ於テ其數五萬六千餘(關東州內居住者四十七萬三千餘人ヲ加フレハ約五十三萬人)ニ達スルノ狀態ニアルハ注目ニ値スヘシ。

最後ニ關東州及滿洲ニ在留スル外國人ノ狀態ヲ一言センニ、大正二年末ニ於テハ其數七萬一千餘人ナリシカ、大正三年末ニ於テハ一萬一千餘人ヲ減シ六萬餘人トナリタルカ、如斯減少ヲ見タルコトハ明治四十一年統計作成以來未タ嘗テ之ナキトコロニシテ、注目ヲ要スヘシ而シテ、此等外國人ハ殆ント全部露國人ナルコト勿論ニシテ、卽チ全數六萬八百六人ノ內五萬九千九百六十八人ヲ占メ、次テ多キハ英國人ナルモ僅ニ四百人ニ滿タス、其他ハ何レモ言フニ足ラス、尙是カ散布狀態ヲ觀ルニ、主トシテ哈爾賓及齊々哈爾管內卽チ滿洲北部ニ居住シ其數五萬九千九百五十九人ニシテ、實ニ全數ノ九割九分弱ヲ占メ、滿洲南部居住者ニ至リテハ其一分强卽八百四十七人ヲ算スルニ過キス、而シテ右八百餘人ノ內英國人三百三十八人ニシテ首位ヲ占メ、露國人ノ二百九十六人之ニ次キ、獨、佛、米何レモ五六十人內外ニ止マリ、其他ハ殆ント數フルニ足ラス。

目次

一、關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表
一、關東州……一
二、安東……二
三、牛莊……六
四、遼陽……一三
五、奉天……一六
六、鐵嶺……二三
七、長春……二九
八、吉林……三〇
九、間島……三二
一〇、哈爾賓……三三
一一、齊々哈爾……三八
二、關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計一覽表……四二
三、關東州並滿洲在留外國人國別表……四四

備考

一、本表ハ大正三年十二月末現在數ニ據ル

一、本表中滿洲在留人口ハ在滿洲帝國各領事館管轄區域ヲ開放地、開放地外並鐵道附屬地ノ三種ニ區別シテ之ヲ計上セリ

一、開放地外ニ於ケル支那人人口ハ之ヲ計上セス

一、開放地外ニ於ケル朝鮮人ハ各地ニ散居シ、且時々移動アルヲ以テ、其人口統計正確ヲ保シ難シト雖モ、出來得ル限リ詳細調査ヲ遂ケ計上シタリ、尤モ安東管内ニ於ケルモノハ調査困難ナリシ爲、不得已其一部ハ前々年分ヲ襲用シタリ

一、本表中……印ハ男女別不明ナルコトヲ示ス

一、關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表

關東州

地區別地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
旅順	五、〇三九	四、一四七	九、一八六	三	—	三	三	九	一二	四九、〇四四	四二、四三五	九一、四七九
大連(本署管內)	二〇、九二三	一七、四八〇	三八、四〇三	二四	四	二八	六〇	四一	一〇一	五七、一八六	二六、二一〇	八三、三九六
金州(大連民政署金州支署管內)	七六一	六四一	一、四〇二	—	—	—	—	—	—	一六一、〇五九	一三七、四一二	二九八、四七一
總計	二六、七二三	二二、二六八	四八、九九〇	二七	四	三一	六三	五〇	一一三	二六七、二八九	二〇六、〇五七	四七三、三四六
大正二年末總計	二五、八八〇	二一、四七四	四七、三五四	二五	二	二七	六八	四七	一一五	二六六、五〇九	二〇三、一四二	四六九、六五一
大正元年末總計	二五、〇一〇	二〇、三〇八	四五、三一八	三五	三	三八	八六	四二	一二八	二五七、七四九	一九八、五三四	四五六、二八三

424

安　東

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	安東縣	三、三〇七	二、九六四	六、二七一	三三九	一七〇	五〇九	一二	四	一六	三〇、二四一	九、二四一	三九、四八二
〃	大東溝	一一	一六	二七	—	—	—	—	—	—	三、一六二	一、〇九四	四、二五六
〃	鳳凰城	二六	三三	五九	一	—	一	—	—	—	五、〇八二	三、五七八	八、六六〇
	計	三、三四四	三、〇一三	六、三五七	三四〇	一七〇	五一〇	一二	四	一六	三八、四八五	一三、九一三	五二、三九八
開放地外	三道浪頭	五	七	一二	—	—	—	—	—	—			
〃	五龍背	八	二	一〇	—	—	—	—	—	—			
〃	湯山城	—	—	—	一五	六	二一	—	—	—			
〃	龍泉溝	—	—	—	一八	一三	三一	—	—	—			
〃	沙林子	—	—	—	三	—	三	—	—	—			
〃	鷄冠山	七	五	一二	—	—	—	—	—	—			

〃	秋木	六	二	八	—	—	—	—	—	—			
〃	劉家	九	七	一六	—	—	—	—	—	—			
〃	陡嶺子	—	—	—	四	—	四	—	—	—			
〃	通遠堡	三七	三	五八	—	—	—	—	—	—			
〃	尖山子	三	一	四	—	—	—	—	—	—			
〃	草河口	—	—	—	六	二	八	—	—	—			
〃	鳳城縣（鳳凰城附近ヲ除ク）	—	—	—	△二六九	△一八六	△四五五	—	—	—			
〃	寛甸縣	—	—	—	△一、七一七	△一、一四六	△二、八六三	—	—	—			
〃	輯安縣	—	—	—	△一七、一一八	△一一、四一五	△二八、五三三	—	—	—			
〃	桓仁縣	—	—	—	△八、〇八八	△五、三九二	△一三、四八〇	—	—	—			
〃	通化縣	—	—	—	△六、一六五	△四、一一〇	△一〇、二七五	—	—	—			
〃	臨江縣	—	—	—	△七、〇一二	△四、六六七	△一一、六七九	—	—	—			
〃	莊河縣	—	—	—	△二八七	△一八五	△四七二	—	—	—			

△ヲ附シタルハ前々年ノ數ナリ

三

42

四

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地外	興京縣	—	—	—	△一、〇三八	△四六四	△一、五〇二	—	—	—			
	計	七五	五五	一三〇	四一、七四〇	二七、五八六	六九、三二六	—	—	—			
鐵道附屬地	安東江岸	五一四	四〇五	九一九	二三	七	三〇	—	—	—	四五四	八三	五三七
〃	同沙河鎭	三〇	一九	四九	—	—	—	—	—	—	一九	—	一九
〃	蛤蟆塘	一三	九	二二	—	—	—	—	—	—	一三	—	一三
〃	老古溝	七	八	一五	—	—	—	—	—	—	九	—	九
〃	五龍背	二九	二一	五〇	—	—	—	—	—	—	一五	—	一五
〃	湯山城	一五	一六	三一	—	—	—	—	—	—	一七	三	二〇
〃	高力橋子	二	三	五	—	—	—	—	—	—	六	—	六
〃	高麗門	一三	八	二一	—	—	—	—	—	—	一三	—	一三
〃	張家堡子	五	四	九	—	—	—	—	—	—	七	—	七

〃	鳳凰城	五七	三五	九二	四	一	五	—	—	—	三八	—	三八
〃	四台子	一四	九	二三	—	—	—	—	—	—	二	—	二
〃	長嘴子	四	一	五	一	—	一	—	—	—	六	—	六
〃	鷄冠山	二一六	一八〇	三九六	一	—	一	—	—	—	一六六	一五	一八一
〃	鷄冠山隧道東口	三	一	四	—	—	—	—	—	—	八	—	八
〃	秋木	一七	一三	三〇	—	—	—	—	—	—	三四	九	四三
〃	劉家	三〇	二〇	五〇	—	—	—	—	—	—	一四	—	一四
〃	林家台	三	二	五	—	—	—	—	—	—	七	三	一〇
〃	其家堡	二	二	四	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	通遠堡	一六	一一	二七	—	—	—	—	—	—	一六	—	一六
〃	乾草店	三	二	五	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	草河口	五五	五三	一〇八	—	—	—	—	—	—	一三四	三三	一六七
	計	一、〇四八	八二三	一、八七〇	二九	八	三七	—	—	—	九八七	一四六	一、一三三

五

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
總計		四、四六七	三、八九〇	八、三五七	四二、一〇九	二七、七六四	六九、八七三	一二	四	一六			
大正二年末總計		四、二四一	三、六六九	七、九一〇	四一、九三九	二七、六七九	六九、六一八	二〇	四	二四			
大正元年末總計		四、二八七	三、六八七	七、九七四	四二、六九八	二八、二二八	七〇、九二六	一四	五	一九			

六

牛荘

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	營口新市街	八五九	七一一	一、五七〇	—	—	—	—	—	—	一、二九五	三七	一、三三二
〃	同舊市街	三八六	四三〇	八一六	六	二	八	一一〇	六六	一七六	四一、五七九	二二、四〇九	六三、九八八
	計	一、二四五	一、一四一	二、三八六	六	二	八	一一〇	六六	一七六	四二、八七四	二二、四四六	六五、三二〇
開放地外	田莊臺	三	三	六	—	—	—	—	—	—			

〃	立科	三	三	六	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
〃	溝幇子	三	一	四	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
〃	錦州城內	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
〃	牛莊附近	九	七	一六	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
〃	萬家嶺	三	二	五	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
〃	開家屯	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
〃	小孤山	三	一	四	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
〃	倉家屯	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
〃	博洛舖	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
〃	虎樟屯	二	｜	二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
〃	蓋平	三三	一八	五一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
〃	海城々內	一四	三	二六	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
〃	海城々外	一六	一五	三一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	

七

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地外	熊岳城	一	二	三	—	—	—	—	—	—			
〃	湯崗子	一	二	三	—	—	—	—	—	—			
〃	田家	二	一	三	—	—	—	—	—	—			
〃	金變店	九	九	一八	—	—	—	—	—	—			
〃	高力房	五	一	六	—	—	—	—	—	—			
〃	高坨子	二	一	三	—	—	—	—	—	—			
〃	木字堡	一	一	二	—	—	—	—	—	—			
〃	古城子	二	—	二	—	—	—	—	—	—			
〃	周小屯	二	二	四	—	—	—	—	—	—			
〃	騰鰲堡	三	三	六	—	—	—	—	—	—			
〃	接官堡	一	二	三	—	—	—	—	—	—			
〃	遷家園子	一八	二三	四一	—	—	—	—	—	—			

〃	許家屯	二	一	三	—	—	—	—	—	—			
〃	湯池	三	四	七	—	—	—	—	—	—			
〃	青寨子	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	田屯	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	牛家屯	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	萬家屯	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	董家屯	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	折木城	一	一	二	—	—	—	—	—	—			
	計	一四二	一二五	二六六	—	—	—	—	—	—			
附屬地 鐵道	牛家屯	四二	三六	七八	—	—	—	二	二	四	八四	五	八九
〃	三家子	八	五	一三	—	—	—	—	—	—	一八	三	二一
〃	湯崗子	三九	二三	六二	—	—	—	—	—	—	二	一	三

九

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
鐵道附屬地	新臺子	三	三	六	―	―	―	―	―	―	五	―	五
〃	甘泉舖	二	―	二	―	―	―	―	―	―	四	―	四
〃	南臺	七	一四	二一	―	―	―	―	―	―	二	―	二
〃	中所屯	二	一	三	―	―	―	―	―	―	五	―	五
〃	五道河子	二	―	二	―	―	―	―	―	―	五	―	五
〃	海城	一四	一〇	二四	―	―	―	―	―	―	一一	二	一三
〃	唐王山	三	三	六	―	―	―	―	―	―	六	―	六
〃	朱家屯	―	―	―	―	―	―	―	―	―	七	―	七
〃	他山	一二	八	二〇	―	―	―	―	―	―	一七	―	一七
〃	金山嶺	六	四	一〇	―	―	―	―	―	―	九	―	九
〃	岳州	四	五	九	―	―	―	―	―	―	八	―	八
〃	分水	九	一六	二五	―	―	―	―	―	―	八	―	八

〃	大石橋	六九四	五八二	一、二七六	—	—	—	—	—	—	三六〇	四七	四〇七
〃	拉々山	二	二	四	—	—	—	—	—	—	六	—	六
〃	大平山	一五	一二	二七	—	—	—	—	—	—	三六	一	三七
〃	黄粮堆	四	三	七	—	—	—	—	—	—	七	—	七
〃	白旗	二	一	三	—	—	—	—	—	—	八	—	八
〃	三塊石	三	三	六	—	—	—	—	—	—	七	—	七
〃	蓋平	六〇	四八	一〇八	—	—	—	—	—	—	一八	三	二一
〃	王母欄子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四七	一四六	二九三
〃	苑家屯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五一	三三	八四
〃	沙崗	一〇	一四	二四	—	—	—	—	—	—	一六	一	一七
〃	西峪子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二二九	二二六	四五五
〃	蘆家屯	二〇	一〇	三〇	—	—	—	—	—	—	二四	—	二四
〃	唐家屯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六六	五一	一一七

十一

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
鐵道附屬地	熊岳城	一六三	一二六	二八九	―	―	―	―	―	―	一五〇	九	一五九
〃	九寨	一五	一八	三三	―	―	―	―	―	―	三六	一	三七
〃	許可屯	二〇	二〇	四〇	―	―	―	―	―	―	三五	―	三五
〃	萬家嶺	三一	二八	五九	―	―	―	―	―	―	一〇四	九	一一三
〃	關子	四	三	七	―	―	―	―	―	―	二	―	二
〃	松樹	一八	二〇	三八	―	―	―	―	―	―	三〇一	四四	三四五
〃	得利寺	二八	一五	四三	―	―	―	―	―	―	一〇六	一七	一二三
〃	龍王廟	五	八	一三	―	―	―	―	―	―	五	―	五
〃	王家	一〇	九	一九	―	―	―	―	―	―	一二	一	一三
〃	瓦房店	四七五	三六六	八四一	―	―	―	―	―	―	五四	―	五四
〃	瓦房店新市街	二〇一	二〇四	四〇五	―	―	―	―	―	―	六七五	一八五	八六〇
〃	金鑾店	一三	九	二二	―	―	―	―	―	―	五七	七	六四

地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
〃 旭村	五	一	六	—	—	—	—	—	—	七四	七一	一四五
〃 炸子窩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃 田家	三	一〇	一三	—	—	—	—	—	—	一三	—	一三
計	二、〇九三	一、七七〇	三、八六三	—	—	—	—	—	—	三、〇二三	八六三	三、八八六
總計	三、四七九	三、〇三六	六、五一五	六	二	八	一一〇	六六	一七六			
大正二年末總計	三、三八五	二、八八〇	六、二六五	一	—	一	一二一	六六	一八七			
大正元年末總計	三、二九六	二、八〇八	六、一〇四	…	…	一九〇	一三八	七九	二一七			

遼陽

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	遼陽城內	一三七	一四五	二八二	三	二	五	五	四	九	一四、八九五	一三、六七五	二八、五七〇
〃	遼陽西關	二八	四一	六九	—	—	—	—	—	—	二、二〇六	一、五三二	三、七三八

十三

	計	一六五	一八六	三五一	三	二	五	五	四	九	一七、一〇一	一五、二〇七	三二、三〇八
開放地外	劉二堡	一	二	三	—	—	—	—	—	—			
〃	煙臺炭坑附近	四	三	七	—	—	—	—	—	—			
〃	營城子	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	孫家寨	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	大安平	一	一	二	—	—	—	—	—	—			
〃	大沙嶺	—	—	—	—	—	—	一	—	一			
〃	遼中縣小北河	二	—	二	—	—	—	—	—	—			
〃	計	一〇	六	一六	—	—	—	一	—	一			
鐵道附屬地	遼陽	一、六一六	一、三七七	二、九九三	一	—	一	—	—	—	六六二	五七	七一九
〃	鞍山站	二八	二九	五七	—	—	—	—	—	—	一七三	八	一八一

十四

										十五		
〃 尤庄子	三	二	五	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃 馬驛屯	二	一	三	—	—	—	—	—	—	一	—	一
〃 張店堡	四	一	五	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃 立山	一〇	三	一三	—	—	—	—	—	—	三〇	—	三〇
〃 潘家屯	五	三	八	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃 馬伊屯	二	三	一三	—	—	—	—	—	—	一六	—	一六
〃 張臺子	一九	一六	三五	—	—	—	—	—	—	一九	—	一九
〃 房身	三	三	六	—	—	—	—	—	—	六	—	六
〃 迎水寺	二	二	四	—	—	—	—	—	—	八	—	八
〃 太子河	六	二	八	—	—	—	—	—	—	二	二	四
〃 煙臺	四五	四一	八六	—	—	—	—	—	—	五一	二	五三
〃 沙河	一五	一二	二七	—	—	—	—	—	—	六四	五	六九
〃 十里河	二	二	四	—	—	—	—	—	—	八	—	八

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
鐵道附屬地	柳塘溝	七	四	一一	—	—	—	—	—	—	六	—	六
〃	煙臺炭坑	一一三	一〇二	二一五	—	—	—	—	—	—	二八五	一	二八六
〃	東臺	二	一	三	—	—	—	—	—	—	四	—	四
	計	一、八九三	一、六二二	三、五一五	一	—	一	—	—	—	一、三五〇	七五	一、四二五
	總計	二、〇六八	一、八一四	三、八八二	四	二	六	六	四	一〇			
	大正二年末總計	二、〇一一	一、七八三	三、七九四	三	一	四	六	七	一三			
	大正元年末總計	一、八七八	一、六四七	三、五二五	一	—	一	五	五	一〇			

奉天

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	奉天	一、三〇〇	九六二	二、二六二	一四六	八四	二三〇	一一九	六〇	一七九	一二四、一三五	五七、六六二	一八一、七九七

十六

〃	新民府	五三	七七	二九	—	—	—	二	一	三	二三、七九四	一一、三七〇	三五、一六四
	計	一、三五二	一、〇五九	二、四二二	一四六	八四	二三〇	三三	六二	一八二	一四七、九二九	六九、〇三三	二一六、九六一
開放地外	蘇家屯	四	三	七	—	—	—	—	—	—			
〃	渾河	二〇	四	二四	—	—	—	—	—	—			
〃	陳相屯	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	邊牛彔堡子	—	—	—	八	九	一七	—	—	—			
〃	姚千戸屯	二	一	三	—	—	—	—	—	—			
〃	石橋子	四	二	六	二四	一五	三九	—	—	—			
〃	火連寨	—	—	—	七	二	九	—	—	—			
〃	本溪湖	六二	四四二	一、〇五四	二五	五	三〇	—	—	—			
〃	福金	—	—	—	二	二	四	—	—	—			
〃	橋頭	七〇	四四	一一四	—	—	—	—	—	—			

十七

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地外	南坟	一一	八	一九	—	—	—	—	—	—			
〃	下馬塘	一一	七	一八	—	—	—	—	—	—			
〃	連山關	九四	八一	一七五	—	—	—	—	—	—			
〃	祁家堡	八	八	一六	—	—	—	—	—	—			
〃	西公大堡子	—	—	—	二三	六	二九	—	—	—			
〃	昂邦牛彔	—	—	—	一	—	一	—	—	—			
〃	前公大堡子	—	—	—	三一	九	四〇	—	—	—			
〃	古家子	—	—	—	一六	八	二四	—	—	—			
〃	北山	—	—	—	九	一	一〇	—	—	—			
	計	八三七	六〇〇	一、四三七	一四六	五七	二〇三	—	—	—			
鐵道附屬地	奉天	二、二七四	一、八〇一	四、〇七五	五四	一三	六七	四	四	八	一、五七七	二一二	一、七八九

十八

〃	渾河	八	八	一六	|	|	|	|	|	|	二〇	八	二八
〃	蘇家屯	一一〇	九五	二〇五	|	|	|	|	|	|	七五	五	八〇
〃	文官屯	一一	九	二〇	|	|	|	|	|	|	一三	四	一七
〃	虎石臺	二三	二〇	四三	|	|	|	|	|	|	九	四	一三
〃	新城子	一三	一三	二六	|	|	|	|	|	|	一八	三	二一
〃	唐三家子	二	一	三	|	|	|	|	|	|	六	|	六
〃	撫安	一四	三	一七	|	|	|	|	|	|	二	|	二
〃	元渾河堡	|	|	|	|	|	|	|	|	|	五	四	九
〃	孤家子	一二	一四	二六	|	|	|	|	|	|	六	|	六
〃	深井子	九	一〇	一九	|	|	|	|	|	|	五	二	七
〃	李石寨	八	八	一六	|	|	|	|	|	|	一七	|	一七
〃	水家屯	五	四	九	|	|	|	|	|	|	四	一	五
〃	民家屯	二	五	七	|	|	|	|	|	|	五	一	六

十九

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
鐵道附屬地	劉通子屯	三	一	四	—	—	—	—	—	—	四	—	四
〃	千金寨	二、四七五	一、八二六	四、三〇一	八	六	一四	一	—	一	二、七九七	一三	二、八一〇
〃	東郷坑	二八五	二二一	五〇六	四〇	—	四〇	—	—	—	三、二三七	—	三、二三七
〃	永安橋驛	五	五	一〇	—	—	—	—	—	—	二	—	二
〃	揚柏堡	二五七	一九二	四四九	—	—	—	—	—	—	二、三八二	二	二、三八四
〃	大山坑	一八八	一三一	三一九	七	—	七	—	—	—	一、九八八	八	一、九九六
〃	老虎台	二八五	二一七	五〇二	—	—	—	—	—	—	二、四二〇	—	二、四二〇
〃	白塔堡	二	一	三	—	—	—	—	—	—	八	—	八
〃	陳相屯	二五	一七	四二	—	—	—	—	—	—	一二	—	一二
〃	田水堡子	五	二	七	—	—	—	—	—	—	六	—	六
〃	姚千戶屯	一〇	八	一八	—	—	—	—	—	—	六	—	六
〃	老命廟	三	三	六	—	—	—	—	—	—	六	—	六

〃	蘇麻堡子	[illegible]	二	三	—	—	—	—	—	—	八	五	一三
〃	姚仙屯	五	四	九	一	—	一	—	—	—	五	—	五
〃	三家子	四	四	八	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	石橋子	二五	二五	五〇	二	二	四	—	—	—	四	—	四
〃	火連寨	一七	一三	三〇	—	—	—	—	—	—	一四	一	一五
〃	木溪湖	六五五	五二〇	一、一七五	—	—	—	—	—	—	九二	三	九五
〃	福金	九	八	一七	—	—	—	—	—	—	一〇	—	一〇
〃	橋頭	一七三	一四九	三二二	—	—	—	—	—	—	三五	一	三六
〃	南坎	七〇	六七	一三七	一	—	一	—	—	—	六一	八	六九
〃	下馬塘	二〇	一九	三九	—	—	—	—	—	—	二一	—	二一
〃	連山關	一三三	一〇九	二四二	—	—	—	—	—	—	三八	—	三八
〃	祁家堡	一八	一三	三一	—	—	—	—	—	—	三五	一	三六
	計	七、一六二	五、五四八	一二、七一〇	一三	三	一四	五	四	九	一四、九六六	二八六	一五、二五二

地區別 地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
總計	九、三五一	七、二〇七	一六、五五八	四〇五	一六二	五六七	一二六	六五	一九一			
大正二年末 總計	八、〇〇七	六、三三一	一四、三三八	六六八	三〇七	九七五	一一三	五五	一六八			
大正元年末 總計	七、二一九	五、四一五	一二、六三四	七四五	二七一	一、〇一六	一〇〇	四五	一四五			

鐵嶺

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	鐵嶺	五九八	五九四	一、一九二	三	七	一九	三	四	七	一九、九一五	一〇、二九八	三〇、二一三
〃	法庫門	一九	二四	四三	—	一	一	五	三	八	一四、七四七	六、八九〇	二一、六三六
〃	通江口	一二	一七	二九	—	—	—	—	—	—	五、九六五	一、三八四	七、三四九
	計	六二九	六三五	一、二六四	三	八	二〇	八	七	一五	四〇、六二七	一八、五七二	五九、一九八

二十二

開放地外	開原城	三	二五	二七	四	三	七	二	二	四			
〃	三唦囉	一	一	二	|	|	|	|	|	|			
〃	八楊樹	|	|	|	六	四	一〇	|	|	|			
〃	李家台	|	|	|	四	二	六	|	|	|			
〃	昌圖城	二〇	三二	五二	|	|	|	|	|	|			
〃	金家屯	四	四	八	|	|	|	|	|	|			
〃	八面城	二	一〇	一二	|	|	|	|	|	|			
〃	大窪	二	一	三	|	|	|	|	|	|			
〃	鷲鷲樹	二	|	二	二	一	三	|	|	|			
〃	小房身	|	|	|	|	一	一	|	|	|			
〃	大公主屯	|	一	一	|	|	|	|	|	|			
〃	拉馬橋子	二	一	三	|	|	|	|	|	|			
〃	阿吉房子	一	一	二	|	|	|	|	|	|			

二十三

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地外	小塔子	—	一	一	—	—	—	—	—	—			
〃	鄭家屯	五一	一九	七〇	一	—	一	一	—	一			
〃	買賣街	四	三	七	—	—	—	—	—	—			
〃	四平街	一	一	二	—	—	—	—	—	—			
〃	掏鹿	三二	三六	六八	一	—	一	—	—	—			
〃	平崗	四	一	五	—	—	—	—	—	—			
〃	高力木子	二	一	三	五	—	五	—	—	—			
〃	野鷄背	三	二	五	四	—	四	—	—	—			
〃	冷水泉飽	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	二道崗	一	一	二	三二	一〇	四二	—	—	—			
〃	郭家店	一	二	三	五	一	六	—	—	—			
〃	大青秧	—	—	—	六	一	七	—	—	—			

二十四

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
小城子	双橋子	大營	二道溝	愛·清溝	大疙疸	遼河源	大梨樹河子	西渭津河	老虎峪	大肚川	北沙河子	朝陽鎮
—	—	—	—	—	一九	二	二	—	—	三	一	一〇
—	—	—	—	—	一五	一	一	—	—	—	—	三
—	—	—	—	—	三四	三	三	—	—	三	一	一三
一一	三六	一四	三二	二六	—	—	三	七	一八	—	—	—
六	二一	三	一〇	一〇	—	—	一	六	七	—	—	—
一七	五七	一七	四二	三六	—	—	四	一三	二五	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地外	山城子	二〇	一九	三九	一三	一六	二九	—	—	—			
〃	孤山子	二	一	三	—	—	—	—	—	—			
	計	二一三	一八三	三九六	二八	一〇三	一三一	七	四	一一			
鐵道附屬地	鐵嶺	六八五	五五三	一、二三八	三〇	二三	五三	—	—	—	二九三	二三	三一六
〃	得勝臺	一一	二	一三	—	—	—	—	—	—	一〇	—	一〇
〃	鐵嶺川	四	六	一〇	—	—	—	—	—	—	一〇	四	一四
〃	八里庄	三	二	五	—	—	—	—	—	—	七	一	八
〃	山頭堡	五	四	九	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	亂石山	一一	一三	二四	—	—	—	—	—	—	三〇	二	三二
〃	新臺子	三五	二五	六〇	—	—	—	—	—	—	一六九	一三	一八二
〃	平頂堡	一五	一二	二七	—	—	—	—	—	—	一三	—	一三

二十六

〃	中固	三	一〇	一三	—	—	—	—	—	—	一七	—	一七
〃	開原	五二四	四二八	九五二	—	—	—	—	—	—	六、八九七	五二七	七、四二四
〃	金溝子	一二	七	一九	三	二	五	—	—	—	二四	—	二四
〃	濤河	六	四	一〇	—	—	—	—	—	—	六	—	六
〃	馬車台	六	四	一〇	—	—	—	—	—	—	五	一	六
〃	馬仲河	一三	九	二二	—	—	—	—	—	—	一三	—	一三
〃	昌圖	一一五	一〇八	二二三	—	—	—	—	—	—	三二五	二三	三四八
〃	満井	九	七	一六	—	—	—	—	—	—	二	—	二
〃	泉頭	一六	六	二二	—	—	—	—	—	—	六五	—	六五
〃	双廟子	五〇	四五	九五	—	—	—	—	—	—	五四〇	一〇二	六四二
〃	柾勾子	九	一一	二〇	—	—	—	—	—	—	一九	三	二二
〃	鉱牛哨	一三	九	二二	—	—	—	—	—	—	二五	—	二五
〃	四平街	三四七	三一四	六六一	六	—	六	—	—	—	四、二六九	六三七	四、九〇六

二十七

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
鐵道附屬地	南揚家	二	四	六	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	廟子溝	二	二	四	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	郭家店	五二	四三	九五	—	—	—	—	—	—	一、二八八	一五五	一、四四三
〃	小哨	四	三	七	—	—	—	—	—	—	四	—	四
〃	蔡家	二	一〇	一二	—	—	—	—	—	—	四九	五	五四
〃	南山	二	一	三	—	—	—	—	—	—	六	—	六
	計	一、九七六	一、六五〇	三、六二六	四〇	二四	六四	—	—	—	一四、一二〇	一、四九六	一五、六一六
	總計	二、八一八	二、四六八	五、二八六	二八〇	一三五	四一五	一五	一一	二六			
	大正二年末總計	二、六九三	二、三三五	五、〇二八	一九	一六	三五	一〇	一〇	二〇			
	大正元年末總計	二、二八五	二、〇二三	四、三〇八	…	…	二、四三七	一二	一四	二六			

長春

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	長春	三三〇	三一四	六四四	七	三	一〇	六二	三〇	九二	三二、五〇〇	二六、三〇〇	五八、八〇〇
	計	三三〇	三一四	六四四	七	三	一〇	六二	三〇	九二	三二、五〇〇	二六、三〇〇	五八、八〇〇
開放地外	伊通縣	一六	一六	三二	—	—	—	—	—	—			
〃	農安縣	七	二三	三〇	—	—	—	—	—	—			
〃	張家灣	九	二六	三五	—	—	—	—	—	—			
〃	卡倫	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	老少溝	—	九	九	—	—	—	—	—	—			
〃	三道溝	一	一	二	一九	一四	三三	—	—	—			
〃	二道溝	三	三	六	—	—	—	—	—	—			
	計	三七	七八	一一五	一九	一四	三三	—	—	—			

二十九

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
鐵道附屬地	長春	一、九五〇	一、五八〇	三、五三〇	六	六	一二	七二	四九	一二一	七、六四七	六二八	八、二七五
〃	公主嶺	一、四〇九	一、二六七	二、六七六	八	二	一〇	—	—	—	九、八四五	一、〇六〇	一〇、九〇五
	計	三、三五九	二、八四七	六、二〇六	一四	八	二二	七二	四九	一二一	一七、四九二	一、六八八	一九、一八〇
	總計	三、七二六	三、二三九	六、九六五	四〇	二五	六五	一三四	七九	二一三			
	大正二年末總計	三、二〇七	二、六〇四	五、八一一	一七	三	二〇	七九	四一	一二〇			
	大正元年末總計	三、一五八	二、四八〇	五、六三八	一八	八	二六	六四	二六	九〇			

吉林

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	吉林	一九五	二〇四	三九九	一五	三	一八	二四	二三	四七	四五、一七二	二三、五七四	六九、二〇九
	計	一九五	二〇四	三九九	一五	三	一八	二四	二三	四七	四五、一七二	二三、五七四	六九、二〇九

三十

開放地外 吉林府下	九	一四	二三	—	—	—	—	—	—
〃 德惠縣	三六	五二	八八	—	—	—	—	—	—
〃 濛江縣	—	—	—	一二三	七二	二〇四	—	—	—
〃 樺甸縣	—	—	—	一一三	八九	二〇二	—	—	—
〃 敦化縣	—	—	—	一六八	七五	二四三	—	—	—
〃 額穆縣	—	—	—	二	九	二〇	—	—	—
計	四五	六六	一一一	四〇三	二四五	六四八	—	—	—
總計	二四〇	二七〇	五一〇	四一八	二四八	六六六	二四	一三	四七
大正二年末總計	一九六	二〇四	四〇〇	三八三	二二一	六〇四	五三	二〇	七三
大正元年末總計	一四六	一五八	三〇四	…	…	六〇五	四九	一三	六二

三十一

間島

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	龍井村	二二一	一四	二三五	一、一七一	一、〇四六	二、二一七	六	二	八	六六二	九七	七五八
〃	局子街	四〇	八四	一二四	一九三	一六〇	三五三	二八	一	二九	四、二五七	六六七	四、九二四
〃	頭道溝	二二	三五	五七	二一三	一八九	四〇二	—	—	—	七六二	三三〇	一、〇九二
〃	百草溝	四	五	九	四二三	四〇〇	八二三	—	—	—	七一四	三〇〇	一、〇一四
〃	琿春	四五	八七	一三二	六五	三八	一〇三	四	一	五	二、二五九	五九七	二、八五六
	計	三三二	二二五	五五七	二、〇五四	一、八三三	三、八八七	三八	四	四二	八、六五四	一、九九一	一〇、六四四
開放地外（雜居地ヲ含ム）	間島總領事館管轄內	四	五	九	四四、〇〇一	三八、四一五	八二、四一六	—	—	—			
〃	局子街分館管轄內	—	一	一	二二、四一九	二二、四二四	四四、八四三	—	—	—			
〃	頭道溝分館管轄內	—	—	—	二三、一四六	九、九五八	三三、一〇四	—	—	—			
〃	百草溝出張所管轄內	—	—	—	二三、一四九	一〇、一八九	三三、三三八	—	—	—			

地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
〃 琿春分館管轄内	―	一	一	八、七八〇	七、〇九二	一五、八七二	一	三	四			
計	四	七	一一	一〇〇、四九五	八七、〇七八	一八七、五七三	一	三	四			
總計	二三六	三三二	五六八	一〇三、五四九	八八、九一一	一九一、四六〇	三九	七	四六			
大正二年末總計	二五九	三二六	五八五	九三、二一六	七九、七八六	一七三、〇〇二	五一	一〇	六一			
大正元年末總計	二三三	二九〇	五二三	八四、四二九	七〇、九二〇	一五五、三四九	三九	八	四七			

哈爾賓

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	哈爾賓（鐵道附屬地ヲ除キ支那側ノミノ分）	九一	一八二	二七三	一三三	二四	一五七	―	―	―	二四、九〇〇	三、〇〇〇	二七、九〇〇
〃	三姓	一九	七三	九二	三	七	一〇	三	四	一六	八、五〇〇	一、五〇〇	一〇、〇〇〇
〃	寧古塔	一七	五八	七五	―	―	―	六	―	六	三〇、〇〇〇	六、五〇〇	三六、五〇〇
計		一二七	三一三	四四〇	一三六	四一	一六七	一八	四	三	六三、四〇〇	一一、〇〇〇	七四、四〇〇

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地外	双城堡（東清鐵道附屬地ヲ除ク）	三五	一一三	一四八	—	—	—	—	—	—			
〃	東京城	一	七	八	—	—	—	—	—	—			
〃	三岔口	二	六八	七〇	—	—	—	—	—	—			
〃	佳木斯	一	五	六	—	—	—	—	—	—			
〃	湯源縣	一	八	九	—	—	—	—	—	—			
〃	興東	—	二	二	—	—	—	—	—	—			
〃	大平溝	一	七	八	—	—	—	—	—	—			
〃	上楳台	一	六	七	—	—	—	—	—	—			
〃	火燒營	一	六	七	—	—	—	—	—	—			
〃	都魯河	—	一	一	—	—	—	—	—	—			
〃	班必富	一	二	三	—	—	—	—	—	—			
〃	嘉蔭河	—	四	四	—	—	—	—	—	—			

三十四

〃	寶興鎮	一五	五三	六八	—	—	—	—	—	—		
〃	必河口	一	五	六	—	—	—	—	—	—		
〃	ザキブ	—	三	三	—	—	—	—	—	—		
〃	湯河鎮	五	四二	四七	—	—	—	—	—	—		
〃	呼蘭城	二	—	二	—	—	—	—	—	—		
〃	一面坡	—	—	—	三四	一三	四七	—	—	—		
〃	横道河子	—	—	—	二〇	四	二四	—	—	—		
〃	穆稜縣八面屯附近	—	—	—	一、七五〇	四三二	二、一八二	—	—	—		
〃	密山縣東村	—	—	—	一八二	五四	二三六	—	—	—		
〃	同 白泡子	—	—	—	四二六	八二	五〇八	—	—	—		
〃	同 水村	—	—	—	八二〇	一八〇	一、〇〇〇	—	—	—		
〃	東寧縣高安府附近	—	—	—	一、八〇〇	三五〇	二、一五〇	—	—	—		
〃	同 小綏芬附近	—	—	—	六〇七	一六〇	七六七	—	—	—		

三十五

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地外	三姓附近	—	—	—	一三八	二六	一六四	—	—	—			
	計	一七六	二三二	四〇八	五、七七七	一、三〇一	七、〇七八	—	—	—			
東清鐵道附屬地	哈爾賓（傅家甸ヲ含マス）	四八七	六九七	一、一八四	—	—	—	二六、一五七	一七、一一九	四三、二七六	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
〃	安達驛	一	二	三	二	—	二	一四八	九六	二四四	一、六三四	六五	一、六九九
〃	宋驛	—	—	—	—	—	—	八	一〇	一八	一三	二	一五
〃	蒙古驛	—	—	—	—	—	—	三九	二六	六五	一、五二九	二八	一、五五七
〃	對青山驛	二	三	五	—	—	—	三九	八	四七	五九八	三四	六三二
〃	阿什河驛	—	—	—	—	—	—	二四八	九五	三四三	一八七	二一	二〇八
〃	一面坡驛	三二	七八	一一〇	八	三	一一	一二五	一六〇	二八五	一、二〇〇	四五	一、二四五
〃	ヤーブロニヤ驛	—	四	四	四	四	八	六三	二七	九〇	二六二	六	二六八
〃	石頭河子驛	—	一三	一三	八	四	一二	九六	七〇	一六六	四〇〇	五	四〇五

〃	横道河子驛	二一	五七	七八	三	五	一七	七二三	四八一	一、二〇四	五二七	一七	五四四
〃	海林驛	—	一	一	—	—	—	四九	三一	八〇	二、〇〇〇	二五	二、〇二五
〃	掖河驛	三	九	一二	六	—	六	七二	七五	一四七	三〇〇	七	三〇七
〃	拾馬溝驛	—	—	—	二	一	三	二五	二一	四六	一六八	七	一七五
〃	穆稜驛	五	一〇	一五	八	四	一二	五七	二五	八二	六九三	五四	七四七
〃	細鱗河驛	—	一	一	三〇	二〇	五〇	二五	二〇	四五	一五〇	二九	一七九
〃	ボクラニーチナヤ驛	一〇	二四	三四	四〇	八	四八	五三三	五二八	一、〇六二	一、二五七	二八	一、二八五
〃	五家驛	—	—	—	—	—	—	一六	一四	三〇	一〇	—	一〇
〃	双城堡驛	—	—	—	—	—	—	一〇〇	七六	一七六	六八	二	七〇
〃	蔡家溝驛	—	—	—	—	—	—	一五	一一	二六	五一〇	二六	五三六
〃	三夾河驛	一	一	二	—	—	—	二七	一七	四四	一三二	二六	一五八
〃	陶賚昭驛	一〇	八	一八	—	—	—	五八	三九	九七	一二五	一〇	一三五
〃	(其他)	—	—	—	—	—	—	一五七	一二〇	二七七	—	—	—

地區別 地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
計	五七二	九〇八	一、四八〇	一二〇	四九	一六九	二八、七九〇	一九、〇六九	四七、八五九	三二、七八三	二、四三七	三五、二二〇
總計	七七五	一、五五三	二、三二八	六、〇二三	一、三九一	七、四一四	二八、八〇八	一九、〇七三	四七、八八一			
大正二年末總計	七一四	一、三四二	二、〇五六	四、五五一	二、六二五	七、一七六	三一、〇二六	一八、九一八	四九、九四四			
大正元年末總計	六二九	一、一四七	一、七七六	四、五五一	二、六二五	七、一七六	三一、〇二六	一八、九一八	四九、九四四			

齊々哈爾

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	齊々哈爾	四七	一一六	一六三	九	—	九	四一	一二	五三	三七、六一九	一三、五〇七	五一、一二六
〃	海拉爾	二	四一	四三	六〇	—	六〇	九	五	一四	一、二九七	八六	一、三八三
〃	滿洲里	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〃	愛琿	一	一二	一三	四一	八	四九	五	五	一〇	一、五三〇	五六〇	二、〇九〇

開放地外	富拉爾基	二	二	四	二	—	二	—	—	—		
〃	札蘭屯	八	三八	四六	—	—	—	—	—	—		
〃	ハラス	—	—	—	三	—	三	—	—	—		
〃	漠河	一〇	六四	七四	五	二	七	—	—	—		
〃	連晋	六	四四	五〇	—	—	—	二七	三六	六三		
〃	露領チュルニアエフ對岸	五	一三	一八	二〇	四	二四	—	—	—		
〃	呼瑪爾河	一五	九五	一一〇	四〇〇	—	四〇〇	二一	六	二七		
〃	黑河	五七	一一八	一七五	—	—	—	四五	八	五三		
〃	呼倫池漁場	—	—	—	一五〇	—	一五〇	—	—	—		
〃	雅魯	—	—	—	一五	—	一五	—	—	—		
〃	營發屯	—	—	—	五〇	五	五五	—	—	—		
計		五九	一六〇	二一九	一一〇	八	一一八	五五	二	七六	四〇、四四六	一四、一五三	五四、五九九

三十九

地區別	地名	日本人			朝鮮人			外國人			支那人		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	計	一〇三	三七四	四七七	六四五	二	六五六	九三	五〇	一四三			
東清鐵道附屬地	齊々哈爾	五	一八	二三	—	—	—	八七二	一四五	一、〇一七	八五二	一一	八六三
〃	札蘭屯	—	一	一	五	—	五	六三五	二一五	八五〇	六二	五	六七
〃	博克圖	三	二八	三一	二〇	—	二〇	六九〇	四八六	一、一七六	四九五	二七	五二二
〃	免渡河	—	—	—	三	—	三	—	—	—	—	—	—
〃	海拉爾	二	七	九	二九	—	二九	三、〇九七	三五四	三、四五一	一、〇〇六	四	一、〇一〇
〃	札賚諾爾	—	—	—	二	—	二	—	—	—	一三八	一四	一五二
〃	滿洲里	三九	七七	一一六	五〇	—	五〇	四、七三八	六二七	五、三六五	二、八六一	七四	二、九三五
	計	四九	一三一	一八〇	一〇九	—	一〇九	一〇、〇三二	一、八二七	一一、八五九	五、四〇四	一四五	五、五四九
	總計	二一一	六六五	八七六	八六四	一九	八八三	一〇、一八〇	一、八九八	一二、〇七八			
	大正二年末總計	二三六	六七四	九一〇	六三二	二四	六五六	一四、八一九	五、六八〇	二〇、四九九			

地區別	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
大正元年末總計	二二三	六四四	八六七	六一五	一四	六二九	一〇、八七二	一、四二九	一二、三〇〇			

關東州及各領事館管內通計

地區別	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地、開放地外、鐵道附屬地及關東州通計	五四、〇九三	四六、七四二	一〇〇、八三五	一五二、七二五	一一八、六六三	二七一、三八八	三九、七六九	二一、一六〇	六〇、九二九			

二、關東州並滿洲在留本邦人、外國人及關東都督府管內居住支那人人口統計一覽表

管轄區域	日本人 開放地	日本人 開放地外	日本人 附屬地	日本人 計	朝鮮人 開放地	朝鮮人 開放地外	朝鮮人 附屬地	朝鮮人 計	外國人 開放地	外國人 開放地外	外國人 附屬地	外國人 計	都督府管內居住支那人計
安東	六、三五七	一三〇	一、八七〇	八、三五七	五一〇	六九、三三六	二七	六九、八七三	一六	—	—	一六	一、一一三
牛莊	二、三八六	二六六	三、八六三	六、五一五	八	—	—	八	一七六	—	—	一七六	三、八八六
遼陽	三五一	一六	三、五一五	三、八八二	五	—	一	六	九	一	—	一〇	一、四二五
奉天	二、四一一	一、四三七	一二、七一〇	一六、五五八	二三〇	二〇三	一三四	五六七	一八二	—	九	一九一	一五、二五二
鐵嶺	一、二六四	三九六	三、六二六	五、二八六	二〇	三三一	六四	四一五	一五	二	—	一七	一五、六一六
長春	六四四	一一五	六、二〇六	六、九六五	一〇	三二	二三	六五	九二	—	一三	一〇五	一九、一八〇
吉林	三九九	一二一		五二〇	一八	六四八		六六六	四七	—		四七	
間島	五五七	一一		五六八	三、八八七	一八七、五七三		一九一、四六〇	四二	四		四六	
計	一四、三六九	二、四八二	三一、七九〇	四八、六四二	四、六八八	二五八、一一四	二五八	二六三、〇六〇	五七九	一六	一三〇	七二五	五六、四九二
哈爾賓	四四〇	四〇八	一、四八〇	二、三二八	一六七	七、〇七八	一六九	七、四一四	二三	—	四七、八五九	四七、八八二	

齊々哈爾	二一九	四七七	一八〇	八七六	一八	六五六	一〇九	八八三	七六	一四三	一一、八五九	一二、〇七八	
計	六五九	八八五	一、六六〇	三、二〇四	二八五	七、七三四	二七八	八、二九七	九八	一四三	五九、七一八	五九、九五九	
合計	一五、〇二八	三、三六七	三三、四五〇	五一、八四五	四、九七三	二六五、八四八	五三六	二七一、三五七	六七七	一五九	五九、八四八	六〇、六八四	
關東州				四八、九九〇				三一				一二二	四七三、三四六
大正三年末總計	一五、〇二八	三、三六七	三三、四五〇	一〇〇、八三五	四、九七三	二六五、八四八	六九三	二七一、三八八	六七七	一五九	五九、八四八	六〇、八〇六	五三九、八二八
大正二年末總計				九四、四五二				二五二、一一八				七一、三三四	四九九、六一二
大正元年末總計				八八、九七二				二三八、四〇三				六二、九八七	四八三、六九〇
明治四十四年末總計				八一、五〇七				五五、五一七				四六、二九二	四七一、三三四
明治四十三年末總計				七六、三三三				五二、〇七〇				三七、八三三	四七九、三三五
明治四十二年末總計				六八、〇九八				未詳				三七、九二四	四五三、〇〇八
明治四十一年末總計				五六、四三三				未詳				三一、六六五	四〇五、八一九

一、本表中都督府管內居住支那人トハ關東州及南滿洲鐵道附屬地內居住支那人ヲ云フ

三、關東州並滿洲在留外國人國別表

	露國	英國	獨國	佛國	米國	墺洪國	伊國	西班牙	葡萄牙	和蘭	丁抹	瑞典	瑞西	諾威	白耳義	土耳其	羅馬尼亞	勃牙利	塞耳維	黑山國	希臘	波斯	計
關東州	三七	三五	—	—	二	—	—	—	—	—	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七	—	一三
安東	二	八	—	一	一	—	—	—	一	—	—	—	—	三	—	—	—	—	—	—	—	—	一六
牛莊	一六	一〇六	三	二四	一五	—	—	—	—	—	—	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一七六
遼陽	—	六	—	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇
奉天	三八	九九	三	一四	二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一九一
鐵嶺	—	三三	—	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三六
長春	一四七	三二	一四	九	一	一七	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二二三
吉林	二三	一〇	八	—	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四七
間島	三三	九	—	一	—	—	—	—	—	—	二	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	四六
計	二九六	三三八	四七	五六	六一	一七	—	—	一	—	一五	三	—	四	—	—	—	—	—	—	七	二	八四七
哈爾賓	四七、六〇四	四五	二	四四	一六	六八	九	一	一	七	七	二	二	一	二	一七	五	六	四	一	二九	八	四七、八八一
齊々哈爾	一二、〇六八	—	—	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	—	一二、〇七八
計	五九、六七二	四五	二	四八	一六	六八	九	一	一	七	七	二	二	一	二	一七	五	六	四	一	三五	八	五九、九五九
總計	五九、九六八	三八三	四九	一〇四	七七	八五	九	一	二	七	二二	五	二	五	二	一七	五	六	四	一	四二	一〇	六〇、八〇六

大正五年四月印刷

關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表（第八回）

副總裁

理事

[illegible]課長

467

外務省政務局

關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表（大正四年末現在）

概説

關東州並滿洲在留本邦人ノ居住狀態ヲ通觀スルニ、日露戰後邦人ノ滿洲渡航熱高潮ニ達シ一時非常ノ激增ヲ見タルモ、是全ク一時的現象ニ外ナラスシテ其後急激ノ增加ヲ來サスト雖モ年々堅實ナル發達ヲ遂ケツヽアルハ疑ナキ所ニシテ、之ヲ統計ニ徵スルニ、明治四十一年末ノ五萬八千人ハ四十四年末ニ八萬一千人トナリ、大正三年末ニハ更ニ進ンテ十萬人トナレリ、卽明治四十一年末ヨリ大正三年末ニ至ル過去六年間ニ於テ約七割五分ヲ增加シ、一年ノ平均增加率約七千人强ノ割合ナリ、殊ニ大正四年五月締結セラレタル南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約ノ規定ニ因リ、從來條約上認メラレサリシ未開放地（開放地外ト同シ）居住ノ權利ヲ享有スルニ至リ、換言スレハ日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ自由ニ居住往來スルヲ得ルニ至リタルヲ以テ、從來未開放地居住者僅々三千五百餘人（大正三年末現在數）ニ過キサリシモ、今後是等地方居住者ノ增加スヘキハ之ヲ逆睹スルニ難カラス、然ルニ茲ニ注意スヘキハ大正四年末人口數ヲ前年ノ數ト比較シ增加ヲ見タルハ奉天管內ノ千四百餘人、關東州內ノ千二百餘人ノミニテ、哈爾賓、長春及牛莊管內ノ增加ノ如キハ言フニ足ラス、其他ノ安東、遼陽、鐵嶺、吉林、間島及齊々哈爾管內ハ何レモ多少ノ減少ヲ見

サルモノナク、結局全體ヲ通シテ僅カニ七百五十一人ヲ増加シタルニ過キサルコト之ナリ、如斯ハ明治四十一年統計作成以來未タ嘗テ之ナキトコロニシテ、之カ原因ヲ探ヌルニ青島戰役後同地ノ開放セラル、ヤ在滿邦人ノ同地ニ移住スルモノ一時潮ノ如ク、正確ナル數字ハ固ヨリ不明ナルモ、過少ニ見積リ尙一萬人ヲ超ユル見込ニテ之カ爲前記ノ如キ結果ヲ來シタルニ外ナラス、從テ右ノ如キ一時的現象ヲ以テ直ニ滿洲ノ將來ヲ云爲スルカ如キハ早計ニ失スルヤ言ヲ俟タス、況ンヤ敍上未開放地ニ於ケル居住權獲得ノ新事實アルニ於テオヤ。次ニ大正四年末ニ於ケル全人口十萬一千五百八十六人ヲ男女別ニスレハ、男五萬四千三百四十九人、女四萬七千二百三十七人ニシテ、男百ニ對シ女八十七人弱ノ割合ナリトス。

此等本邦人約十萬一千人ノ居住狀態ヲ察スルニ、大體ニ於テ南ニ偏シ北ニ進ムニ從テ漸次稀薄トナリ、卽チ關東州內約五萬人、州外約五萬一千人ニシテ略ホ相半ハシ、州外ヲ更ニ南北滿洲(元來南北滿洲ノ間ニ截然タル境界アルニアラサルモ、本統計ノ關スル限リ便宜上齊々哈爾、哈爾賓領事館管轄區域ヲ北滿洲トシ、其以外ノ領事館管轄區域ヲ南滿洲ト假定ス)ニ細別スレハ南滿洲四萬八千人ニシテ其九割四分ヲ占メ、北滿洲ハ三千人ニシテ其六分ニ過キス、而シテ州外ノ內奉天管內ノ一萬七千人ヲ最多トシ、安東管內ノ七千人、長

春管內ノ六千九百人、牛莊管內ノ六千五百人之ニ次ク、今大正四年末現在ニヨリ關東州及滿洲ニ於ケル主要ナル本邦人集團地ノ人口數ヲ表示スレハ左ノ如シ

地名	領事館管內	鐵道附屬地	計	地名	領事館管內	鐵道附屬地	計
旅順	—	—	八、六〇〇	昌圖	四六	二三七	二八三
大連	—	—	三四、五〇三	四平街	—	七四九	七四九
瓦房店	三	一、二七八	一、三〇〇	公主嶺	—	一、八二三	一、八二三
熊岳城	八	二八四	二九二	長春	五七六	三、四一四	三、九九〇
大石橋	—	一、三〇四	一、三〇四	本溪湖	一、二二六	一、四二六	二、六五二
牛莊	二、二九三	—	二、二九三	橋頭	八〇	三一三	三九三
海城	一〇五	二九六	四〇一	連山關	一〇三	二六二	三六五
遼陽	二九五	三、〇二九	三、三二四	鷄冠山	一	四四一	四四二
奉天	二、〇八五	四、三九五	六、四八〇	安東	五、一六九	九九四	六、一六三
新民府	一一四	—	一一四	吉林	三一七	—	三一七
撫順	—	六、七四〇	六、七四〇	龍井村	二五七	—	二五七
鐵嶺	一、一二八	一、三一八	二、四四六	哈爾賓	二三九	一、二七七	一、五一六
開原	六	一、〇〇六	一、〇四二	齊々哈爾	一五九	三二	一九一

更ニ在滿朝鮮人ノ狀態ヲ一瞥スルニ、開放地外ニ於ケル朝鮮人ハ各地ニ散居シ、且時々

移動アルヲ以テ、其人口統計ハ固ヨリ正確ヲ保シ難シト雖モ、鴨綠江及豆滿江ヲ渡リテ滿洲ニ移住シ來ルモノ年々多數ニ上リツヽアルハ掩フヘカラサル事實ニシテ(朝鮮總督府調査ニ依レハ滿洲移住朝鮮人數ハ明治四十四年一萬九千餘人、大正元年一萬七千餘人、大正二年一萬七千餘人、大正三年八千餘人、大正四年一萬一千餘人ナリ)大正四年末ニ於ケル此等鮮人ノ人口數ハ實ニ二十八萬餘人ニ達シ、其內間島地方ニ居住スルモノヲ最多トシ、在滿鮮人全人口ノ約七割强卽チ十九萬八千餘人ヲ算シ、安東管內鴨綠江沿岸地方居住者之ニ次キ二割六分弱卽チ七萬一千餘人ニ達シ、其他ハ各地ニ散居スルモノトス。

更ニ茲ニ附言ヲ要スルハ、支那人ノ南滿鐵道附屬地內ニ居住スルモノ漸ヲ以テ增加シツヽアルコトニシテ、大正四年末ニ於テ其數五萬九千餘(關東州內居住者四十九萬ヲ加フレハ約五十五萬人)ニ達スルノ狀態ニアルハ注目ニ値スヘシ。

最後ニ關東州及滿洲ニ在留スル外國人ノ狀態ヲ一言センニ、大正二年末ニ於テハ其數七萬一千餘人ナリシカ、大正三年末ニ於テハ一萬一千餘人ヲ減シ六萬餘人トナリタルカ更ニ大正四年末ニハ五萬七千餘人ニ減少シタルハ注目ヲ要ス、而シテ此等外國人ハ殆ント全部露國人ナルコト勿論ニシテ、卽チ全數五萬七千八百五十五人ノ內五萬七千四十九人ヲ占メ、次テ多キハ英國人ナルモ僅ニ三百餘人ニ過キス、其他ハ何レモ言フニ足ラス、尙

管内卽チ北滿洲ニ居住シ其數五萬六千七百十八人ニシテ、實ニ全數ノ九割八分强ヲ占メ、南滿洲居住者ニ至リテハ其一分强卽八百三十一人ヲ算スルニ過キス、而シテ右八百餘人ノ內露國人三百三十一人ニシテ首位ヲ占メ、英國人ノ二百八十一人ニシテ之ニ次キ、獨、佛、米何レモ五六十人ニ過キス、其他ニ至リテハ殆ント數フルニ足ラス。

是カ散布狀態ヲ觀ルニ、主トシテ哈爾賓及齊々哈爾

73

目次

一、關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表
一、關東州……一
二、安東……二
三、牛莊……六
四、遼陽……一三
五、奉天……一六
六、鐵嶺……二一
七、長春……三〇
八、吉林……三二
九、間島……三三
一〇、哈爾賓……三五
一一、齊々哈爾……四四
一二、關東州及各領事館管内通計……四五
二、關東州並滿洲在留外國人國別表……四七
三、關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計一覧表……四八

備考

一、本表ハ大正四年十二月末現在數ニ據ル

一、滿洲ヲ南北ニ分テ通常南滿洲北滿洲ノ稱呼ヲ與フルコトアルモ元來其間ニ截然タル境界アルニアラス只本統計ノ關スル限リ便宜上齊々哈爾、哈爾賓領事館管轄區域ヲ北滿洲トシ其以外ノ領事館管轄區域ヲ南滿洲ト假定ス

一、本表中滿洲在留人口ハ在滿洲帝國各領事館管轄區域ヲ開放地、雜居地(北滿洲ニ於テハ開放地外)並鐵道附屬地ノ三種ニ區別シテ之ヲ計上セリ

一、雜居地(又ハ開放地外)ニ於ケル支那人人口ハ之ヲ計上セス

一、本表中…印ハ男女別不明ナルコトヲ示ス

一、本表中雜居地トハ南滿洲ニ於ケル開放地、鐵道附屬地以外ノ土地ヲ指ス

一、關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表（大正四年末現在）

關東州

地區別 地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
旅順	五、〇五三	四、二〇四	九、二五七	七	—	七	一〇	八	一八	四九、五四三	四三、〇五七	九二、六〇〇
大連（本署管內）	二一、四六六	一八、〇四九	三九、五一五	三七	九	四六	八三	四一	一二四	六六、五三二	二八、七二七	九五、二五九
金州（大連民政署金州支署管內）	七六一	六六四	一、四二五	三	—	三	—	—	—	一六二、九七三	一三九、五九九	三〇二、五七二
總計	二七、二八〇	二二、九一七	五〇、一九七	五六	九	六五	九三	四九	一四二	二七九、〇四八	二一一、三八三	四九〇、四三一
大正三年末總計	二六、七二二	二二、二六八	四八、九九〇	二七	四	三一	七二	五〇	一二二	二六七、二八九	二〇六、〇五七	四七三、三四六
大正二年末總計	二五、八八〇	二一、四七四	四七、三五四	二五	二	二七	六八	四七	一一五	二六六、五〇九	二〇三、一四二	四六九、六五一

安東

二

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	安東縣	二、七一三	二、四五六	五、一六九	二六四	一九〇	四五四	一九	三	二二	三六、五九二	九、九〇一	四六、四九三
〃	大東溝	一三	一八	三一	—	—	—	—	—	—	一、七五〇	一、七六八	三、五一八
〃	鳳凰城	二七	三五	六二	一	—	一	一	二	三	五、一八三	五、二一五	一〇、三九八
	計	二、七五三	二、五〇九	五、二六二	二六五	一九〇	四五五	二〇	一四	三四	四三、五二五	一六、八八四	六〇、四〇九
雜居地	安東縣三道浪頭	六	三	一八	四三七	三六四	八〇一	—	—	—			
〃	〃渾水泡	二	—	二	三三三	二五九	五九二	—	—	—			
〃	〃五龍背	五	二	一六	一	—	一	—	—	—			
〃	〃湯山城	—	—	—	一五	六	二一	—	—	—			
〃	〃龍泉溝	—	—	—	一八	一四	三二	—	—	—			
〃	〃沙林子	—	—	—	三	二	五	—	—	—			

4

〃	鳳城縣高麗門	二	一	三	―	―	―	―	―	―			
〃	〃鶏冠山	一	―	一	―	―	―	―	―	―			
〃	〃秋木莊	七	三	一〇	―	―	―	―	―	―			
〃	〃火蓉溝	―	―	―	八	四	一二	―	―	―			
〃	〃交羊峪	―	―	―	七	三	一〇	―	―	―			
〃	〃劉家河	三	一〇	一三	―	―	―	―	―	―			
〃	〃陡嶺子	―	―	―	一	三	四	―	―	―			
〃	〃通遠堡	三六	二〇	五六	―	―	―	―	―	―			
〃	〃尖山子	四	一	五	―	―	―	―	―	―			
〃	鳳城縣（鳳凰城縣附近ヲ除ク）	―	―	―	△二六九	△一八六	△四五五	―	―	―			
〃	寛甸縣	―	―	―	△一、七一七	△一、一四六	△二、八六三	―	―	―			
〃	輯安縣	―	―	―	△一七、一一八	△一一、四一五	△二八、五三三	―	―	―			
〃	桓仁縣	・	・	・	△八、〇八八	△五、三九二	△一三、四八〇	・	・	・	△ヲ附シタルハ大正元年末現在數ナリ		

三

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	四 支那人 男	支那人 女	支那人 計
雜居地	通化縣	—	—	—	△六、一六五	△四、一一〇	△一〇、二七五	—	—	—			
〃	臨江縣	—	—	—	△七、〇一二	△四、六六七	△一一、六七九	—	—	—			
〃	莊河縣	—	—	—	△二八七	△一八五	△四七二	—	—	—			
〃	興京縣	—	—	—	△一、〇三八	△四六四	△一、五〇二	—	—	—			
	計	七六	五八	一三四	四二、五一七	二八、二二〇	七〇、七三七	—	—	—			
鐵道附屬地	安奉鐵道沿線 安東	五六六	四二八	九九四	三二	二六	五八	一	—	一	五九三	九〇	六八三
〃	〃 蛤蟆塘	一三	一〇	二三	—	—	—	—	—	—	一三	—	一三
〃	〃 老古溝	七	六	一三	—	—	—	—	—	—	八	—	八
〃	〃 五龍背	三二	二〇	五二	一	—	一	—	—	—	二七	—	二七
〃	〃 湯山城	一四	一三	二七	—	—	—	—	—	—	一八	三	二一
〃	〃 高力橋子	二	二	四	—	—	—	—	—	—	六	—	六

〃	〃高麗門	一四	九	二三							一七	一	一八
〃	〃鳳凰城	六八	四五	一一三	一	—	一	—	—	—	六二	—	六二
〃	〃四台子	一六	三	二八	—	—	—	—	—	—	四	—	四
〃	〃長山嶺	四	二	六	—	—	—	—	—	—	七	—	七
〃	〃鶏冠山	二三五	二〇六	四四一	二	—	二	—	—	—	二〇六	二五	二三二
〃	〃秋木莊	一九	一七	三六	—	—	—	—	—	—	三〇	八	三八
〃	〃劉家河	三一	二〇	五一	—	—	—	—	—	—	三	—	三
〃	〃林家台	三	二	五	—	—	—	—	—	—	八	三	二
〃	〃其家堡	二	三	五	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	〃通遠堡	一八	一五	三三	—	—	—	—	—	—	二五	—	二五
〃	〃乾草店	三	三	六	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	〃草河口	五二	四七	九九	—	—	—	—	—	—	一八四	四〇	二二四
	計	一、〇九八	八六〇	一、九五八	三六	二六	六二	一	—	一	一、二二九	一七〇	一、三九九

五

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
	總計	三、九二七	三、四二七	七、三五四	四二、八一八	二八、四三六	七一、二五四	二一	一四	三五			
	大正三年末總計	四、四六七	三、八九〇	八、三五七	四二、一〇九	二七、七六四	六九、八七三	一二	四	一六			
	大正二年末總計	四、二四一	三、六六九	七、九一〇	四一、九三九	二七、六七九	六九、六一八	二〇	四	二四			

牛莊

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	營口新市街	八三四	七〇九	一、五四三	—	—	—	—	—	—	一、五三一	三九	一、五七〇
〃	同舊市街	三七〇	三八四	七五四	—	—	—	七一	四四	一一五	二六九	一	二七〇
	計	一、二〇四	一、〇九三	二、二九七	—	—	—	七一	四四	一一五	一、八〇〇	四〇	一、八四〇
雜居地	營口縣田莊臺	八	六	一四	—	—	—	—	—	—			

〃	海 海城縣城	五〇	五五	一〇五	|	|	|	一	一	二			
〃	〃 牛莊	一五	一五	三〇	|	|	|	一	|	一			
〃	〃 湯崗子	|	一	一	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 高力房	五	二	七	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 折木城	一	一	二	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 大房身	一	|	一	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 感王寨	四	三	七	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 耿家・屯	二	一	三	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 虎樟屯	三	二	五	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 小馬峰泡	一	|	一	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 木家堡	一	一	二	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 古城子	二	|	二	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 耿庄子	二	一	三	|	|	|	|	|	|			

七

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
雜居地	海城縣 騰鰲堡	五	三	八	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 接官堡	二	一	三	—	—	—	—	—	—			
〃	蓋平縣 蓋平	三	三	四	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 熊岳城	五	三	八	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 湯池	三	二	五	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 蘆家屯	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	蓋平縣 許家屯	一	一	二	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 田家屯	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 博洛舖	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	復縣 田家	一	二	三	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 瓦房店	二	二	三	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 萬家屯	一	—	一	—	—	—	—	—	—			

〃	北鎮縣 溝帮子	三	一	四	—	—	—	—	—	—			
〃	錦縣 錦州	三〇	六	三六	—	—	—	—	—	—			
〃	盤山縣	—	—	—	一六〇	四〇	二〇〇	—	—	—			
	計	一八二	一三九	三二一	一六〇	四〇	二〇〇	二	一	三			
鐵道附屬地	營口支線沿線 牛家屯	二五	三五	六〇	—	—	—	—	—	—	六七	八	七五
〃	〃 三家子	七	六	一三	—	—	—	—	—	—	一〇	三	一三
〃	南滿鐵道幹線沿線 中所屯	二	三	五	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	〃 湯崗子	二五	二五	五〇	—	—	—	—	—	—	二〇	—	二〇
〃	〃 新臺子	七	二	九	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	〃 甘泉舖	三	二	五	—	—	—	—	—	—	四	—	四
〃	〃 南臺	九	一八	二七	—	—	—	—	—	—	二九	—	二九
〃	〃 五道河子	二	一	三	—	—	—	—	—	—	五	—	五

九

地區別	地區別	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
鐵道附屬地	南滿鐵道幹線沿線 海城	一五一	一四五	二九六	—	—	—	—	—	—	一六四	一	一六五
〃	〃 唐王山	四	三	七	—	—	—	—	—	—	六	—	六
〃	〃 朱家屯	二	二	四	—	—	—	—	—	—	七	—	七
〃	〃 他山	二	三	五	—	—	—	—	—	—	一四	—	一四
〃	〃 金山嶺	四	二	六	—	—	—	—	—	—	二	—	二
〃	〃 岳州	六	七	一三	—	—	—	—	—	—	二	—	二
〃	〃 分水	一〇	一四	二四	—	—	—	—	—	—	三	—	三
〃	〃 大石橋	七二五	五七九	一、三〇四	—	—	—	—	—	—	四一九	五八	四七七
〃	〃 城邊	四	四	八	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	〃 楊家壕	三	四	七	—	—	—	—	—	—	四	—	四
〃	〃 黃大人	三	二	五	—	—	—	—	—	—	四	—	四
〃	〃 拉々山	二	四	六	—	—	—	—	—	—	五	—	五

十

〃	〃大平山	一五	一一	二六	—	—	—	—	—	—	三	一	三
〃	〃黄粮堆	九	二	二	—	—	—	—	—	—	七	—	七
〃	〃白旗	三	四	七	—	—	—	—	—	—	八	—	八
〃	〃三塊石	三	三	六	—	—	—	—	—	—	七	—	七
〃	〃蓋平	六三	四七	一〇九	—	—	—	—	—	—	一一九	二	一二一
〃	〃王母關子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四四	一四六	二九〇
〃	〃苑家屯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五〇	三八	八八
〃	〃沙崗	一七	一五	三二	—	—	—	—	—	—	三二	—	三二
〃	〃西峪子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二三二	二三〇	四六二
〃	〃蘆家屯	一六	三	一九	—	—	—	—	—	—	三	—	三
〃	〃詹家屯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六五	五三	一一八
〃	〃熊岳城	一六二	一二二	二八四	—	—	—	—	—	—	四四四	三一五	七五九
〃	〃九寨	一五	一七	三二	—	—	—	—	—	—	五一	—	五一

十一

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
鐵道附屬地	南滿鐵道幹線沿線 許家屯	二三	二〇	四三	—	—	—	—	—	—	二七	—	二七
〃	〃 萬家嶺	三二	三一	六三	—	—	—	—	—	—	一三二	二	一三四
〃	〃 松樹	二三	二〇	四三	—	—	—	—	—	—	四一五	六四	四七九
〃	〃 得利寺	二九	一八	四七	—	—	—	—	—	—	一〇八	三	一三〇
〃	〃 龍王廟	五	九	一四	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	〃 王家	九	六	一五	—	—	—	—	—	—	二	—	二
〃	〃 瓦房店	六九二	五八六	一、二七八	—	—	—	—	—	—	八九七	三〇二	一、一九九
〃	〃 田家	二〇	一八	三八	—	—	—	—	—	—	三	—	三
	計	二、一三七	一、八一一	三、九四八	—	—	—	—	—	—	三、五九七	一、二五四	四、八五一
	總計	三、五二三	三、〇四三	六、五六六	一六〇	四〇	二〇〇	七三	四五	一一八			
	大正三年末總計	三、四七九	三、〇三六	六、五一五	六	二	八	一一〇	六六	一七六			
	大正二年末總計	三、三八五	二、八八〇	六、二六五	一	—	一	一二一	六六	一八七			

十二

遼陽

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	遼陽城内	一一三	一一三	二二六	三	二	四	三	六	九	一五、一四七	一三、九〇六	二九、〇五三
〃	遼陽西關	二八	四一	六九	—	—	—	—	—	—	一〇、八六三	九、七一七	二〇、五八〇
	計	一四一	一五四	二九五	三	二	四	三	六	九	二六、〇一〇	二三、六二三	四九、六三三
雜居地	遼陽縣劉二堡	五	三	八	—	—	—	—	—	—			
〃	〃煙臺炭坑附近	四	四	八	—	—	—	—	—	—			
〃	〃營城子	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	〃南沙河	一	二	三	—	—	—	—	—	—			
〃	〃穆家堡	一	一	二	—	—	—	—	—	—			
〃	遼中縣小北河	四	—	四	—	—	—	—	—	—			
〃	〃千家房子	二	二	四	—	—	—	—	—	—			

十三

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
雜居地	台安縣 富家莊	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	計	一九	三	二二	—	—	—	—	—	—			
鐵道附屬地	南滿鐵道幹線沿線 遼陽	一、六〇二	一、四二七	三、〇二九	一	—	一	—	—	—	七五九	一〇一	八六〇
〃	〃 鞍山站	三〇	三二	六二	—	—	—	—	—	—	一八七	三	一九九
〃	〃 尤庄子	三	四	七	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	〃 馬驛屯	二	一	三	—	—	—	—	—	—	一	—	一
〃	〃 張店堡	三	三	六	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	〃 立山	一六	一五	三一	—	—	—	—	—	—	五三	—	五三
〃	〃 潘家屯	八	二	一〇	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	〃 馬伊屯	一四	一四	二八	—	—	—	—	—	—	一二	一	一三
〃	〃 張臺子	一八	一八	三六	—	—	—	—	—	—	二七	—	二七

〃	〃房身	三	二	五	|	|	|	|	|	|	六	|	六
〃	〃迎水寺	三	一	四	|	|	|	|	|	|	八	|	八
〃	〃太子河	四	三	七	|	|	|	|	|	|	三	二	五
〃	〃煙・臺	五六	四三	九九	|	|	|	|	|	|	一八五	四	一八九
〃	〃沙河	一六	一二	二八	|	|	|	|	|	|	一六六	四	一七〇
〃	〃十里河	五	三	八	|	|	|	|	|	|	七	|	七
〃	〃柳塘溝	五	四	九	|	|	|	|	|	|	六	|	六
〃	〃煙臺炭坑	七一	六三	一三四	|	|	|	|	|	|	三五	二	三七
〃	〃東臺	二	二	四	|	|	|	|	|	|	四	|	四
	計	一、八六一	一、六四八	三、五〇九	一	|	一	|	|	|	一、六七四	一二六	一、八〇〇
	總計	二、〇一一	一、八二四	三、八三五	四	二	一五	三	六	九			
	大正三年末總計	二、〇六八	一、八一四	三、八八二	四	二	六	六	四	一〇			
	大正二年末總計	二、〇一一	一、七八三	三、七九四	三	一	四	六	七	一三			

十五

奉天

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	奉天	一、二〇三	八八二	二、〇八五	一一〇	九一	二〇一	一一二	五〇	一六二	一一九、六八七	五四、一四二	一七三、八二九
〃	新民府	五六	五八	一一四	—	—	—	一	—	一	二一、六八九	九、八八五	三一、五七四
	計	一、二五九	九四〇	二、一九九	一一〇	九一	二〇一	一一三	五〇	一六三	一四一、三七六	六四、〇二七	二〇五、四〇三
雜居地	瀋陽縣千戸屯	三	一	四	—	—	—	—	—	—			
〃	本溪縣邊牛彔堡子	—	—	—	八	九	一七	—	—	—			
〃	〃石橋子	三	二	五	一〇	八	一八	—	—	—			
〃	〃火連寨	—	—	—	四	二	六	—	—	—			
〃	〃本溪湖	六八七	五三九	一、二二六	一三	一〇	二三	—	—	—			
〃	〃橋頭	三八	四二	八〇	—	—	—	—	—	—			
〃	〃南坟	二三	一四	三七	—	—	—	—	—	—			

〃	〃下馬塘	九	一四	二三	—	—	—	—	—	—			
〃	〃連山關	五九	四四	一〇三	—	—	—	—	—	—			
〃	〃祁家堡	—	一	一	—	—	—	—	—	—			
〃	新民縣大民屯	三	—	三	八	四	一二	—	—	—			
〃	〃西公大堡子	二	—	二	—	—	—	—	—	—			
〃	〃孤家子	一	一	二	二四	六	三〇	—	—	—			
〃	〃北山	—	—	—	四	二	六	—	—	—			
〃	〃前大河泡	—	—	—	九	二	一一	—	—	—			
〃	〃後大河泡	—	—	—	四	一	五	—	—	—			
	計	八二八	六五八	一、四八六	八四	四四	一二八	—	—	—			
鐵道附屬地	奉天（南滿鐵道幹線沿線）	二、四一三	一、九八二	四、三九五	五七	一六	七三	—	—	—	二、一一一	二八六	二、三九七
〃	〃渾河	六四	二〇	八四	—	—	—	—	—	—	七一	九	八〇

十七

4

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
鐵道附屬地	南滿鐵道幹線沿線 蘇家屯	一三	一〇	二三	—	—	—	—	—	—	一〇九	六	一一五
〃	〃 老命廟	二	—	二	—	—	—	—	—	—	六	—	六
〃	〃 文官屯	一三	一二	二五	—	—	—	—	—	—	一一	四	一五
〃	〃 虎石臺	一一	一四	二五	—	—	—	—	—	—	一六	七	二三
〃	〃 唐三家子	三	五	八	—	—	—	—	—	—	六	—	六
〃	〃 新城子	一五	一三	二八	—	—	—	—	—	—	一〇	六	一六
〃	〃 三家子	六	三	九	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃	撫順支線沿線 元渾河堡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	三	四
〃	〃 孤家子	一四	一四	二八	—	—	—	—	—	—	七	—	七
〃	〃 民家屯	三	三	六	—	—	—	—	—	—	六	一	七
〃	〃 深井子	一一	九	二〇	—	—	—	—	—	—	五	五	一〇
〃	〃 水家屯	四	三	七	—	—	—	—	—	—	四	一	五

〃	〃劉通子屯	二	三	五	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三	｜	三
〃	〃李石寨	八	一〇	一八	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二四	四	二八
〃	撫順炭坑用地 千金寨	二、六二三	二、〇六八	四、六九〇	三	一一	一四	｜	｜	｜	三、八九三	三九	四、二三二
〃	〃東郷坑	三〇八	二三二	五四〇	四三	｜	四三	｜	｜	｜	三、九一九	七	三、九二六
〃	〃永安橋驛	一三	八	二〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	四	｜	四
〃	〃揚柏堡	二八五	二〇〇	四八五	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二、〇六二	五	二、〇六七
〃	〃大山坑	一九九	一一八	三一七	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二、五六四	二五	二、五八九
〃	〃老虎台	三八一	三〇七	六八八	一八	一一	二九	｜	｜	｜	二、七四五	｜	二、七四五
〃	安奉線沿線 撫安	一七	一〇	二七	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二	一	三
〃	〃白塔堡	三	二	五	｜	｜	｜	｜	｜	｜	八	二	一〇
〃	〃陳相屯	三二	二四	五六	一	｜	一	｜	｜	｜	三	｜	三
〃	〃田水堡子	四	二	六	｜	｜	｜	｜	｜	｜	五	｜	五
〃	〃姚千戶屯	一三	一一	二四	｜	｜	｜	｜	｜	｜	六	｜	六

十九

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
鐵道附屬地	安奉線沿線 蘇麻堡子	二	二	四	—	—	—	—	—	—	一〇	五	一五
〃	〃 石橋子	二五	二一	四六	—	—	—	—	—	—	九	—	九
〃	〃 火連寨	一五	一一	二六	—	—	—	—	—	—	一四	—	一四
〃	〃 本溪湖	七六五	六六一	一、四二六	—	—	—	—	—	—	一〇一	四	一〇五
〃	〃 福金	一二	七	一九	—	—	—	—	—	—	一〇	—	一〇
〃	〃 橋頭	一八一	一三二	三一三	—	—	—	—	—	—	三八	一	三九
〃	〃 南坟	五三	五四	一〇七	—	—	—	—	—	—	一一八	一二	一三〇
〃	〃 下馬塘	二〇	一九	三九	—	—	—	—	—	—	二	—	二
〃	〃 連山關	一四四	一一八	二六二	—	—	—	—	—	—	三七	一	三八
〃	〃 祁家堡	一六	一四	三〇	—	—	—	—	—	—	三九	一	四〇
〃	計	七、七九九	六、二三三	一四、〇三二	一三二	二八	一六〇	—	—	—	一八、一三一	七二五	一八、八五六
	總計	九、八八六	七、八三一	一七、七一七	三一六	一七三	四八九	一一二	五〇	一六二			

二十

	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
大正三年末總計	九、三五一	七、二〇七	一六、五五八	四〇五	一六二	五六七	一二六	六五	一九二			
大正二年末總計	八、〇〇七	六、三三一	一四、三三八	六六八	三〇七	九七五	一一三	五五	一六八			

鐵嶺

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	鐵嶺	五七八	五六〇	一、一三八	三三	一八	五一	三	—	三	一七、二九七	九、三一七	二六、六一四
〃	法庫門	二五	二一	四六	三	一	四	四	三	七	一四、六八一	六、八五三	二一、五三四
〃	通江口	九	二〇	二九	—	—	—	—	—	—	五、九一八	一、三八四	七、三〇二
	計	六一二	六〇一	一、二一三	三六	一九	五五	七	三	一〇	三七、八九六	一七、五五四	五五、四五〇
雜居地	鐵嶺縣遼海屯	二	一	三	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 懿路	三	三	六	—	—	—	—	—	—			

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
雜居地	鐵嶺縣 大高加屯	一	|	一	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 大汎河	二	|	二	四	二	六	|	|	|			
〃	〃 范家屯	一	|	一	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 大句子	二	|	二	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 得勝台	一	|	一	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 崔陣堡	一	|	一	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 阿吉堡子	一	一	二	|	|	|	|	|	|			
〃	開原縣 開原	一三	二三	三六	二	二	四	二	三	五			
〃	〃 八棵樹	|	|	|	七	五	一二	|	|	|			
〃	〃 李家台	|	|	|	四	二	六	|	|	|			
〃	〃 王哆囉樹	一	一	二	|	|	|	|	|	|			
〃	〃 中固	|	一	一	|	|	|	|	|	|			

〃	〃街陽堡	一	|	一	|	|	|	|	|	|			
〃	〃貂皮屯	一	|	一	|	|	|	|	|	|			
〃	〃八家子	二	一	三	|	|	|	|	|	|			
〃	〃慶雲堡	二	|	二	|	|	|	|	|	|			
〃	〃雙樓臺	一	|	一	|	|	|	|	|	|			
〃	〃小房身	|	|	|	|	一	一	|	|	|			
〃	〃馬家寨	一	|	一	|	|	|	|	|	|			
〃	昌圖縣 昌圖城內	一七	二九	四六	|	|	|	|	|	|			
〃	〃鷲鷺樹	一	一	二	|	|	|	|	|	|			
〃	〃二十家子	一	|	一	|	|	|	|	|	|			
〃	〃亮中橋	二	|	二	|	|	|	|	|	|			
〃	〃寶力屯	二	|	二	|	|	|	|	|	|			
〃	〃金家屯	二	一	三	|	|	|	|	|	|			

二十三

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
雜居地	昌圖縣 八面城	二一	二三	四四	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 大窪	三	二	五	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 舊四平街	一	一	二	—	—	—	—	—	—			
〃	法庫縣 拉馬橋子	一	一	二	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 王爺嶺	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 丁家房身	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 大卡邦堡子	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	康平縣 三家子	—	—	—	—	一	一	—	—	—			
〃	〃 五家子	—	—	—	…	…	三	—	—	—			
〃	〃 大孤家子	—	—	—	…	…	一七	—	—	—			
〃	遼源縣 鄭家屯	六二	四五	一〇七	—	—	—	一	—	一			
〃	〃 三江口	四	六	一〇	—	—	—	—	—	—			

二十四

〃	〃白音太來	五	二	七	|	|	|	|	|	|
〃	西豐縣掏鹿	三	二七	五八	|	|	|	|	|	|
〃	〃平崗	三	二	五	|	|	|	|	|	|
〃	〃高力木子	一	|	一	四	|	四	|	|	|
〃	〃冷水泉子	一	一	二	二	二	四	|	|	|
〃	〃郭家店	一	三	四	|	|	|	|	|	|
〃	〃二道崗	二	二	四	|	|	|	|	|	|
〃	〃四平街	一	|	一	|	|	|	|	|	|
〃	〃楊木林子	一	|	一	|	|	|	|	|	|
〃	〃野鶏背	|	|	|	四	三	七	|	|	|
〃	〃大營溝	|	|	|	九	五	一四	|	|	|
〃	〃小城子	|	|	|	九	二	二	|	|	|
〃	〃双橋子	|	|	|	二七	一六	四三	|	|	|

二十五

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
雜居地	西豐縣 愛清溝	—	—	—	一九	五	二四	—	—	—			
〃	〃 大青陽	—	—	—	六	六	一二	—	—	—			
〃	西安縣 大疙瘩	一五	一二	二七	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 遼河源	一	一	二	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 大梨樹河	一	—	一	五	三	八	—	—	—			
〃	〃 大夾信子	一	一	二	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 二道河子	一	一	二	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 西泗津	—	—	—	一一	六	一七	—	—	—			
〃	〃 老虎峪	—	—	—	一〇	一三	二三	—	—	—			
〃	〃 小龍灣	—	—	—	六	四	一〇	—	—	—			
〃	東豐縣 大肚川	一〇	—	一〇	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 小沙河子	一	—	一	—	—	—	—	—	—			

〃	海龍縣 北山城子	一九	一五	三四	九	九	一八	—	—	—			
〃	〃 六八且	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 朝陽鎮	一一	七	一八	—	—	—	二	一	三			
〃	〃 海龍	七	四	一一	—	—	—	—	—	—			
〃	柳河縣 柳河	三	—	三	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 南山城子	一	—	一	—	—	—	—	—	—			
〃	〃 樣子哨	三	—	三	—	—	—	—	—	—			
〃	輝南縣 輝南	二	—	二	—	—	—	—	—	—			
	計	二七九	二八	四九七	(一四八)…	(八七)…	二三五	五	四	九			
鐵道附屬地	南滿鐵道幹線沿線 鐵嶺	七一六	六二二	一、三三八	二八	二三	五一	—	—	—	二九六	二〇	三一六
〃	〃 得勝臺	三	三	一四	—	—	—	—	—	—	一三	—	一三
〃	〃 鐵嶺川	五	五	一〇	—	—		—	—	—	一〇	四	一四

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
鐵道附屬地	南滿鐵道幹線沿線 八里庄	三	二	五	—	—	—	—	—	—	六	二	八
〃	〃 山頭堡	四	四	八	—	—	—	—	—	—	四	—	四
〃	〃 亂石山	一四	一六	三〇	—	—	—	—	—	—	三二	二	三四
〃	〃 新臺子	四三	四三	八六	—	—	—	—	—	—	五三四	二一	五五五
〃	〃 平頂堡	一五	一三	二八	—	—	—	—	—	—	一三	—	一三
〃	〃 中固	一〇	八	一八	—	—	—	—	—	—	一五	五	二〇
〃	〃 開原	五二〇	四八六	一、〇〇六	—	—	—	—	—	—	八、〇六三	六九〇	八、七五三
〃	〃 金溝子	一三	九	二二	—	—	—	—	—	—	三四	一	三五
〃	〃 清河	三	六	九	—	—	—	—	—	—	七	二	九
〃	〃 馬車台	五	三	八	—	—	—	—	—	—	五	一	六
〃	〃 馬仲河	一二	一〇	二二	—	—	—	—	—	—	三八	—	三八
〃	〃 昌圖	一二八	一〇九	二三七	—	—	—	—	—	—	二九九	三六	三三五

〃滿井	八	一一	一九	—	—	—	—	—	—	一〇	—	一〇
〃泉頭	一六	八	二四	—	—	—	—	—	—	六一	二	六三
〃雙廟子	五五	五四	一〇九	—	—	—	—	—	—	六二二	一三八	七六〇
〃桓勾子	一一	九	二〇	—	—	—	—	—	—	四九	三	五二
〃虻牛哨	一四	一三	二七	—	—	—	—	—	—	一三	—	一三
〃南楊家	二	一	三	—	—	—	—	—	—	五	—	五
〃廟子溝	二	四	六	—	—	—	—	—	—	五	—	五
計	一、六一一	一、四三八	三、〇四九	一八	三三	五一	—	—	—	一〇、一四四	九二七	一一、〇七一
總計	二、五〇二	二、二五七	四、七五九	…(二二二)	…(一三九)	三六一	一二	七	一九			
大正三年末總計	二、八一八	二、四六八	五、二八六	二八〇	一三五	四一五	一五	一一	二六			
大正二年末總計	二、六九三	二、三三五	五、〇二八	一九	一六	三五	一〇	一〇	二〇			

長春

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	長春	二六八	三〇八	五七六	三	六	九	三七	一七	五四	三二、五〇〇	二六、三〇〇	五八、八〇〇
	計	二六八	三〇八	五七六	三	六	九	三七	一七	五四	三二、五〇〇	二六、三〇〇	五八、八〇〇
雜居地	伊通縣	一一	一六	二七	—	—	—	—	—	—			
〃	農安縣	八	二〇	二八	—	—	—	—	—	—			
〃	德惠縣張家灣	二九	四五	七四	—	—	—	—	—	—			
〃	〃老少溝	—	九	九	—	—	—	—	—	—			
〃	長春縣三道溝	一	一	二	六	四	一〇	—	—	—			
〃	〃二道溝	四	九	一三	—	—	—	—	—	—			
	計	五三	一〇〇	一五三	六	四	一〇	—	—	—			

鐵道附屬地	南滿鐵道幹線沿線												
	長春	一、八五四	一、五六〇	三、四一四	九	七	一六	九九	七三	一七二	七、五九二	七四三	八、三三五
〃	〃 范家屯	七〇	六三	一三三	一	—	一	—	—	—	一、六三七	六七	一、七〇四
〃	〃 劉房子	一八	一三	三一	—	—	—	—	—	—	二〇六	二四	二三〇
〃	〃 公主嶺	九七三	八三九	一、八一二	六	一	七	—	—	—	三、三七四	三八七	三、七六一
〃	〃 郭家店	七三	五九	一三二	—	—	—	—	—	—	一、九〇二	一六九	二、〇七一
〃	〃 四平街	三九九	三五〇	七四九	一	一	二	—	—	—	四、六三九	七九三	五、四三二
	計	三、三八六	二、八八四	六、二七〇	一七	九	二六	九九	七三	一七二	一九、三五〇	二、一八三	二、五三三
	總計	三、七〇七	三、二九二	六、九九九	二六	一九	四五	一三六	九〇	二二六			
	大正三年末總計	三、七二六	三、二三九	六、九六五	四〇	二五	六五	一三四	七九	二一三			
	大正二年末總計	三、二〇七	二、六〇四	五、八一二	一七	三	二〇	七九	四二	一三〇			

三十一

○增補

長春領事館管内雜居地ノ欄(二三〇頁)ヲ左記ノ通リ訂正增補ス

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
雜居地	吉林省長春縣二道溝	四	九	一三									
〃	〃三道溝	一	一	二	八	二	一〇						
〃	〃卡倫	四	一	五									
〃	伊通縣伊通州	一一	二〇	三一									
〃	〃營城子	四	—	四									
〃	德惠縣張家灣	二九	四五	七四									
〃	〃老少溝	—	九	九									
〃	〃下九台	八	—	八									
〃	農安縣農安	八	二〇	二八									
〃	奉天省懷德縣	六	—	六									
〃	梨樹縣買賣街	三	—	三									
〃	洮南縣洮南	六	—	六									
	計	八四	一〇五	一八九	八	二	一〇						

附記 右訂正增補ニ伴ヒ本統計表掲記ノ計數ニ異動ヲ生シタル箇所尠カラス

大正五年五月

編者識

吉林

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	吉林	一六五	一五二	三一七	二二	一五	三七	五四	一六	七〇	五一、八二二	二七、四二五	七九、二四七
	計	一六五	一五二	三一七	二二	一五	三七	五四	一六	七〇	五一、八二二	二七、四二五	七九、二四七
雜居地	吉林府下	九	八	一七	—	—	—	—	—	—			
〃	舒蘭縣	四	三	七	—	—	—	—	—	—			
〃	濛江縣	—	—	—	七九四	二四六	一、〇四〇	—	—	—			
〃	樺甸縣	—	—	—	八〇八	五九二	一、四〇〇	—	—	—			
〃	敦化縣	—	—	—	一三八	七五	二一三	—	—	—			
〃	額穆縣	—	—	—	二二	一八	四〇	—	—	—			
	計	一三	一一	二四	一、七六二	九三一	二、六九三	—	—	—			
	總計	一七八	一六三	三四一	一、七八四	九四六	二、七三〇	五四	一六	七〇			

	日本人男	日本人女	日本人計	朝鮮人男	朝鮮人女	朝鮮人計	外國人男	外國人女	外國人計	支那人男	支那人女	支那人計
大正三年末總計	二四〇	二七〇	五一〇	四一八	二四八	六六六	二四	二三	四七			
大正二年末總計	一九六	二〇四	四〇〇	三八三	二二一	六〇四	五三	二〇	七三			

間島

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	龍井村	一三六	一二一	二五七	一、二六六	一、一四九	二、四一五	三	—	三	五九七	八〇	六七七
〃	局子街	三九	七六	一一五	二一四	一九三	四〇七	三〇	二	三二	四、四〇七	六七七	五、〇八四
〃	頭道溝	一六	二九	四五	二〇八	一九六	四〇四	—	—	—	六一九	一三〇	七四九
〃	百草溝	五	—	五	八三	六〇	一四三	—	—	—	一六二	一一	一七三
〃	琿春	三八	七二	一一〇	六五	三六	一〇一	四	一	五	三、九九五	九〇四	四、八九九
	計	二三四	二九八	五三二	一、八三六	一、六三四	三、四七〇	三七	三	四〇	九、七八〇	一、八〇二	一一、五八二

三十四

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
雜居地	間島總領事館管轄内	三	三	六	四四、〇九三	三九、〇六一	八三、一五四	二	三	五			
〃	局子街分館管轄内	四	一	五	二四、七七〇	二二、四四七	四七、二一七	—	—	—			
〃	頭道溝分館管轄内	—	—	—	一二、一五三	九、九六三	二二、一一五	—	—	—			
〃	百草溝出張所管轄内	—	—	—	一二、三八九	一〇、三六四	二二、七五三	—	—	—			
〃	琿春分館管轄内	—	—	—	一〇、四〇八	九、三七五	一九、七八三	一	四	五			
	計	七	四	一一	一〇三、八一三	九一、二一〇	一九五、〇二三	三	七	一〇			
	總計	二四一	三〇二	五四三	一〇五、六四八	九二、八四四	一九八、四九二	四〇	一〇	五〇			
	大正三年末總計	二三六	三三二	五六八	一〇三、五四九	八八、九一一	一九二、四六〇	三九	七	四六			
	大正二年末總計	二五九	三二六	五八五	九三、二一六	七九、七八六	一七三、〇〇二	五一	一〇	六一			

哈爾賓

（△印ハ前年度末ノ數ナリ）

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	哈爾賓（傅家甸ノミノ分）	六九	一七〇	二三九	△一二三	△三四	△一五七	—	—	—	△二四、九〇〇	△三、〇〇〇	△二七、九〇〇
〃	三姓	一七	八〇	九七	△三	△七	△一〇	—	—	—	△八、五〇〇	△一、五〇〇	△一〇、〇〇〇
〃	寧古塔	一二	二二	三四	—	—	—	—	—	—	△二〇、〇〇〇	△六、五〇〇	△二六、五〇〇
	計	九八	二七二	三七〇	△一二六	△四一	△一六七	—	—	—	△五三、四〇〇	△一一、〇〇〇	△六四、四〇〇
開放地外	吉林省雙城縣雙城堡	四	一五	一九	—	—	—	—	—	—			
〃	新城縣石頭城子	一四	一一	二五	—	—	—	—	—	—			
〃	東寧縣三岔口	八	五七	六五	—	—	—	—	—	—			
〃	樺川縣佳木斯	一	一二	一三	—	—	—	—	—	—			
〃	湯源縣	一二	三	一五	—	—	—	—	—	—			
〃	黑龍江省蘿北縣大平溝	二	一三	一五	—	—	—	—	—	—			

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地外	黑龍江省羅北縣上糧臺	一	八	九	—	—	—	—	—	—			
〃	〃火燒營	一	五	六	—	—	—	—	—	—			
〃	〃都魯河	—	一	一	—	—	—	—	—	—			
〃	〃班必富	一	八	九	—	—	—	—	—	—			
〃	〃寶興鎮	五	二四	二九	—	—	—	—	—	—			
〃	〃新河口	一	七	八	—	—	—	—	—	—			
〃	〃溫河鎮	五	四〇	四五	—	—	—	—	—	—			
〃	吉林省長壽縣一面坡	—	—	—	△三四	△一三	△四七	—	—	—			
〃	寧安縣横道河子	—	—	—	△一〇	△四	△一四	—	—	—			
〃	穆稜縣八面屯附近	—	—	—	△一、七五〇	△四三二	△二、一八二	—	—	—			
〃	密山縣東村	—	—	—	△一八二	△五四	△二三六	—	—	—			
〃	〃白泡子	—	—	—	△四二六	△八二	△五〇八	—	—	—			

三十六

〃	〃 水村	一	一	一	△八二〇	△一八〇	△一、〇〇〇	一	一	一			
〃	〃 東寧縣 高安府附近	一	一	一	△一、八〇〇	△三五〇	△二、一五〇	一	一	一			
〃	〃 小綏芬附近	一	一	一	△六〇七	△一六〇	△七六七	一	一	一			
〃	依蘭縣 三姓附近	一	一	一	△一三八	△二六	△一六四	一	一	一			
	計	八六	三一三	三九九	△五、七七七	△一、三〇一	△七、〇七八	一	一	一			
東清鐵道附屬地	幹線沿線 滿洲里	五七	九六	一五三	五〇	六	五六	一、六八二	一、三七四	三、〇五六	二、一〇〇	五五	二、一五五
〃	〃 アバカトゥイ	一	一	一	一	一	一	七	五	一二	五	一	五
〃	〃 札賚諾爾(ヂャライノール)	一	三	三	一	一	一	五五	五七	一一二	八	一	八
〃	〃 札賚諾爾炭坑	一	一	一	二	一	二	一九八	一八三	三八一	七六三	六	七六九
〃	〃 咱剛(ツァガン)	一	一	一	一	一	一	七〇	五七	一二七	三	一	三
〃	〃 赫勒洪德(ホホンテ)	一	一	一	一	一	一	四四	四二	八六	一三	一	一三
〃	〃 完工(ワングン)	一	一	一	一	一	一	一五	一五	三〇	一	一	一

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
東清鐵道附屬地	幹線沿線 呉古諾爾(ウグノール)	—	—	—	—	—	—	五	三	八	—	—	—
〃	〃 海拉爾	五	七	一二	三	—	三	三、六〇四	八六三	四、四六七	一、一六三	—	一、一六三
〃	〃 免渡河	—	—	—	二	—	二	一六	一二	二八	三一九	七	三二六
〃	〃 牙克什(ヤケシ)	—	—	—	—	—	—	一七	一一	二八	一九	—	一九
〃	〃 札拉木台(ザロムテ)	—	—	—	—	—	—	三〇	一七	四七	一三	—	一三
〃	〃 哈克(ハケ)	—	—	—	—	—	—	二三	三一	五四	二四	—	二四
〃	〃 依勒克特(イレクテ)	—	—	—	—	—	—	三七	二四	六一	五七	—	五七
〃	〃 ホルゴ	—	—	—	—	—	—	七	五	一二	一〇	—	一〇
〃	〃 烏諾爾(ウヌール)	—	—	—	—	—	—	一三	八	二一	一四	—	一四
〃	〃 興安	—	—	—	—	—	—	一三二	五四	一八六	八二	三	八五
〃	〃 ペートリヤ	—	—	—	—	—	—	二一	九	三〇	一三	—	一三
〃	〃 ソルターノウホ	—	—	—	—	—	—	八	三	一一	一四一	—	一四一

〃	〃博克圖	八	三一	三九	二	｜	二	三三一	二八二	六一三	三六二	一七	三七九
〃	〃嘎爾甘哈	｜	｜	｜	｜	｜	｜	八	六	一四	一四	｜	一四
〃	〃デピリデル	｜	｜	｜	｜	｜	｜	六	四	一〇	八	｜	八
〃	〃雅魯	｜	｜	｜	｜	｜	｜	八	七	一五	三	｜	三
〃	〃巴里木	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二二	一七	三九	二八	｜	二八
〃	〃哈拉蘇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	七	六	一三	二六	｜	二六
〃	〃札蘭屯	一	一	二	｜	｜	｜	九六	九〇	一八六	一三九	二	一四一
〃	〃成吉思罕	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一三	一〇	二三	九	｜	九
〃	〃碾子山	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一九	一六	三五	三	｜	三
〃	〃トゥルチーハ	｜	｜	｜	｜	｜	｜	七	四	一一	一〇	｜	一〇
〃	〃庫勒庫勒	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三	二	五	四	｜	四
〃	〃富拉爾基	三	二	五	一	一	二	四九	五五	一〇四	三三二	三二	三六四
〃	〃昂々溪	六	二六	三二	｜	｜	｜	二六一	二〇一	四六二	一、五四一	二八四	一、八二五

三十九

四十

地區別地名		日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
東清鐵道附屬地	幹線沿線 煙筒屯	—	—	—	—	—	—	一〇	五	一五	一九	一	二〇
〃	〃 小蒿子	—	—	—	—	—	—	一四	一三	二七	一七	三	二〇
〃	〃 喇嘛甸子	—	—	—	—	—	—	七	七	一四	一七	—	一七
〃	〃 薩勒圖	—	—	—	—	—	—	七	九	一六	四一	一	四二
〃	〃 安達	—	—	—	—	—	—	八八	六九	一五七	七八九	一二六	九一五
〃	〃 宋	—	—	—	—	—	—	一五	四	一九	一五	—	一五
〃	〃 蒙古	—	—	—	—	—	—	三一	二二	五三	七〇	三	七三
〃	〃 對青山	—	—	—	—	—	—	二三	一七	四〇	五五〇	一五	五六五
〃	〃 哈爾賓	五六〇	七一七	一、二七七	一一四	四四	一五八	二三、七三九	一六、四四一	四〇、一八〇	二一、二二八	一、九一一	二三、一三九
〃	〃 阿什河	二	一	三	—	—	—	四一	一二二	一六三	六二	三七	九九
〃	〃 二層甸子	—	—	—	—	—	—	一一	二四	三五	二五	一五	四〇
〃	〃 小嶺	—	—	—	—	—	—	九	二二	三一	八	—	八

〃	〃	二道河子（アルダヘーツイ）	｜	｜	｜	｜	｜	｜	七	八	一五	二	｜	二
〃	〃	帽兒山（マオエルシャン）	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一六	三〇	四六	三〇	｜	三〇
〃	〃	フンフーツスキー	｜	｜	｜	｜	｜	｜	七	八	一五	二	｜	二
〃	〃	ノーウイ	｜	｜	｜	｜	｜	｜	八	一四	二二	二〇〇	八	二〇八
〃	〃	烏吉密（ウデミ）	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一〇	二〇	三〇	八	｜	八
〃	〃	烏吉密河（ウデミヘ）	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一四	二三	三七	八	｜	八
〃	〃	一面坡（イーミヤンポ）	一五	一六	三一	二	｜	二	一二五	四二〇	五四五	一、二〇〇	一〇五	一、三〇五
〃	〃	サモフジーロウオ	｜	｜	｜	｜	｜	｜	四	一一	一五	三	｜	三
〃	〃	葦沙河（ウエイシャヘ）	｜	一	一	九	一一	二〇	五三	一一〇	一六三	一、〇三〇	二	一、〇三二
〃	〃	牙不力（ヤーブロリヤ）	｜	二	二	三	一	四	六三	六〇	一二三	二六二	九	二七一
〃	〃	石頭河子（シートウヘイツイ）	二	七	九	八	七	一五	九六	一五五	二五一	四〇〇	七	四〇七
〃	〃	六道河子（リウドヘーツイ）	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三	九	一二	六	｜	六
〃	〃	高嶺子（ガオリンツイ）	｜	｜	｜	｜	｜	｜	七	一六	二三	｜	｜	｜

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
東清鐵道附屬地	幹線沿線 沙拉河子	—	—	—	—	—	—	一〇	一七	二七	四七	—	四七
〃	〃 横道河子	一八	五	二三	一二	一五	二七	七二四	一、一二八	一、八五二	五二七	三八	五六五
〃	〃 サンダウチ	—	—	—	—	—	—	一二	一九	三一	二	—	二
〃	〃 山石	—	—	—	—	—	—	九	一七	二六	三	—	三
〃	〃 梅林	—	一	一	—	—	—	四九	七〇	一一九	二、〇〇〇	五〇	二、〇五〇
〃	〃 牡丹江	—	—	—	—	—	—	六	一八	二四	二	—	二
〃	〃 掖河	三	九	一二	六	—	六	七三	一九〇	二六三	三〇〇	一二	三一二
〃	〃 磨力石	—	—	—	—	—	—	二五	三五	六〇	一五	—	一五
〃	〃 拾馬溝	—	—	—	二	五	七	二五	六四	八九	一六八	一〇	一七八
〃	〃 穆稜	五	一一	一六	八	一〇	一八	五七	四二	九九	六九三	八九	七八二
〃	〃 馬橋河	—	—	—	—	—	—	二〇	二二	四二	四〇	八	四八
〃	〃 細鱗河	—	—	—	三〇	四一	七一	二五	五〇	七五	一五〇	四九	一九九

	小綏芬	綏芬河（ポグラニーチナヤ）	支線沿線 五家	双城堡	蔡家溝	三叉河	陶賚照	合計	總計	大正三年末總計	大正二年末總計
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃				
	—	三	—	—	—	—	一四	七三一	九一五	七七五	七一四
	四	三	—	—	—	—	一五	一、〇八七	一、六七二	一、五五三	一、三四二
	四	三四	—	—	—	—	二九	一、八一八	二、五八七	二、三三八	二、〇五六
	八	四〇	—	一	—	—	—	三四〇	六、二四三	六、〇三三	四、五五一
	一六	一九	—	—	—	—	—	一七六	一、五一八	一、三九一	二、六二五
	二四	五九	—	一	—	—	—	五一六	七、七六二	七、四一四	七、一七六
	一八	五三三	—	二	—	二	三	三一、九三三	三一、九三三	二六、八〇八	三一、〇三六
	六一	八九五	六	一〇	九	一	二	二三、八七八	二三、八七八	一九、〇七三	一八、九一八
	七九	一、四二八	六	三	九	三	五	五六、八二二	五六、八二二	四七、八八一	四九、九四四
	三二	一、二五七	一四	一四八	二九五	一五	一三〇	四〇、〇六一			
	三八	四四	—	五	一〇	五	一三	三、〇三八			
	二七〇	一、三〇一	一四	一五三	三〇五	一三〇	一四三	四三、〇九九			

齊々哈爾

四十四

地區別	地名	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
開放地	齊々哈爾	四七	一一二	一五九	—	—	—	四一	一一	五二	三七、六一九	一三、五〇七	五一、一二六
〃	海拉爾	一三	四六	五九	—	—	—	—	—	—	一、二九七	八六	一、三八三
〃	滿洲里	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〃	愛琿	一	七	八	二〇	二	二二	八	五	一三	一、五三〇	五六〇	二、〇九〇
	計	六一	一六五	二二六	二〇	二	二二	四九	一六	六五	四〇、四四六	一四、一五三	五四、五九九
開放地外	札蘭屯（西布特哈地方）	八	三六	四四	—	—	—	—	—	—			
〃	漠河（漠河設治局）	九	五三	六二	五	二	七	三	二	五			
〃	〃 連音	六	四四	五〇	—	—	—	二七	三六	六三			
〃	〃 滿領チュルニアエフ對岸	五	一三	一八	二〇	四	二四	—	—	—			
〃	呼瑪爾河（呼瑪縣）	一四	八二	九六	四〇〇	—	四〇〇	二一	六	二七			

地區別	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計
〃 璦琿縣黑河	六六	一二七	一九三	—	—	—	四五	八	五三
〃 〃營發屯	—	—	—	五〇	五	五五	—	—	—
〃 臚濱縣呼倫池漁場	—	—	—	一五〇	—	一五〇	—	—	—
計	一〇八	三五四	四六二	六二五	一一	六三六	九六	五二	一四八
總計	一六九	五一九	六八八	六四五	一三	六五八	一四五	六八	二一三
大正三年末總計	二一一	六六五	八七六	八六四	一九	八八三	一〇、一八〇	一、八九八	一二、〇七八
大正二年末總計	二三六	六七四	九一〇	六三二	二四	六五六	一四、八一九	五、六八〇	二〇、四九九

關東州及各領事館管內通計

管轄區域	地區別	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
關東州		二七、二八〇	二二、九一七	五〇、一九七	五六	九	六五	九三	四九	一四二			
安東	開放地、雜居地、鐵道附屬地計	三、九二七	三、四二七	七、三五四	四二、八一八	二八、四三六	七一、二五四	二一	一四	三五			

四十六

管轄區域	地區別	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	支那人 男	支那人 女	支那人 計
牛莊	開放地、雜居地、鐵道附屬地計	三、五三三	三、〇四三	六、五六六	一六〇	四〇	二〇〇	七三	四五	一一八			
遼陽	〃	二、〇二一	一、八一四	三、八三五	四	一一	一五	三	六	九			
奉天	〃	九、八八六	七、八三一	一七、七一七	三一六	一七三	四八九	一一三	五〇	一六三			
鐵嶺	〃	二、五〇二	二、二五七	四、七五九	…	…	三六二	一二	七	一九			
長春	〃	三、七〇七	三、二九二	六、九九九	二六	一九	四五	一三六	九〇	二二六			
吉林	開放地、雜居地計	一七八	一六三	三四一	一、七八四	九四六	二、七三〇	五四	一六	七〇			
間島	〃	二四一	三〇二	五四三	一〇五、六四八	九二、八四四	一九八、四九二	四〇	一〇	五〇			
哈爾賓	開放地、開放地外、鐵道附屬地計	九一五	一、六七二	二、五八七	六、二四三	一、五一八	七、七六一	三二、九三三	二三、八七八	五六、八一一			
齊々哈爾	〃	一六九	五一九	六八八	六四五	一三	六五八	一四五	六八	二一三			
	計	五四、三四九	四七、二三七	一〇一、五八六	一五七、七〇〇	一二四、〇〇九	二八二、〇七〇	三三、六三二	二四、二二三	五七、八五五			

朝鮮人ノ男女計數符合セサルハ男女別不明ノモノ三百六十一名アルニヨル

二、關東州並滿洲在留外國人國別表

	露國	英國	獨國	佛國	米國	墺洪國	伊國	西班牙	葡萄牙	和蘭	丁抹	瑞典	瑞西	諾威	白耳義	土耳其	羅馬尼亞	勃牙利	塞耳維亞	黑山國	希臘	波斯	埃及	國籍不明	計
關東州	五三	六二	—	—	六	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	二	—	—	—	—	七	—	一	—	一四二
安東	四	三	—	一	五	—	二	—	—	—	三	四	—	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三五
牛莊	一五	一七	六	一四	七	—	—	—	一	—	一	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二八
遼陽	—	五	—	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九
奉天	三一	七六	一〇	一四	一九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一六二
鐵嶺	—	一五	—	二	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一九
長春	一四六	一二五	一五	一七	一	四	—	—	—	—	二	—	—	—	—	一五	—	—	—	—	一	—	—	—	三二六
吉林	四五	一四	七	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七〇
間島	三七	九	—	一	—	—	—	—	—	—	二	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五〇
計	三三一	二八一	三八	五五	四〇	四	四	—	一	—	一〇	八	—	四	—	一七	—	—	—	—	八	—	一	—	八三二
哈爾賓	五六、六二七	四五	—	四四	一六	—	九	一	一	七	一七	二	二	一	二	—	五	—	四	一	一九	八	—	—	五六、八二一
齊々哈爾	九一	一二	—	八	—	—	一	—	—	—	三	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八八	二一三
計	五六、七一八	五七	—	五二	一六	—	一〇	一	一	七	二〇	一二	二	一	二	—	五	—	四	一	一九	八	—	八八	五七、〇三四
總計	五七、〇四九	三三八	三八	一〇七	五六	四	一四	一	二	七	二九	二〇	二	五	二	一七	五	—	四	一	二七	八	一	八八	五七、八六六

三、關東州並滿洲在留本邦人、外國人及關東都督府管內居住支那人人口統計一覽表

四十八

管轄區域	日本人 開放地	日本人 雜居地又ハ開放地外	日本人 附屬地	日本人 計	朝鮮人 開放地	朝鮮人 雜居地又ハ開放地外	朝鮮人 附屬地	朝鮮人 計	外國人 開放地	外國人 雜居地又ハ開放地外	外國人 附屬地	外國人 計	都督府管內居住支那人計
安東	五、二六二	一三四	一、九五八	七、三五四	四五五	七〇、七三七	六二	七一、二五四	三四	—	一	三五	一、三九九
牛莊	二、二九七	三二一	三、九四八	六、五六六	—	二〇〇	—	二〇〇	一五	三	—	一八	四、八五二
遼陽	二九五	三一	三、五〇九	三、八三五	一四	—	一	一五	九	—	—	九	一、八〇〇
奉天	二、一九九	一、四八六	一四、〇三二	一七、七一七	二〇一	一二八	一六〇	四八九	一六二	—	—	一六二	一八、八五六
鐵嶺	一、二一三	四九七	三、〇四九	四、七五九	五五	二五五	五一	三六一	一〇	九	—	一九	二、〇七一
長春	五七六	一五三	六、二七〇	六、九九九	九	一〇	二六	四五	一五四	—	一七二	三二六	二、五五三
吉林	三一七	二四		三四一	三七	二、六九三		二、七三〇	七〇	—		七〇	
間島	五二二	二一		五四三	三、四七〇	一九五、〇二三		一九八、四九三	四〇	一〇		五〇	
南滿洲計	一二、六八一	二、六六七	三二、七六六	四八、一一四	四、二四一	二六九、〇四六	三〇〇	二七三、五八七	四九四	二二	一七三	六八九	五九、五二〇
哈爾賓	三七〇	三九九	一、八一八	二、五八七	一六七	七、〇七八	五一六	七、七六一	—	—	五六、八一二	五六、八一二	

齊々哈爾	二三六	四六三		六八八	三	六三六		六五八	六五	一四八		二三三
北滿洲計	三五六	八六一	一、八一八	三、二七五	一八九	七、七一四	五一六	八、四一九	六五	一四八	三六、八二一	五七、〇三四
合計	三、二八七	三、三一八	二四、五八四	五一、三八九	四、四四〇	二七六、七三九	八一六	二八二、〇〇五	三三九	一七〇	五六、九八四	五七、七一五
關東州				五〇、一九七				六五				一四二	四九〇、四三二
大正四年末總計	三、二八七	三、三一八	二四、五八四	一〇一、五八六	四、四四〇	二七六、七三九	八一六	二八二、〇七〇	三三九	一七〇	五六、九八四	五七、八五七	五四九、九四一
大正三年末總計	一五、〇二八	三、三六七	二三、四五〇	一〇〇、八二五	四、九七三	二六九、八四八	六九三	二七一、三六八	六七七	一五九	五九、八四八	六〇、八〇六	五二九、八三八
大正二年末總計	一五、四六二	一一、三三四	二〇、一〇一	九四、四五一	三、二八九	二四八、一四一	六六一	二五二、一一八	六九五	六七	七〇、三四七	七一、三三四	四九九、六二一
大正元年末總計				八八、九七二				二三八、四三三				六三、九八七	四八三、六九〇
明治四十四年末總計				八一、五〇七				二五五、五一七				四八、二九一	四七一、二三四
明治四十三年末總計				七六、三三三				五二、〇七〇				三七、八三三	四七九、三三五
明治四十二年末總計				六八、〇九八				未詳				三七、九二四	四五三、〇〇八
明治四十一年末總計				五八、四三三				未詳				三一、六六五	四〇五、八一九

一、本表中總督府管內居住支那人トハ關東州及南滿洲鐵道附屬地內居住支那人ヲ云フ
一、本表中雜居地トハ南滿洲ニ於ケル開放地及鐵道附屬地以外ノ土地ヲ指ス
一、△印アルモノハ前年度ノ數ナルコトヲ示ス

P981・1
68129
35410 36
吉林省

旭邦釋尾春芿監修
朝鮮及滿洲社編纂

朝鮮及滿蒙叢書第四輯

最新滿洲地誌

上編

朝鮮及滿洲社出版部發行

801.1
1

今南滿洲に於ける日本人支那人及各國人の最近統計を示せば左表の如し。

（大正七年七月都督官房文書課調査）

地方		戸數 日本人 內地人	戸數 日本人 朝鮮人	戸數 支那人	戸數 外國人	戸數 計	人口 日本人 內地人	人口 日本人 朝鮮人	人口 支那人	人口 外國人	人口 合	人口 計
關東州	旅順市內	二、二六四	三	一、九七四	三	四、二四四	四、九九〇 四、三四三	三 九	六、六六三 二、六六六	一二 一〇	一一、六四五 七、〇二八	一八、六七三
	旅順市外	七四	―	二、九六四	―	三、〇三八	一一三 九〇	― ―	四三、一六九 四〇、六三三	― ―	四三、二八一 四〇、七一三	八三、九九三
	大連市內	九、七七九	二五	七、七〇六	二七	一七、五三七	二一、七六九 一八、八五三	七三 六二	四五、二七一 八、八一三	四五 四四	六七、一五八 二七、七七一	九四、九二九
	大連市外	一、七九七	四	一〇、五三七	一	一二、三三九	三、八三八 三、〇二〇	五 二	三五、三一二 二八、一一三	一 二	三九、一五五 三一、一三六	七〇、二九一
	金州	一八二	一	三、七八四	―	三、九六七	三〇〇 二七三	四 二	四五、三五一 四〇、六五〇	― ―	四五、六五五 四〇、九二四	八六、五七九
	普蘭店	一七七	一	四、三八三	―	四、五六一	三〇五 二七八	二 一	五九、九四三 五二、六四一	― ―	六〇、二五〇 五二、九二〇	一一三、一七〇
	貔子窩	一三五	―	一五、一九七	―	一五、三三二	二〇四 二〇三	四 ―	六二、九二六 五二、七五〇	― ―	六三、一三〇 五二、九五七	一一六、〇八七
	計	一四、四〇八	三四	七四、五四五	三一	八九、〇一八	三一、五一八 二七、〇五九	九六 八〇	二九八、六〇三 二二六、二五三	五七 五六	三三〇、二七四 二五三、四四八	五八三、七二二
南	營口	二	―	一六	―	三七	三五 四〇	― ―	六九 一三	― ―	一〇四 五三	一五七
	瓦房店	六七三	―	七四九	―	一、四二二	一、一九七 九九九	― ―	三、〇六一 九八六	― ―	四、二五八 一、九八五	六、二四三
	大石橋	七二	三	三四二	二	一、〇五八	一、二二二 一、〇八五	三 七	一、三九九 六三七	一 一	二、六一五 一、七三〇	四、三四五

地方	戶數 日本人 內地人	戶數 日本人 朝鮮人	戶數 支那人	戶數 外國人	戶數 計	人口 日本人 內地人 男	人口 日本人 內地人 女	人口 日本人 朝鮮人 男	人口 日本人 朝鮮人 女	人口 支那人 男	人口 支那人 女	人口 外國人 男	人口 外國人 女	人口 合 男	人口 合 女	人口 計
滿鐵附屬地 遼陽	一、〇四八	二	二五三	—	一、三〇〇	一、八七三	一、六八一	一六	一	一、七二七	二四三	—	—	三、六〇五	一、九二五	五、五三〇
鞍山	一、〇五三	七	一八三	—	一、二四三	二、三三四	一、三七四	六五	九	四、九三四	七二	—	—	七、三三三	一、四五五	八、六七八
奉天	一、九一五	二七	七六八	四	二、七一四	三、九六二	三、三七〇	八五	六六	四、四七九	九四五	六	七	八、五三三	四、三八八	一二、九二〇
本溪湖	一、一九七	一〇	一一〇	—	一、三一七	二、三八八	一、九一四	三三	二五	四六五	五一	—	—	二、八八六	一、九九〇	四、八七五
撫順	二、七〇四	一〇五	七六九	—	三、五七八	五、五五八	四、四六三	三一四	二三九	三、八三八	八一四	—	—	二七、七一〇	五、五一六	一五、二二六
鐵嶺	六〇三	一二	二九四	—	九〇九	九四五	七六二	四二	一三	八四一	一〇八	—	—	一、八二八	八八二	二、七一〇
開原	四四〇	六	一、一六一	—	一、六〇七	七九一	七四七	一六	一一	一、二二四	一、二四一	—	—	九、〇三一	一、九九九	四、〇三〇
長春	一、三〇四	一八	一、六三三	五〇	三、〇〇四	二、六二八	二、二四一	九七	七三	一一、六一七	一、八一七	一三七	八〇	一四、四七九	四、二一一	一八、六九〇
四平街	四三四	四	九四八	—	一、三八六	七一九	六八八	一四	一四	五、二九四	一、〇九五	—	—	六、〇二七	一、七九七	七、八二四
公主嶺	六四六	二	九四九	—	一、五九七	一、一二六	一、〇三三	七	二	四、九二八	一、〇七八	—	—	六、〇六一	二、一〇三	八、一六四
安東	七七三	九二	五七二	一	一、四三八	一、五二二	一、三二八	二七六	二〇九	二、八四六	五四三	一	—	四、六四四	一、九八〇	六、六二四
計	一三、五二三	二九九	八、七三五	五七	二二、六一三	二六、一七八	二二、六一五	九五七	六六八	七二、七一三	九、六四三	一四五	八八	九八、九九二	三三、〇一四	一三二、〇〇六
牛莊	七六五	一四	一四三	—	九二二	一、四三三	一、二五三	二八	二九	一、三八七	九一	一	—	二、八三八	一、三七三	四、二一〇

領事館 遼陽	七五	七	—	—	八二	男 一三九 女 一三二	男 一三 女 一五	男 — 女 —	男 — 女 —	男 一五二 女 一四七	二九九
領事館 奉天	六七三	三〇二	—	—	九七四	男 一、四八一 女 一、〇九三	男 九一七 女 七〇一	男 — 女 —	男 — 女 —	男 二、三九八 女 一、七九四	四、一九二
領事館 新民府	三一	一	—	—	三二	男 四七 女 四二	男 五 女 一	男 — 女 —	男 — 女 —	男 五二 女 四三	九五
領事館 鐵嶺	五八〇	一、五一三	—	—	二、〇九二	男 八〇〇 女 六九〇	男 四、四四八 女 二、九〇〇	男 — 女 —	男 — 女 —	男 五、二四八 女 三、五九〇	八、八三八
領事館 長春	二七六	四七	—	—	三二三	男 三八六 女 三六〇	男 二〇三 女 六一	男 — 女 —	男 — 女 —	男 五八九 女 四二一	一、〇一〇
領事館 安東	一、四六七	八三二	二、五三三	八	四、八三八	男 二、九六九 女 二、八〇四	男 二、一一六 女 一、九二五	男 八、〇一七 女 三、五〇四	男 一三 女 六	男 一三、一一四 女 八、三三九	二一、三五三
計	三、八六七	二、七一三	二、六七四	八	九、二六二	男 七、二四四 女 六、三七三	男 七、七三〇 女 五、六三二	男 九、四〇四 女 三、五九五	男 一三 女 六	男 二四、三九一 女 一五、六〇六	三九、九九七
總計	三一、七九七	三、〇四六	八五、九五四	九六	一三〇、八九三	男 六四、九四〇 女 五五、〇四七	男 八、七八三 女 六、三八〇	男 三七九、七一九 女 二三九、四九一	男 二一五 女 一五〇	男 四五三、六五七 女 三〇一、〇六八	七五四、七二五

一 內地人には陸海軍隊營內居主の軍人を計上せず

一 牛莊及安東に於ける領事館管內の支那人竝外國人は新市街居住のもののみを計上す

一 又朝鮮人は此表以外滿洲奧地の各地に散在する者を擧れば十萬以上に達せん

一 此表中奉天初め各地支那人の戶口意外に少きは滿鐵附屬地內居住者のみを擧げたればなり

印刷七十九

~~23~~

194

社長

副社長

總務部長 臣又俊

地方部長

外事課長（山田）

庶務課長（山崎）

文書課長（前田）

吉公第三一四號

大正九年一月二十六日

吉林公所長 末白貞雄

總務部長理事 松本烝治殿

朝鮮人會成立ノ件

昨年來當地ニ増加シツツアル鮮人ニ對シ總領事館ニ於テモ相當注意ヲ拂ヒ居タルガ之ヲ取締ルニモ誘導スルニモ彼等ヲシテ團体ヲ組織セシムルヲ最モ便トスルノ見地ヨリ這回商埠地居住ノ鮮人ヲシテ朝鮮人會ヲ組織セシムル事トナリ去ル二十三日發會式ヲ擧行シ引續キ總會ヲ開キ

役員選挙ヲナシタル結果金東佑会長ニ韓
亨基副会長ニ当選ノ外ニ評議員八名ヲ選
任シタリ現在会員数八十余名ナルガ目下会員
ヨリモ未入者ニ対シ入会ヲ勧誘セシメツヽアリト
云フ聞ク処ニ依レバ當城内居住ノ鮮人ハ約二
百五十名ナルガ当地總領事館管内居住
ノ鮮人ハ其数頗ル多ク約一万ヲ下ラサルベク
殊ニ樺甸縣附近ニ最モ[illegible]水田事業
ニ従事シツヽアリト云フ
右御参考迄及報告候也

地方庶第三二七號　大正九年四月二十三日

地方部長

朝鮮人傭員待遇ニ関スル件

首題ノ件ニ関シ別紙写ノ通リ通知有之候ニ付将来右ニ依リ御取扱相成度候也

別紙（写）

人第三八六號　大正九年四月二十日

人事課長

地方部長殿

満洲線ニ勤務スル朝鮮人定傭ヱ員ニ對シテハ従来会社ノ方針トシテ別ニ規定アルモノノ

外給與其他ノ待遇ヲ支那人ト同様ニシ内地人ト区別シテ取扱来リ候處近来之ヲ改メテ支那人扱ヨリ離シテ内地人ニ準スル取扱ヲ為ス様希望ノ向モ有之候ヘ共會社ハ依然従来ノ方針ヲ改メス若シ操業上他人ヲ以テ換ヘ難キ作業ニ服セシメ居ルカ又ハ經濟上雇傭スルヲ有利トスルカ或ハ其他ノ事情ノ為メ所属長カ認メテ内地人同様ノ待遇ヲ與ヘ置クノ必要アル朝鮮人傭員ニ對シテハ左記事項御調査ノ上與ヘントスル給與又ハ待遇ノ種類ヲ具シ其都度各人ニ就キ申請有之

様致度依命此段及御通知候也

右記

一、職名及給額
二、技倆及勤務成績
三、素行及品性
四、生活ノ状態
五、本人ニ對スル同僚支那人ノ氣受
六、日本語ヲ以テスル會話ノ程度及學歴
七、其他参考トナルベキ件

奉地第一〇八三號　大正九年七月廿九日

奉天地方事務所長

地方部長殿

朝鮮人協會義捐金募集ノ件

別紙ノ通リ奉天居留朝鮮人協會ヨリ義
捐金應募方依頼（趣旨書添附）有之實
状趣旨書記載ノ通リニシテ該協會ハ同封
規則ノ通リ確實ニシテ関東廳ヨリモ年額
補助金ノ特典ヲ受ケ居ル次第ニ當地應募
者ノ二三ヲ御參考トシテ左記致置候
右ノ次第ニテ當地當社員モ相當應募可致

南滿洲鐵道株式會社

當ニ候ヘ各自種々ノ失資多キ際ニモ有之何
卒一括社名ヲ以テ右金額出資義捐ノ
御詮議相仰度此段御願申上候也
追テ募集希望総額金五千円ニシテ既
ニ應募金額貳千円ニ達シ居ル趣ニ候
間

左記

東拓、鮮銀 各貳百円

正金、正隆

取引所、東省 各壱百円

大倉、毛織會社

総額事　〜〜　壱百円

當川會長　〜〜　五拾圓

等

南滿州鐵道株式會社

拝啓炎暑ノ砌愈々御多祥慶賀ノ至リニ奉
存候陳者奉天附近居留朝鮮人ノ現状ハ別紙
義捐金募集趣旨書ノ通リ誠ニ悲惨ノ境
遇ニ生存致居リ候ニ附テハ大方諸賢ヨリ義賑
金ヲ得テ之等新附同胞ヲ救済致度候間多少
ニ不拘御寄贈被下度此段御依頼旁々得貴意
候

大正九年七月　日

奉天居留民会内
奉天居留朝鮮人協会

殿

義損金募集ノ趣旨書

奉天附近居住朝鮮人ハ年々増加ヲ示シ今ヤ奉天総領事館管内全居住者ハ概算戸数三萬五千人口十六萬ヲ数フルニ至レリ右ノ内奉天附近ニ於テ水田陸田ヲ租借シ農業ニ従事スルモノ戸数五千人口三萬ヲ下ラザル形勢ナルガ之等鮮人ハ多クハ無資力ニシテ秋収物ヲ擔保トシ地主又ハ附近支那人ヨリ高利ヲ以テ金穀ヲ借入レ僅ニ一日ノ生命ヲ維持スル有様ニテ常ニ悲惨ナル境遇ニ彷徨シツヽアリ然ルニ本年ハ旱天続キニテ水陸田共到底完全ニ耕作ヲ為シ得ザルニ加ヘ今春以来急劇ニ財界不振

ヲ未ニシタル為メ地主又ハ附近支那人ヨリ生活資料ヲ得ルノ途杜絶シ新民村白旗堡居住者弐百餘名、本溪湖縣上達貝溝居住者六百卅七十餘名、瀋陽縣高台子居住者三百五拾餘名ヲ首トシ到ル所多數ノ鮮人ハ一椀ノ粟粥スラ尚ホ啜ルヲ得ズ野生ノ芹、蓬、あかて等ニ胡麻塩ヲ振リ掛ケタル如ク極メテ少量ノ高粱ヲ混シテ之ヲ常食ト為シツヽアルヲ以テ多クハ営養不良ニ陥リ疾病ヲ誘発シ徒ラニ餓死ヲ俟ツノ惨状ヲ呈セリ此ノ如キ状況ハ他国人ト雖モ人道上猶ホ黙視スルニ忍ビズ況ヤ新附ノ我ガ国民タル鮮人ナルニ於テハ一日モ之レヲ不問ニ措ク能ハザルハ言ヲ俟ザル所ナリ依

以テ天下ノ志士仁人ニ訴ヘ義捐金ノ寄贈ヲ乞ヒ
之等無告ノ新国民ヲ救済セント欲ス冀クハ御賛同
ノ榮ヲ賜ハランコトヲ

大正九年七月　日

奉天居留朝鮮人協會
會長　皆川秀孝
副會長　朴昌植
名誉顧問　鄭晒朝
同　鄭民和

奉天居留朝鮮人協會規則

第一章 總則

第一條 本會ハ奉天居留朝鮮人協會ト稱ス

第二條 本會ハ奉天總領事館管轄區域内ニ居住スル朝鮮人ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ奉天總領事館管轄區域内在住ノ朝鮮人相互間ノ親睦ヲ圖リ共同ノ福利ヲ增進ス

第四條 本會ハ第三條ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ經營ス、但シ各部細則別ニ之ヲ定ム

第一部

イ、庶務　會計

ロ、小學校豫備校ノ經營

ハ、慈恵病院ノ經營

第二部

イ、授產場ノ經營

ロ、職業紹介

ハ、農業ノ經營（主トシテ青田貸）

第五條　本會ノ本部ヲ奉天ニ置ク

役員會ノ決議ニ依リ總領事ノ認可ヲ經テ

必要地点ニ支部ヲ置クコトヲ得

支部規則ハ總領事ノ認可ヲ要ス

第二章　會員

第六條　本會員ハ一家ヲ成シ一定ノ職業ヲ有スル青年以上ノ男子タルモノトス

第七條　本會會員ハ本會ノ目的ヲ遂行スルニ必要ナル經費ヲ負担ス

第三章　役員

第八條　本會ニ評議員十一名ヲ置キ其任期ヲ一ケ年トス

第九條　評議員ハ會員ノ互選トス但シ當分ノ中總領事之ヲ指名ス評議員ハ名誉職ニシテ總領事ニ於テ正當ナル理由アリト

認ムル場合ノ外辞任スルコトヲ得ス

第拾條 會長ハ總領事之ヲ指名ス

第十一條 副會長ハ評議員中ヨリ一名ヲ互選シ
總領事ノ認可ヲ受クヘシ

第拾二條 會長ハ本會ヲ代表シ會議ノ議長ト
ナリ會務一切ヲ處理ス

第拾三條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第拾四條 本會ニ名譽顧問若干名相談役若干名ヲ置ク

第拾五條 本會ニ名譽理事若干名書記長書記若干名

ヲ置ク

第四章　會議

第六條　會議ハ總會及役員會ノ二種トス

第七條　總會ハ毎年十二月之ヲ開キ會務ニ関スル重要事故ノ経過及會計状況ヲ報告ス
總領事ノ命令又ハ役員會ノ決議ニヨリ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第八條　役員會ハ評議員ヲ以テ組織シ本會諸般ノ事務ヲ處理ス

第九條　總會及役員會ニ於テ決議シタル事項ハ總領事ノ認可ヲ受クベシ

~~第十九條、推薦~~

第五章　會計

第二十條、本會ノ會計年度ハ一月一日ニ始マリ十二月三十一日ヲ以テ終ルモノトス

第二十一條、會員ノ負担額ハ役員ニ於テ之ヲ議決シ総領事ノ認可ヲ経テ毎月之ヲ徴収ス

第二十二條、會長ハ毎年十月収支豫算ヲ調製シ役員會ノ議決ヲ経テ其年度開始前ニ総領事ノ認可ヲ受クヘシ

第二十三條、既定豫算追加又ハ更正ノ必要アリタル時ハ役員會ノ議決ヲ経テ総領事ノ認可ヲ受クヘシ

第三十四條　會計ニ関スル一切ノ事務ニ付テハ総領事ノ監督ヲ受クヘシ

第三十五條　會員ハ何時タリトモ會計帳簿ノ檢閲ヲ求ムルコトヲ得

第六章　雜則

第三十六條　役員會ハ総領事ノ認可ヲ経テ本規則施行ニ関スル細則ヲ定ム

第三十七條　本規則ハ総領事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ之ヲ変更スルコトヲ得ス

南満州鐵道株式會社

回議箋

（乙號）記事本紙面以上ニ渉ルトキハ丙號回議箋ヲ連續スベシ

番號 第一九二七號

大正九年八月二日起案

大正九年八月五日發送

公費係

主任

庶務課長

件名 奉天居留朝鮮人協會義捐金募集ノ件

至急

案

地方部庶務課長

奉天地方事務所長宛

件名

七月二十四日奉地第一〇八二号ヲ以テ申出ニ

南滿洲鐵道株式會社

（大正九年二月紀坂納）

回議箋

（内號）

標記首題ノ件了承致候右ニ関シ左記
各項ニ付御調ノ上至急御回答相成度

記

一 ~~[illegible]~~ 義指會ノ募集ハ
安寧ノ秩序ヲ妨ケ得ルモノナリヤ

二 右義指會ハ如何ナル方法ニ依リ之ヲ組織セシム
ルモノナリヤ ~~[illegible]~~
~~[illegible]~~
~~[illegible]~~ 其ノ計畫ニ関シ成ルヘク
具体的ニ御回答相成度

南滿洲鐵道株式會社

（大正八年十月紀阪洋行納）

回議箋

（内號）

三　右救済方ニ付テハ官憲ニ於テ別ニ施設セラルルモノ又ハ其ノ見込ナキヤ

四　当地ニ於テ義捐金ヲ醵出セル銀行会社ノ種類及醵金ノ有無

五　本社ヨリ寄付ヲ為ストセハ其ノ額如何程位ガ適当ナルヤ

南滿洲鐵道株式會社

322

受付
9.8.10
地方部
庶務課

奉地第一三八號 大正九年八月九日

奉天地方事務所長

地方部庶務課長殿

朝鮮人協會義捐金募集ノ件

八月五日附地方庶乙一九二七號ヲ以テ照會ノ件ニ左記通了承相成

記

一、總領事及關東廳ヨリ募集ノ認可ヲ受ケ居レリ

二、救済申出ニ基キ協會民會及監

南滿洲鐵道株式會社

宗主国調査ノ上領事ノ認可ヲ受
ケタル上決定スルモノナリトス
三、朝鮮総督及関東廳長官ハ交附任
ヲ待チ協合ヨリ出向事情ヲ具陳シ救
済施設方懇出ル筈ナリ
四、銀行会社等ニ従事員ニ対シテハ募
集モナキ見込ナリトス
五、三百円以上ノ額ト信ス七月廿九日
奉地一〇八三號返書参照アレ
訖

南滿洲鐵道株式會社

回議箋

（乙號）記事本紙面以上ニ渉ルトキハ丙號回議箋ヲ連續スヘシ

番號 地方庶第二、二四六號

大正九年八月三十一日起案

大正　年　月　日發送

公費係 主任

庶務課長

本件ハ文書課ト打合テ八月二十四日立案セリ
會社名ニテ三百円（寄附費）支出ノ事

件名 朝鮮人協會義捐金寄附ノ件

案

地方部庶務課

総務部文書課長

件名

首題ノ件寄附シ奉天地方事務所長ヲ

（大正九年二月紀授納）

321

回議箋

(丙號)

移牒中出ノ次第モ有之當課ニ於テ處理方ノ處分ハ貴課ニ於テ御願申度ト認メ書類及此回付候条一寸照會申候也

備考

本件ハ關係範圍ハ附屬地トシテ附屬地外ニ亘リ且其ノ範圍廣汎ナルヲ以テ文書課ニ於テ處理スルヲ至當ト認ム

(紀取洋行納)

南満洲鐵道株式會社

文雑二〇第二一號ノ二

六正九年八月三十日

總務部文書課長　竹中政一

奉天地方事務所長殿

七月廿九日附奉地第一〇八三號ヲ以テ地方部長宛御申出有之候貴地朝鮮人協會義捐金ノ件金參百圓支出ノコトニ詮議相成候條貴所ニテ御支拂ノ上當課へ御付替相成度候也

科目、總体費、本社費、臨時費、

(大正七年六月滿日社納)

地方庶第二六二八号　大正九年九月十七日

地方部長

朝鮮人傭員ノ詮給與並取扱方ノ件

首題ノ件別紙ノ通リ通牒有之候ニ付此段
申進候也

別紙（写）

人第二〇二七号　大正九年九月二十日

人事課長

地方部長殿

満鉄線各所ニ在勤スル朝鮮人傭員ノ詮

俸給及支給取扱方ハ特ニ定メタルモノヲ除キ
支那人傭員ニ定メタル規定ヲ適用スルコトニ
定メラレタルニ付其段及通牒候也

在滿鮮人問題ニ對スル意見

緒論

晩近滿洲ニ於ケル朝鮮人問題ハ世人ノ注意ヲ惹キ各方面ニ於テ研究ヲ重ネラレツヽアル狀態デアルガ吾人モ亦此研究者ノ一人トシテ玆ニ所見ヲ披瀝シ以テ諸賢ノ批判ヲ仰グコトモ徒事ニアラザルコトヲ信ズルノデアル。

近年朝鮮人ハ滿洲ニ入リ込ム者非常ニ多イガ今年ノ旱魃ト早霜トハ彼等唯一ノ生業タル水田ヲシテ甚シキ凶作ニ終ラシメ爲ニ幾多ノ鮮人ハ生活ノ資ニ窮シ路頭ニ迷フ者モ算ナキ有樣デアル、此等ノ貧民ハ最近ニ至リ滿洲ニ於テ乞食ヲスルヨリモ一層朝鮮内ニ歸リ何トカ方法ヲ講シ樣トノ見解ノ下ニ續々引揚ゲツヽアル狀況デアル、是ハ實ニ困ツタモノデ心アル者ノ大イニ深慮スヘキモノデハアルマイカト思フ。

昨年迄ハ在滿鮮人問題ハ母國ノ食料問題ニ關連シテ識者ノ間ニ研究セラレテ居ツタノデアルカ今日デハ寧ロ此問題ノ外ニ彼等ノ救濟問題ヲ主トシテ考ヘナケレハナラヌ機運ニ變シタノデアル、昨今世人ハ北支那ニ於ケル飢民ニハ相當ノ援助ヲナスベク提案セラレツヽアルガ目前ニ横ハル我新附ノ民ノ慘狀ニ對シテハ甚シク無關心デアルカノ樣ニ見ラルヽ、此際吾人ハ彼等可憐ナ者ノ救濟ヲ高唱スルト同時ニ識者ト共ニ彼等民族將來ノ爲ニ遠大ノ計ヲ立テ、ヤリタイト切ニ考ヘル者デアル。

本　論

一、在滿鮮人移住ノ由來

朝鮮人問題ヲ論スルニ當リ順序トシテ彼等移住ノ由來ヲ簡單ニ述ブル要アルト思フ、彼等移住ノ由來ハ比較的新ラシキ歴史デ今日ヨリ約五六十年前鴨綠江上流ノ國境ヲ越ヘテ通化縣興京縣等ノ低濕地ヲ開拓シテ水田ニ從事シタル者カ嚆矢デアル、爾來年々江ヲ越ヘテ移住スル者增加シタルノデアルガ、殊ニ日露戰爭後直接安奉線ヨリ滿洲各地ニ移住スル者益多キヲ加ヘ就中昨年一昨年ハ最高潮デアツタ、今日ハ滿洲到ル處ニ白衣ノ彼等ヲ見ルニ至ツタノデアル。

二、朝鮮人移住原因及將來ノ形勢

斯ノ如ク滿洲移住ノ鮮人ハ澎湃トシテ底止スル所ヲ知ラザルノデアルガ然ラハ是等ノ鮮人ハ何ガ故ニ滿洲ニ移住ヲ企ツルニ至ツタノデアルカヲ考察スルニ之ハ矢張リ各國ニ就ケル移住現像ニ見ルガ如ク經濟上ノ原因デアツテ朝鮮內地ニ於テ瘠薄狹隘ノ土地ヲ耕シテ日夜生活ノ不安ニ驅ラル、ヨリモ寧ロ地味膏腴ニシテヨク天下ノ大農場タル實質ヲ有スル滿洲ニ渡リテ穰々タル美田ヲ開拓シ以テ生活ノ向上發展ヲ圖ラント決意シタ者ガ多カラウ、此外日韓合併ニ不平ノ徒ガ海龍柳河方面ニ入リ込メルガ如キ又昨年ノ暴動以來多少排日的不平ノ徒輩カ滿洲ニ入リ込メルカ如キ政治上ノ原因ニ依ル者モアラウ、又中ニハ滿

洲ニ於テ成効セル或者ヲ見羨望ノ餘リ一攫千金ノ夢ヲ見テ渡來シタル者モアラウ。

然シ乍ラ一方ヨリ之ヲ見ルニ近年我國人ノ多クガ朝鮮內地ニ入リ込メルハ確カニ彼等ノ生活ヲ脅カシテ居ル事實モ見逃スコトカ出來ヌト思フ、吾人ハ彼等ガ滿洲ニ押寄ル原因ハ一面ヨリ觀察シテ大勢上我國人ニ對スル生存競爭上ノ敗者トシテ自然餘義ナク新住地ヲ見出スヘク渡來スルモノトモ見ラル、ノデアル。兎ニ角近來ノ鮮人移住傾向ハ實ニ激浪滔々タルノ觀ヲ呈シテ居ル。

然リ而シテ此傾向ハ果シテ一時的ノモノナリヤ將又將來益々盛ナルニ至ルモノナリヤ是大ニ考究ヲ要スベキ問題デアルガ吾人ハ決シテ一時的ノ傾向ニアラズシテ將來益益盛ニ滿洲ニ流レ込ムモノト信ズル者デアル。

三、我官民ノ在滿鮮人問題ニ對スル態度

如斯鮮人ハ益々盛ニ滿洲ニ押寄セ來ルモノトセハ此問題ハ確カニ滿洲ニ於ケル重大問題デアリ我國當面ノ問題デアル、然ルニ我官民ハ此問題ニ關シテハ丸デ風馬牛ノ感ガアツタ、最近不逞鮮人ノ暴動以來在滿鮮人問題モ世人ノ注意ヲ喚起シ當局者モ或種ノ施設ニヨリテ此ノ問題ヲ解決セント努力スルニ至ツタノデアル、仮令後レ走セニモセヨ此等ノ企テヲ爲スニ到ツタ事ハ確カニ一ツノ進歩デアルガ併シ未ダ徹底シタ案ノ生レタノヲ聞カヌ、之ハ全ク滿洲各地ノ田舍ニ在住スル鮮人ノ實情ヲ具サニ研究シ其眞相ヲ

知ツテ居ル人物ガ少ナイ結果デアルト思フ、從來計劃セラレタル諸案モアルガ眞ニ鮮人ニ同情ト救濟トノ觀念カラ割出シタモノハ少ク何レモ姑息デアリ不徹底デ鮮人救濟ノ根本ニ觸レテ居ラヌカラ吾人ノ意ヲ得タモノハナイ。

四、所謂在滿鮮人問題ノ性質

惟フニ在滿鮮人問題ハ大體カラ區別スルト政治上ト經濟上トノ二問題デアル、前者ハ今日所謂不逞ノ徒ト稱スル一派ヲシテ如何ニ我王化ニ浴セシムヘキカ、滿洲ニ於ケル鮮人ヲ如何ニ統治スヘキカト云フ問題デアル。後者ハ今日ノ如ク疲弊困憊セル鮮人ヲシテ如何ニ救濟シ指導シ以テ生活ノ安定ヲ得セシムルカ又如何ニシテ彼等ノ向上發達ヲ助成セシムヘキカト謂フ問題デアル。

前二者何レモ重大ナル問題デハアルガ滿洲ニ於テハ第一ノ問題ハ第二ノ問題ニ從タル問題デアルト思ハルヽノデアル、如何トナレバ所謂不逞鮮人ト稱スル頑迷不遜ノ徒輩ハ概シテ智識階級ノ不浪者デ彼等ハ獨立ヲ爲シ得ベキコトヲ誤信シ迷想シテ居ル極メテ少數ノ者ニ過ギヌノデアルガ在滿大多數ノ鮮人ハ正直勤勉ノ者デ今日殆ンド凡テノ鮮人ハ支那官民ノ間ニ介在シテ不安極マル生活ヲ營ンデ居ルノデアル、此經濟的不遇ニ陷リツヽアル大多數ノ鮮人ガ擧ツテ排日的運動ヲ起シタナラバ其影響ヤ如何、是實ニ我國對滿政策ノ一大危機デアリ一大困難ガ生ルヽノデアル、若シモ此大多數ノ鮮人ヲシテ今日ノ經濟的不

遇ノ立場ヲ脱セシメ生活ノ安定ヲ得セシメタナラバ如何ニ一部不逞ノ輩ガ騒キ廻シテモ決シテ彼等ハ雷同シ悪化ハセヌモノト信ズルノデアル、即チ第一ノ問題ハ第二ノ問題ニ從トスル所以デアル。

茲ニ在滿鮮人問題ハ第一ノ問題ハ第二ノ問題ニ從タルモノデアルコトヲ述ベタガ併シ乍ラ吾人ハ決シテ第一ノ問題ヲ閑却スルノ意味デハナイ彼等不逞ノ徒ニ對シテハ取締ヲ嚴重ニスルト同時ニ彼等ニ其誤レル思想デアルコトヲ何處迄モ了解セシメ迷夢ヲ覺醒セシメナケレバナラヌ、尙在滿大多數ノ鮮人ニ對シテハ經濟的方面ノミナラス精神的方面ノ指導發達ニモ充分力ヲ注ガナケレバナラヌノデアル。

五、在滿鮮人ノ實狀

然ラハ此焦眉ノ急タル在滿鮮人問題ハ如何ニスベキヤト云フ事ニナルノデアルガ此問題ヲ論究スルニ先チ今日滿洲ニ於ケル鮮人ノ眞狀ヲ具サニ說明スルノ要アルト思フ。

在滿鮮人數——現今滿洲ニ於ケル鮮人數ニ關シテ或ハ五十萬トモ云ヒ或ハ百五十萬トモ云ハレテ居ルガ今日正確ナル統計ナク明示スルコト困難ナリト雖モ吾人ノ推定ヲ以テシレハ約十萬人内外テ有ト思フ

在滿鮮人ノ生業——而シテ是等ノ鮮人ハ滿洲ニ於テ何ヲ生業トシテ居ルカト云フニ十中九分迄ハ農業デアル、縱ヒ農業デナクトモ農業ニ伴フ商工業デアッテ大體全部農業者デアルト言フテモ決シテ過言デハナイ、而シテ此農業ノ中約十中ノ九分ハ水田ノ耕作者デ殘一分ハ畑地ノ耕作若クハ山林伐採ニ從事シ

六

ヲ居ル者デアル、前述ノ如ク滿洲ニ於ケル鮮人ハ殆ンド凡テガ水田耕作者デアッテ滿洲ノ水田ト鮮人トハ密接ナル關係ヲ有スルモノデアル。

移住農民ノ區別――然ラハ如何ニシテ彼等ガ滿洲ノ地ニ落付クカト云フニ或ハ鮮人資本家ノ勸誘ニ依リ其部下ニ小作者トシテ住ミ込ム者或ハ親族知友ヲ賴リテ渡來シ耕地ヲ見出シテ其地ニ居住ヲ定ムル者等デアルガ之等移住滿人ヲ大體カラ區別スルト四ツニ分レル。

一ハ資本家即チ朝鮮ヨリ資本家ヲ携帶シテ之ヲ滿洲ノ土地ニ放資スル者デアルガ之等ハ寔ニ寥々タルモノデアル。

二ハ自作農即チ朝鮮ニ於ケル自己ノ財産ノ一部若クハ全部ヲ賣却シテ妻子眷族ヲ引連レテ滿洲ニ來リ支那人ヨリ直接ニ耕地ヲ賃借シ或ハ租借ヲシテ自作農ヲ行フ者デアル但シ支那人ヨリ見レハ彼等ハ小作人デアル、此種ニ屬スル者モ極メテ稀デアル。

三ハ小作農即チ純然タル小作人デ我國人若クハ鮮支人ヨリ小面積ノ耕地ヲ小作シ秋收ノ後收獲物ヲ折半シ或ハ冬期小作料ヲ金錢ヲ以テ前納スルモノデ此種ノ鮮人ハ凡テ無資力者デ農耕ニ要スル資金ハ勿論衣食ノ資迄モ地主ヨリ借受ケテ耕作ニ從事スル者デアル、滿洲ニ於ケル農業者中是等カ最モ多クヲ占メテ居ルノデアル

四ハ農業勞働者即チ農期間日雇月雇等一定ノ賃銀ノ支給ヲ受ケテ鮮人自作農若クハ小作農ノ家ニ働ク者

デ此種ニ屬スル者モ決シテ少クハナイノデアル。

小作狀況——斯クシテ滿洲移住鮮人ハ落付クノデアルガ我國人ヨリ土地ヲ借受ケテ居ル者ハ皆滿足ナル狀態デアル、然シ乍ラ支那人ヨリ土地ヲ借受ケテ居ル者及支那人ヨリ鮮人ガ借受ケ其鮮人ヨリ又小作ヲシテ居ル者等ハ實ニ同情ニ値スルモノガアル即チ彼等ノ小作期限ナルモノハ極メテ短期デアル、土地借受方法ハ主トシテ租借及年租デ朝鮮人ニ於テ商租ノ形式ニヨレル者等ハ稀デアル。

玆ニ租借ト稱スルハ普通三四年乃至五六年ヲ期限トスル小作契約デアツテ從前ハ此方法ニ依ルモノ多カツタノデアルガ最近支那官憲ノ壓迫ノ結果年租ニ變リツヽアル傾向デアル。

此年租ト稱スルハ期限一ケ年ノ小作契約テ小面積ノ耕地ヲ借リ一定ノ金錢若クハ一定ノ收獲物ヲ地主ニ支拂フモノト收獲物ヲ或割合ニ分配スルモノトノ二方法ガアル。

而シテ普通ハ收獲物ヲ折半トスルノテアルガ近來ハ次第ニ金納ニ變ツテ來タノデアル金納ハ近頃移住鮮人激增ノ爲自然小作地ニ不足ヲ告ゲ彼等ハ爭ヒテ水田ヲ小作セントスル結果小作料ヲ競リ上ゲテ一天地(我約六反步)小洋七八十元ヲ支拂ヒツヽアル樣ナ事實ハ決シテ珍シクハナイ。

畑地ノ小作料ガ普通小洋二三十元ナルニ水田ノ小作料ハ正ニ三四倍デアル、今日鮮人ノ小作スル水田ハ彼等支那人カ最近迄委棄シテ顧ナカツタ無價値ノ土地ヲ鮮人カ開拓シタモノデアルニモ係ラス甚以テ高率ノ料金ヲ强要シテ居ル即チ土地價格ノ二分ノ一乃至三分ノ一ニ相當スル小作料ヲ納メサセテ居ル。

如斯高率ナ小作料デモ豊作デ米價ノ騰貴セル年デアラバ多少小作人モ利益ヲ見ラルヽデアラウ、併シ一朝凶作ニ際回シタラ實ニ悲慘ナモノデアル、借問ス天下何レノ處ニ斯カル不當横暴ナル地主アリヤ。此ノ如ク横暴極マル支那人地主ニ對シテモ土地ヲ得ルニ汲々タル鮮人ハ尚甘ジテ小作料ヲ納付スルノデアル、尚高率ノ小作料ヲ支拂フテモ其水田ヲ永ク小作シ得レハ結構デアルガ小作ハ一ケ年ノ期限ニアラズンハ三四年デアル奮闘努力シテ辛フジテ草生地ヲ開拓シ稻ヲ植付ケ秋收ノ曉ニハ最後デアル支那人地主ハ期限到來ヲ理由トシ或ハ契約條項ヲ遵奉セザルヲ楯トシテ無慘ニモ土地ヲ引上ゲントスル尚モ繼續シテ其土地ヲ小作セント欲セハ亦非常ニ不利ナル條件ヲモ忍バナケレバナラヌ。

安奉線一帶ニ散在セル鮮人ハ支那人ヨリ次第ニ追拂ハレ水田耕作者ノ減少ヲ來シテ居ルノハ事實デアル斯クシテ彼等ハ漸次奥地ニ流浪シ移住地ヲ見出サントシテ居ルノデアル。

水利狀況——尚此外ニ鮮人水田事業ニトリテ不安ナノハ水稻作ノ生命タル灌漑用水ノ安定ヲ缺クト云フコトデアル、多クノ鮮人ハ水田開拓上自ラ少ナカラザル資本ト勞力トヲ費シテ河水引用ノ施設ヲナサネバナラヌ、資力ニ乏シキ鮮人ニ完全ナル灌漑設備ヲ望ムハ到底不可能デアル、勢ヒ彼等ハ間ニ合セノ頗ル姑息ナル灌漑施設ニ依ルガ故ニ春期旱魃ニ遇ヒテハ灌水ノ杜絶トナリ雨期ニ豪雨ヲ見レハ折角苦心ニ成レル灌漑設備モ忽チ洗ヒ流サレテ可惜水田モ龜裂ヲ生ゼシメ甚シキハ枯死ニ至ラシムルカ如キ各所ト見ラルヽ事實デアル。

奉天西方ニ於ケル水田ハ世人モ知ル如ク支那側水利局ノアルアリテ他地方ニ比シ水利ノ点ニ於テ安全ナルカ如ク想像セラル、モ事實ハ全ク此豫想ヲ裏切ルモノデアル。今春水利局ハ水源タル渾河ノ水量ヲ度外視シテ無暗ニ開田ヲ奬勵シタ結果新開田ハ勿論古田迄モ灌漑水ヲ得ルコト能ハス各地ノ水田ヲ荒廢ニ歸セシメタノデアル之等ハ渾河ノ渇水ニ基因シ致方ナシト稱スルモ此事タルヤ全然水利局ノ無能無定見ニ基クモノニシテ支那側ノ水利局ナルモノ實ニ頼ムニ足ラサルノデアル。

元來水利施設ノ如キハ國家的事業トシテ又團體的事業トシテ初メテ完備セラルヘキモノニシテ個人的施設ノ如キ到底滿足ナル結果ヲ擧ケ得ラルヘキモノニアラズ、然ルニ滿洲ノ水利狀態ハ本末ヲ轉到シ居ルノミナラズ彼ノ横暴極マル支那人地主ハ之ヲ無資力ナル鮮人ニ負担セシメテ居ル實ニ沙汰ノ限リデアル是等ハ少クトモ地主タル彼等支那人カ施設ヲナシテ後小作ニ附スルノカ當然デアル。

同シ支那デモ直隷省小站地方ノ水田ノ如キハ營田局ト稱スル官憲或ハ地主ハ此水利施設ヲ完成シ水田ノ區劃迄モ整ヘテ後小作ニ附スルノデアルカラ其施設ガ徹底的デ水ノ点ニ對シテハ頗ル安全デアリ彼地ノ水田ヲ見ルト實ニ氣持ガヨイ、小站地方ノ水田ハ日本ノ水田ニ比シ其施設ノ点ニ於テハ決シテ遜色ガナイ、滿洲ノ水田トハ雲壤ノ差アルノデアル。

滿洲ニ於ケル水田事業ハ是非共此水利事業即チ灌漑用水ノ安定ヲ確保セシムル事ガ絶對的ニ必要デアル世人或ハ謂フ「滿洲ノ水田事業ハ賭博ニ等シト」蓋シ現在ノ如キ水利狀態ニ於テハ此言モ一面ヨリ見テ

面白キ諷刺デアルト思フ。

農耕資金缺乏ノ狀況――次ニハ鮮人水田業者ノ大多數ハ農耕上ノ資本ニ缺乏シテ居ルコトデアル、勿論鮮人ト雖モ中ニハ相當ノ資力アル者モ居ルガ十中ノ七八ハ無資力者デアル。多大ノ希望ヲ抱キテ朝鮮內地ノ財產ヲ賣拂ヒ滿洲ニ渡リタル者モ土地ノ事情ニ精通セサル結果ハ彼等獨特ノ水田事業モ美事失敗ニ歸シテ忽チニシテ携帶シ來レル可惜資本ヲ失フノデアル、吾人ノ調査スル處ニ依レハ今日水田小作鮮人ニ秋期脫穀ノ期迄ノ資本ヲ有スル者ハ極メテ少イ、彼等ハ耕種上ニ要スル資金ハ勿論土地借受料乃至ハ衣食ニ關スル生活ノ資迄モ支那人或ハ鮮人我國人ヨリ借入ル、ノデアル、然モ低利ノ資金デアルナラバ問題デハナイガ最底ガ三割デ最高カ五割若クハ是以上デアル、如斯高利デモ借リ入ル、コトガ出來得レハヨイガ中ニハ資金ヲ借入ル、ニ由ナク播種シタル儘他人ニ賣却シ自ラハ日雇ニ落チ果テ、其日ノ糊口ヲ凌ガネハナラヌ非慘ナ者モ應々見受ケラル、、或ハ除草期ニ至リ資本絕エテ致方ナク青田ヲ抵當トシテ不利ナル條件ノ下ニ資金ノ融通ヲ乞フ等彼等ハ資金ヲ得ル爲ニハ殆ンド手段ヲ撰ハザル有樣デアルガ故ニ支那人或ハ一部ノ鮮人ニ乘ゼラレ秋收ノ曉ニハ彼等ノ收得ハ皆無トナリ却テ借金ヲ殘シテ生活ニ逐ハル、可憐ノ狀況デアル。

鮮人子弟ノ教育狀況――次ニハ彼等田舍ニ居住スル農民子弟ノ教育狀況デアル、奉天鐵嶺其他ノ主要市街地ニ於テハ相當ノ教育機關ガアツテ教育ニ對シテ不自由デハナイガ一朝田舍ニ入レバ全ク教育ヲ受

クル機關ガナイ、考ヘテ居ル鮮人中ニハ其部落共同デ教師ヲ雇入レ不完全ナカラ讀書ヲ教フル所モ見受ケラル、ガ之等ハ極メテ稀デアッテ多クノ子弟ハ教育ヲ受ケテ居ナイノデアル。

吾人ノ推定ニ依レハ在滿鮮人中ノ約一割ハ學令ニ達シテ居ル兒童ガアル即チ平均二戸ニ對シテ約一人宛アルト思ハル、、現今滿洲ノ田舍ニ居住スル鮮人數ガ假リニ十萬人アリトセバ約一萬人ハ學齡兒童デアル計算トナル。世ハ文化生活ヲ夢見テ居ル今日在滿鮮人ノ子弟ハ斯クシテ時世ニ後レ退化シテ行クノデハアルマイカ、是等ハ我國鮮人政策ノ大欠陥デ半島民族ニ對スル大問題デアラ子ハナラヌ、當局者タル者敢テ深慮ヲ要スベキ問題デハアルマイカ。

水田經營ノ實狀――前述ノ如ク鮮人ハ猫額大ノ土地ヲ借受ケ頗ル不安ナル基礎ノ下ニ農業ヲ營ンデ居ルノデアル、不安デアルカラ從ッテ耕種方法モ粗放ニ流レ易ク滿洲ノ如キ灌漑水ニ不足勝ナル所ニアリテハ水路勾配ノ完全ヲ要スルコト、ハ知リ乍ラ之ヲ放任シ配水ヲ圓滑ナラシムルニハ完全ニ田面ノ均平ヲ要スルコト、ハ知リ乍ラ可成其地均工事ヲ放置ス其他整地除草作業ノ如キモ間ニ合セ主義デアル、是等ハ全ク小作期限ノ短期ナルヲ最大原因トスルノデアル、右ノ如キ姑息ナル經營ハ軈テ秋收ノ結果滿足ナルコトガ出來ナイ、我國人ノ水田ニ比シ收量ニ於テ遙カニ劣等ナルハ蓋シ止ムヲ得サル事情アルノデアル。

鮮人水田業者ノ收支計算――今參考ノ爲ニ支那人ヨリ直接土地ヲ借受ケテ居ル所謂自作農ノ實際的ノ

收支計算ヲ與ケルト次ノ樣デアル。

收支計算（面積參天地我六反步）

二　總支出高

支出ノ部

一、小洋五百參拾七元九角也

內譯

種籾代	二四元〇〇	一天地當奉天支那桝四斗三天地分一石二斗@二十元
整地費	一八、五〇	一天地當整地費五元五〇　一天地ハ自家整地殘二天地ハ雇人整地（第一回）（第二回）馬耕三日間雇入@二元五〇
下種費	一、五〇	雇人夫三人@元、五〇
除草費	三七、五〇	雇人夫一天地支那女人夫五十人三天地分百五十人@元、二五
刈取費	六、〇〇	雇人夫一天地四人三天地分十二人@元、五〇
脫穀調製費	六、〇〇	雇人夫一天地四人三天地分十二人@元、五〇
運搬賃	一八、〇〇	籾三十石奉天マデ@元、六〇
小作料	一三五、〇〇	支那人地主ニ納付一天地四十五元三天地分（前年冬期前納）
食糧代	一一五、二〇	三人家族ニシテ一ヶ月粟二斗高粱米一斗五升食鹽其他雜貨代月一元粟@二八元〇〇高粱米@二〇元〇〇壹ヶ年分
衣服代	一五、〇〇	木綿二匹代十元綿其他五元

借家賃　一五、〇〇　支那家屋一間房子一ヶ年借受賃
燃料代　……　普通農閑期ニ於テ雑草ヲ刈集メ一ヶ年分ヲ準備スルニヨリ計上セス
水利税其他　二五、二〇　水利税一天地當八元看地錢一天地當四角
農具修繕費　二、五〇　唐鍬其他修繕費
借入金利子　九四、五〇　借地料百三十五元借入月三割ノ利子十ヶ月分　食糧代其他耕作資金百八十元借入月五割ノ利子平均六ヶ月分
雜費　二四、〇〇　石油代、通信費、交際費、煙草代等月二元ノ割一ヶ年分
計　五三七、九〇

収入ノ部
一、小洋四百八拾元也
内譯
籾　四五〇、〇〇　一天地當收量奉天桝拾石三天地分參十石代@十五元(平均)
藁　三〇、〇〇　三天地分一萬斤@三元但シ田舍ニテ賣却相場
計　四八〇、〇〇
差引不足額小洋五拾七元九角也
此計算ハ奉天西方六十支里ノ田舍ナル西公太堡附近ノ自作農(平年作)ノ正確ナル計算デアル、此計算表

ヲ見ルト第一ニ驚クノハ借入金ニ對スル金利ノ多額デアル事デアル次ニ日本人ノ目ヨリ見テ收量ノ少イ事デアルガ彼等ノ粗笨ナル經營法デハ一天地當平均十石以上ハ見ラレズ、籾ノ値段モ中ニハ石十七八元ニ賣却セラル、モノモアルカ又品質ノ劣レルモノアルガ故ニ平均石十五元ハ至當ト認メラル、差引不足額五十七元九角ト云フ結果デアルガ而モ此計算ハ鮮人自家ノ勞役賃ヲ計上シテハナイ、自作農ト云ヘバ田舍ノ鮮人中デハ威張ツタモノデアル年中營々役々トシテ働イテ尚且ツ此通リデアル實ニ同情ニ堪ヘヌ次第デアル。

我農場鮮人ノ狀況――余ハ前年來奉天西方西公太堡子ノ隣村孤家子ニ於テ朝鮮人ノ農學校出身者ヲ指導者トシ鮮人小作人ヲ督勵シテ小規模ナガラ水田ヲ經營シテ居ルノデアルガ鮮人小作戸數十七戸人口七十七人内勞働能力アル者男女併セテ四十八人子供二十九人此中學齡ニ達シタル兒童十七名アリ小サ乍ラ一部落ヲ形成シテ居ル、此等ノ鮮人ハ七棟九十六坪ノ家屋ニ收容シテ正味八十天地ノ水田ヲ各戸家族ノ數ニ鑑ミ夫々面積ヲ配當シ耕作セシメ不都合ナキ限リハ可成小作人ヲ永年繼續セシムル方針ヲ執リツ、アルノデアル、面積ハ一戸當最少三天地多キモ十天地内外デアツテ一戸當トシテ決シテ大面積デハナイガ皆相當ノ利益ヲ擧ゲ昨年度ハ小作人十八戸ノ純益總計貳千四拾九圓六拾六錢デ一戸當百拾參圓餘ノ利益トナリ比較的好成績ヲ擧ケテ居ル。本年ノ如キ凶作ノ年ト雖モ充分ナル指導ヲ爲シ耕種方法ヲ過ラザリシヲ以テ殆ンド豫期ノ成蹟ヲ得テ居ル。

余ハ小作人ニ對シテハ食糧乃至衣服ニ要スル綿糸布類其他彼等ノ必要品ハ安價ナルモノヲ農耕開始期前ニ一ケ年分ヲ推定シテ纒メテ買込ミ彼等ニ與ヘテアル、農耕資金モ低利ヲ以テ貸付ケル農繁ノ時期ニ於テ彼等カ金策ノ爲ニ貴重ナル暇ヲ潰スガ如キ愚ナコトハ決シテヤラセヌ必要ノ都度農場管理人ヨリ直ニ支給シテアル、如斯小作人ハ充分業務ニ精勵シ得ル樣ニシテアルカラ割合ニ雇入人夫ガ少クテ出費ガナイ從テ余ノ小作人ハ皆揃フテ利益ヲ擧ケテ居ルノデアルト思フ、即チ彼等ハ安心シテ耕作ニ從事シ思フ存分ニ働クコトカ出來ル結果デアルト思フ、尙鮮人ノ兒童中學齡ニ達シタル者ニ對シテハ敎師ヲ聘シテ敎育ヲ施シテアルカラ父兄ハ皆喜ンデ居ル樣子デアル。

彼等ハ我農場ニ永住スル覺悟ヲ定メ安心シテ業務ヲ精勵スルニ至レルガ故ニ農場モ次第ニ整備ノ域ニ達シ小作人タル彼等モ地主タル吾人モ確實ニ安全ニ利益ヲ擧ゲ得ラルノデ水田ノ價値モ定マリ自然諸般ノ改良ニモ努力シ得ラルヽノデアル。

六、在滿鮮人問題解決策

以上ハ滿洲ニ於ケル鮮人ノ眞相ヲ說明シ盡シタ、此說明デ所謂在滿鮮人問題ハ如何ニ解決スベキモノナルカヲ略了解セラルヽ事ト思フ在滿鮮人問題ハ畢竟在滿鮮人農業問題デ之ヲ換言スレハ在滿鮮人ノ水田問題デアル。

土地商租問題——即チ解決策ノ第一ハ水田經營上必要ナル土地問題デアル、現在ノ如ク支那人ノ土地ヲ以テ彼等カ農業ヲ經營スルハ余リニ不安デアル農業經營上安定ヲ得ント欲セハ須ラク必要ナル土地ヲ商租スルコトデアル土地ヲ商租シテ始メテ鮮人ハ長期ノ耕作ヲ爲スコトヲ得安定ヲ得ル。

我國人ハ公然土地ノ商租ヲ爲シ得ルニモ係ラズ今日ノ狀態デハ實際困難ナル事デ日支協約ニヨリテ折角得タル商租權モ空文ト同樣ニシテ乍遺憾之ヲ活用スルコトカ出來ヌ。我當局者ハ土地ノ商租ハ爲シ能フ事ヲ聲明シテモ茲ニ「支那側ノ豫定セル商租規定即チ商租地畝須知」ナル一種ノ妨害ヲ加フヘキ意味ニ於テ編定セラレタル內規ノアル以上前後ノ手續極メテ繁雜ニシテ事實上商租ハ不可能デアル、商租ノ手續カ單ニ繁雜ナルカ如キハ吾人ノ意トスル處デナイガ其手續ヲ繁雜トセル裏面ハ支那官憲ガ此商租ヲ妨害スル目的デアルコトハ商租地畝須知ヲ熟續セハ判明スルノデアル。

吾人ハ茲ニ我國民ノ發展上又鮮人ノ生存上速カニ此商租問題否商租ニ關スル細則ノ協定ヲ進行セラレン事ヲ當局ニ要望シテ止マナイ者デアル、此商租細則カ協定セラレテ始テ鮮人ハ水田經營ノ安全ヲ得ラルルノデアル。

尙土地問題ニ就テハ此商租問題以外ニ我國人ノ智識及財力ヲ注入セル日支合辨農業團體乃至大規模ナル勸業會社ノ如キ有力ナルモノヲ設立シ鮮人問題ノ解決ニ資シタイ、此種ノ團體ハ固ヨリ鮮人問題ノ解決上甚大ナル効果ガアルガ根本的鮮人問題解決策ハ矢張リ商租問題デアル商租問題ヲ速カニ解決シテ以テ

我國人大小ノ資本家農業家ノ奮起ヲ促シ鮮人ヲ後援シ指導シ啓發セシメ度イト思フノデアル。

水利問題――第二ハ水利ノ問題デアル、由來滿洲ノ河川ハ多年治水ノ法ヲ講セス自然ノ荒廢ニ任セアリト雖モ尚到ル處ニ滾々トシテ盡キザル大小ノ水流アリテ水田經營ニ好適ノ地少シトセス、只滿洲ノ河川ハ概シテ水量ニ安定ナク春季旱魃ノ候ニハ流水量著シク減少シ雨期ニ至レハ河水激增シテ河身ニ溢レ洋々海ノ如ク水害ノ慘狀ヲ呈ス、斯カル河川ヲ以テ姑息的灌漑設備ヲ行フノ危險ナルハ三才ノ兒童モ尚之ヲ知ル、故ニ此水利事業ハ國家的團體的事業トシテ完全ニ施行セナクテハナラヌノデアル。

滿洲ノ河川如何ニ河水ノ安定ヲ欠クト雖モ國家的團體的ノ事業トシテ之カ施設ヲ行ヘハ灌漑ノ安定ヲ得ラレヌ事ハ決シテナイ。

然ラハ此事業ハ支那側ニ托スベキヤ將又我國人ニ於テ成シ遂グベキヤ、現今ニ於テハ此事業ヲ支那側ニ委ヌルハ困難デアル、支那側ニ於ケル滿洲唯一ノ水利事業タル奉天水利局ノ事業狀態ハ如何、此事業ハ必スヤ我國人ノ力ヲ以テ成就スヘキモノデ支那側ニ委スルノ危險デアル事ヲ信スルノデアル。

吾人ハ茲ニ水田ノ發達上鮮人問題ノ解決上日支合辨組織ノ下ニ水利事業ヲ起スノ急務ナル事ヲ高唱シテ止マナイ者デアル、此水利事業ノ完成ヲ見テ初メテ滿洲ノ水田ノ價値モ定マリ鮮人ノ向上發展ノ機運カ熟スルノテアル。

現ニ日先ニアル遼陽太子河ノ如キハ水量ニ於テ確カニ渾河ノ倍以上ノ流量ハアル此等ハ日支了解ノ上ニ

水利計畫ヲ行フニ於テハ優ニ二千町歩ノ穰々タル美田ヲ就スコトカ出來得ル遼陽西方ノ雨年ニ困ル畑地ハ斯クシテ最適ニ利用セラレ生レ變ルノデアル。滿洲ノ地廣ク到ル處ニ此種ノ開田適地ヲ見受クルノテアル。

金融問題――第三ハ金融問題デアル、即チ低利資金ノ融通機關デアル、元來農業ハ商工業ノ如ク利益ノ大ナルモノデナイ鮮人ノ如ク三割乃至五割ノ高利資本ヲ利用シテハ到底利益ヲ收ムル事ガ不可能デアル、現今鮮人ノ多クハ只高利貸ニ奉公シテ居ルカノ觀ガアル、確カニ鮮人ハ耕作資金ニ窮シテ居ルカ今日ノ樣ニ支那人ヨリ年租契約ノ如キ薄弱ナル基礎ヲ有スル農業者ニ對シテ資金ヲ融通スルノハ不安テ堪ラヌ、假リニ低利資金ノ放資機關カ生レタトシテモ擔保物件カナイカラ問題ハ六ツケシイ、故ニ此問題ハ商租問題ト關連シ商租問題解決ノ後彼等カ大小ノ土地ヲ商租シ基礎ヲ固メテ初メテ低利資金ハ融通セラレ救濟セラルベキモノテアル。

敎育敎化問題――第四ハ敎育敎化問題デアル、前項鮮人ノ實情ノ處ニ於テ述ベタル如ク在滿鮮人ノ兒童數ハ決シテ少クハナイガ今日彼等ハ全ク敎育ヲ受ケテ居ナイ、將來彼等ハ無學文盲ノ徒トナルノデアル、朝鮮人モ我國新附ノ民タル以上ハ都會ニ居ラウガ田舍ニ居ラウガ之ヲ敎育シテヤル義務ガアル、田舍ニ散在スル兒童ノ敎育ハ確カニ困難デアルカ併シ困難デアルカラトテ捨テ置クヘキ筈ノモノデナイ。米國人ノ如キハ鮮人相手ニ何カト田舍ニ於テ活動シテ居ル、大農場經營ノ傍ラ學校ヲ設ケ病院ヲ設ケ敎

會ヲ設ケテ彼等ヲ指導シテ居ル我國人ハ射利的方面ニハ到ル處ニ活動シテ遺憾ナイガ精神的敎化的方面ニ對シテハ無關心テアル當局者モ亦放任主義デアル無方針デアル、如斯狀態デアルカラ彼等ハ自然親米的傾向ヲ帶ヒテ來ルノモ當然デ排日運動ノ起ル一半ハ確カニ我國人自身ノ不心得ニアルト云フモ過言テナイト思フ。

吾人ハ田舍ノ鮮人兒童ヲ敎育スルト共ニ彼等ヲ精神的ニ救濟シ敎化シ以テ我王化ニ浴セシメタイ敢テ我敎育家宗敎家乃至經世家ノ反省ヲ促シ此解決ニ勉メラレンコトヲ望ムノデアル。

七、積極的鮮人移民策

以上ハ滿洲ニ在住スル鮮人問題解決策ニ就テノ所見ヲ披瀝シタガ吾人ハ尚百尺竿頭一歩ヲ進メタイ、夫ハ何デアルカト云フニ今日ノ鮮人移住放任主義ヲ排シテ更ニ組織的ニ積極的ニ彼等ノ移住ヲ奬勵シタイト考ヘル者デアル。

今ヤ我國移民ハ世界到ル處ニ排斥ヲ受ケテ居ル今日彼等ノ遣リ場カナイカラ滿洲ニ移住セシムルト云フ一部ノ論者モ生レタノテアルガ吾人ハ勿論在滿ノ識者ハ恐ラク此說ニ首肯セヌデアラウ、成程我國人ハ理解力ニ富ンデ居ルカ故ニ寒地農法デアリ且乾燥地農法デアル滿洲ノ農耕法ヲ直ニ會得シ支那人ト競爭シ得ルト云フモ現今都會附近ノ便利ナル處ニ移住ノ餘地ハ無イ自然遠隔ノ地トナルカラ此不自由極マル

二〇 奥地ニ於テノ生活ニ堪ヘ得ルカヾ問題デアル、次ニハ生活程度ノ低キ勤勉ニシテ何デモ利用ノ巧ミナル支那農民ト競爭シテ之ニ打勝ツ事ガ出來ルカ之カ問題デアル、先年關東都督府ガ試ミタ愛川村ト稱スル我移民ハ勿論最初ノ計畫テ土地ノ撰定移民ノ撰擇等ニ欠点アリシトハ云ヘ一面ヨリ觀察シタラ確カニ失敗デ日本人ノ移民ハ困難テアル事ヲ證據立テラル、モノト思フ關東州ノ如キ我行政權ノ行屆ク愛川村デ尚且失敗ヲ繰返シテアル況ンヤ奥地不便ノ地ニ於テオヤ

之ニ反シ朝鮮人ハ如何ナル遠隔ノ地モ又如何ナル不自由ヲモ敢テ意トセス平氣テ農耕ニ從事シテ居ル、生活程度モ支那人ト同等若クハ低級デアツテ彼等ハ水田耕作ト云フ獨特ノ技能ヲ有シ到ル處ノ不毛地ヲ美田ニ仕上グル力ヲ持ツテ居ル、故ニ滿洲ノ殖民ハ日本人ヨリモ適當デアリ可能性ヲ有シテ居ル日本人ハ滿洲移住ヲ喜バナイテアラウガ鮮人ハ朝鮮内地ノ瘠薄狭隘ノ土地ヲ耕スヨリモ豐沃ナル滿洲ノ地ニ於テ一家ヲ樹ツルノヲ喜ンデ居ル。

故ニ吾人ハ此際積極的方針ノ下ニ鮮人ノ移住ヲ奬勵シテ滿蒙ノ地ニ移シ植エ其空所ニ日本人ヲ移スト云フ事ハ最モ策ノ得タルモルテアルト思フノテアル。

滿洲ノ水田可耕地積――滿洲ニ積極的ニ鮮人ヲ移住セシムルコトハ彼等ニ水田ヲ開拓セシムルコトデアル、然ラハ滿洲ニハ水田ノ可耕地幾何アルカト云フ問題トナルガ此問題ニ就テハ先年農商務省木下技師ハ實地踏査ノ結果遼河流域ノ各支流松花江鴨綠江支流ノ一部其他ニ於テ將來滿洲ノ水田開墾可能地積

ヲ五十八萬町歩餘アリト推論シ尙地下水灌漑法ニ依ルトキハ現在ノ高粱圃全部ハ水田ト爲スコトカ出來ルト斷定シタノデアル。

又某技師ハ木下氏ノ推論ヲ駁シ甚シキ悲觀論ヲナセリト云フ。

此兩者ノ推論ハ相當權威アルモノト思フガ由來滿洲ノ水利ハ未タ何人モ調査セルモノナク全ク不明ニシテ只一回ノ視察ノミヲ以テ輕々ニ判斷ヲ下スハ當ヲ得タモノデナイト思フ、吾人ノ見解ニ依レハ兩者共極端ナル推論デハナイカト信スル。

元來滿洲ノ河川ハ灌漑水ノ最モ必要ナル期間ハ渴水ヲ來スカ故ニ無條件ニ水田ヲ開拓スルコトカ困難デアル、又瀦溜貯水池ヲ設クル方法アリト雖モ降雨ノ時間的分布及蒸發量ノ大ナル滿洲ニアリテハ不利ナルヲ免レヌ、地下水灌漑法ハ首山奉天鐵嶺地方ニ於テコソ豐富ナル湧水量アルカ滿洲ノ地至ル處ニ斯カル天惠ノ水流アルカハ地質研究ノ後ニアラサレハ判明セヌ滿洲ノ稻作ハ此地下水ヲ利用シ得ル特点アリト雖モ吾人ハ地下水萬能論ノ暴タルヲ知ル者デアル。

以上各種ノ事情ヲ綜合シテ判斷シ果シテ幾何ノ水田可耕地アルカ吾人ハ玆ニ數字的ニ水田可耕地ヲ臆斷スルノ勇カナイ、之等ハ全然水利調査ノ後ニ於テ始メテ斷定セラルヘキモノデアル。

然シ數字的ニ水田可耕地ヲ擧クルハ暴テアルカ現在南滿洲ノ包藏スル未開地ハ六百萬町歩ト稱セラレテ居ル此中デ水田トセラルベキ面積ハ蓋シ鮮少デハ無イト思ハル、ノデアル、今假リニ未開地六百萬町歩

ノ五分ヲ水田ト爲スコトヲ得ハ參拾萬町步アル譯デアル若シ貳町步ニ對シ一家五口ヲ收容スルトシタナラハ十五萬戶人口ニ於テ七十五萬人ノ移住ヲサスル事カ出來ル。

前項ノ如ク今後朝鮮ヨリ七十五萬人ヲ奬勵シテ移住セシメ其空所ニ日本人ヲ移シタナラハ朝鮮ニ於テハ日本人勢力ノ扶殖トナリ滿洲ニ於テハ一町步十石ト見テ參百萬石ノ米ヲ得テ支那ノ利源開發トナリ我國食糧問題解決ノ一助トモナルノデアル吾人ハ國家百年ノ計ヨリ見テ此積極的鮮人移民政策ヲ提唱スル者デアル。

結論

以上論シ來リタル所ニヨリ結論ハ旣ニ明白デアル、即チ一ハ商租問題ノ解決ニアリ一ハ水利問題ノ解決ニアリ一ハ金融問題ノ解決ニアリ一ハ敎育敎化問題ノ解決ニアル、此四項目ヲ解決シ我官民ノ保護指導ノモトニ滿洲到ル處ニ放棄シテ顧ミサル天惠肥沃ノ低濕地ヲ安定的基礎ノモトニ彼等ニ自由ニ開拓セシメ彼等ノ向上發展ヲ圖ルコト之即チ在滿鮮人ノ救濟策デアリ根本的徹底的ノ救濟策デアルト思フノデアル。尙此問題解決ノ曉ニ於テ一定ノ方針ヲ定メ玆ニ積極的ニ鮮人植民計畫ヲ進メ母國食糧問題ノ解決ニ貢シ度イ、積極的ニ鮮人ヲ移住セシムルニハ大々的水利事業カ必要デアル此水利事業完成ニ就テハ我國

ハ資本的後援ガ必要デアル寧ロ進シテ此資金ヲ支那側ニ寄附シテヨイト思フ吾國民ハ此位ノ度胸ガナクテハナラヌ。

（終リ）

大正九年十二月

在奉天

北　悟　一　識

回議箋

(乙號) 記事本紙面以上ニ渉ルトキハ丙號回議箋ヲ連續スベシ

番號	文秘二〇第一九号ノ二
大正	10年 1月 26日 起案
大正	年 月 日 發送
主任	

社長

副社長

総務部長

地方部長

文書課長

庶務課長

件名 鮮人救恤費附座ノ件

撫順縣在住鮮人救恤ニ付撫順炭坑長ヨリ別紙ノ通[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]一千円[illegible]

(大正九年十二月松浦屋納)

回議箋

（丙號）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

撫順炭礦長殿

文書課長

本月三日附撫秘第八六八號ヲ以テ[illegible]

[illegible]鮮人救濟ノ件ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

謹啓

益々御清福ノ段奉慶賀候

陳者私儀水田ノ經營ニ就キテハ昨春以來種々御高配ヲ忝フシ御蔭樣ニテ誠ニ便宜ヲ得申候段感謝ニ不堪候

扨テ昨年ハ諸種ノ障害ヲ蒙リ申候先ツ早春以來ノ經濟界ノ落莫ニヨリ資本ノ運轉閉塞シテ第一ノ打擊ヲ蒙リ加ヘテ事業着手初年度ノ事トテ手不足ノ爲メ水稻ノ作付其他ノ準備モ意ニ任セズ遂ニ豫期ノ結果ヲ收ムル能ハス候ヒキ是レ一ニ私ノ不注意ノ結果ニハ候ヘトモ又人力ノ及ハサル大自然ノ携シタル運命ニ有之候若シ昨春來ノ

不景気無カリセハ今日ノ如キ困窮ハ見ザリシ
事ナラント存シ候現在ノ私ハ資金欠乏ノ為事
業頓坐ノ止ムナキニ到達致シ居リ候今日迄テ総ユル
弥縫策ヲ講シ候ヒシカ今ヤ絶体絶命ト相成リ此
ノ上ハ貴社ノ御力ニ縋ルヨリ外ナキ次第ニテ候
私カ永年ノ間蒙古ノ僻地ニ支那苦力仝様ノ生
活ヲ営ミ日本人ノミナラス支那人ヨリモ種々ノ悪罵
ヲ浴ヒテ尚堪ヘ忍シ居タルハ今日ノ如キ土地ヲ獲テ農
業ヲ経営セントスル一念ヲ全フセンカ為ニテ候ヒキ
積年ノ目的ヲ達シテ昨年正月内蒙古白音太来ノ
西南約十邦里ナル哈番営子ニ六百八拾余町歩ノ水
田恰適地ヲ獲得シ茲ニ始メテ過去九年間ノ苦心

ノ切ヲ喜ヒタル甲斐モナク今之ヲ一簣ニ缺カン事ハ
實ニ私トシテ死以上ニ堪エ難キ處ニ有之候
此ノ土地ノ水田地トシテ最モ恰適セル事ハ貴社
員横瀬農学士殿ノ實地御踏査ノ結果御証
明被下タル處ニシテ今更私ノ呶々ヲ要セサル義
ニ有之候
右ノ事情御憫察ノ上何卒多大ノ御援助賜リ度
ク此段奉懇願候也

大正拾年三月十六日

在内蒙古白音太来
自在丸金市

南満洲鉄道株式會社
社長工学博士野村龍太郎殿

拝啓
時下春暖相催候折柄益々御清福ノ段奉
慶賀候
陳者昨春以来種々一方ナラヌ御世話ヲ蒙
リ居リ候處又々此ノ度ハ宗光彦殿ヲ経
テ色々御厄介ナル御依頼ヲ申上ケ誠ニ恐縮
ニ堪ヘサル次第ニ御座候
宗殿ヨリ既ニ御聞キ及ヒノ通リ私ノ現在ハ
絶体絶命ノ状態ニ有之候間憐レナル者
ト御同情被下何卒御助力被下度奉

懇願候也　早々

大正十年三月十六日

東蒙古白音太来

自在丸金市

楊内殿

別紙貴社長殿宛請送上申上置キ候モ万々
請有無事為メ貴課通送後ニテハ一大事ト思ヒ
書一部請送上申上候次第絶体絶命余苦窮之
居ル次第一日ヲ早ク金融出来得テ被下様伏テ請
願申上候今ヤ開墾ニ使用スル農馬ヲ売リテ其日ノ資ニ補
テ居ル危窮極ニ陥居候

拝啓

春暖之砌リ新芽已ニ発芽セントシ農業家腕ヲ休メ脳漿ヲ絞リタル大活動ノ時期ニ当リ来貴官殿益々御強健御清祥ノ由大賀此事ニ御座候

偖而私農場金融ノ件並ニ技術者派遣方御願ニ付テ宗堯屋殿ヨリ陳述シタル現状ニシテ私ニ於テハ皆無ノ条件ニテ唯々水田ヲ興スノ意志アルノミ窮迫セル鮮人壱百余名ノ私農場ニ入込来リ飢ヲ訴ヘ救ヲ求ム

ル者ヲ如何ニシテ世国人トシテノ生活ノ道
ヲ與ヘレトノ意志ヲ全フセシメ為貴社ニ向テ。
金。融ヲ計ルノ外一方不止得絶封絶命ノ秋
ニ有之候故何卒一日ヲ早リ御援助被下
度事業ハ萎縮ノ一隅ニ位シ金融道絶
エタル際ノ窮境ハ全線各地ニ於ケル肢体官
一ニアラサル段御推量アラセラレ下懇願
奉候。併シ全ク未年ノ農作ヲ中止セシニハ
又方法ヲアラレカナレ民壱百余名鮮人ニ對
スル耕作地、食料家屋農具等日々所

用ニ追ルヽノ窮状甚ダシク且又正ニ水田耕
作ニ着手セントスル矢先ノ場合ノ儀同情
被下度伏テ懇願奉候

大正十年三月二十日
向喜太来
自十九全二巾

榜内生五郎殿

地方
勸業課

謹啓
春暖発芽ノ好気節益々御清福之段奉
慶賀候
私水田ノ調査報告書写二部御多忙中
ニモ不拘至急御調製御送付被下誠ニ
難有奉感謝候
猶テ過日モ御願申上候通リ宗光慶殿
ヲ経テ私水田事業ノ窮状ヲ陳述シ救
済方ヲ願出テ候件一日モ早ク御救之被
下度以テハ本年ノ開墾ニ着手不入ル時

窮ニ迫リ一日モ猶豫出来難キ際ニ事
業ノ安危ノ分ルヽ所絶對絶命ノ窮
境ニ御憫察ノ上御救助被成下度奉懇
願候
私ハ水田ノ好適地ナル水量絶對豊富ナルヲ知リ
家財賣共一帶ヲナリ食ニ飢ヘ溝渠漸ク開寛
ヲ凌キ四百余里妻子ヲ連レ無斷ニ来墳スル
鮮人小作人ヲ斷ルニ辭ナク今ヤ壱百余名ニ達
シ居レリ何卒御同情被下度候
大正十年三月三十日　自在九金巾
社長工學博士野村龍太郎殿

在北滿及露領朝鮮人の一般狀態

在外朝鮮人事情研究會
哈爾賓支部副支部長　李　昌　林

予は大正十年十一月末、自ら揣らずして乏きを在外朝鮮人事情研究會哈爾賓支部副支部長に承け次いで新春一月末、氷雪を冒して北滿洲及露領沿海州鐵道沿線の在住朝鮮人訪問と本會の趣旨及支部設立の宣傳を兼ねて哈爾賓を出で到處嚴寒將軍と鬪ひつゝ同胞朝鮮人と手を把つて其生活及地方の一般狀態を聽取して二月中旬返哈せり顧みれば哈爾賓、浦鹽間に於ける月半餘日の旅行は其都市邑里各界の先輩及有志者の後盾と指導とに依りて多大の收穫を齎らし歸來、其報告を草して筆を投ずれば裒然冊を成すに到れり今本會會報の臨時增刊を出すに際し茲に其概要を抄錄する事となしぬ素より之れ走車の瞥見に過ぎざれば豈敢て視察實記を以て目するものならん更に調査報告と見るべきものならんや。

在外朝鮮人の實數に就ては未だ正確なる統計に接する能はざれば從つて滿洲、露領、西伯利在住朝鮮人の戶口も確知するを得ず既に然り北滿及露領朝鮮人の實際的計數の未だ不明なるは蓋し其處なるべしされど予か今次旅行したる哈爾賓、浦鹽間各地方の在住者は尠くも十三四萬人を下らざるべく最も這は予の旅行の餘に成れる推算なれば其正確を誇り難きか亦當らずと雖も遠からざるものあらん併も移住の最古のものは約七十年前にありて晚近二三年來の移住盛觀は眞に驚異に値ひすべきものあり若し此傾勢趨向にして底止する所なくんば今後五年更に十年間に於ける增加率は蓋し想料に餘りあるべし。

惟ふに北滿及露領朝鮮人の最初の移住は露領方面に其端を發したるなるべく之れ北朝鮮と露領と境壤接近の關係は恰も隣里の如くなるに依るべし現に北滿及露領在住者には咸鏡南北道のもの最巨數を占め居るにても知悉するに足らんか蓋し境壤接近の關係より生ずる兩國民族の交通往來は水の低きに就くが如く自然の約

東なれば國禁夫れ何者ぞ北朝鮮より露領に移住者を出せるは何等不可思議の事象にあらず特に天災地殃に依りて生活の安定を破壞されたるものは相率ゐて隣里の異郷に安住の新世界を造くるは必至の理數となすべく況んや當時の露國は極東政策の經營に之を利用すべく移住朝鮮人を歡待優遇したるに於てをや彼等か屐を倒まにし馳せて相遅れざらん事を憂ひたるは設想に難からざる所也斯くして春風秋雨、花發し花落ちて幾星霜、露領移住民は漸く其壤土毘連の北滿地方に轉移し軈て獨り咸鏡南北道と言はず朝鮮内地の經濟的壓迫に耐へ兼ね或は母國の進運に伴ふ文化的生活に順應する能はざるもの並に國法に觸れたる刑餘者若くは刑辟の身に及ばんとせるもの更に進んで政治的母國否認心を持し或は其政治的反抗を具體的せんとするも當局官憲の嚴正なる取締に身を措く所なきもの丶道外特に東南滿及吉林間島移住熱勃興したれば惟ふに朝鮮人の北滿移住は茲に端緒を發し爾來今日の大發展を爲せるなるべし併も最近兩三年來、東南滿及吉林間島地方の朝鮮人は更に移住、移住を重ねて北滿地方に集中するの趨勢あるは視目すべき問題なりとす。

移住朝鮮人か漸く北滿集中の傾向あるは我軍の西伯利出兵以來の現象なるが如し則ち北滿地方に於ける水田耕作の最も可能を確認されたるより其發展進暢は實に一日千里の勢ひあり加之支那人は未だ水田耕作の道を知らず幾んど朝鮮人營農者の獨占事業なると與に天惠地福に富む無涯の沃野は營農經濟上頗る有利にして且つ南北滿洲の支那人米食の進歩は多大の將來あるを看取し他面には前顯の我軍隊の各地方駐屯は直接に其生命財産の安全保護を寄托するに足るものあるも亦其一因たるべきか。

適英、哈爾賓浦鹽間各地方十三四萬の朝鮮人は今や其小部分を外にしては幾んど農を以て生計とする眞純の農民と云ふも多誣にあらず最も大正九年前には政治的反抗者もありて到處に各種團體を樹立し所謂不逞の言動を敢てし就中過激主義に共鳴するものもありしが彼の武裝解除と同時に是等團體は四分五裂し北滿及露領に其痕跡を絶てり這は又一般農民に頗る好影響を與へ爾來自治的機關として民會若くは戶會、懇話會等を組織し所在閭里穩重の裡、異鄕の風物に親しみ極めて低級生活に甘んじ孜々として子孫の計を成すに到れるは農業移民としては先づ上乘に近かるべし。

北滿及露領移住の朝鮮人特に營農者は何れも一たびは母國の火田的生活を嘗盡せざるべからざるが既に移住地として約七十年の星霜を閲みしたる事なれば其火田的生活より幾多の生活階級を經過して今や成效を贏ち得たる者なきに非らざれど之れ眞に寥々晨星の如く殆んど在住者を擧げて生活難に墮し居るは一に農資薄乏に伴ふ營農經營の缺陷に存する也實に北滿及露領の朝鮮人に關して今後有利の解決を與へ彼等を安心立命の地位に置かざるべからざる問題は一にして足らずと雖も農資供給を以て焦眉爛頭的の急務と爲さざるべからず特に最近兩三年來の移住者か纔に月餘の生計さへ支持するに足らざる用意なくして移住するもの比々皆然らざるものあるを見て更に之を痛感せざるを得ず。

一面坡及其附近

一面坡及其附近在住の朝鮮人は約六百名にして就中支那に歸化せるは八十名なり今を距る七年前卽ち大正五年中、金敏赫氏か料理店開業の爲め鎭南浦より移住したるは此地に朝鮮人搆戸の嚆矢にして爾來南滿洲、間島及西伯利地方の朝鮮人は相踵いて轉住し來り今後益々增加の趨勢にあるは要するに一面坡及其附近は農業特に水田耕作に適し其前途有利なるを聞知して先天的才能たる營農の手腕を發揮せんとするにあるべく現戸口の職業か殆んと擧げて農業に在るを見ても之を知悉するに餘りあるべし左に其の戸口數並歸化非歸化職業別を揭ぐ。

戸口數並歸化非歸化職業別

（大正十一年二月十五日現在）

所在地	戸數	人口			歸化	非歸化	職業	
		男	女	計			農業	其他
一面坡	一五戸	二五人	一五人	四〇人	—	四〇人	一五人	—
周家堡	一八	四二	三〇	七〇	—	七二	一八	—

一姑娘	一八	三五	三〇	六五	—	六五	一八	—
馬家店	一七	三一	二八	五九	—	五九	一七	—
偉沙河	一〇	二四	二一	四五	—	四五	一〇	—
石頭河子	四九	一六〇	一四二	三〇二	八〇	二二二	四五	四
計	一二七	三一七	二六六	五八三	八〇	五〇三	一二三	四

既に戸數百二十七、人口五百八十三を算するに付き其自治的機關として民會を設置して卽ち一面坡朝鮮人在留民會と稱し又其附近の石頭河子は戸數約五十を有する此方面唯一の密集地なれば茲に敎育機關として小學校を設立し民會の附屬事業となし居るが現在の收容兒童は約四十名にして學校經營費は在住朝鮮人各戸の負擔する所なり在留民會役員は左の如し

在留民會役員

	氏名	年齡	原籍	職業
會長	全敏赫	三四	黃海道沙里院	質屋兼農
副會長	金仲泰	四三	平安北道義州郡	旅館兼農
書記	金仁正	三三	京畿道仁川府	質屋兼農

農業は朝鮮人の增加に伴ひ年を逐うて發展し特に水田事業を以て最とすべく旣に昨大正十年の生產額は籾八百石、粟五百石、大豆二百石に達したるが本年は其倍額の生產を見るべき豫想なり右の生產中、籾米調製は朝鮮在來の方法を襲用して玄米と爲し更に石造舂米機によりて精白し居るが這は此地方及び哈爾賓にも未だ精米所の設立なければ蓋し是等の舊式製法に依るは事實餘儀なきものと云ふべく其生產米は目下全部を擧げて地元市場にて消化し未だ他地方輸出の餘裕なきが如し。

此地方に於て朝鮮人か農業を營まんとするには必然の結果として支那人より其所有荒地を四年若は五年間無料にて借入れ右契約期限の經過せるに於ては更に繼續耕作するを得べきも以後は熟地定租として每一日耕（約我が二千坪）に對し大豆、粟若くは籾一石乃至三石宛納入すべき安價の契約なるが又前記の無料耕作期間は荒地借入れの仲介周旋を爲したるものに對し每一日耕に對し籾四斗宛交附すべき慣例となり居りて其營農狀態は特種の小作制度なるかの觀あり。

更に其水田耕作法に到りては北滿地方の特色として見るべく卽ち一たび水田を耕耘し之に播種したるまゝ僅に灌水にのみ注意を拂へば施肥の必要もなく又除草の如きも朝鮮及內地の煩を繰返すに到らず斯くて自然的に收穫期に達すべく甚だ簡易なるが水利問題に就ては廣漠雄濶の大平野に當地方著聞の天然良質の聞わある流水の便ある最も優良にして肥沃の土地を選擇耕作するが爲め何等杞憂する處なし。

此地方の既成水田面積は約二百日耕なりしが本年新耕作地增加豫想及可能水田面積は概ね左の如くなるべきか。

既成水田及本年豫想增加竝可能水田面積調

地名	面積				所有者
	既成畓	本年增加豫想	可能水田	計	
一面坡附近	一〇〇日耕	二〇〇日耕	一、〇四〇日耕	一、三四〇日耕	支那人
石頭河子附近	一〇〇	一五〇	一、〇〇〇	一、二五〇	同
計	二〇〇	三五〇	二、〇四〇	二、五九〇	

右の增加豫想にして大過なからんか前記の生產額倍加說は決して空料に非らざるを知るべし併も尙ほ水田可能を有するもの二千四十日耕ありとせば此地方に於ける水田事業の將來は益々多望にして營農朝鮮人の移住は

是等天惠地福の彌々歡迎する所なるべし。

されど玆に一の關心問題あり何ぞや營農を目的として移住する朝鮮人は從來の事例に徵すれば幾んど無資産階級にして甚しくは移住行旅中、所持の乏しきを告ぐるが如き始末なれば農業を營むに際しても僅々一年計畫にて支那人地主の土地を商租し併も之に止まらずして農作資金までも支那人地主より融通を仰ぎ居るが其融通資金の辨償方法とも云ふべきを見るに例年三四月の交、秋成後に於ける籾一石を大洋三圓乃至四圓の途方もなき相場にて豫賣を爲し之を以て農具及種子食糧等を購入し居る狀なれば彼等か春來の粒々辛苦も秋成後に於て其生産の受渡を了せば結局何等の餘存もなきに至り所謂勞して效なきに歸すべしされば此地在留民會長全敏赫氏は同胞民族か支那人地主の暴利的魔手の餌食とならざるべく昨大正十年に於て月利六分にて資金の融通を爲したるもの無制限に其需要を充たす能はず約三千圓內外にて打切りし事實もありて營農資金問題は獨り此地方のみならず北滿及露領沿海州在住の朝鮮人の爲に最も眞面目に且つ誠實に研究し妥善の解決を與へざるべからざる緊急事なりとす。

玆に一面坡在留民會は隣驛の橫道河子在留民會と相提挈して產業組合を組織し朝鮮移民中、素行善良にして營農力勤の者に農具或は種子食料等を低利資金にて供給し其發展を助長すべく計畫したる玆に年あれど如何せん兩地朝鮮人は前記の如く是等事業に投資の儲存あるもの甚だ尠なく其計畫案は疾くに成立し居れど只々資金關係上、今に實現するを得ず又近き將來に於ても實現困難の狀にあるは殘憾に耐へざる所なり。

此地方に於ける朝鮮人の移住營農は日未だ淺く僅々七八年の星霜を經たるに過ぎず併も豐富なる營農資金を擁し來るに非らざれば之に對して其成效者を物色せんとするは甚だ早計に失するのみならず至極無理なる註文と言はざるべからずされど在留民會長全敏赫氏は大正五年中移住し爾來商業に從事し傍ら農事を營みて漸次家產を造り在留民會組織と與に會長に選舉されて今日に迨び現在資産は約三萬餘を算し其他民會副會長金仲泰氏は營農と旅館業を兼ね崔錫祺氏は醫術を開業して何れも在住朝鮮人中、有力の地位にあるは先づ土地の成效者を以て擬すべきか。

一面坡は哈爾賓總領事館の管轄區域なるが由來吏員の少數なると遠隔の一村邑たる關係上、總領事舘の直接的保護不及の點も尠からざりしが往年我軍の西伯利出兵に伴ひ北滿憲兵隊の哈爾賓駐屯と同時に一面坡に軍隊の駐屯及憲兵分遣所の設置ありて直接其指導保護の惠に浴し茲に初めて孤立無援の狀態を脱して彼の支那官憲の壓迫、馬賊の被害等も漸減し來れるは在住朝鮮人の營農生活に一光明を與へたるものと云ふべし。

横道河子及其附近

横道河子及其附近の在住朝鮮人は百十二名にして支那歸化一戸なり一面坡地方に對比し甚だ少數なるは一面坡の如く氣候風土佳からず又營農耕地の多大ならざるにも依るならんか朝鮮人の初めて此地方に來住したるは今を距る二十九年前即ち露國か東支鐵道東部線の建設に際し偶々平安北道楚山郡の皮相俊氏か勞働者として入り込みたるにあり同人は逸早くも此地方の農業に恰適し居るを看取し飄然として鐵道工事の出稼を思ひ止まり茲に若干の資を投じて家屋を購ひ同時に露領沿海州方面にある妻子を呼び寄せ爾來春夏兩季は農業を營み冬季は山中深く入りて伐木をなし所謂火田的生活を營み居たるが茲に初めて水田耕作の可能を確認するに到りたれば此地方の水田事業は實に同人を以て開山とすべし爾來間島或は南滿洲地方在住朝鮮人は新に此水田世界の發見されたるを聞知し移住するもの相踵き遂に今日の一小村落を現出したり此地方の戸口數並歸化非歸化職業別は左の如し。

戸口數並歸化非歸化職業別

（大正十一年二月十五日現在）

所在地	戸數	人口			歸化	非歸化	職業	
		男	女	計			農業	其他
横道河子	八戸	三三	二〇	五三	一戸	七戸	六戸	二戸
站北洞	二	二一	九	四〇	一	二	二	一

三道寓集	三	一四	六	二〇	一	三	三	一
計	三三	七七	三五	一三	一	三	二	二

大正八年三月、横道河子朝鮮人在留民會を組織し自治的機關を設立せり現在の民會役員は

	氏名	年齢	原籍	職業
會長	皮相俊	五八	平安北道楚山郡	農業
副會長	金鼎淵	四五	黄海道載寧郡	質屋業
總務	李龍浩	三四	平安北道龍川郡	同上

の諸氏なるが在住民少數なる關係、未だ敎育機關の設備を見ず。

昨大正十年に於ける此地方朝鮮人の手に成れる農産額は籾三百石、其他雜穀二百石なれば就中水田耕作は最も發展し居るを知るべく生産物は悉く地元の消化する所となるも逐年支那人及内鮮人の增加に伴ひ地元生産にては其需要を充たすに足らず最近隣驛海林地方より多大の輸入を仰ぎつゝある始末なれば將來農業特に水田事業の發展は綽々として其餘地なりと云ふべし尚ほ此地方の既成水田は總計九十日耕なるが今後其可能性を有するは九百日耕なりと卽ち左表の如し。

既成水田及可能水田面積所有者調

地名	面積			所有者
	既成水田 日耕	可能畓 日耕	計 日耕	
横道河子	一	一	一	一
站北洞	六〇	四〇〇	四六〇	支那人
三道寓集	三〇	五〇〇	五三〇	同
計	九〇	九〇〇	九九〇	

此地方卽ち横道河子には帝國軍隊の駐屯及北滿憲兵隊の憲兵分遣所あり現在分遣所長の朝鮮人に對する特別保護は一般の心から感銘し居る處にして安住の新天地を得たるの觀なきに非らず。

海林、寧古塔及其附近

大正五年中、慶尙南道の具卿淑氏か海林の東南約三十支里の磨刀石に於て阿片罌粟栽培を主要物とせる農業を營み之と相前後して同道の崔桂華氏か寧古塔に於て支那人より土地を買收し水稻農業を試作したるは此地方に於ける朝鮮人移住の最初なるべし前記兩氏の農業耕作と云ふも漸く水田耕作を主とせるは勿論なるが土地肥沃、水利多富なれば何れも優良なる秋成を收め加之此地方は寧古塔なる開城三百餘年の歷史を有する古都を控へ朝鮮民族とは特別の史的關係あり且つ東西交通の要衝なれば生產物の消費運輸等も亦其機關設備の間然する所なく此方面に於ける水田事業大成效の報、一たび四開するや爾來朝鮮內地を始め南滿洲及間島、吉林地方在住の朝鮮人は史的憧憬を經とし營農的新安住を緯とする遠征心に唆られて年と與に蝟集麕至し今や其數は約一萬人に達せんとして益々激增の趨勢にありされば附近約六十支里內外の海林、山石、石谿、牧丹江、鐵領河、七河、四道、四道嶺子、張國泰、磨刀石、寧古塔等には各々家屋を建築して永住の計を爲し所謂異鄕を第二の故鄕とし居るの觀あるは大に偉とすべし惟ふに東支鐵道東部沿線中、朝鮮人の濃密は蓋し此地方を以て最とすべく既に一大農村を形成したれば軈がて朝鮮人の小都會を現出するも遠きにあらざゝならん予は哈爾賓より旅行し海林驛に於て下車し此地方を踏査するや到處朝鮮人の風姿を見受けざるなく恰も朝鮮內地の大里邑を過ぎるの感に耐へざりしもの亦所以なきに非らざるべし實に此地方在住の朝鮮人は九千八百名にして支那歸化六百名なり其戶口數並歸化非歸化職業別は左の如し。

戶口數並歸化非歸化職業別

（大正十一年二月十五日現在）

地名	戸數	人口			歸化	非歸化	職業	
		男	女	計			農業	其他
海林附近	五九〇戸	二,九〇〇人	一,八〇〇人	四,七〇〇人	一戸	五九〇戸	五八五戸	五戸
寧古塔附近	六七五	二,八〇〇	二,三〇〇	五,一〇〇	六〇〇	七五	六七〇	五
計	一,二六五	五,七〇〇	四,一〇〇	九,八〇〇	六〇〇	六六五	一,二五五	一〇

前掲の如く在住朝鮮人は既に約一萬を算し居れば海林と寧古塔の兩地に民會を設立し自治的機關となし居れり卽ち海林朝鮮人在留民會は哈爾賓總領事館の許可を得て大正九年九月設立したり現在役員は左の如し。

	氏名	年齢	原籍	職業
會長	金興元	五六	平安北道江界郡	農業
副會長	權重仁	四〇	慶尙南道	農業
總務	元豐	三二	平安北道龍川郡	農業
書記	韓炳武	三一	平安南道平原郡	

寧古塔の所謂民會は寧古塔戸會と稱し大正七年頃設立したるが未だ總領事館の認定なきものゝ如し現任役員は

	氏名	年齢	原籍	職業
會長	崔桂華	三五	慶尙南道密陽郡	農業
副會長	崔忠浩	三二	慶尙北道	農業

の兩氏にして前後の民、戸會とも其主たる目的は共同的利益の增進を計圖するにあるは言ふまでもなし。

右民、古會附屬の敎育機關としては寧古塔に於て普通學校程度の一小學校を經營し居るが目下收容の生徒は約五十名なり海林に於ては移住朝鮮人の增殖に順應し子弟の敎育機關設置の計畫中なれど未だ實現を見ざるは

恨事と云ふべし。

海林方面に於ける水田耕作の狀勢及び地主資本家と小作人との關係は一面坡地方と大差なけれど茲に一の視目に値ひすべきは昨年來、朝鮮人にして資金を有するものは支那人より廉價なる土地を買收し朝鮮人に小作せしめ宛然として地主及資本家然たる觀を爲し居るものあるなり寧古塔附近にありては崔桂華氏か千餘日耕の水田を所有して崔農場を經營し居るが同氏は此地方の所謂大地主にして恐らく東支鐵道東部沿線中、之に匹敵し若くは追從する水田所有者あらざるべく蓋し其白眉とすべし本年三月上旬、同氏か哈爾賓總領事館の參考に提出したる農地調査表及本年度經營收支豫算表は左の如く之に依れば本年農作は天候其他の障碍なく至極順調なる收穫を得るものとせば純益金約六萬圓に達する採算なり。

崔桂華農地調査表

（大正十一年三月現在）

地名	數量	所有又は租借別	所要資本	現在見積價格	備考
密江大屯	一九・九四	所有		錢 三、五八九・二〇	九〇 官晌
同	三一・〇七	〃		三、一〇七・〇〇	五〇 〃
同	四二・五〇	〃		四、七五〇・〇〇	五〇 〃
張家屯	三・四〇	〃		六八〇・〇〇	一〇〇 〃
同	五・二〇	〃		一、〇四〇・〇〇	一〇〇 〃
同	一五・九〇	〃		一、五九〇・〇〇	五〇 〃
同	三・四四	〃		三四四・〇〇	五〇 〃
同	五・九八	〃		五九八・〇〇	五〇 〃
同	八・五〇	〃		八五〇・〇〇	五〇 〃

缸窰溝屯	一〇・六二	〃		一,九一二・六〇	九〇	〃
干溝子	三〇・二〇	〃		三,〇二〇・〇〇	五〇	〃
窰江二窪	五〇〇・〇〇	二十年租	二,五〇〇・〇〇		五	〃
南馬廠	四二〇・〇〇	十五年租	二,一〇〇・〇〇		五	〃
計 官	一七六・三〇		四,六〇〇・〇〇			
民	九二〇・〇〇					
	一,〇九六・三〇			二,四七九・八〇		

經營收支豫算表

(大正十一年)

収入

一金拾萬壹千五百貳拾圓也

内譯

金七萬六千參百貳拾圓 收穫物籾九千五百四十石代價(一石付八圓)一晌地十五石平均一,二七二晌地半分

金貳萬壹千圓 農夫貸付回收元金

金四千貳百圓 同上利息(年二割平均)

支出

一金四萬貳千五百四圓也

内譯

金四千六百圓 借地料九百貳拾晌分(一晌五圓)

金六千圓 種子籾六百石代(一石付拾圓)

金貳萬壹千圓 農夫三百名生活費八箇月間貸付金(一人平均七拾圓)

金八千九百四圓　農場灌漑工事農具其他一切（一晌地七圓）
金貳千圓　其他雜費
差引純益金五萬九千拾六圓也

されど是等土地所有者は朝鮮人中、僅々一二に止まりて多數否殆んど其全部は營農資金の用意なきが爲め餘儀なく支那人より高利極まりなき資金の融通を脱するを得ざるは各地方共通の狀態なれば此地方の昨大正十年の農產物は籾五萬石、其他雜穀五千石の巨額に達し此見積償格約七十餘萬圓と稱するも其大部分は支那人地主及資本家に吸收されたれば營農者の實所得は蓋し想料に餘りあるべく之れ朝鮮人營農者の大苦痛とする處たらずんばあらず。

此地方に於ける既成水田は總計五千二百晌地なるが昨年末よりの趨勢に依れば本年は尠くとも籾七萬石の生產を見るべき豫想なればそれ丈け新に耕作面積の增加を來たすは論なく倂も此地方の水田可能地は約九萬四千八百晌地の見込なれば斯くして今後三四年間に於ける水田耕作の發展は眞に驚異に値ひすべきものあらん今茲に既成水田及可能水田面積所有者調を揭ぐべし。

既成水田及可能水田面積所有者調

地名	面積 既成水田	面積 可能水田	面積 計	所有者
海林附近	二,〇〇〇晌	四七,五〇〇晌	四九,五〇〇晌	支那人
同	五〇〇	―	五〇〇	朝鮮人
寧古塔附近	七〇〇	四七,三〇〇	四八,〇〇〇	支那人
同	二,〇〇〇	―	二,〇〇〇	朝鮮人
計	五,二〇〇	九四,八〇〇	一〇〇,〇〇〇	

尙ほ此地方に於ては水田事業の發展に伴ひ重立者は一の組合を設立して(一)農具改良及共同購入(二)種子種苗の選擇(三)精米機械設備(四)金融機關設置(五)日用品共同購入等各事項の施設をなすべき研究考慮中なるも之れ又資金關係より今に其實現を見る能はざるは痛恨事さすべし最も前記各事項中の精米機械設備に就ては哈爾賓に於て朝鮮旅館を營み居る趙永淑氏は逸早くも同胞朝鮮人の水田事業發展を助長し兼て其生產物處理を有利ならしむべきに想見し海林に精米事業を計畫し前後約九千圓を投じて最新式の精米機械を日本內地より購入し旣に据付けを了したるも同機械に種々の缺陷あるを發見し今尙ほ試運轉をなすに至らず兎角の間に運轉資金にも缺乏し約一萬圓に近き巨資を投ぜるにも拘はらず可惜、工場の立腐れさなるの狀は同氏の爲には勿論、海林地方の水田生產米處理上、一大損失と爲さざるべからず。

海林には帝國軍隊の駐屯及北滿憲兵隊の憲兵分遣所あり此地方在住朝鮮人の對日感想は前記の各地方さ等しく甚だ善良なれど寧古塔方面は土地柄丈けに同方面在住朝鮮人は未だ總督府の文化統治に徹底を缺き居る嫌ひなきに非らずされど最近諒解の傾向卓著なるものは慶ぶべく兎角寧古塔は間島、吉林方面より露領沿海州及西伯利方面への通過經路なれば從來政治的不平の徒か隱現出沒し之か他に及ぼす響流も尠からざりしが昨年來漸く其事なきに到れるが如し。

穆稜及其附近

穆稜に新韓村さ稱するあり此一事は正に以て穆稜地方の空氣を直感するに餘師あるべし今を距る二十五年前露領方面より更に轉移し來れる朝鮮人は此地方を相して農業を經營する事さし穆稜驛より約二十支里の地域に朝鮮人部落を形成し之に新韓村と云ふ政治的意味を有するらしき名稱を附したるが次いて又各地方より團體的或は個人的に移住し來れるものは穆稜驛の東北八十支里なる八面屯を居村さし斯くて新韓村八面屯兩々相對立し營農に依りて生活し居れるが其農績頗る見るべきものあるより漸く朝鮮戶口の增加を來たしたるは慶ぶべきも移住者中には全然營農に志なきものも尠からず又新韓村の名に憧憬したる政治的移住もあり否之れ必至の約

東たるべく則ち當初露領沿海州方面より移住したる新韓村組は概して當時の政局に嫌焉たらずして露領方面に脱奔し更に穆稜に轉移したるに外ならざれば友は類を以て聚るもの其政治的移住を見るは蓋し其處なるべしされば日韓歸併後に到りても政治的不平の徒は陸續相牽ゐて朝鮮内地より移住し來れば年を逐うて戸口鋭增し加之種々の政治的團體や結社もありて他か純眞なる農業移住地なるに對比して此地方は全然政治的移住地の如く化し斯くして諸多の黨派流別紛生し實に複雜極まる處なく四五年前までもそれぞれ其根據を堅持し口を擧げて喰嘲蠢動する處ありしも時代の大勢は常に彼等に非なるものあり遂に土崩瓦解を餘儀なくされ或者は西に散じ或者は東に走りて今や蛛絲馬跡、其片影をも止めず只新韓村の名のみ殘りて穆稜一帶は政治的移民を排除して純然たる農業移住地と化し去れりとは言へ一時彼れか如き盛名を誇りしもの尙ほ地に餘孽の潛在するなきを保せずさもあれ此地方の戸口數並歸化非歸化職業別は左の如し。

戸口數並歸化非歸化職業別

（大正十一年二月十五日現在）

地名	戸數	人口			歸化	非歸化	職業	
		男	女	計			農業	其他
穆稜站	一五戸	三二人	二五人	五七人	一五戸	—戸	一〇戸	五戸
新韓村	四〇	七〇	六〇	一三〇	四〇	—	四〇	—
八面屯	八〇	一七〇	一五〇	三二〇	八〇	—	七八	〇
計	一三五	二七二	二三五	五〇七	一三五	—	一二八	七

茲に注意すべきは此地方在留朝鮮人の戸口百三十五戸、五百七名は其全部を擧げて支那及露國に歸化し居るの一事なり蓋し東支鐵道東部沿線中、罕観の事象たり。

此地方には未だ在留民會の設置なきも基督敎會堂は到處にあり以て又在住朝鮮人の宗敎と其信仰の程度をト知するに足るべく穆稜站の傳道師は朝鮮人朴鎬順、姜秀學二氏なり。

教育機關としては穆稜に所謂朝鮮式の一書堂あるのみにて生徒十五名を收容し居れり教師は黄生員氏と呼ぶ知命を過ぐる五の老先生なるが本年よりは書卷を擲ちて犁鋤を手に歸農すべく辭職を申出たる由なるも未だ繼任者の確定せるを聞かず。

水田耕作狀況及地主資本家と小作人との關係は敢て他地方と大差なきも比較的他地方に比して營農朝鮮人は各自水田及土地を所有するもの多きは異とすべく更に地方の有力者、淺き意味に於ける成效者を擧げんには左の諸氏を僂指すべきか。

氏名	年齢	原籍	職業
安賢植	四五	咸鏡北道麗源郡	雜貨商
金泰仙	三五	同、上	旅館業
金仁俊	三五	咸鏡北道	周旋業
金奉連	三〇	同上	農業

帝國の駐屯軍隊に對する在住朝鮮人の感想は未だ到らざるものあれど這は主として相互の言語不通等の理由に基因するならんも一面に在住朝鮮人間に中心的人物を有せざるにもあるべし其感想の變化を見るまでは又多少の時日を要すべく思料せざる能はず。

ポグラニチナヤ及其附近

ポグランチナヤは東支鐵道東部線の終點、卽ち露支國境にして兩國物産の仲繼的貿易市場なり此地方に初めて朝鮮人の移住せる年代に就ては今之を詳かにする能はざれど現在戸數九十、人口三百七十にして在留民會は一昨大正九年中設置したるに徵すれば近く數年前にあらざるなきか最も此地は國境貿易市場と云ふも市街地附近は悉く農村なれば團體的或は個人的に於て農事經營を目的に農村に入り込みたるは今を距る十年或は二十年前の昔時に屬するやも知るべからず併も其人口は今尚ほ四百未滿に過ぎざるを見れば之を前揭の東支鐵道東部

沿線の各地方に對比し土地柄にも似氣もなく朝鮮人の發展が餘りに徽々たるを疑はざるべからず惟ふに此方面は朝鮮人安住の世界にあらざるが左なくば予の得たる統計は事實を裏切りて在住實數は其二倍或は三倍を示し居るが這は再考に委し置くべし今其戸口數並歸化非歸化職業調を示せば左の如し。

戸口數並歸化非歸化職業別

（大正十一年二月十五日現在）

地名	戸數	人口			歸化	非歸化	職業	
		男	女	計			農業	其他
ボグラニチナヤ	八戸	九人	九人	一八人	—戸	八戸	—	八戸
ソホツカ	四〇	五〇	四六	九六	—	四〇	四〇	—
八道河子	二〇	四九	四四	九三	—	二〇	二〇	—
寒葱河	二二	八三	八〇	一六三	一〇	一二	二二	—
計	九〇	一九一	一七九	三七〇	一〇	八〇	八二	八

前掲の職業別に依ればボグラニチナヤを除くの外は擧げて農業經營者なり併も此營農は水稻や大豆や粟の耕作に非らずして彼の世界的禁制品たる阿片罌粟の栽培なりとすされば此地方に於ては水田耕作として注目に値ひすべきものなく又ボグラニチナヤ在住朝鮮人は何れも地元産又は露領沿海州方面の阿片密輸出若くは其仲介業のみを事とするの外、僅に旅館業を營むものあるに過ぎず最も表面上は物産仲介業など〻標榜し居るも其實は土地の物産たる阿片取引の仲介に外ならず斯の如き始末なれば此地方は一方仲繼貿易市場たると與に他方には農村たる關係上、在住朝鮮人の職業も半商半農の觀あるは實に面白き相對的事象にして地人の關渉は眞に人を欺かざるを知るべし。

此地方の在留民會は大正九年中設立しボグラニチナヤ朝鮮人在留民會と稱せり其役員は

氏名	年齢	原籍	職業
會長 朴成道	―	―	―
副會長 金順八	―	―	―
總務 金吉星	四〇	平安北道義州郡	旅館業
書記 朴溶夏	四五	平安北道安州郡	農業

にして之は昨大正十年十二月末の現在なりしが本年一月中、副會長金順八氏は強盜の爲に殺害されたる椿事あり併も會長朴成道氏は其強盜殺人事件の嫌疑者として其筋に引致收監の身となりたれば其後同民會に於ては正副會長の補缺選擧を行ひたるかも知れず。

駐屯軍隊及北滿洲憲兵隊派遣所に對する在住朝鮮人の感想は太だ妥善なり。

グロデコオ及其附近

今を距る三十二年前、咸鏡北道吉州明川二郡の孫、許某の兩人か露領グロデコオのモシルナノフスカヤに移住したるは此地方に朝鮮人か一歩を踏み入れたるの嚆矢とすべし當年の北朝鮮は彼の有名なる辛卯、壬辰の凶作連續したれば一般民衆特に農民階級の疲弊困憊の狀は酸鼻の極に達し遂に古來の國禁を犯すを敢て辭せず國境を越ゐて遠く異鄕の天地に移住し安住の世界を覓むるもの多かりし也實に生活問題の前には何者もなし何等の脅威も亦意とする處にあらず惟ふに前記の孫、許某兩人は是等國禁破壞者、國境出越者の先驅たりしならん爾來歲月を重ぬると與に國境出越者か異鄕に於ける安住の好消息を聞知し朝鮮內地にありても其生活の安定を得ず或は當時の政局に平かならざるもの若くは國法に觸れたる徒輩は相率ゐて移住を企つるもの年々相踵き遂に木花村を中心として漸次其四圍に發展を試み現在三十七箇村の部落を構成し戶數二千、人口八千二百を算する朝鮮人の所謂一面里を現出するに到れり又盛んなりとせずや今其戶口並歸化非歸化職業別を擧くれば左の如し。

戸口並歸化非歸化職業別

（大正十一年二月十五日現在）

所在地	戸數	人口 男	人口 女	人口 計	歸化	非歸化	職業別 農業	職業別 其他
グロデコォ附近	二〇〇〇戸	四二〇〇人	四〇〇〇人	八二〇〇人	二〇〇人	八〇〇〇人	七二〇〇人	一〇〇〇人

備考　本表は附近二十露里内外に亘る三十九箇村落の在住を示す

旣に人口八千二百名を算するもの其自治的機關なくして可ならんや卽ち大正九年中グロデコォ朝鮮人在留民會設立されたり朝鮮人最初の移住は三十二年前にして併も在住者八千二百を算するにも拘はらず一昨大正九年中、漸く民會を組織するに到りては甚だ遲暮に失するの感なきにあらずされど民會設立前は民會の代理機關とも稱すべき各階級の利益保護の目的を以て組織したる所謂同業組合若くは他の意味に於ける政治的學術的團體ありし素より是等の組合若くは團體か直に民會の使命たる自治的代理機關にあらざれど其設立目的の或一角に於ては聲息相通の點ありしは疑ふべからず試みに之を擧示せんが左の如し。

（一）色靑　商人及勞働者を以て組織したる團體なり其目的は相互提挈して各業務の利益を擁護すると共に會員か災害其他に依りて悲境に陷りたる場合は相互扶助をなすにあり。

（二）老爺　支那側の村制に準據し組織せるものなり則ち朝鮮人移住の增加に伴ひ露國官憲は朝鮮人監理の必要より朝鮮人に對し老爺なるものを置くことゝし都老爺、村老爺等之れなるが都老爺は朝鮮人全體に對する懲罰の權利を露國官府より許容され村老爺は都老爺指揮監督の下に村民に對し懲罰の執行を許容されたるものにて要するに移住民の統治機關にして又兼て露國官府の命令指示其他を朝鮮人に傳達する職務と云ふべく朝鮮人は露國官憲の命令に奬順し其職名を直に移して團體の名稱となせり。

（三）勸業會　李種浩氏か浦鹽に據りたる時に於て附近各地方に本會を組織せり其目的は名稱の能く說明するが如し。

(四)韓族會　有名なる李東輝氏の發起にかゝるものにて其政治的結社なるは言ふまでもなし。

(五)開拓里青年會　(六)南浦里青年會　(七)新齋隣青年會　新開地に於ける一般的青年の團體なれど又或特種の色彩を有せるもの丶如し。

(五)の會員　五十四名　(六)の會員　三十七名　(七)の會員　三十五名。

右の組合及團體は露國の失勢、時代の變遷、商工業及勞働界の改造等によりて全く存在の意義を失して遂に解散の已むなきに到り只青年會のみは今に現存せるか之れ又時勢の脅威によりて特種の色彩も漸く剝落しつゝあるを見る斯く組合團體の解散の後を承け當初の一角共通の點を繼續して大正九年中、純眞なる一般の自治的機關の在留民會の生出を見るに到れり民會の現在會員は八百八十六戸、五千三百三十二名にして未だ在住朝鮮人全體の加入に達せざるは頗る異とすべきも之れ何等かの事情の存するなるべく又二百名の露國歸化人あるも其一理由たるべきか在住者の職業は營農大部分を占め之に亞くは勞働者、商業、醫師、敎師等なり在留民會役員は左の如し。

	氏名	年齡	原籍	職業
會長	朴基烈	五九	咸鏡北道明川郡	農業
副會長	金賢鼎	二八	咸鏡北道吉州郡	―
總務	―	―	―	―
書記	柳雨燮	三二	咸鏡北道明川郡	―

朝鮮人敎育事業は他地方に比して最も振興し居るは大に注意を拂ふべく現に民會附屬として經營しつゝある敎育機關卽ち普通學校は七校にして各部落に設立し收容兒童二百六十七名なり其校名以下を表示すれば左の如し。

普通學校敎員兒童學級調

名稱	教員數	兒童數	學級數	十年度經費
英進	二人	三三人	二級	一,二〇〇円
緊英	三	四九	三	一,五〇〇
和興	三	五一	三	一,五〇〇
基聖	一	二八	一	七〇〇
廣進	一	二三	一	七〇〇
進興	二	四七	二	一,五〇〇
誠興	二	三六	二	一,五〇〇
計	一四	二六七	一四	八,六〇〇

此地方の農業と稱するは當初より主として阿片罌粟の栽培なり雜穀を始め水田耕作には充分の可能性を有するにも拘はらず營農者の大部分か咸鏡南北道の產にして畑作のみに長じ且つ阿片罌粟の栽培は他の農事に對比して收穫上の利益多富なる爲め專心之にのみ努力し水稻耕作は不熟練の關係もあり自家料の需要を充たす範圍內に於て纔に耕作するに過ぎざれば朝鮮人の移住以來既に三十餘年の星霜を閱みし且つ其人口八千八百餘の多きを算すながら阿片罌粟栽培以外の農業特に水田事業の遲々として發展せざるは其原因一として茲に存せずんばあらずされど阿片は世界的禁制品にして勿論其原料たる罌粟の栽培も其土地所管官憲の嚴禁し居る處なれば要するに之か栽培も收作も將又販賣も輸出も等しく國禁違反たらざるを得ず夫れ斯の如く阿片栽培は私密的不正事にて所謂社會の暗黑面的職業なれば時勢の進運に示唆されて朝鮮人營農者も漸く覺醒し來るものある折柄、近年其政府は禁止稅的の方針か或は財政增收の計畫に坐するか明知するを得ざれども阿片罌粟栽培に重稅を賦課し加之不正官憲及支那馬賊は彼等の弱點に乘じて橫暴なる財物要求を敢行して飽く所を知らず時には危害を意とせずして征收誅奪を行ふもの多く併も一面には官憲の栽培及私賣に關する取締日一日嚴厲を加へ來り是等の苛求誅奪と沒收損害若くは不正官憲及馬賊に對する賄賂買收等を積算すれば左しもの阿片罌粟栽培も私

賣も殆んど收益の全部を擧げて其犧牲に供せざるべからずして結局營農經濟上何等の儲利を見ざるのみならず或は却つて意外の缺積を招致する事なきに非らざれば遂に其栽培の不採算に想到せるもの簇出し他方最近大に勃興し來れる水田耕作は相延いて露支人を米食人種に變化せんず傾向なきに非らずされば自然米價の昂騰を促進したる爲め元來水上農業を嫌厭し水稻耕作法に通せぬ支那人の如きも大豆や小麥栽培を打棄てゝ不熟練ながら之に染指するに到れるより朝鮮人營農者も是等の事象に激成され奮然蹶起して兩三年前より不正業の阿片栽培を唾棄して正業農事特に採算上有利なる水田耕作に就くもの恰も水の低きに流るゝが如き觀あるは太甚だ嘉すべき營農的變化否善化とすべく予は之れ北滿及露領方面に於ける朝鮮人農界の一大進運として推奬するを辭せず旣に然り此地方に於ける朝鮮人耕作の水田面積及收穫高も漸く鋭增を示しつゝ曩日盛觀を誇りし阿片罌粟栽培の如き極度の凋落を呈したるは左の大正十年度農産物收穫高調は最も之を雄辯に說明し居るを見よ。

大正十年度農産物收穫狀況

種類	面積（晌）	收穫高（布度）	同上價格（円）	小作料（円）	實收高（布度）
籾	一、〇八二	九一、七四九	四四、四四八	—	—
粟	四七六	一五、八七三	一五、八七三	—	—
燕麥	五八九	二一、一九六	一四、八三七	—	—
其他	二〇八	六五、九〇五	三三、九五三	—	—
阿片	四〇〇	二、九九七	一〇四、八九五	—	—
計	二、七五五	一九七、七二〇	二一三、〇〇五	四四、七〇七	一六八、二九八

さもあれ此地方にては古來露國に歸化したる者にあらざれば土地所有權を附與せざるの規定にて這は今尙ほ然るものあれば非歸化朝鮮人は一般に露國人の小作的契約の下に土地を租借し或は事實小作人營農を爲し居れり。

ニコリスク及浦鹽其附近

ニコリスク及浦鹽、此地方に初めて朝鮮人の移住したるは今を距る五十二年前に屬し前顯のグロデコオに咸鏡北道の孫、許某兩人か移住の先達をなせると同一の理由に基く則ち當年咸北の大凶作に伴ふ生活難の脅威より脫して安住を他を索めんとせば北朝鮮と露領沿海州、異鄕の天地とは言へながら恰も比隣的關係ある境壤の毘連せる浦鹽、之に近接し居るニコリスクに向け營農或は勞働若くは漁業等を目標に眷族家財を提げて移住するは蓋し遠きより近きに就く人情の必至にして旅費及征旅の行程に見ても必らず然らざるを得ず斯くの如くして彼等は團體的或は個人的に於て先づニコリスク方面を中心として押寄せたるが爾來是等住民の漸く增加するに際し當時の極東總督にして今や革命直後の國情不定を冷眼視し纔に東支鐵道土地課長の一席に雌伏し居るゴンダッチ氏は雲集潮來の觀ある朝鮮人移住を極東政策の遂成に利用すべく計畫し之か前提として先づ朝鮮人懷柔の方策を取る事とし一千八百八十四年の交、朝鮮人の露國歸化を許容し且つ其歸化人に對しては露本國人と均等の待遇を以てすべく宣明し又一面に於ては每戶に土地十五「デシャーチン」（一デシャーチンは七尺平方を單位とする二、四〇〇平方）を無償附與し加之朝鮮人敎育機關として各地方に學校を設立し其敎育を力奬したれば玆に幾んど無資產階級の移住朝鮮人は露國に歸化すればさへ一擧にして肥沃なる處女地十五「デシャーチン」を無償にて與へられ且つ敎育機關設備の恩惠に浴するのみならず阿片罌粟の栽培自由にして農收の有利なる其生活も甚だ容易なるものあれば眞に此地方を安住の世界と定め欣然、生を樂むに到れり一たび是等移住の先達に關する好消息の四開するや如何にして朝鮮を始め在外各地方細農者か心を動かさざるべきものぞ諸多の事情によりて常に移住の志を懷くものは乍ち相率ゐて露領行を企てたれば見る〳〵夥しき移住增加を來し併も其營農的敎育的恩惠に漏れざらんとして歸化を願出づるもの多く遂に移住朝鮮人の各部落を形成し爾來年と與に益々稻麻竹葦の如く增徙激加を見るのみにて今や現に此地方は到處朝鮮人の營農部落の鱗比連亘に逢著せざるはなく宛然として朝鮮內地の農村を踏査するの感に耐へず左にニコリスク、浦鹽及其附近の戶口數並歸化非歸化

職業別を掲ぐべし。

戸口數並歸化非歸化職業別

（大正十一年二月十五日現在）

地名	戸口	人口			歸化	非歸化	職業	
		男	女	計			農業	其他
	戸	人	人	人	人	人	人	人
ニコリスク附近	二、二四五	一五、二三五	一三、〇〇〇	二八、二三五	六、四四四	二一、七九四	一九、九〇八	八、三二七
浦鹽附近	一、一七七	五、〇二八	三、九〇八	八、九三六	八四七	八、〇八九	四、〇〇〇	四、九三六
計	三、五二二	二〇、二六三	一六、九〇八	三七、一七一	七、二九一	二九、八八三	二三、九〇八	一三、二六三

見よニコリスク及其附近は旣に朝鮮人戸數二千二百四十五、人口二萬八千二百三十五を算し浦鹽及其附近は戸數一千百七十七、人口八千九百三十六を示し右兩者を共計すれば戸數三千五百二十二、人口三萬七千百七十一なりニコリスクの如き之を或一定區域內の集團とせば日本內地ならんか優に市制施行の資格を有するものと云ふべく更にニコリスク、浦鹽を併合すれば有數の都會を現出すべく惟ふにニコリスク及其附近に於ける朝鮮人移住の發展は哈爾賓、浦鹽間の東支、烏蘇里沿線中の唯一擅長とする處なるべし否確質に然りとす浦鹽及其附近の八千九百餘名は海林、寧古塔及其附近の九千八百餘名に及はず僅にグロデコオ及其附近の八千二百餘名に勝るものあるに過ぎずとすべし併も又ニコリスク及其附近在住朝鮮人の露國歸化の六千四百四十四名の多きを算するも亦兩鐵道沿線の異數とする所なるべく最も這は在住者巨數の割合に正比例せるものなりと云へ當時のゴンダツチ總督懷柔策の懸擎に囚はれたるの結果たるべし何は兎もあれ此地方朝鮮人在住の雄厚なるは眞に驚異に値ひすべし。

更にニコリスク、浦鹽及其附近朝鮮人の職業別を見るにニコリスク方面は農業多く浦鹽方面は之に相反して農業以外の多數を占め居るは兩者の土地的使命に支配され居るを知るべきか尙は聞くが如くんば前表中の農業以外の其他職業を內別すれば勞働者、商業、雜業、無職、醫師等の計數的程序なりと云ふ。

ニコリスク附近には未だ自治機關の在留民會なければ此代理機關とも目すべき二市朝鮮人懇話會の設立あり一昨大正九年四月中組織したるものにして正副會長は

	氏名	年齡	原籍	職業
會長	安俊鉉	四六	咸鏡北道慶興郡	農業
副會長	朴南玉	四三	咸鏡北道富寧郡	商業

にして安會長は露領に生れ露國式の教育を受けて某學校を卒業し身を農事に委ねて家產を成し今や此地方唯一の資產家を以て稱せられ尙ほ同氏に就て一事の特筆大書せざるべからざるは沿海州に於ける桑樹栽培は同氏か初めて試みたる事業にして今日桑園經營の成功せるは實に其賜賚たらずんばあらず又朴副會長は鄕里の小學校を卒へ此地方に移住して商業を營みあらゆる辛酸を嘗め遂に現在の地位と資產を贏ち得たる所謂奮鬪的人物也ニコリスクに於ける朝鮮人子弟教育機關としては同地管內に永信學校外二十七校を有せり這は普通學校乃至高等小學校程度のものにして何れも學校所在地の村里的獨立經營に屬し居るが在住民二萬八千餘名を有する丈け教育機關も二十八校の多きを算するは東支鐵道東部沿線及露領中、第一位に列する所なるべし。

子弟教育機關の充裕を以て誇るニコリスクは又朝鮮人の新聞紙發行を第二の誇りとせざるべからず即ちニコリスク在住の朝鮮人首腦は帝國の駐屯軍隊の後盾により其機關報として「新時民報」なる諺文の日刊新聞を發刊し同地管內の朝鮮人には無料頒布し居れり南滿地方は姑ら置き今日北滿及露領に於て朝鮮人か新聞紙を發行し居るは恐らく之れニコリスクのみなるべし哈爾賓に於ても一昨年朝鮮人か「北滿新報」なる諺文新聞を發刊し漸く其發展を見んとして六七個月ならざるに突如廢刊の已むなきに到れり其原因は一にして足らざれど經營難を主として擧くすべく爾來其再興を計畫せるものあれど遂に成らざりしは痛恨に耐へず惟ふに「新時民報」の如き在外朝鮮人の文化的奉仕として其同胞に對する社會的敎化の偉力も亦蓋し意料の外にあるならん切に健全なる發展を希求せざるを得ず。

浦鹽には朝鮮人居留民會の設立あり一昨大正九年四月の組織にして正副會長は

	氏名	年齡	原籍	職業
會長	趙永晋	四五	江原道通川郡	農業

副會長　朴　炳　一　四四　京畿道廣州郡　商　業

にして趙會長は過ぐる明治三十九年より移住し商業に兼ねて農事經營を爲し朴副會長は曾て朝鮮に於て内部主事奉職の閲歴を有する人なり大正五年中移住し爾來仕係仕生活より脱して牙籌を手にし商業界に身を投じ今日に及ぶ。

教育機關としては浦鹽管内に韓民學校、三一女學校、内山學校、海光學校等ありて朝鮮人居留民會の附屬事業にかゝるが極東の大貿易港たる土地柄丈けに其教育的設備も整齊し各學校生徒の成績も亦斐然として觀るに足るものあり。

浦鹽政府が浦鹽、ニコリスク等に於て昨冬阿片專賣法を實施したり由來阿片は北滿及露領在住の朝鮮人と密接の關係を有する問題なるが聞く處に依れば浦鹽政府も確實なる成竹ありて計畫せるに非らずして言はば試驗的施設に過ぎずと併も兩地方とも表面的なるにせよ朝鮮人の關係尠らざるものゝ如きも其業績は豫想を裏切るもの夥しく甚だ妙ならずと云ふものあり兎に角其實施日尚ほ淺きものあれば此世界的禁制品專賣法の運命は未だ猝に判知すべからざる也。

▲備考　本篇中の(一)一日耕は我が約二千坪乃至二千三百坪―附朝鮮の一斗落は内地の約二百坪―、一晌は我が約四反六畝乃至六反七畝、一畝は我が約百八十五坪八合五勺―十畝を以て一晌とす、支那桝一石は我が約二石三斗なり。

(二)一晌地收穫籾支那桝四石乃至十五石―平均六石、反當り收穫籾は我が約一石四斗二升乃至一石五斗五升七合―平均一石三斗六升、耕地商租代は一晌地支那桝籾三斗乃至一石―平均五斗なれど北滿及露領は各地方の舊慣に依りて相異し又土地の良否は生產額に著大の多寡を生じ從つて耕地代にも差違も來し到處計數の一定するなきも先づ其最大小限の程度は以上の如く見做さば大過なかるべし。

(三)各地方の戶口並歸化非歸化職業別表示の歸化、非歸化の計數は其地方に依りて戶數及人員を計上したるの二種あり這は例せば一戶五人とし五名を擧げて悉く歸化したる者あり又一戶五人中、二名の歸化に過ぎざるもあれば其の情形に應じ全戶歸化の地方は戶數を以て示めし然らざるものは人員にて計上せり。

蒙古に於ける朝鮮人

鄭家屯　菊竹健秋

蒙古は、長城及長柵外全部を指すものにして、昌圖梨樹等、滿鐵沿線の諸縣も、之を蒙古の地と言はざるべからす。斯くては、古來如今、何等行政的區域を意義せざる滿洲の漠たる名目との關連に、餘りの多くの解說を必要とすべし。されば茲に所謂蒙古とは、極めて狹く、我在鄭家屯帝國領事館管區に屬する、遼源縣の舊開放地及雙山、通遼並に洮南其他七個縣にして奉天省洮昌道下の新開放諸縣を指すものとす。

此地域內に在住する朝鮮人、大正十年九月末現在左の如し。但し參考の爲め邦人在住數も示す。

在留邦人々口統計表

(帝國領事館調)

地名	內地人 戸數	內地人 男	內地人 女	內地人 計	朝鮮人 戸數	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計
鄭家屯	一〇四	一六四	一四八	三一二	八	二六	一八	四四
三江口	四	五	四	九	—	—	—	—
雙山縣	二	二	—	二	四	一八	五	二三
白音太來	七	一六	六	二二	一三	三四七	二一七	五六四
洮南	四	五	四	九	—	—	—	—
馬圈子	—	—	—	—	七一	一八一	一四五	三二三
達關	—	—	—	—	三二	九八	七〇	一六八

他哈拉土	三	四	二	六	ー	ー	ー	ー
合計	一二四	一九六	一六四	三六〇	二四七	六七〇	四五五	一、一二五
前月トノ比較 増	二	二	三	五	ー	ー	ー	ー
前月トノ比較 減	ー	ー	ー	ー	ー	三	四	七

鄭家屯に朝鮮人の出入せるは、或は藥種業、或は小金貸業として大正三四年頃に始まりたれども、稍々基礎を有する者の居住するに至りしは、四洮鐵道開通後にして、大正八年には、特產商としても相當に活動せし者ありたり。

現在の八戸は、農業經營者、宿屋、料理屋、又は鐵道工事關係者にして、男女四十四名の內、十名は我小學兒童也。

鄭家屯以外の地に居住する者は、皆水田關係者にして其內容を示せば左の如し。

地名	離鄭家屯 方向	離鄭家屯 距離	經營者	小作關係	摘要
雙山	北	八五（支里）	內地人大來農場	分	大正十年三年目
白音太來(一)	西	二五〇	同 正志農場	分	九七戸 男一三八 女一五七 計二九五 大正十年三年目
白音太來(二)	西	三〇〇	同 自在丸農場	分	三五戸 男一〇八 女六〇 計一六九 大正十年二年目
馬圈子	東	五〇	鮮人	分	經營者ハ支那人ノ土地ヲ一年毎ニ借入 大正十年三年目
達關	西	一三〇	支那人	分	地主支那人ト分、大正十年一年目

是等の生活は、蒙古の水田經營其者が、未知數にして、經營者各自多大の犧牲を拂ひつゝある現況に於て已に安泰なりとは言ひ難かる可し。然れども、邦人經營農場に於ては、能力最限度の優遇をなしつゝあり。

之を或る理想家は、衞生、敎育の設備の未整を以て攻擊せるを聞けども、そは更らに一步を進め、經營者側內地人の奮鬪狀態に想到せば、思ひ半ばに過ぎざるべし。

內地人、鮮人間は、圓滿なりと言ふを得べし。嘗つて特產商某が、倒れたる時、邦人側の之を援助せる。又支那地主に欺かれて、安東縣より來れる三十餘名が白音太來に漂泊せる時、之を正志農場に收容せるが如き、特殊の場合以外、平常も、極めて親和也。

是は、相互在住者の數少く、且つ職業上反目するが如き事端生せざるにも起因せんも、一つの强い國力をバックとして、支那蒙古兩族を相對とし、平行的に進みつゝあるが故に、小兒等は好んで、不便の和服を着る等、自然の親和を齎すものなるべし。

茲に人在り、今日、吾等兩者の結合を、現實的に固め置かんか、將來、幾何の增加なすとも、蒙古に於て內鮮兩者の相離るゝことなしと信ず。

寧安縣の水田現狀

（上）

寧古塔　横地信果

大正六七年には寧安縣内の朝鮮人總て百内外を數へ寧古塔市中僅に醫師の一族數人が居住せしに過ぎざりしものが七年度に縣の北部蓮花泡に於て一朝鮮人が水田試作の結果最も懸念せられたる氣溫も案ずるに足らず植付、精米の方法改良の曉には朝鮮内地の特等米に遜色なきものを得る見込確實となり且小作の有利なる事一般朝鮮人に周知さるゝに至り先を競うて鮮地若くは間島、更に露領南滿洲方面より移住を見るに至つた結果最近に於ける朝鮮人戸口及昨年度作付數實に左の如く之を二三年前に比すれば眞に隔世の感がある。

一、縣内要地朝鮮人戸口

（大正十年十月末調）

地名	戸數	人口 男	人口 女	合計
寧古塔	三〇	一七〇	一二〇	二九〇
黄旗屯	六七	三一六	二三〇	五三六
海林	三八	八六	六〇	一四六
掛完子	二四	三五	一五	五〇
顏家屯	一八	二八	二三	五一
紅甸子	三五	七八	三七	一一五
拉口屯	一三	二四	一三	三七
牡丹江	四三	九二	七三	一六五
南溝	四四	七〇	二八	九八
東溝	三一	五二	二七	八〇
西溝	一四	二七	二四	五一
鐵嶺河	三〇	六四	五三	一一七
四道嶺子	三六	一〇一	六〇	一六一
張國泰	一七	四九	二八	七七
橋下村	二七	五二	三六	八八
磨刀石	三五	八四	六七	一五一
停車場村	二三	五一	三九	九〇
上磨刀石	一〇	二〇	三一	五一

石鉛	九	一三	一三	一六
東山石	四三	五九	三〇	八九
山石	三九	五六	二三	七九
合計	六二五	一、五二八	一、〇一〇	二、五三八

△備考（一）右の外横道河子、七河、七河南溝、東京城、花臉溝、嘎斯溝、腰嶺子南溝街、及以外の小部落に多數在住耕作するも戸口共に詳ならず（二）戸數に比し人口少きは耕作に從事する青年多く將來衣食住の安定と共に家族の增加ある可し。

二、縣要地耕作面積（大正十年末調）

地名	耕作地	收穫豫想
	晌	石
黃旗屯	一五〇	七五〇
蜜江屯	一五〇	一、五〇〇
舊街	一〇〇	五〇〇
密地屯	四〇	二〇〇
海林	三二	五八二
掛完子	九三	一、四八五
紅旬子	一〇五	一、五九二
顏家屯	七四	一、一八四
拉口屯	四三	六九〇
南溝	一一〇	一、五八七
東溝	八二	一、二五八
西溝	四五	六七四
牡丹江	三四	四三五
鐵嶺河	七五	八一三
四道嶺子	九二	一、〇五七
張國泰	五〇	六四二
橋下村	六三	七五九
磨刀石	一〇三	一、二〇四
停車場村	六五	七六三
上磨刀石	三九	四七五
龔山屯	六三	七八四
石鉛	三〇	四八七
東山石	一〇二	一、六四二
山石	八七	一、三九二
蜜江	六五	八四五
合計	一、八九二	二三、二八二

△備考（一）石は支那桝にて我二石三斗（二）晌は六段七畝（三）收穫豫想は處女地、熟地あり眞の概算

を擧げたり。

(下)

三、土地及地價

東支沿線の地帯中寧安縣が水田の最適地なるは實地耕作に從事せる朝鮮人の等しく明言する所で牡丹江の流域到る所の土地は行くとして水田に可ならざる無く水利の便は申分なく殊に南湖頭、東京城、寧古塔、舊街牡丹江站一帶の地は將來數千乃至數萬晌地の適地を有し將來に富んで居る。

現在の地價は遠近と水利土質に依り無論一定せざるも大體に於て吉林官吊一晌地(我六段七畝)に付二千吊文より二萬吊文までの高低である。(千吊文は約我十二圓五十錢)

四、現植付及精米法

耕作、精米何れも未だ原始的で水田適地に水を通し種子を撒布するに過ぎない昨年某朝鮮人の如きは雜草手入の煩を除く爲め延びたる稻諸共雜草を刈り拂ひて失敗せる例もある精米器の完全せる無き爲め砂あり粉米多き等改良の必要に迫られあるも未だ其時期に達しない。

五、農場の經營者

特に有力なる農場經營者なきも強て擧ぐれば寧古塔の崔桂華氏で大正八年渡來し現在寧江屯に約百五十晌舊街に五十晌、乾溝子に五十晌の土地を所有し直接又は小作に經營させて居る右の外二三十晌乃至五晌地以上の經營者は沿線各地に多數あり何れも皆相應の成績を擧げて居る。

六、經營法

一昨年來試驗的に投資せる者あるも何れも投機的で眞面目に着手せる者無し投資の最も安全確實を期するには邦人が直接土地買收名義變更不可なるを以て支那人名義の下に買收するか一定の年限を租借し此土地を直營又は小作に附すのである水田經營には先づ右の如く土地使用權を確實にし然る後、小作、青田貸附、資金貸與を併せ實行せざれば利益少く併して青田貸附、資金貸與にも土着の支那人と聯絡を取り小作の實情に照し責任は部落朝鮮人の連帶とし且つ現金より必要品假へば粟、味噌、鹽、布疋等の現品を供給するが最も

安全にて右の現品を必要と實情に應じ支給すれば萬遺算なしとする。

七、水田一晌地の收支豫算

（大正十年末崔農場調）

收穫量の多少、米價の高下、通貨の異動に準じ一定せざるも極めて内輪に見積りたる收支左の如し。

（收入）金一百四十四圓也、一晌地よりの平均收入籾六石（支出）金三十三圓八十錢也、内譯十二圓也土地代、四圓八十錢也一晌地種子代十七圓也一晌地耕作費

種子は親作と牛持故土地を有し農夫費用を貸與し得る經營者の利は實に多額に達す尙ほ左記を參考とするを便とす。

▲備考（一）一晌地に付收穫支那枡籾四石乃至十五石なるも平均六石（二）土地代一晌地支那枡三斗乃至一石なるも五斗平均と見る（三）種子一晌地支那籾二斗（四）小作農夫一年費用一人五十一圓と見る（第一年三晌地第二年より四晌地）（五）支那一晌地は我六段七畝（六）支那一石は我二石三斗（七）一石の籾は精米すれば約四斗（八）邦貨一圓は現在平均吉林官帖八十吊文と見て支那一斗時價六圓

間島朝鮮人の宗教及教育

間島　渡部薫太郎

第一

間島に於ける我が同胞朝鮮人は近年大に増加し或は三十萬と云ひ或は四十萬と稱するも正確なる統計に到りては得て知ること難い然し日に月に増殖の一方であるから何時までも現在の儘でなく聽かでは六七十萬の巨數に達するであらう假りに最少限度の三十萬として其人々は間島一千二十方里間の平野山谷、便不便の嫌なく住居しつつある移住の原因に就ては種々あらんも玆には間島朝鮮人の宗教と其子弟教育の狀況を述べて見たいと思ふ。

先づ其順序として述べ度きは予が朝鮮人の宗教と其教育に意を注くやうになれる動機である予は二十歲前後に際し英國聖公會宣教師より洗禮を領け信徒の列に加はり神學生となつた一夕、同窓學生か相集つて卒業後に於ける傳道地を選定する事となつた或者は北海道を選び或者は臺灣を希望し又或者は支那を好み或者は日本內地と定めたが予は朝鮮には天主教あれど新教は其派別を問はず未だ傳道に着手せぬ爲め朝鮮傳道の希望を懷いた之は今を距る約四十年前卽ちメソヂスト宣教師アンダーウット氏の渡來に先んずること四年であつたと思ふ當時學校にては日々學科を修めると云ふものゝ予は朝鮮の現狀に暗らく又朝鮮人には一人の知己も有せず且つ朝鮮語に就ては全く盲目的であつたから其際釜山領事前田獻吉氏に書を寄せ英佛日文を論せす朝鮮語を學ぶに必要なる書籍の周旋を求めて早速「交隣須知」と云ふ書籍を手に入れたが偖て大阪には之を教授し呉るゝ人がないので時々前田氏に書を致して不審の點に付き教を乞ひ所謂通信教授によりて研究した實に當時朝鮮語を學ぶには書籍もなく又朝鮮人に接するにも今日の如く自由を得なかつたのである然るに突然として予か前途に蹉跌を生じ當初の目的を到達し得ざ

る悲しい運命に陷つた、けれども予か腦裡よりは斷じて朝鮮傳道と云ふ四文字を抹殺することは出來ない其後明治三十五年中公用にて馬山浦に上陸したるは予か朝鮮に足跡を印する最初であつて其際は釜山在留の宣敎師ロッス氏と相識り日夕往來し初めて朝鮮傳道の難易を知つたのである當時予には他の業務ありし爲め一身を宗敎運動に委すること出來なかつたか二回目の渡鮮は三十七年四月、三回目は三十八年五月で會寧の地を踏みたるは同年九月二日卽ち日露戰役の終期であつた然れども戰爭終熄直後の折柄、布敎傳道の時機にあらざる爲め單に圖滿江附近朝鮮人の實生活を見學したに過きぬけれど予に取つては實に又得難い印象を收めた豫備時代であつた軈がて同行の友人は日本內地に歸りしも予は年來朝鮮人間の傳道を希望し居れる事とて更に進んで朝鮮の極北穩城に赴き日鮮官民の援助の下に日語學校を創設し日本語の敎授を開始したのは實に明治三十八年十二月二十一日で當時元山大韓敎會の敎役者は巡回傳道を試みつゝあり予も時々其敎會に出入したのであるそれより明治四十年六月穩城を去りて會寧に出で四十一年二月間島に入り今日に及んで居る勿論此長歲月の間、何等爲す所なく碌々として經過せるには相違ないが十數年間、朝鮮人と往來し深く其心理狀態や若くは外國宣敎師の傳道方法を實地に研究して大に得る所あつた、のみならず此十數年間は決して傳道を忘却せるにあらず職業の爲め村落に出入したる際なども必らず餘暇を以て福音を傳へつゝあつたが寧ろ專門的に宗敎運動に身を投せん希望は日に日に切なるものあつた、けれども悲しい事には此福音布敎に就ても誰一人の後援者なく全く孤立の狀態なれば彼の保羅か天幕を造りながら傳道せる如く一の職業を提げてパンを得つゝ生命を繫き傳道したのである元來間島に於ける日本人には耶蘇敎徒も居るならんが誰れ一人として其信仰を公言するものなく予は全く四面楚歌の歎に堪へず從つて日本人の信者と交際する機會もなく支那人及朝鮮人の信徒を交友として暫く時機の到來を俟つて居た然るに例の萬歲運動以來は胸に一物ある朝鮮人か四方より間島を目覓けて蝟集し來りいつしか間島は擧げて不逞徒輩の巢窟と化したので遂に我か軍隊の出動討伐とあつた其不逞徒輩中には純然たる耶蘇敎もあれば求道者もあり又敎義に暗らき信徒もあつたには相違ないが之か爲に耶蘇敎其者を目して直に國賊とか將又邪敎と稱するに到つては耶蘇敎の爲めに大に辯護の

地位に立つの必要を認め同時に布教傳道の方法を講究するの急務を痛感せざるを得ぬのである一體布教とか傳道と一口に云へば甚だ容易のやうに思はるゝが其實際は仲々の大事業にして到底一朝一夕に其效果を收めんとするは至難である朝鮮人布教者にしても斯點に留意するなきは勿論、內地人にありても徒らに批判論難のみを事とし又此重任に當るべき熱心の教役者もないのである斯くて一日を經過すれば一日の損失あり宿年の志望に向つて第一歩を踏み出すは正に此時機を措いて他にあらずと信じいよ〳〵其決心を堅め何事をも打棄て遂に大正二年一月第一日曜日を以て予か目的に對し前進を開始したのである併しながら素より相談相手とてはなく又後援者卽ち信徒の援助もなく全く單身獨歩なる爲め萬事に於て進歩の遲々たるは覺悟の前であるが若し予に大能の手の加はるに於ては又何の難き事かあるべき實に此確信を持して居たのである。

第二

我が四國大の間島の地に住する朝鮮人は約三十萬、支那人十萬內外、日本人は僅に千五百位で鮮支人は共に逐年其增加を見るのである顧みれば朝鮮人に貧富の別あるは勿論、常民両班もあれば得意もあり失落者もあり又所謂親日派もあり排日派もある就中、中華民國人と自稱し又露西亞人と吹聽し居る一味黨徒もありて其種類の複雜なるは實に意表の外に出づるか要之、滿足派と不滿足派の二者に外ならない前者は大に達觀せるものゝ如く只管自己の境遇に滿足し一身生活の安定をのみ希望し後者に到りては回天の事業、我か雙肩に在りと豪語し所謂志士を以て自ら處り現生活に滿足せざるものにて之は間島一圓の朝鮮人を色別したのである併も飜つて其信仰する處の宗教は如何、天か佛か將又た宇宙の大靈かと云ふに素より人々によりて其信仰を異にし又其宗教に乘じて信仰を利用せんとする無宗教の野心家もあり又耶蘇教徒も居る予は前述の如く耶蘇教徒なるは勿論であるが某新聞社通信員たる關係もあり旁々朝鮮人の宗教に對する態度を記述するに就ては決して偏頗に陷らず極めて公平に批判の筆を揮ふ考へである今間島朝鮮人の宗教別を擧ぐれば朝鮮教、東學教、檀君教、儒教、新舊耶蘇教等に分つべく此東學教と云ふは予か假りに命名したるもので彼の東學黨首領崔濟愚か提唱せるもの卽ち侍天教、天道教、青林教、濟愚教等の分派を有する所謂儒佛仙耶の混合教である

聞くが如くんば崔濟愚は元來天主敎求道者の一人でありし由なれば其信仰や敎理に耶蘇敎趣味の帶色を見るは決して無理からぬ寧ろ當然の歸趨と信ずる。

(一)侍天敎　侍天敎は舊一進會と深き關係あり數年前移住の會員によりて輸入されたが當時は破竹の勢ひを以て宏壯麗美なる五層堂や其他數棟の建築物を爲し毎月供納の試米も尠なからず且つ信徒は大に活動したので間島の宗敎は耶蘇敎か侍天敎かとまで言囃され敎勢の進張見るべきものありしもの丶軈て內部に幾多の事情を生じたので中途一頓挫を來たし當初豫想の如き發展を爲さゞるのみならず敎徒の信仰を培養する者其人にも乏しくなつたが其後京城より相當の指導者が來りて布敎に努力し辛らくも今日に及んだのである元來一進會と云へば親日派のチャキ／＼である爲め彼の萬歲騷きに際し從來の主義方針を打棄て丶之に加擔すると云ふ次第にも行かず只傍觀の態度を取りたれば間島に於ても侍天敎徒として萬歲運動に參加せるは一進會の脫退者に過ぎなかつた萬歲騷きに對しては前顯の如くであるが侍天敎其者か果して朝鮮人感化の實力を有するや否に就ては大に研究の餘地あると思ふ元來東學黨は西學卽ち天主敎に反對して起れるものから東洋は東洋人の東洋と云ふが如き思想は果して今日の世界の大勢に適合するや否や崔濟愚か其信仰主張を公表したるは朝鮮か未だ鎖國夢裡の時代なれば東洋の眞價を發揚すべき手段とせんか多少買ふべき餘地もあるが併も其見識と眼孔とを批判すれば寔に井底の蛙たるを免かれぬを如何せんや若し彼を今日に生存せしめば惟ふに其信仰を改善するか或は其主義を廢棄せしやも知れぬ彼の所謂東洋主義は事大主義と相反すと見ゆるも信徒は敎儀外の信條の如く奉じ居るもの這は今日の大勢に背反するものにあらざるかを信ぜらる間島には斯派に屬する信徒は數萬人ありと云ふも之を統轄するには第一に人德卽ち人を感化する德望の所有者が必要である若し斯人ないとすれば敎勢を發展せしむる事は蓋し容易でなく寧ろ退步の氣味となれば之を挽回せんには相當の人物を必要とする次第と思ふ。

(二)天道敎　天道敎と侍天敎とは元來兄弟の如き間柄で侍天敎と相前後して間島に輸入された當初は其敎勢萎靡として振はざりしも近年稍々活氣を帶び來る箭先き、京城に於ける同敎の政治的色彩の濃厚となるに伴ひ漸次敎勢は振張して終に同島の萬歲騷きに多くの加擔者を出したので爾來衆人環視の標的となつた、

さるにても教義の解釋に原因するか其教徒間には大に新思想の漲溢を見、同一教義を二樣に解釋し本來の宗教團體を政治的圈内に投入するかの傾向あつて集會の如き少しも宗教家らしき所なく恰も政黨政社の觀がある要するに信徒は天の本意を諒解するよりも先づ天道の二字に眩惑されて居るかの如く予の眼に映じつゝある既に高級階級が然りとせば下流の之に倣ふは當然の次第でされば政教の分離を斷行して有德の人物卽ち天を已に實現し得るものを必然要求するは侍天教と異なる所ない尙ほ若し同教にして政治的色彩の凋褪を見ざるからは神聖なる宗教界の一隅に永く割據するに就ては多少の非議は逭る丶能はざる所であらう。

(三)青林敎　青林教は世人の既に知悉する如く濟愚の字を取りて教派の名稱とせるもので前顯侍天、天道二教とは切ても切れぬ關係がある一昨年の不逞鮮人討伐以前には此教派の名を耳にしたる事ないが併も討伐の眞最中に青林教は親日の大義を標榜して起りたるものなれば此教派に歸依し信徒とならんか則ち我々親日派は銃丸の見舞を受けずとの迷信から日々相競うて我れ勝に其門に伺候し名簿に姓名の登錄を乞ひ同時に門牌の分配を受くるもの多く約二十萬に達したさうである斯ては青林教を信ずると云ふよりも寧ろ青林教は利用されたる觀ありて取りも直さず劍難除の護符となつたので是等の迷信は姑らく恕すとするも一たび此教派に歸依せるものは恒久的に其信仰を持續し又其指導の任にあるものは永遠に其信仰を培養すべく努力せざるべからざるに毫も去る事ないされば不逞鮮人討伐の終了と與に遽然として教勢衰頹し乍ち門前雀羅を張るの觀を呈せるは蓋し當然の始末にして折角の努力も悉く水泡に歸したのである宗教は特に其人を得ると得ざるとは其盛衰消長に關するところ頗る多大なれば相當の人物を得て紛議を釀さゞるからは信徒の歸依を繫き止めるは左程の難事ではあるまい今假りに青林教の信者を十五萬と目算し之を我か陸軍編制に擬すれば幾師團ともなるが由來軍隊は絕對的命令を以て臨むにしてもソレ相當の人物を要するは論を俟たざるに軍隊とは其赴きを異にし信仰と德とを以て成る宗教團隊を統治するには如何なる人物が克く此大なる群れを治理し得るか否は問はずして知るべし然るに同教派には其人物なく加之間島の狀勢の變化と與に教勢の次第に不振に陷れるは蓋し當然の歸趨で如何に蔽はんとするも蔽ふべからざる事實である。

(四)濟愚敎　濟愚敎は一昨年不逞鮮人討伐の際、保民會と與に間島に入り込み朝鮮人間に活動を試み一方親日を宣傳したが敎理の根本義か天道敎、侍天敎、靑林敎と同一なるのみか靑林敎か旣に親日を唱道し着々其效果を收め居る時代であるから同敎派に歸依するもの案外に少なく敎勢大に振はず今後は得て知るべからざれど現在は幾んど其存在を疑はるゝの狀にある。

右は間島に於ける東學敎的系の現勢で之を公平に批判すれば敎儀外の敎儀より政治的又は政社的色彩を全然排除して尙ほ一層宗敎的信仰を復興するのみか小異を捨てゝ大同に就き一の東學敎として世に立たざる限りは充分に其宗敎的使命を到達するは困難であらう實に是等の宗敎は佛敎の復興、耶蘇敎の活動に對しては確實に之と角逐するの成算なきものゝ如く僅に朝鮮の創始特に東洋的宗敎として其命脈を保つべきは現代の世界的進步に徵し幾んど累卵の危に等しく併も其間に於て常に暗鬪の絕へざるものある到底多數の同胞兄弟を敎化するは至難であるされば此際兎に角、外に敎勢を張らんとするよりも先づ内に一致和合を求むるは最大の急務であるまいか。

(五)檀君敎、大倧敎　檀君敎、大倧敎もあるが之は他の宗敎の如く宏壯の殿堂を構へ日曜日には宗旗を飜して布敎などをなさぬ靜に時々宗敎上の書籍を各方面に配布し所謂文書宣敎の方法を講じ居れば其外觀の不振に似氣なく意外の潛勢力を有するの觀ある其原因の一とも見るは檀君の二字に憧憬を有して朝鮮の國粹に隨喜するものが多く其信徒となるものゝ如くされば這は宗敎と云ふよりも寧ろ一の學派と見做すべきであると思ふ。

(六)大成儒敎　最近大成儒敎と稱して儒道に宗敎味を混和したるが如きもの出現したが之を宗敎的方面より觀察するものもあれば又單に儒敎と見做すものもある此敎派否學派か崔濟愚の東學敎と聯絡して一方新舊耶蘇敎に對抗し又他方には新進の佛敎に突擊せんとする傾向あるも子怪力亂神を語らずとの宗旨を以てすれば由來大成儒敎は宗敎か將又學派かその何れに屬するものか。

上述は朝鮮人創始に係る宗敎にして間島に輸入し居るものゝ概況で未だ充分悉さゞる所あるは勿論なれど事實を赤裸々に記述し且つ批判したものである實に或者は是等を唯一無二の宗敎と信じ又或者は何等か爲にする所あるべく歸依せるものゝ如きが併し數十萬の朝鮮人に宗敎的慰安を與へ轉迷開悟の妙境に入らしむる

には此朝鮮的宗教に身を托するを可とすべきか將又其權威を有すべきか大に研究を要する問題と思ふ這は世人と與に永く研究を繼續するの要あり則ち過去、現在の觀察を以て將來に想及する時は大に意見なきにあらぬが开は別に論出する事とせん。

(七)耶蘇敎 玆に筆を一轉して基督敎卽ち新舊耶蘇敎に移るべし予か明治四十年夏、間島の龍井に足跡を印した時は朝鮮人家屋は僅々二三十戶位に過きぬが旣に矮小なる藁葺の天主堂が儼存し白耳義人の神父が居りて支那人の信者も打集ひ朝鮮人の敎徒も來り禮拜する始末で要するに支鮮人の敎會堂であつた併も支鮮人は此敎會堂の所在地を龍井とも將又六道溝とも云はず朝鮮人は「ヨンツレ」村と稱し支那人は天主堂の所在干係より便宜上、天主堂子と呼んで居た當時の龍井は實に見る影もなき寒村にして旅人宿もなければ飮食店もなく勿論郵便電信の機關もあらず加之會寧と龍井間を往來するものは幾んど皆無と云ふも差支なき狀なるにも拘はらず神父は藁葺の陋屋に晏然として居住し其使命に努力しつゝあるを見て神の道に忠實なる將又其耐忍と希望の偉大なるを痛切に感銘せざるを得なかつた最も是等の宗敎的實生活は朝鮮內地若くは伊犂、新疆及外蒙古に於ても往々見受くる所である斯て龍井も朝鮮人戶口の增加に伴ひ佛國人南神父の來住するありて聖堂を改築し敎勢を擴充して現在の發展を打開し旣に間島に於て八千の信徒を得、昨年六月中龍井を去つて黃海道に轉任したのである元來此舊敎は昔より今日に到るまで上に法王ありて絕對的敎儀の變革を許さゞるのみならず信徒の言論出版も其敎儀に抵觸せざるものゝみ之を承認し又學說に到りても右同樣の拘束あつて信徒の言論出版に就ても自由を有せず種々の限定あれど敎徒の信仰は彼の新敎徒に比し甚だ堅固である是等の原因か朝鮮內地に於ける例の萬歲騷きには舊敎徒の加擔したるものながつたとの事である最も間島には天主敎の韓國義民團なるものあり他の團隊と同じく萬歲騷きに參加せしが當時其神父は全く是等の事實を承知し居らぬさうであつた开は兎もあれ間島に於ける舊敎布敎の歷史は支鮮人兩方面を通じて二十餘年に過きぬが現在に於ては天主敎の支鮮人司配は兩系に相分れ卽ち朝鮮系の神父は朝鮮人の指導に任じ吉林系の神父は支那人側の布敎に當り居るので朝鮮の天主敎歷史と間島朝鮮人の天主敎とは深き關係あれば到底分離することが出來ぬ、ざるにても前記の如く間島に於て十餘

年間、布敎の任にありし神父は黄海道に去り其後繼者として最近獨逸修道院の神父か來任傳道して居るが同神父は頗る考慮する所ありと見ね大に面目を一新して着々布敎方針に改善を加へ言論の自由出版を許容するのみならず朝鮮人敎育に特別の力を效さんとしつゝあるので今後の活動卽ち敎勢の振作は恐らく刮目に値ひすべく思はる一體獨逸神父の主義方針の一要諦は「十分に爲政者の諒解を求む」と云ふにあるがされはこそ間島着任早々先づ我か官憲の諒解を求めたるのみか或時は兩者商議妥善の上、事に當るの行動を取つたのである之は相互間の誤解を防くの最良法と云ふべく神父にして旣に此覺悟あれば蓋し信徒も亦範を茲に取るは云ふ迄もなき事である此主義方針を以て一要諦とするは何れの牧師、傳道者にも希望して已まざる處た。

次に新敎卽ち加奈太長老派の敎勢に就て述べんとする先づ劈頭第一に言はざるべからざるは世俗の所謂繩張り卽ち傳道區域である朝鮮にも正統派卽ちオルソドツク派もあればレベラルクリスチヤニチイ卽ち自由派もあるが就中天主敎、希臘敎、英國聖公會、救世軍其他一二派を除き南北メソヂスト、南北濠加の四長老派か聯合會議を組織して各派の專有傳道區域を定めて侵略傳道を防止せる結果として間島は加奈太派の手に歸したる爲め他派は之か傳道に指を深することが出來ぬ事となつた若し萬一他敎派のものが移住し來る場合には長老派に轉屬するか然らずんば自身一人孤城を嬰守するより他に方策がない、されば間島に於ける加奈太派の敎勢偉大となれるは當然の歸結だ併し此專有傳道には一利一害の伴ふを見遁すことならねば大に考慮を要すべく同時に信徒の宗敎上の見識も勢ひ博大を缺きからざる弊がある又信者の信仰其者に就て考ふるも眞に耶蘇の救ひの極致を理解し其信仰の基礎たる十字架を負ひて耶蘇に隨從する勇膽あるか否は之を外面より批判するは少しく早計たるを遁かれざるべきも信者以外の批判を聞くに耶蘇信者は自身一人を文化の極致のやうに心得、他の朝鮮人を輕侮して耶蘇敎徒となれる上は何人の束縛をも受けず自由自在に濶步し得るものゝ如く高く標置し居りて天主敎徒と新敎徒の信仰は實に天淵の差ありと其當否は姑らく措いて論ぜざるも要するに舊敎は胡椒丸呑を尊重し新敎は理智的信仰の如く何れか神旨に適するか兎に角這は敎役者の如何より來るもので決して信徒の罪にあらす寧ろ最初に傳道し

或は之を牧し之を培ひたる人の責任であると思ふ茲に鑑つて間島の新教信徒は數千名あり宏大なる教會は十數個を算するも眞に十字架の教の神髓に頭を垂れ有難涙に咽ぶものそれ幾人あるか毎日曜日には滿堂立錐の餘地なきを見ては如何に耶蘇教の盛大なるかに驚くの外ないが其實、眞の信者卽ち洗禮を受けたるものは大畧十分の一二に過ぎず他は悉く教會の教籍に其氏名を登錄せざる未信者所謂信仰埒外の人であると云ふに到りては再び驚くの外はない斯く言はば牧師若くは宣教師に對しては誠に氣の毒千萬ながら傳道に際して希くは御國氣質を抜きにして天上の天國を地上に現出すべく耶蘇の心を以て我か心として人の子を愛すべきことを、さては又何人も其傳道振りを非難するの餘地ないと思ふ朝鮮內地に於ては勿論、朝鮮人にして何れの地方にあるも既に朝鮮人たるに在りては假令間島に居住すとするも日本とは切ても切れぬ關係あれば其日本を本位としての傳道布教を爲さんことを切望するのである今予か朝鮮傳道を決心したる時の心理の如何を想到するに主の福音を宣傳し其靈魂を救拯すと云ふに在りて其間に何等の野心、何等の慾望を有せぬ要するに人の子を善良化せば卽ち我か目的到達せるので其他何者も無い恐らく今日の各宣教師も予の告白を目して誤解と爲さゞるであらう然るに間島にては往々宣教師非難の聲を耳にするは誠に氣の毒に耐へぬ所たるのみならず又耶蘇教其者の爲に迷惑至極であるから時々宣教師諸氏に代りて釋明し若くは辯護し一方耶蘇教宣教師の政治的運動特に布教團の內政に容啄せず否却つて其政府に奬順すべく時の如何に論なく等しく人を教化すべく慫慂すれど毎々之を裏切るの行爲多く其辨明に困惑したること尠なくながつた間島に於て萬歲騷き若くは獨立運動に加擔したるものは其教派に新舊の別なく何れも朝鮮內地より移住し間島にて信者となつたもの多く且つは彼の受洗者よりも未だ洗禮を受けざるもの多數を占めて居た自ら耶蘇教信徒と稱し一方世人より信者と見做さるゝ以上は耶蘇教徒か其主動者と目さるゝは蓋し已むを得ぬ次第で併も亦之れ見當違ひも甚しく信徒か信仰心の發露と心得居るもの丶如く則ち其後援者に某々國あり又宣教師は我等の相談役なりなど云ふをも耳にしたか之は畢竟、空威虛勢を張るの方便かも知らぬが兎に角耶蘇教其者の爲には實に忌々しき申分である。

間島の加奈太派のミッションと信徒の各教會とは其

經營の上より觀察すれば悉く獨立自給である就中朝鮮に於ける各長老の老會より派遣の傳道者にして布教に從事するもありて外國宣教師か教會統治に關しては幾んど其權能なきもの丶如く言はゞ客分にして雷教儀の保護者である然るに最近信徒は近代的否現代的思想に染化し「何んで新きもの、蚊んでも新しき者か善く舊いものは善くない」と稱し舊き自已の身體に新き思想を注入せんとしつ丶あるされば信徒は某宣教師か公然自分を罪人扱ひにし教義一點張りにて束縛せんとするは時代後れと評し又或者は宣教師の驅逐説を高唱し更に或者は長老政治は前世期の遺物なり長老政治にして若し善政なりとせば壯年を擧げて悉く長老と爲し我等に宗政を議するの權能を與へよと絶叫するを見るに到つたが折角幾多の宣教師か萬里の波濤を越ゑて異邦に來り熱心に傳道する勇氣と其教旨に忠實なるに想到せば眞に氣の毒千萬であつて恰も飼犬に足を噛ぶられたるの觀に耐へない之れ日韓併合と同時に宣教師諸氏か其傳道方針を一變せず又彼の米國ウィルソン氏の民族自決説を布教の方便に供したる結果に外ならねば今日信徒か其母たるミッションに對して云爲するは當初より傳道方法に注意せざるの失誤に原因するのであるまいか加奈太は我國と特種關係ある英國の屬領にして所謂異心同體の間柄なれば眞逆に排日を主張し又之を信徒に鼓吹したる次第でもあるまいと思ふが一體米國生の宣教師間には米國氣質を全然露骨に發揮し時にはワシントンやリンコーンを事例に引張り出し或は清教徒の勇氣を艶説するより自然的に之か感化を蒙りて不逞徒輩の汚名を受けたるの信徒も尠なくない若し予か宣教師諸氏の地位に立ちつ丶ありとすれば予は信徒に對して政治的運動より生ずる諸多の誤解を避くべく努力せしめ且つ平和の裡に信仰を持續し相延いて生活狀態の向上を促進せしめたであらう斯點に於て予の思想は陳腐なるやも知れざれど這は確實に耶蘇の御心であると信ずる一言にして之を掩へば耶蘇卽ち救主を宣傳すればソレで足れりとする。

間島の耶蘇教徒間に頒布されて居る宗教的新聞雜誌を見るに天主教には京鄉雜誌あり之は信徒の信仰を堅固となすの外は何物をも語る文字なく次には半宗半政觀の基督申報と神學指南か主なるものにて其購讀者は間島幾千の信者中、僅に數十の上に出ぬらしい又往々内村鑑造氏主宰の雜誌或は東京に於ける朝鮮人發行の宗教雜誌を見受くる事もあるが新聞雜誌及著書より享

くる知識の程度は凡そ斯の如きに止まつて知名宣教師及牧師の高論卓説に接する機會は極めて尠ない之は一面經濟關係にも依るならんが餘りに見聞貧弱なれば要するに井底の痴蛙となるも無理ならぬ次第である何れにしても新舊耶蘇教徒の爲に眞面目なる新聞若くは雜誌の刊行は現下の急務であるさもあれ其他東學教に相當の新聞及雜誌を有すれど發行部數は甚だ多からず從つて信徒の全體に普及し居らぬが何れの宗教にしても中央機關と離隔せる地方生活の信徒と連絡を訂し相互間の宗教的良心を溫め且つ其信仰を維持すべき楔子として雜誌及新聞を閱讀せしむるの必要あれば此點に最善の努力を拂ふは中央機關の義務であると信ずる。

　間島には佛教の寺院も朝鮮人の佛閣もなく將又朝鮮の咸鏡北道にあるが如き在家侶の村落もないが之は朝鮮人の宗教心に「佛」と云ふ觀念か敢て消滅したる次第でない併し一方僧に對して生佛とか生如來の如くに尊敬を拂つて居れば之と同時に佛教を信じて居るか如何にかと云ふに尊敬もせざれば信仰しても居らぬ單に佛教の存在を認むと云ふに過ぎないが就中然らぬものもある其原因は佛教其者を否認するに非らずして僧となれる俗人の人格に關する問題にして我が內地の所謂「デモ」の二字か附いて廻り居るが如き始末である若し此二字を除き去るに於ては僧侶の位地の向上すべきは必然の理數である咸北の穩城、鏡城其他數郡に散在する在家僧に到りては常民即ち平民以下のものと心得、一般は冷遇を敢てし居るが此種の僧侶も亦女眞の民なりしが生命丈けは救助されたと云ふ觀念の下に甘んじ單に浮世の名利を打棄てゝ佛門に歸依したる者に外ならぬ若し尠くとも百年前より朝鮮人か間島に移住蕃殖したるものとせば佛教も相當に弘布し且つ見るべき佛閣も建立されたであらうが何を云ふも僅かに十三年前より朝鮮人の移住ありて今日の現勢を成し一面に又耶蘇教も來りて傳道し居るのであるから支那人側には喇嘛教の佛寺を所有するにも拘はらず朝鮮人側には寺院もなく多少の信者あれど僧侶なき狀態で信者同志か僅に相集りて稱名禮拜するの寂寞極まるものであつた最も五六年前朝鮮內地より數名の僧侶來りて布教を開始したる時は相當多數の信徒も現はれたか其僧侶の退去以來は遽然として又梵唄の音の聞ねずなり幾んど其聲息をも耳にせざる事となつた乍併佛教の潜在力は依然として消滅せざれば彼等の信仰は偏に名僧智識の來錫して其心靈的假睡よりの喚起を待ちつゝある狀態である

朝鮮の僧侶も近來頗る時代に覺醒し來れるは予の如き門外漢にありても大に祝福を惜まざる處である蓋し佛教の弘布も亦大事業にして到底一朝一夕の能くする處でなければ急速に其效果を收めんとするは頗るの難事で之には其人材を得るの要あるは勿論、又多大の資金に俟たねばならぬ飜つて日本佛教界の現狀を見るに海外の邦人を主とし兼ねて外國人布教を目的として所謂異域の海外傳道に從事し居る者あるは素より異議ない處であるが日韓併合後多年を經過せる今日に於て朝鮮人に對し專門的に積極的に佛教を弘布するか否、朝鮮佛教の再興を試みるか此兩者の選擇には深き考慮の必要即ち內急外緩あると云ふかも知れぬが特に萬歲騷き後の朝鮮人の思想は著大なる變化を來し哲學とか宗教とか云ふ形而上の學術に注目するに到りたれば兎に角此機會を逸せず日本佛教徒は朝鮮佛教徒と協力して朝鮮人の思想界を統治すべきである之れ獨り佛教徒の責任に非らず日本に於ける耶蘇教は外國人か幾十年の久しき辛苦布教したる爲め今日あるを致したのであれば其御恩返しとして朝鮮に於ける外國宣教師と協力し又其補助としての傳道責任があるまいか耶蘇教、佛教の何れに於ても忽諸に附するを得ざる場合であるが內地人は兎に角斯點に着眼せざるかの如く感ぜらる之れ又予の見當違ひかも知れぬか强ち予の卑見を以て尙早とし或は三文の價値なしとは決して斷定せらるまい。

次に邦人即ち內地人の間島在留者は多分一千五百名以上に出づまいが就中七百餘名は龍井村に在住し相當の發展を爲して居る佛教としては曹洞宗の布教所あり其主任僧侶の來住と相前後して大谷派本願寺開教師上野興仁師が着任した之にて自力の僧一人、他力の僧一人、都合二人か僅々二千足らずの內地人布教に任ずる事となれるは頗る異樣の感がある之は一應其理由を承知せぬ者の何人にも起らざるを得ざる疑問である上野師の說明に依れば專ら朝鮮人に眞宗の教儀を弘布し其功德により所謂內鮮融和を計るとの事であるが佛耶二宗は相異なれど其布教の着眼點に到りては予の意見と合致せる爲め大に同意を表し同時に互に相和し相睦みて各其目的に向ひ進行すべきを約したのである併も其後の開教傳道振りを見るも當初の宣言の如く朝鮮人を主に內地人を從とし則ち內地人にして同宗に歸依するものは喜んで之を迎へ又他宗派の佛教徒にしても同師の布教計畫に贊成し援助する者は教友として提摯すと云ふ遣り方で同師も朝鮮人に對する布教には通譯

を用ゐるも多少佛教の素養あるものは乍ち之を會得し日尚ほ淺きにも拘はらず毎日曜日には朝鮮人男女約二十餘名か法筵に參詣する此二十餘名は寔に僅少に相違なきも其胸中に潜在する信仰心の發露に外ならねば從つて事業費を寄附し或は家屋を無償供給したるものもあり全く前途有望である特に又日師は本職の外に醫術をも事とし柔道の心得もあり其他の遊技にも長じ多趣多能の人なれば之を方便として朝鮮人の靈肉を救拯しつゝあるに到つては異教徒の予も一方ならず敬意を表せざるを得ないそれ斯の如く多方面より朝鮮人の歸依を吸收せんとするもの其前途の如何は蓋し之を豫測するに難からぬが眞宗と朝鮮の自力佛教とは其信仰に相違あれば是等の點は大に開教師の留意すべき事である。

既述の如く朝鮮人の思想は日に〳〵進歩し否變化しつゝあるは誠に結構の事であるが此動搖の間に處して教化の效果を收めんには蓋し又大政治家の手腕を要するや論なくされど人の心中に潜在する大勢力は卽ち宗教にして教育は第二なれば此宗教の力を以て內鮮融和を圖るは宗教家の本分なれば其宗派の論なく互に其目的に向つて進行すべきである併し結局間島の宗教は東學教對耶蘇教、東學教對佛教の競爭となり他面に耶蘇教對佛教の競爭となるべく要するに間島の野は三宗教が各一方に割據して教勢の覇を爭ひ三角競爭となるは勢ひ免かれ難き事であらうが最後の勝利は果して何教派の手に歸すべきか眞に刮目すべき問題である。

尚ほ一事の注意すべきは宗教家も教育家も將又政治家も各其見地より常に口角泡を飛ばして內鮮融和を倡道しつゝあるは是認すべきも日常內地人の朝鮮人に接する沒常識な種々の態度を一變せぬ限りは實に予等の高倡する所謂融和を裏切るものである、されば內鮮人の融和を宣傳すると同時に一面是等裏切の跡を絕つべく留意し之を具體化したきものである。

第三

間島在留朝鮮人を假りに三十萬とせば就中、我が內地人側の所謂學齡兒童に相當するものは約八分乃至一割と見做すも二萬四千乃至三萬人にして若し之に中學初期に相當するものを加算すれば頗る巨數に上るべきは言を須ゐざる處である然るに小學校生徒は姑らく置き中學生に到りては家庭の事情及學費の都合等によつて朝鮮若くは日本內地に赴き入學するもの丶甚だ尠なきを見れば抑も是等の學生は何人の手に依りて如何な

る敎育を受けつゝあるかを研究するは頗る重要の事に屬し我等内鮮融和の主張より見ても大に心得置かざるべからざる力點と信ずる併し予は敎育專門家にあらざれば其所見は多少他と異なる處がある這は豫めお斷りをして置く。

朝鮮人兒童の敎育機關は間島に頗る巨數に又其敎育を引受けんとするも尠からず所謂一人娘に婿八人の觀ありて之は到底朝鮮内地に於て目擊するを得ぬ現象である則ち先づ朝鮮總督府の主義方針に立脚せる普通學校と之に屬する各村の書堂あり之に對抗して支那學校卽ち官立高等小學校附設の國民學校と其系統を有する私塾がある次に新舊耶蘇敎の外國宣敎師經營の學校あり加之朝鮮人か朝鮮人敎育の方針にて建設せる學校も存在し又耶蘇敎の某々種類の學校、東學敎の學校等其他宗敎の色彩を帶びざるを標榜する學校及び個人的の書堂ありて右は何れも朝鮮人敎育の任に當つて居る。

間島にある我が普通學校は四校にして之に附屬する書堂は約三十七八を算する右兩機關の生徒を合計すれば約二千餘名なりとの事だ支那側の國民學校も此普通學校と對抗上幾んど同數位なるも其收容生徒の實數は約三分の二以下である之は支鮮の別なく混合敎育を施して朝鮮人を支那化すべき方針にて努力し居るも如何せん入學生徒は甚だ尠ないが其理由は支那風の敎育を受けんか其鄕里父兄への通信も支那文を以てせねばならぬがさては誰れ一人として讀み得るものもない如斯不便の敎育は絕對的不必要と云ふにあるらしい此一言を翫味する時は直に其心理狀態の告白たるを知るべく如何にも彼の混合敎育の可否の半面を物語つて居ると思ふ外國人經營としては一中學と一女學校あり朝鮮人經營は小學校四校と各村設立の小學校類似の機關七十五、非宗敎的の一中學がある之にて朝鮮人の敎育熱が如何に高度に達し居るかを知るに足るであらう實に一昨年討伐以前には普通學校と國民學校を除くの外は他に見るべきもの尠なかつたが其後鮮内地と同樣に朝鮮人の向學心增長と與に學校は恰も雨後の筍の如く簇出し之と同時に又朝鮮人の思想にも一變化を來したのである此思想の變化は世界的に見ればソレまでゞあるが之に對して我が敎育家は如何の態度を取るべきか抑も是等向學心の發達は朝鮮内地も然り間島も亦同樣で這は確實に獨立卽ち武力獨立は到底不可能と觀じたる其一種の反動であるまいか若し然りとせば前顯の敎育熱とか將又向學心と云ふものは共に三文の價値もない取

るに足らぬものと云ふより他に表現する處ないであらう何んとなれば敎育の最大目的は人を作る即ち眞の人を作ると云ふに存する。

獨り間島在留の朝鮮人のみならず何れにある朝鮮人に對しても日本か日本主義を提げて之を敎育するには何人も亦異議なく首肯すべき點である支那か領土の廣狹よりも寧ろ敎育を以て無形の領土を占有せんとするは少しく不合理と言はねばならぬ外國宣敎師特に新敎の宣敎師は如何なる基調に從ひ朝鮮人子弟を敎育すべきか朝鮮人の屬する國の主義に遵應し之に基督敎を加へて其敎育方針となすは當然であらう更に朝鮮人か自ら其子弟を敎育するに當つて如何の方針に則るべきか現代政府の主義方針に背馳せず且つ人種の區別消滅を最終の大目的に心掛けて敎育すべきであると思ふ徒に民族自決とか其他亡國の事例を引照して悲歌慷慨を氣取るなど兎角脱線せざるの注意は肝要である斯く云へば或は朝鮮人か之れ日本人たる見地より打算せるもので試みに其地位を轉換し朝鮮人として觀察すれば蓋し我等と同一歩調に出づべしとし解駁する者あるも知るべからず否現に如斯所説を耳にする處である之れ一應の理なきに非らぬか敎育の要義は英國風に云へばジェントルマンを作り又日本的に申せば人物を作り耶蘇敎主義にては眞の人を作り儒敎の說く處は人倫を明かにすとし東學敎的には天卽ち人の眞髓を得たる君子を作ると云ふに歸着すれば決して無暗矢鱈に新思想なるものを生徒に注入し我能事了れりとすべきでない予の見る處に依れば今や朝鮮人の有識者は無分別に學問熱に浮されて上ッ調子となり恰も腦水瘇患者の如く腦は次第〱に膨脹すると同時に之か反比例的に手足は削瘦して力を失ひ終には全體の調和と均衡を滅し歩行困難に陥るなきを保せぬ之れ徒に空理に馳せて產業の實利を顧みざる結果として他日當然受入れねばなるまい。

間島に於ける朝鮮人敎育の當事者に一言すべきは普通學校と云へば卽ち內地の小學校で英語のコンモンスクールなれば其生徒は取りも直さず小學生にして之を訓育する先生は言ふまでもなく小學敎師であるされば此敎師任命に對しては相當の注意を拂ふ關係、一定の資格を有するは勿論の事であるが他の小學校と又之か類似の學校敎師にも資格を要するは云ふまでもなきか後者は前者に比して最も有資格者に缺乏し居るのである一體朝鮮人は實卽ち內容の美なるよりも名の美卽ち外觀の美を好む有通性あるではあるまいか特に出藍の

言葉はわれど常に生徒より先生はエラクして生徒は其師に勝らざるを常とし居れば兎に角一定の資格を有する優良の教師を選擇せざる限りは朝鮮人の有通性を滿足せしむる能はざるのみか到底出藍の譽れある生徒を出すことが出來ぬ眞に心から子弟を教育せんと欲せば先づ良教師の選擇に意を用ゐるは一大條件である併しながら現在學校經營の經濟難より教師の選擇に累を及ぼすは朝鮮人に取りては蓋し止むを得ざる事とは云へ一夜作りのものに大切なる子弟を托するは斷じて盲者か盲者を手引する非難は遁れ難い學術品行共に優れて多數子弟の教育に適する人物を採用すべきである斯くて始めて世界的生存競爭の檜舞臺に於て輸贏を爭ふ未來の國民を造成するに足る。

次に教科書問題に付き一言すべし普通學校所在地と其附近の教育機關は範を同校に取りて學科課程を定むるもの丶如きが就中生徒の腦力に不相當な六箇敷き學科を課するもある一例を擧くれば算術は普通學校のソレよりも高程度なれど却つて理科は程度低く普通學校には英語科なけれど他の高等小學校にては英語を課し又日本語の教科書を用ゐるも普通用語は朝鮮語で更に中學生には支那語を課し卽ち日鮮支英の四國語を學科とし居るが這は普通の中等教育の課程としては餘りに過大に失し徒に生徒の腦力を消費せしむるにあらざるかを疑はる其教科書としては總督府出版の朝鮮語讀本を正科用に供し歷史は何れの學校にても韓國時代出版の者を用ゐて居る中學用教科書としては朝鮮語出版に乏しき爲め日本文出版を用ゐ居れど就中支那教科書を採擇し居るも見受くるのであるが如斯區々として統一する所なく從つて教科の程度は一定せざるのみか相競うて其程度の向上にのみ腐心する嫌ひある之れ又徒に生徒の腦力を消費せしむるの損耗以外には何等の利益もないと思ふ最近是等の學生にして朝鮮文の中學程度の講義錄を讀むもの又日本內地より同樣のものを購讀する向きも尠なくないと與に繪畫講義錄抔を繰返すものもあるが右は總體に抽象的の學問を嗜好するの癖に陷つて居ると思ふ。

女學校として專門的機關は間島に二校あるのみで一は外國人の經營、一は朝鮮人の手に成つて居る我か普通學校に於ても女子部を併設し居るが女子教育に大に心を用ゐるは頗る結構である元來朝鮮人女子としては其貞操を完うせしむべき一方便として教育の必要なきものとされ則ち社會より全く幽閉の狀態にあつたが既

に女子教育の必要を認められ且つ之を奬勵する時代となつて來た斯く朝鮮人女子も幽閉的狀態より開放されたので何時しか女學生も高壇に起つて女子解放論を喃々するやうになれるが一體女子教育は男子教育に比して未だ進歩せざるもの丶如く之れ又已むを得ざれど時には突飛極まる新人なども出づるか見聞の狹き間島にては大に共鳴し稱讃の辭を吝まざるものもある乍併教育の要は一家の主婦卽ち母となり子弟を社會に出して一人前のものとすべき土臺を作るの義務を盡了すればそれで足れりとすべく之を標準として教養するは勿論であるが時には女子の本質を忘れて猥りに政治論や法律説を擔き廻るもの中等教育時代の女子及び小學生にもありとか其是非の如何に就ては既に定評あれば事新しく玆に述ぶるの必要はない要するに這は過渡時代に於て遁かれ難き現象で何れの國土、何れの地方に於ても往々見聞する處である是等脱線的奇狀に陷らざるべく教養し世話する者なきに於ては女子教育の危險も蓋し思ひ遣らる丶が又男子教育も同樣の始末である。

最近龍井村の耶蘇教徒は其教會堂に幼稚院を新設し幼兒の保育を爲し居るが收容幼兒は僅に男女二三十名未滿である放逸なる家庭に幼兒を放任し置くよりは幼稚院に寄託するは勿論數倍の效果あるべきも現在は其姆母に適任者を得ざるもの丶如く之を一言に概評すれば幼稚院と云ふよりは寧ろ兒童預り所と云ふの觀あるのみ他に云ふの適切の辭を知らない。

書堂卽ち普通學校に屬せざる書堂の各地に散在するは其實數若干なるか知るを得ぬが先づ一村一堂と見て差支なくさては二百五十以上に達するであらう此書堂は朝鮮內地の舊書堂とは何等の變化を見ず山間の僻地にあるもの若くは普通學校に入學し能はざる事情ある者の爲には必要である假令其學習する處は千字文或は童蒙先習、更に進んでは通鑑の類ひに過ぎぬと雖も惟ふに其效果は沒すべからざるものあらう支那人間にも識知學堂と稱し之に類似する機關ありて其教授法は畧々彼此れ相似し居れど朝鮮人側の如く多數でない蓋し之は支那人側戶數の少なく且つ其人家か一地域に密集し居らざるにも基因するであらう則ち朝鮮人側の五戶には所謂五戶の邑に必らず識字先生なる者ありて文字を教授して居る斯の如き始末なれば朝鮮人側子弟には比較的識字者多く從つて立派な學校を建設し居るので子弟を教育するには是等の基礎を有する爲め誠に好都合である、されば斯點に就ては寧ろ村落に在る書堂を

改良し舊新の調和を保ちて經營するは至極簡易にして一面其效果尠からざるべく信ずる。

青年會事業は最近大流行の傾勢ありて各地方に設立され間島にても既に十二を算して居る就中宗敎的色彩を帶ぶもの最も多きを占め其目的とする處は普通の青年會其者と一般にして差したる異色を見ないが獨り萬國基督敎青年會分會の目的は名稱の通り萬國共通を標榜し居るも幾分か地方的特種の使命を有するもの丶如くである他に又非宗敎的の青年會もあるが何れも青年壯年の集團なれば其行動や思想か活氣潑溂氣焰萬丈當るべからざるものある、されば之を統治し秩序を維持する者の責任は決して容易なものではない斯く間島に青年會の簇出するに就ては其主義方針の如何を問はず茲に青年聯合會なるものを組織し是等幾多の群小青年會を聯合統率すべき必要あるが這はソレ誰れの責任であらうか。

間島の一二都邑に於て夜學校を設立し子弟を敎養し居るものある其實數は未だ四五を算するに過ぎないが相當の生徒ありて其敎科は讀書、數學、語學、簿記及び商業法である。

體育問題に就ては近年間島在留の朝鮮人も大に覺醒し來り體操は言ふまでもなくテニス、ベースボールを始め其他體育に益する種々の運動に熱中し加之日本の柔道をも練習し居るものある元來日鮮人の體育如何を比較するに朝鮮人側は概ね其體格良好にして特に彼の西諺の健全なる魂は健全なる身體に宿ると云ふソレを體現すべく運動するので斯くては所謂鬼に鐵棒である飜つて日鮮婦人の體格を對比するに之れ又日本婦人は甚だ劣等の觀あり更に西洋婦人に對すれば一層の劣弱を發見せざるを得ず茲に於てか日本婦人の體格改良の必要は切々痛感せざるを得ない。

間島に於ける朝鮮人と日本語の關係に就き一言せざるべからざるが彼の萬歲騷き後、普通學校生徒の遽然として退校せるもの多いのは其原因たるや卽ち日本及日本的敎育を嫌忌するにあつて當時日本語を解する者も俄かに世間を憚りて一切之を口にするなかりしは最も有力なる證據である大局より見れば眞に之れ一笑に附するの外なしと雖も當時は蓋し已むを得ざる事情に餘儀なくせられたるものであらう爾來漸次改善されて恁る固陋の見より脫出し來るは慶ふべき現象である目下各學校にては總督府編纂の敎科書を用ゐ却つて其供給の不及を嘆じつ丶あるのみならず其他林博士の代數

學英和辭書を机上の友とする生徒もあつて大に其面目を一新し且つ日本語を用ゐるものも多くなつた彼の咸北に日本軍隊の入りしは明治三十八年にして同十一月より圖滿江沿岸の村落に於ては軍隊奬勵の下に不完全ながらも日本語の敎授を開始したが爾來既に十數年間を經過し又其後總督府の推奬とによりて日本語を解するもの漸增し來れるは蓋し當然である、されば當今總督府の敎科書及び其他日本語にて編纂せる書籍を採用し其敎科書中に加へたのであるが其理由は種々あらんも第一に學問熱に浮されたる向學の徒は朝鮮文編纂の良書なき爲め自然に日本語に傾倒を餘儀なくされたので當時若し朝鮮文編纂の良書ありしならんか必ず之を採用し日本語は一の語學として研究したであらうと思ふ又間島にては支那語の必要もあり日本語の必要もあるが朝鮮人分布の關係上、何れの研究を先きにし何れを後とすべきに就ては今輕々に斷じ難きも日本の勢力隆及し其保護十分なる地方にあつては日本語の勢力あるは當然の次第であるも往々學科中に未だ日本語を加へ居らぬも見受くるは之れ其學校敎師か日本語の智識に缺乏し居るか或は之を一の必須科として敎授するを欲せざるにも基因するであるまいか今や斯の如き狀勢なれば何れの方面より觀察するも朝鮮人間に一層日本語普及の必要あるは云ふまでもなく彼等か學問熱に浮されつゝあるに乘じ善良なる書籍を供給して其知識慾を充實向上せしむると同時に不知不識の間に内鮮融和の實を擧くるは敎育に從事する者の重大責任である。

以上は予の狹き見聞に屬するものであれば往々誤謬の點なきを保し難い之を總括すれば間島に於ける朝鮮人經營の敎育は確實に統一を缺いて居るが开は一に經營者の意見相違より來る結果なるも其統一の缺如は敎育界に取つては決して等閑に附し難き問題である自由氣儘の我を捨てさせ如何にかして其統一を講せさらんか其敎育方針は必らず亂麻の如くなるは疑問の餘地はない誰れか此統一を企圖すべきものぞ惟ふに内鮮敎育家か茲に須らく小異を捨てゝ大同に就き相接近するは唯一の良策たるべく信ずる又誰れか此統一の端緒を打開すべきものぞ敢て我か官憲當局に對し借問するのである。

第　四

予は既に間島に於ける朝鮮人の宗敎及敎育に關する見聞を最も露骨に記述したのである更に右の記述に立

脚し當事者に對して予の意見卽ち希望を開陳して本稿の擱筆を爲すべし特に予は當初諸氏と同樣の地位に立つべきを聲明したるが今尙ほ立たんとする者なれば更めて斯點に注意を拂はれんことを希求し置く。

外國宣敎師は主耶蘇の遺命を奉じ福音を世界に宣傳すべく辛苦艱難に耐ゆるの勇氣と愛の偉大なるには予も心から感動せざるを得ない取分け身親しく之を目睹したるものに在りては人一倍の同情を禁ずる能はざると同時に一の大なる希望を提出するのである則ち福音の外には何事をも爲さずとは外國宣敎師の聲明なれど其補助的方法として敎育機關の經營を爲すも可、產業開發を指導するも亦不可ないが之か施設に際し彼の所謂人氣取り法は絕對に廢止されたきものである是等人氣取りは時に或は失敗に歸して布敎上に累を及ぼし卽ち耶蘇敎の價値に就き敎外の人の非難を蒙るは現に昨年及一昨年將又其以前から屢々傳聞する處である由來宗敎に國境なしと云ふも國境有無の問題は姑らく措き彼の民族自決は疑ひもなく宗敎の本旨と矛盾せざるか若し民族自決を云爲するならば宣敎師諸氏の駐在し居る領土又は民族は現在日本統治の下にあれば諸氏は主に忠實なる僕を作ると同時に主權者か耶蘇敎に迫害を加へざる限り之に服從すべきは敎役者の義務である假令迫害されたりとせんも敎儀の爲に殉するは福音を傳うるもの丶正に蹈むべき正道であるまいが若し宣敎に從事するとせんも此態度を持して猛進すべき決心、且つ其希望を有するのである又諸氏の敎養せる朝鮮人の牧師傳道者にしても恩師たる諸氏の行動に倣ふは勿論でヨモヤ主に忠實たるを拒むものないであらう之を一言に評すれば朝鮮人牧師及信者は或者の煽動によりて上ッ調子となり全然着實の美點を喪失せるが如く看取さる丶のである之れ相延いて諸氏の經營する敎育事業にも累を及ぼし等しく耶蘇の名を冒瀆するに到るべく信ぜらる。

宗敎に關係を有せざる朝鮮人敎員と東學敎に關する敎師並に其敎儀を宣傳する人々の事業其者は素より神聖にして敬意を表するに吝さかならないが其思想か時勢の爲に動搖して上ッ調子となり一にも宗敎、二にも敎育と猥りに注入をこれ事とするも元來宗敎若くは敎育上の效果なるものは早急に實現するものでない一夜作りのものは反つて宗敎と敎育の進步を阻害する、されば互に多數の生徒收容の爭覇を名譽と爲さず內容の充實に着目するは最も緊要且つ急務にして又他より同

情を得べき捷路である今日各學校生徒か隊列を整へ喇叭を吹き途上を進行するは聊か示威の感なきに非らざるが這は教育の充實には何等の益する處なく却つて人の物笑ひを買ふのみである。

東學教其他檀君教の盛衰は一に其人によりて存する即ち人格の崇高なる有德の士を要するはソレ自身既に苦き經驗を嘗めたのであらう特に活氣潑剌の天道教には非難の聲の頗る高きものあるが這は要するに政治的盲目運動より隔離し得ざる爲である是等現在の宗教の生命は幾んど政治的色彩であるから其政治的運動の消滅したる時代は東學教等の眞價の發揚する即ち其復興時代であらねばならぬ、されば宗教として東洋否世界に布教せんと欲せば反政府的行爲を絶對に禁止するは極めて必要の條件であるまいか敢て世人の一考を煩はすのである之れ予の希望にして且つ意見である誤解し居るか否歟。

◎北滿地方朝鮮農民生活の裏面

北滿地方の朝鮮人營農者は概ね馬賊其他の暴害を蒙り又數年間打續く凶作等に依りて殆んど財產の全部を失ひたるもの或は都會若くは朝鮮內地方面に於ける激烈なる生存競爭に堪へ兼れ比較的僻陬地帶を逐うて移住せるものに過ぎずして換言すれば何れも現代社會の落伍者と云ふも不可なく眞に身に餘財とてなく其生活狀態の慘は實に酸鼻に耐へざるものあり則ち粟、玉蜀黍類の雜穀にて僅かに生命を保ちつゝあれば其極や營養不良の爲め終に病床に橫臥するもの尠からず併かも若干の新舊藥商を除く外は未だ何等見るべき醫療機關の設備なければ一朝病患に罹るも醫師の診療を受くる能はざるの狀にあり飜つて其常食品とする雜穀類も自財を以て購入するもの極めて尠なく土地の借入れを始め是等生活の資料等、何より何まで貨殖の利に敏なる支那商其他より高利貸金（利息最低月四分、最高月一割）の惠に依らざるべからざるの始末なりとす。

間島地方の情形と朝鮮人移住の將來

京城　牛丸潤山

大正八年三月朝鮮獨立運動勃發以來間島地方の情勢は漸次惡化に傾き大韓國民會、軍政署都督府、義軍團、獨立軍、新民團、光復團等の獨立運動機關の簇出するあり て各團は獨立思想の宣傳に狂奔すると同時に自團の勢力擴張の爲め拳銃等を携帶する募捐隊を組織し各地を徘徊せしめ住民より軍資金と稱して金品等を强徵せるあり て間島地方の情勢は日に危險性を帶び次いて各團共に相當の軍資金を得て露領方面より武器購入をなしたる以來、間島地方各獨立運動機關は武力團體の性質を有するに到り軍政署の如きは其の根據地汪清縣西大坡上村に士官養生の目的にて武官練成所を設立し大正九年九月第一回の卒業生三百餘名を出せり。

是れより先き間島地方農民は不逞團の强要に依りて壯丁を拉致され軍資金或は軍需品と稱して金品の强奪、旅人行商人は日本の密偵なりとして迫害に逢着するなど地方農民の困扼甚しきものありしが各團は更に日本官憲の所在地たる商埠地內居住朝鮮人に對して軍資金提供の脅迫狀を發し或は日本側朝鮮人官吏に辭職を强要するもの出で益々橫暴を逞うするの情勢を釀し一方軍資金募捐隊を越境せしめ鮮內居住朝鮮人を脅威し或は公然武力團を以て對岸鮮地警察官駐在所等の襲擊を敢てしたりしが大正九年五月に於て遂に日本軍隊は越境侵入の武力不逞鮮人團の追擊を行ひ當時崔明祿を首領とする都督府の根據地たる汪淸縣鳳梧洞を突擊したる事實あるも當局の間島地方在住不逞鮮人對策定まらず且つ日支國交上の紛糾を考慮し積極的取締の方針に出です徒らに支那側をして取締の實を擧げしめんとしたる結果は白晝公然隊伍を整へたる不逞鮮人橫行して憚らざるなく殆んど拾收すべからざる情勢を誘致したり斯くて九月末に於ては日本の要求に基き支那軍隊は不逞鮮人團の討伐を實施することゝなれるも其結果たるや討伐實施前に豫期せられたるが如く不徹底に歸し之に次ぐに馬賊團は十月二日第二回の琿春襲擊をなして同地日本領事分館燒打及日本人虐殺事件の勃發するあり琿春地方は勿論間島方面に於ける事態は今や一刻も猶豫すべからざるの情態に迫れり於茲乎日本軍隊は急遽間島及琿春方面に出動し一は在留日本人保護及不逞鮮人團討伐を開始したるが爾來約三箇月間日本軍隊は極力武力團の掃滅を期すべく間島全般及琿春縣の武力團を退擊し和龍縣、安圖縣界地方に於ては軍政署主力部隊たる金佐鎭一派（同

部隊機關銃四挺兵力約六百と稱せらる）及洪範圖の率ゐる獨立軍及國民會等部隊を討伐四散せしめ十一月下旬に至りては終に間島及琿春地方領域内には不逞鮮人武力團體の隻影を認めざるに至れり大正九年末に於ては安圖縣、敦化縣或は撫松縣方面に遁竄したる金佐鎭及洪範圖は既に露領方面に落延びしたりとの情報に接し斯く武力團を潰走せしめたる日本軍隊は一面に於て其分散配置を實行し日本警察官又之れを援助して間島各地方に潛伏し居る不逞鮮人搜索に着手し他面には歸順事務を開始して妄動者の覺醒を促したりしが日本軍隊の行動神速峻嚴なるに就きては不逞鮮人迷想者の驚愕措く所を知らず又一般在住朝鮮人も戰々兢々として民心の動搖甚しく其歸趨する所を知らざりしも歸順事務の開始は民心を轉化せしむるに大效ありて盛んに其歸順を申告するもの續出し民心は稍々安定の傾向を示し則ち日本官憲の完全なる保護を懇請し或は日本官憲指揮の下に民會を組織して住民の福利を圖り又不逞鮮人に對抗せんとするの意思を抱くに至りたるを見るされど又頑迷なる思想を窃に抱懷するもの尠からずして耶蘇教側の虛構の宣傳或は不逞鮮人の教唆等に依り實際に一般民心は覺醒したるに非ざるは勿論なれども何れも日本側の徹底的保護を望み日本軍隊引揚後の不逞團復活、狡雜者の脅迫或は支那側の壓制等を憂慮するありて未だ民心は安定したりといふを得ざる情態にあり而も日本軍隊は不逞鮮人武力團討伐の一段落を告げたる際に於て最初の聲明に基き十二月中には大部隊の撤退を決行し各商埠地に小部隊を殘留せしめ守備姿勢に移り之れに替ふるに支那側は吉林より軍兵を延琿に派して不逞鮮人團の取締、馬賊來襲に備へ同方面の警備、治安維持の任務に服せしめたり。

大正九年中に於ける間島方面の情勢は概ね以上の如くなるに飜りて經濟界の一班を見るに歐洲大戰後に於ける世界經濟界の破綻は間島方面の經濟界にも波及し不景氣は一般を風靡して全く不振の狀態に陷れり殊に大正九年中に於ける吉林官帖の暴落は商取引上に多大の惡影響を及ぼし間島地方日支間の貿易は全く杜絶の狀を現出し商賈の苦痛甚しきものあると一面大正九年の間島地方農作は豐況なりしに拘はらず經濟界沈衰の時に際し境外輸出は全く之れを見ざるに及び穀價の暴落を來たし農民の收入茲に激減し購賣力を失ひ其窮狀又名狀すべからざるものあり時局の事態は前述の如く而も民心動搖の甚しき時に際し經濟界の狀況それ斯くの如く間島在住民の窮境極度に達し混沌たる大正九年中の間島地方情況は朝鮮人の間島移住に對し影響を及ぼしたる蓋し甚大なるものありし然らば今後朝鮮人の間島移住は如何、少しく私見を述べんと欲す。

實に農業生産は間島地方の主幹にして間島可耕地、既墾地、未墾地及在住民の戸口數等より算出し間島地方の開發益々其步を進め各種產業の發達するに於ては延吉、汪淸、和龍三縣を通じて間島は尙ほ五十萬人の移住者を收容する可能性を有せり今假りに一年間に一萬人の移住朝鮮人あるものとすれば將來約半世紀間は移住者を收容し得べく且つ各方面よりの觀察を綜合して朝鮮人の間島移住は間島の文物開發の程度が鮮內地と同一線上に達するまでは繼續せらるべきものと觀るを至當とすべし卽ち移住朝鮮人の文化進步に依りて產業の發展を見なば豫想以上の移住者を收容することを得べく加之鮮內地に於ける文物制度が益々整備するに於ては生存競爭の結果朝鮮人の生活難を招徠し間島地方に移住せんとするの動機を與ふるに至るべきこと論なく而も大正九年下半期に於ける間島騷亂期に當りて朝鮮人移住の趨勢が前顯の如く驚くべき沈滯の狀況を現出したるを以て朝鮮人の間島移住の將來に對して悲觀的觀察を下さんとするものなきにあらず勿論間島地方の情勢未だ安定を見ず民心の去就に惑ひつゝある今日に於ては今後移住朝鮮人の趨勢に對しては遽に豫測を下し能はざる所なるも間島に對する日本の政策か根本的に確立して間島地方の治安全く靜謐に歸し在住朝鮮人に對する我が保護取締完全を見るに至らんか在住朝鮮人は自然日本側に倚賴し隨て朝鮮人の間島移住に對し將來尙は多大の望を囑し得べく朝鮮人も亦進みて間島方面に移住を企つるに至るべきは豫想に難からざる處なり。

要するに時局の收拾及日本側の方針に依りて朝鮮人の間島移住は多々益々辨じ得べし況んや吉會鐵道の開通するに至らんか其沿線には東淸鐵道沿線のそれと等しく移住朝鮮人を吸收する期待あるに於てをや。

只茲に留意すべきは間島に對する日本側の施設にして若しそれ一步を誤まらんか朝鮮人民心動搖の過度期に於て間島地方の情勢は更に收拾すべからざるに陷り在住朝鮮人の思想は茲に全く日本より乖反することなきを保し難し之れ在外迷想鮮人の暗中飛躍、耶蘇敎徒の反日的思想の鼓吹或は露國過激派の如きは最も容易に間島地方に其手を延ばすを得る所なればなり今日に於ても尙ほ間島地方の情勢は日本が朝鮮半島を統治する上に最も深甚なる脅威を感じつゝある所なるが上述の如き各種の魔手が間島在住朝鮮人の上に伸ぶるあらんか朝鮮統治上容易ならざる形勢を釀生するに至らざるなきを虞る是等の點に關しては最も警戒を要すべく間島に對する我が根本方策を樹て以て移住朝鮮人を統御するに於ては朝鮮人の間島移住の將來、之れに伴ふ間島の開發は前途洋々たるものあるべし。

北滿移住朝鮮人の水田事業

朝鮮總督府
哈爾賓派遣員　林善十郎

北滿洲就中東支鐵道東部線の牡丹江、穆稜河、綏芬河流域及鏡泊湖附近並松花江流域に於ける朝鮮人の水田事業は未だ廣く世上に紹介され居らざるも移住農民は夙に北滿の奥地到處に散在し克く寒暑の苦に耐へ馬賊の害を意とせず水田稻作に對する試練を積むもの茲に多年、既に大正十年に於ては一萬八千石餘の產米を算し其前途頗る囑望すべきものあり然るに悲い哉、是等先住朝鮮農民の多數は資金に乏しく彼等が終年營々辛苦の餘に成れる貴重の生產物も徒に支那人側資本家か苛歛誅求の犧牲となるに過ぎず若し現狀の儘に永く推移せんか貴重なる多年試練の效果も歲々經營の努力も何等夫れ自身に酬ゐらるゝ處なく困苦開拓の美田も流汗努力の結晶も悉く擧げて一に之れ支那資本家に奉ずるの結果に歸すべしされば彼等を援けて其志を伸べしめ一方益々朝鮮農民の移住を誘致して其開拓に當らしむるは今日の急務にして之れ獨り彼等の福祉たるのみならず帝國及支那の食糧問題並に產業問題の解決に貢献する極めて大なるものあらん。

彼等か農耕資金を求むるの狀は恰も餓虎の食を索むるが如き觀あり然れども內地人自ら之に指を染むるは多年欝積せる支那側官民の對日感情あるあり且つ又內地人か荒涼寂寞たる北滿奥地の生活に耐ゆるの不可能たるとに依りて蓋し至難事たるべきも朝鮮人は是等の諸點に於て內地人に比し極めて優越なる能力と地位を有し特に露支人にして未だ水田耕作の絕無なるは內鮮人企業家の頗る注意に値ひする所ならずやされば內鮮人資本家は北滿水田事業の有利なる所以を了解し之に指導と資本とを與へ自他共に利するの良途に出でられんことを切望す今左に北滿移住朝鮮人の水田耕作狀況を十數項に分說すべし素より這は未だ委さざる處多しと雖も併も可憐なる六千五百人の營農的生活の一端は容易に窺知するに足るべく又之に依つて其前途に橫り

つゝある諸多の問題に有利の解決を與ふべき資料として敢て内鮮人識者の一考を乞はざるべからず。

(一)水田耕作の發端

古參移住の朝鮮農民は多く咸鏡北道江岸地方の者にして水田耕作に慣熟せざる爲め畑作のみを營みたるも大正十年中、寧安縣牡丹江驛及四道佘子に於て慶尙南道人具卿淑氏外數名か初めて水田を試作せるに良好の成績を得たるより四隣相傳へて翌大正八年以來之れが經營をなすもの簇出し今日の盛運を見るに到れり。

(二)水田の分布、耕地及生産額

大正十年に於ける朝鮮人の水田耕作面積産額及將來可耕地見込の判明せる分は左表の如し。

大正十年 北滿朝鮮人米作狀況表

(大正十年十二月調)

種別／縣別	農民 戸數	農民 人口	水田面積	産額 籾	産額 米	産地相場 籾(一石に付)	産地相場 米(一石に付)	生産剩餘米見込量	將來可耕見込地
濱江縣	三戸	一九人							
雙城縣	三九	一五九		(不明)					
同濱縣	七三	三〇一	七〇三反	八〇八石	四一四石	一三,〇〇〇円	二九,〇〇〇円	三九〇石	三五,〇〇〇反
寧安縣	七二六	二,七〇八	一一,五四六	三八,四四〇	一六,五二八	九,五〇〇	二六,五〇〇	一四,二〇〇	四〇二,八〇〇
穆稜縣	二七六	一,四二九	二五〇	四七五	二〇六	九,五〇〇	三〇,〇〇〇	一五〇	二五,〇〇〇
東寧縣	三二八	一,七八二	七〇	一〇三	三九	一一,八〇〇	三八,〇〇〇	—	一二〇,〇〇〇
依蘭縣									
富錦縣	一〇	二二		(不明)					
滿洲里線沿線	五二	一一九							

黒河地方 （不明）

計 一五一七 六、五三九 一二、五六九反 三九、八二六 一七、一八七 平均一〇、九五六 平均三〇、八七〇 一四、七四〇 五八二、八〇〇

右の外に判明せざるもの約七八十町歩に達する見込みなり則ち其既耕地は寧安縣牡丹江流域及鏡泊湖附近穆稜縣穆稜河流域、東寧縣綏芬河流域に最も多く雙城縣、濱江縣、富錦縣の松花江支流にも若干を有す是等諸江河の流域には尚ほ多くの水田可耕地を有すれば今後數年間は朝鮮農民か主として寧安、東寧、穆稜縣地方に集中すべきも逐次第二松花江流域たる雙城縣及哈爾賓以北松花江流域の開拓を見るに至るべき趨勢にあり濱江縣及哈爾賓以西滿洲里線地方は氣候風土の關係上、耕地の農村的發達を見るには到らざるべし。

大正十年朝鮮人耕作に依る米產額の判明せるは前揭表出の如く此外未調査の分は約百石に達するならん其反當り產米額は最高一石四斗二升餘、最低五斗五升七合餘、平均一石三斗六升七合餘にして之を朝鮮及內地に對比すれば好成績とは云ひ難きも大部分は初耕地にして耕地不整頓の爲め實際播種し得ざる田面あり且つ一部の霜害を蒙れる爲にして將來耕地整頓し作物の土地に慣熟するに至らば平年作に於て二石內外までを收穫するを得べし。

（三）朝鮮人農業者戶口

北滿地方在住の朝鮮人農民は前表の如く濱江縣十二戶、十九人、雙城縣三十九戶、百五十九人、同濱縣七十三戶、三百一人、寧安縣七百二十六戶、二千七百八人、穆稜縣二百七十六戶、千四百二十九人、東寧縣三百二十八戶、千七百八十二人、富錦縣十戶、二十一人滿洲里線沿線五十二戶、百十九人等にして合計千五百十七戶、六千五百三十九人なりしが依蘭縣及黑河地方の調査は未だ行屆かざれば若し右地方にも若干の農民在住せるものと推定すれば總計千六百餘戶、六千七百餘人位を算するならん併も寧安縣は古來北滿倉庫の稱ある丈け移住農民は北滿地方中、最大數を占め二千七百餘人に達し居るか這は土地的關係より農民移住か此地方に多く集中せる素より其處なるべし尚ほ右の統計は昨年十二月中現在なるが又本年二月末より個人若くは團體的移住は續々殺到し一日は一日に比し漸增を加

へつゝあれば恐らく本年末に到れば八千乃至八千五六百に達すべきか又盛んならずやこ

(四)氣候風土と地質

北滿洲の地質は南滿洲に比し一般に肥沃なり特に水田可耕地の多くは有史以來甞て鋤鍬を入れざりし處女地にして地表は腐蝕土を以て覆はれ肥料を施さゞるも尙ほ且つ肥沃に過ぎて蒔耕する時は稻草過度の成育をなして結實不良となる爲め處女地を開墾したるものは四五年間播種の際は只種子の安定し得る程度に地表を柔軟ならしむるのみ播種後は絕對に中耕を爲さず之に依りて見るも如何に地味の肥沃なるかを窺知するに足らん。

氣候は冬季酷寒にして大正十年の初霜は八月二十六日、初雪は十月三十一日にて最寒は攝氏零下五十度なり河川は例年十一月初旬より翌年四月中旬迄は凍結して氷身の厚さは約三呎を示すものあれば冬季屋外の作業は全然不能に屬し稻作の如きは最も早稻種を選擇せざるべからず夏季は五月下旬より暑熱に入り六月下旬より七月に入りて最高溫に達し列氏二十二、三度乃至三十度を示し九月初旬に到れば樹木は落葉し始め晝間の日光直射の際は列氏三十度に上昇することあるも夜間は列氏二度に下降し晝夜の差度、頗る大なり濕量は觀測資料なきも秋冬春季は雨雪共に尠なければ空氣甚しく乾燥し夏季は降雨適順にして空氣濕潤し風位、風力之れ又觀測資料なきも農作物を害するが如き强烈なるもあるなし。

(五)水　利

水田は江河流域に於て開拓耕作するに付き何等專門的技術と巨資とを要する事なし卽ち土地の自然的傾斜を利用し自から簡易なる農具を用ゐて水路を作り容易に引水するを得べく旱魃洪水等の天災は極めて尠きものゝ如し。

(六)種　子

現在種子として用ゐ居れるは北海道より輸入せる小田代及咸北地方提來の黄租の二種類にして何れも有芒種なるが其實驗的經過に徵すれば二種共甚だ土地に適合するものと認め得べし。

(七)土地所有權及地租

土地の所有權は支那側知事公署の徵稅帳簿の登錄及財政廳より所有者に交附する執照に依りて證明さるゝが農地の負擔すべき公課には左の三種あり。

(1) 地租(國稅)—俗稱大租

地租は民國三年田賦劃一章程に依り統一され居るも其貧富の程度に依りて彼此相異することあり徵稅事務は縣知事の所管にして規定稅率は左の如し。

上等地每一畝に付　大洋一角四分四
中等地同　同　一角一分
下等地同　同　六分六
最下等地同　同　三分二

大洋一角は邦貨十錢に相當するも時に銀相場の高低に依りて多少の相違あり一畝と稱するは我百八十五坪八合五勺にして十畝を一晌と稱し一晌は六反一畝二十坪に相當するも其地方に依りては必ずしも正確ならず朝鮮人移住の最も巨數を算する寧安縣地方にては一晌は槪ね四反六畝に相當するが如し。

(2) 地方稅

警察費、教育費及保衞團費等にして俗に晌地、地捐畝捐等と云ふ其負擔は地方に依りて同一ならざるも一畝に付き大洋一角乃至二角なり。

(3) 村費

祠廟、道路、橋梁等の修築費、村立學堂費、看地錢(耕地見張費)にして是又地方に依りて一定せざるも一畝に付き二百文乃至五百文(邦貨二錢乃至五錢)と見るべし。

(八)耕地取得方法

(1) 賣買

他國人に對しては絕對に賣買を認めざれど只日支合辦の場合には土地所有を確認すべく朝鮮人にして現在土地を買收し居るものありと雖も是等は支那に歸化(朝鮮には本籍の儘)の手續を爲し居るものなり支那の國籍に入れる朝鮮人中には眞に支那人たらんとするもの尠なく土地買收の便宜上此手段に出づるもの多し然るに最近此內情にして支那官民の知得する處なるや買收上非常の困難を來すに到れり又其賣買の方法は賣買者間に中說人(仲介人)なるものありて賣主は中說人を通じて買主に申込み若し其豫約成立したる時は期日を定めて賣主の同族者賣地接續地の所有者、村長及中說人立會し土地を踏査して賣渡證(賣契又は兌契、退約と稱す)を作成し中說人之れに

署名し舊地劵及之れに對する書類(賣契)と共に代金引換に買主へ交附するを賣買の成立となし斯くて賣買成立の上は買主か知事公署に到り賣買價格の百分の九の手數料を納附し徴税帳簿の書換を申請し新地劵の下附を得、玆に初めて所有權移轉手續の完了となす也賣買價格は咋大正十年冬に在りては一晌地に付き熟地(現在畑地となり居るもの)三十五圓、荒地(即ち處女地)二十圓内外なりしも近來支鮮人間に於ける賣買幾んど絶無なれば從つて實際的取引價格は不明なり。

(2) 借地

支那朝鮮人間に行はるゝ借地方法には左の三種あり

(イ)毎年拂

五年乃至二十年間借地契約を爲すべく其借地料は毎年支拂ふものにして一晌地の借地料年額は熟地七圓内外、荒地四圓乃至五圓なりとす。

(ロ)前金拂

五年乃至十年間の借地契約を訂結するに際し其借地料は契約と與に一時拂と爲すものにして借地料金年額は一晌地に付き熟地三圓五十錢内外、荒地二圓内外なるべし。

(ハ)當租

土地を抵當として五年乃至八年間無利子にて地主へ貸金を爲し其土地を使用収益するものにして期限の長短、土地の良否に依りて差異あるは勿論なるも一晌地にき熟地は二十八圓、荒地は十五圓内外なるを普通とす。

(九)小作法

支那朝鮮人間に於ける小作法は左の如し。

(1) 並作

農耕期を五箇月とし此期間地主は(眞の所有權者及使用収益權者を便宜上總べて地主と稱す以下同じ)一人前の農夫一名に對し農耕期間毎月粟二斗二升、鹽五斤、豆油一斤、味噌二斤乃至三斤、大豆二升二合、石油二斤及金一圓内外を小作人に給與し其收穫物は籾にて折半すべく此場合は一農夫の耕作面積、熟地は三晌地、荒地に二晌地なるを常例とすべし。

(2) 打租

小作人は收穫籾の二割乃至四割を納入すべく之か爲に地主は農耕期間月三分利の農耕資金を貸與するの義務を負ふものとす。

(3) 定租

作物の豊凶如何に拘はらず定額小作料となすものにして其小作料は一晌地に付き籾二石乃至五石なり。

(一〇)賣買借地及小作に關する慣例

(1) 小作地の異動は陰曆正月十六日より同月末日迄に決行するを例とすべくされば新に耕地を得んとするものは此期間に於て處理せざるべからざれど荒地に到りては必らずしも然らざるが如し。

(2) 土地に對する公課の負擔は契約に依りて定るものとす。

(3) 現行支那法規に於ける永代借地期間は三十個年以内なり。

(4) 初耕地の公課は第三年目に於て初めて賦課すべき規定にして支那農民は初耕地の第一年は煙草を栽培し第二年には蕎麥を作り第三年目より高粱、粟、大豆等を輪作すべくされば其試作期間たる煙草、蕎麥耕作時代は無税なるが此無税期間は其耕地の生産品に對して課税すべく又山林、草生地等も無税なれど是又木石、草等の生産收穫物に付き課税し居れり。

(5) 支那人間の契約には必らず中人(保證人)を要すべく其保證人は證書に署名捺印するも多くは印顆を所持せざるに付き拇印すべく若し拇印の場合には必らず證書面に何れの指の拇印(右拇指と云ふが如し)なるかを明記するを常例とす。

(6) 中説人及中人に對する報酬は本人か同村内のものなる時は酒食饗應の程度に止め置くも若し他村のものなりとせば相當の謝禮金を贈呈するものとす。

(7) 無資力小作人は收穫物を或割合に於て地主に分配すべき契約を訂結し農耕期間小作人の住居、食料、農具等を地主より提供せしむる方法を取るが此方法は小作人に不利なる場合尠からざれど土地の需給及資力の關係上、又之れに依らざるを得ざるもの多し。

(一一)耕作法及農具

(1) 荒地

荒地にして立木存在し又は雜草繁生の土地に在りては之れか搬出に便する爲め地面の凍寒期間に伐採運出を行ひ解氷を待受けて直に畦畔の築造、用水路の掘鑿、耕地の地均しを爲し用水路修築費は小作の場合、材料を要するとせんか其費用は地主に於て負擔し勞力は素より小作人の負擔にして之れか掘鑿は農

家在合せの農具にて容易に施工するを得べく從つて多大の勞力又は技術を要せず。

暦の「小望」に到れば耕地面の雜草を長柄の鎌にて刈取り投棄して田面に引水したる上を長さ約四寸の長柄の熊手を用ゐて地表を攪拌し其濁水の清澄を待受けて播種す。

播種に際しては苗代に依らず之れ苗代に播種し更に移植するに於ては移植の爲め其發育は一時停止するに付き短期間に成育を必要とする北滿地方に在りては結實前早くも寒冷襲來の虞れあるが爲め茲に於てか耕地の直接播種を必要とする也。

次に播種籾量は我が一反歩に付き二斗內外を程度とし播種疎少なれば土地肥沃の爲め過度に分蘖し蘖芽は發育遲くして結實を見る能はざるものあれば其分蘖の餘地なき程度の多密を要とすべし實驗家の　に依れば一粒の籾より六十本の分蘖を見たるものありしが幾んど結實せざりしと云ふ。

內地朝鮮と同じく播種籾は若干日、水中に浸して引上げ僅かに發芽したる時期に於てすべきも農夫手不足の爲め短時日に全耕地の播種を終了し得ざる場合は之れか爲に蒔付前發芽し且つ過度に成長する憂ひあれば如斯場合には籾を浸水せずして單に播種直前一回浸水したるに止め直に蒔付くるを可とすべし尙ほ播種は初墾地を最初とし次に畑を改作して水田となせるものに及ぼし一年以上水田耕作を經たるものは最後に播種すべき程序となり居れり。

播種後、約二十日を經過すれば苗長一寸內外に達し雜草は一尺內外に及ぶものあれば此際は苗身を損せざるべく長柄鎌にて雜草を刈取り刈草は其儘に放置して腐蝕せしむる時に苗は順次成長を繼續するも蓋し雜草は水中に在りては抵抗力薄弱なる爲め稗類以外は發育せざれば其後出穗まで二三回稻身の發育を妨くるが如き長大の雜草を拔き取るのみにて內地及朝鮮の如く中耕、草取りなどの必要なく是等の作業は暦の「中伏」迄に終了せざるべからず。

出穗後は稗拔きを爲すもあるも手不足の向きにありては強ひて之れを行はざるも可也出穗は初穗後約一週間にして出揃ひ又初穗より約一個月間にして成熟すべく一穗の粒數は百六十八見當にて刈取りの約一週間前には田面の水落しを爲すべく斯くて播種より刈取りまでは百日乃至百二十日を要すべし。

(2) 熟地

熟地とは既に畑又は水田として一年以上の作付けをなせる土地を稱す是等熟地に對する耕作法も播種後は荒地のソレと何等異なる處なし播種前の作業は畑地たりしものは引水路の堀鑿、畦畔の修築、地均し等は荒地同様に其施設を爲さざるべからず又熟地にして地表の瘠削したるを認めたる時は飜耕を爲すの要あるも大正十年海林地方に於て約十町歩の土地を飜耕したるものありしが斯くては稲草の成育は荒地同様となり却つて不成績を示したる例もあれば稲作開始後、少くとも四五年間は飜耕せざるを可とするもの丶如し。

(二二)病　蟲　害

大正十年海林地方に於て若干の浮塵子發生を見たれど這は收穫に影響する程度のものにあらざりし其他には病蟲害の發生を聞かざるなり。

(二三)苅取より精米迄の作業

刈取りは暦の「白露」前後に於てすべく之れ白露の交には降霜を見るを常例とすれば兎に角降霜前に於て刈取りを了せざるべからず若し刈取り前、降霜に逢著する時は稲身倒伏するに付き内地及朝鮮の如く稲株か一塊を作り居るものにても刈取り困難なれば況んや北滿の如く撒蒔の稲田にては刈取り作業に異常の影響を與ふるのみならず相延いて其米質を毀害する多大なるに於てをや。

稲刈鎌は五尺位の柄あるものを用ゐ横列に薙倒し雙手にて攫み得る程度の把となし二三日間は田面にて乾燥したる末、部落に搬致して稲積となすなり。

稲扱は未だ之れを使用せるものなく兩手にて把元を攫み穂の部分を硬質の木又は石塊に打付けて籾を揮ひ落し居るが此方法は甚だ原始的の如きも北滿は既に當時稲穂凍結して叩き付くるに非らざれば又容易に落籾せざるか爲め却つて稲扱を用ゐるよりも作業上の效果早く併も脱落堆積したる籾は自然風を利用して五尺位の柄ある飯盛杓子形のものに打ち掬ひ七八尺の上空に飜揚して籾中に混入せる藁屑、虚質籾を吹去らしめ選籾を爲すにあり。

選籾したる籾は朝鮮に於てすると同一方法に依りて保管し若くは外庭に平板を以て數十石乃至數百石を容るべき大周圍を作り之を貯藏するもあり。

籾磨り用の土臼は海林地方に於て使用するも其他地

方にては之を見受くるところ甚だ稀れなり最も土臼を使用するものに在りては爾後の作業は内地及朝鮮と同様にして唐箕(萬石通)及千石通、足踏舂等に依るべく其土臼を使用せざるものは支那式の石臼を用ゐて籾の現物を一回磨りては籾殻を去り又一回磨りては籾殻を除き斯くしつゝ七八回反覆すれば半白程度の白米となれど此方法を以てすれば砕米多く且つ精白と為すこと難し。

右收穫に關する作業は刈取り後直に行ふに非らずして放置等の關係より火急を要するものは支那人勞働者を用ゐて急速に著手するも然らざるものは冬期中、必要に迫まられて其都度作業する也之れ北滿地方は冬季の室外作業は全然不可能なるに付き是等は農家結氷中の一業務となし居れり。

(一四)米　質

苅取り後、氣候の關係より充分の乾燥を為し能はざるより其徹底的乾燥を缺くの點は辭する能はずされば夏期貯藏上には多少の不安を感ずるべし米粒は概ね細小にして光澤に乏しきも其耕地の歳月を經過するに伴ひ漸次大粒となり益々光澤を帯び來るものゝ如く只青米の混入割合に多きは要するに降霜を氣遣ひ苅取りを急ぐにあり又新耕地の米は炊飯後、其粘力に乏しきが如く加之炊爨に際しては荒地米は熟地米に比して水量を多くし且つ炊業に比較的長時間を要せざるべからずされど三四年を經過したる水田米は其色澤、粘力及味質等は斷じて朝鮮米に遜色を見ざる也。

(一五)藁、籾殻、糠

藁は籾用叺として農夫需要の外に露支人の牛馬用の為め百斤二十五錢位に賣却され居るも其大部分は放棄して利用の方法あるを聞かず米の容器としては未だ叺を用ゐるものなく麻袋に依り居るも麻袋は五布度入(約五斗五升)一個三十錢乃至五十錢の相場にて米袋としては二年間使用し得るに過ぎざれば將來藁にて叺を製造し麻袋に代ふるに於ては經濟的及保存上、一擧兩得の策と思料する也。

藁質に到りては荒地産は粗硬に且つ長短不整なれば加工材料としては蓋し不良なるも歳月を重ぬるに伴ひ草丈け揃ひ加之彈力性に富み來るべく藁長けは略々二尺七八寸なり。

籾殻は今日全然利用の方法なきが如きも燃料に之を

充當すべき精米機を使用することゝせば有利なるべきを信ぜらる。

粃は牛馬豚、家禽の飼料となすべし。

（一六）米の需給狀況

生産地にては內鮮人及露支人は米を食料となすと雖も就中鮮露支人の多くは雜穀を常食とする爲め消費高は之を其人口に對比すれば極めて僅少なるが如し。

北滿に於ける米の需要高に就ては今ま正確なる計數を知る能はざれど昨年中（大正十年）、哈爾賓の輸入（日本軍用を除き）は約一萬五六千石にして此內約截半は朝鮮米、其他は南支、蘭貢、柴棍米等なるが露支人の消費量は漸次增加の傾勢にあれば將來の需要高は若し我が駐屯軍隊撤兵する事あらんも亦決して現在の消費量より低下するなかるべく且つ北滿米は價格の點に於て南滿乃至朝鮮內地産米と競爭し霸を稱する强味あれば將來と雖も生産過剩を憂ふるが如き事なかるべし尙ほ哈爾賓與信所の大正十年十月調査にかゝる寛城子驛（南滿線長春驛に接續する東支線最南の驛）に連絡貨物として到着したる米の數量は左の如し。

北行

大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
四七、五七八布度	四八二、二八九布度	一三六、七四五布度	五二、五九八布度	一八二、〇五六布度

南行

大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
一布度	一布度	四八布度	五三三布度	一布度

附記、右表單位は布度（一布度は四貫三百六十匁餘）とす。

（一七）農耕資金及金利

朝鮮人の農耕資金は間接に在哈爾賓邦人側金融機關の融通にかゝれるも其數額は尠なく大部分は耕地所在地支那人より出で居るものゝ如し其金利は左の如し。

朝鮮人相互間 及鮮支人間	月利五分 乃至八分	普通六分
內鮮人間	同　五分	
支那人相互間	同　三分五厘	

尙ほ大正九年中、寧安縣地方に於て水田開拓又は精米業等に對し朝鮮人以外の投資額を擧ぐれば左の如し。

一萬圓	海林東露公司（內地人）
五千圓	（三十萬圓四分一拂込日支合併）借款公司（北滿興業）

三千圓　牡丹江三共公司(堀川)二千圓海林永野間榮次
二千圓　海林井口商店　　二千圓華幕式(白國人)

右は何れも直接に水田耕作を經營するにあらずして朝鮮人を使役し又は朝鮮人に小作せしめたるものなりしが朝鮮人の氣質性情に通せざる關係上、其結果は概ね良好ならざりしが如し。

現在北滿地方の鮮農を基礎とし之れに要すべき農耕資金は大約十萬圓内外の見込みにして卽ち二月頃より收穫物の處分迄に毎月約一萬圓位宛を低利にて供給し收穫物に依りて辨濟を得ることゝせば移住朝鮮人に取りては蓋し亡上の慶福たるべし。

(一八)移住農民の收支

移住朝鮮人の營農收支に就ては家族の多寡、農夫の勞働能率其他四圍の狀況に依りて同一ならずと雖も假りに夫婦と十歳未滿の子女二人を有する一家族か新に朝鮮より移住し小作農を營むものとせば其移住第一年に於ける收支概算は左の如くなるべし。

(1) 移住より第一年收穫迄の資金

旅費　約百圓
家具農具及種籾代　約八十圓
家賃十箇月分　約七十圓
食費十箇月分　約百八十圓
雜費十箇月分　約三十圓
計　四百六十圓

(2) 收入

(イ)熟地耕作の場合
耕地三晌地
生產籾　約四十石
内小作料約十二石支拂ひたる殘籾　二十八石
籾一石十一圓として二十八石の代金　三百八圓

(ロ)荒地耕作の場合
耕地二晌地
生產籾　約二十六石(初年は小作料を要せず)
籾一石十圓として二十六石の代金　二百六十圓

差引
熟地の場合　金百五十二圓　缺損
荒地の場合　金二百圓　缺損

右の如く初年は荒地よりも熟地耕作を利益とするも第二年にありて荒地ならんか耕地面積を増加するを得べく又荒地第二年目の收穫に到りては熟地と大差なき迄に進歩し且つ小作料を要せざるが爲め第一年の不利

は第二年目に於て回復するを得べし第一年には荒地、熟地共に缺損を遁れざるも第二年目よりは旅費、家具及農具費を要せざるに付き茲に前第一年の缺損を償ひ塡充するを得る也。

其住家に到りては最も下層階級のものならんか幾んど無償に等しき木材を寄せ集め自から斧と鋸のみを用ゐて朝鮮人式草葺温突の所謂堀立小屋と異るなき粗造家屋を急造し之に居住しつゝあるが這は相當の家屋を建築するの資金を有せず又多額の家賃支拂に困難なれば不得已、玆に出づる始末なれど就中家賃節約の爲に是等堀立小屋の居住に甘んずるも尠からずとせず。

生計費中の食事は移住初年に於ては土地に慣熟せざる爲め比較的美食を取るの傾向あるも漸く土地に親むに從ひ多く雜穀を食用となすに到り自然食費を輕減する事となるべし。

それ斯の如くして第一年を支持し得べき資力ありせば第三年目に到りて多少の餘財をなすに到るべく若し自作農を營むものとせば前記第八項に掲出せる借地料を要すべし併も之れと同時に小作料なき爲め一層有利なるべし。

更に莫大なる面積の耕地を所有し朝鮮人農夫を傭役し自作するものとせんか農夫傭賃は一期一人約百五十二圓を支給すれば本人自から衣食して一人熟地三晌地、荒地二晌地を耕作せしむるを得べし農具は農夫一人當り約二十五圓位の經費あれば足れりとすべく之れに借地關係を考量せば其收支を推算するに又容易なるべし。

昨年某朝鮮人か支那人より荒地約二十晌地を四年間無料にて借入れ日傭人夫を使役し水田を耕作したるに此總投資額五百圓にして百四十石の籾を收穫し一石十五圓宛にて放賣して二千百圓を得たれば投資額五百圓を控除し差向き第一年に於て純益千六百圓を得たる實例あり右は寔に稀有の好成績に屬すれば悉く此收益を見ずとも日傭人夫耕作に依るものとせば尠なくとも千圓の投資にて二千圓の收益を擧ぐるは敢て不可能事に非らざるが如し。

(一九)農家の副業

北滿朝鮮人の農家副業としては一部朝鮮人に於て狩獵、干草採取を事とするのみなるか到處廣漠沃土の原野連亙し居れば干草採取は相當の收益あるべく一面坡地方に於ては露人にして養蜂事業を營むもの多きが之

又倣うて以て副業として可なるべく市街地附近にては野菜類の栽培も妙なるべく素より能く支那人の栽培と同様の成績は收め得ざるべきも家畜、家禽等の飼育は畢竟朝鮮人に期求し難く養蠶事業には未だ染指せるものあるを聞かざる也。

◎支那人の米食と滿洲產米高

近年、大連市を始め滿洲各都市に於ける支那人間には米食著しく流行し從つて滿洲に於ける米の需要は逐年增加の一方にして目下一箇年間の白米消費高は約八十萬石に達せり翻つて滿洲に於ける米の生產高は白米として約四十五萬六千石なれば其三十四萬四千石の不足は內地、朝鮮、香港等より輸入し之を補給せざるべからざるの現狀にあり更に最近調查に係る滿洲の既墾地は約一千百萬町步にして就中水田面積は關東州約三百町步、奉天省三萬六千三百町步、吉林省一萬二千四百町步計四萬八千町步なりしが可耕未開地は尙ほ滿蒙を通じて一千萬町步と推算せらる則ち北滿黑龍江省の如き可耕面積の約八割は未開の儘に放棄しつゝあり右のうち內蒙古、遼河支流沿岸白音太拉附近、間島附近、露領沿海州グロデコォ、奉天省東山地方、洮兒河沿岸の洮安、洮南、突泉附近、松花江流域、遼河平原、京奉線以南等は水田可耕地としての比較的開拓容易なる地域は約四五十萬町步あり加之北滿吉林地方及東部內蒙古方面をも探查加算する時は開田可能面積は實に百萬町步以上に達すべし滿蒙開發の第一步として是等耕作經營の容易なる地域より漸次水田を開發し滿洲農業の發展を期すると同時に日支多年の懸案たる食糧不足を補給するは焦眉の大問題なるべし。

間島の朝鮮人小作農

間島　龍井隱士

間島は今や漸く世上の注意を喚起し進んで之が開拓に着手せられんとするの機運に向ひつゝあるは我經濟的勢力の伸展に新たなる一進路を得たるものと謂はざる可らず而して間島の今日あるに至りたる所以のものは是れ一は天惠地利の賜たるに因る可しと雖も主として櫛風沐雨之が開拓に努力したる移住朝鮮人の功績に歸せざる可からず目下在住支那人五萬强に對し朝鮮人は約三十萬の多きに達し將來は八十萬を豫想し得るに難からず此偉大なる趨勢に拘らず間島朝鮮人の現在五六割は支那人の小作人として貪慾飽く事を知らぬ彼等支那人地主の壓迫と無智なる支那下級官憲の誅求を受くるの狀態にして自ら向上、發展、開拓の實を擧ぐる意氣全く銷沈し低級極まる生活に甘んじつゝあり。

抑も朝鮮人が間島に移住するに至りたるは明治二三年に亘り咸北地方に稀有の凶歉ありそれが爲めに豆滿江沿岸の人民移住し爾來續々として移住し來りたるに始る移住者は當時貪慾誅求至らざるなかりし韓國官吏の羈絆を脫し自由の天地に生活を營みたりしも幾何もなく支那人の壓迫を蒙り易服辮髮するものは歸化者たるの待遇を受け土地の耕作を默許せられ僅かに生計を營む事を得たりしが然らざるものは鮮內地に放逐せられ或は其耕地を沒收せらるゝ等の事ありたり是れ移住朝鮮人の大部分が支那人の小作農たるの境遇に陷れる遠因にして支那人は小作鮮人に對し壓迫と侮蔑とを以てし全く奴隷を扱ふに異ならざるものあり而して過重なる小作料を徵するのみならず貸付したる些細の金穀に對し暴利を貪るのみならず貸付金穀の回收見込なき時は殘虐にも子女を强奪するが如き暴行を敢てするものあり然るにも拘らず年々間島に移住者の增加する所以のものは間島は比較的天惠地利に富み沃野到る處に開けたるも亦其一因たらずんばあらず朝鮮人が住み馴れし故山を出で一輛の牛車に妻子と砧杵を載せ一家の

運命を行雲に任せ行路遼々生活の地を間島に見出さんとするの狀況を目撃する者は何人と雖も惻隱の情を禁ずる能はざる可し然るに斯る憐むべき移住朝鮮人の增加は益々事大思想の高潮せる支那人の侮蔑と橫暴とを馴致したるや論なく彼等支那人は朝鮮人を目して亡國人と敬し自から大國人を以て居り侮蔑橫暴到らざるなきも朝鮮人自ら亡國人たるに甘んじ唯々諾々只管に支那人の鼻息を伺ひ彼等の憤怒を招かざらん事を是れ努めたる結果小作人鮮農は恰も奴隷の如く支那人地主の爲めに壓制酷使せらるゝに至れり卽ち(一)小作人は小作耕地の租稅の半額を負擔せざる可からず(二)收穫物は多く折半の法を用ゆ但し丘陵地其他山間瘠薄の土地に在りては地主及小作人の取前は四分六分或は三分七分の所なきに非らず(三)小作人は小作耕地支那一日耕に付き牛車二三臺の薪炭を地主に納めざる可からず(四)收穫者小作人は總て收穫量作物の打穀及貯藏の責任を負ふ(五)播種植付作物は小作人の任意たるを得ず地主の許可或は指示に基かざる可からざるのみならず地主は自家の農繁期或は冠婚葬祭其他雜役には小作人の農繁期たると又は他の事情を顧慮するなく時と場合を選ばず又小作農民の一家老弱男女を問はず使役するの慣習を有するなど數へ來たれば種々の壓制拘束の下に酷使せらる故に支那人の小作農たる朝鮮人は常に地主の暴戾に悲憤の涙を注がざるなく故山に殘れる緣戚故舊を想ふの念深きものあるが如しと雖も貪慾なる支那人酷使の下に汲々として生活の資に追はるゝのみにして毫も餘財を蓄へ歸還の資に供せんとするが如き餘裕なく遂に間島に永住せざる可からざるに至れるもの蓋し尠少ならざるべし。

朝鮮人を地主とする小作鮮農は全く前記の狀態と其趣を異にす是れ其同族たるの觀念より諸種の便宜を與ふるものにして牛畜農具等の無利息貸與の良習慣ありて地主對小作人の間柄は萬事圓滿なれば朝鮮人小農は總て朝鮮地主の小作人たらん事を希望すると雖も朝鮮人にして他人に小作せしむべく廣大なる土地を所有する程のものは尠なく從て間島移住朝鮮人の大多數なる無資産朝鮮農民は殆んど支那人地主の下に小作人たるに甘んぜざる可からざるの狀況なり今や間島の開發將にその緒に就かんとするの時に當り間島住民の基礎たる可き朝鮮農民にしてその多數は尙ほ叙上の悲慘なる境遇より脫し得ざるの狀況にあり最も近年の間島移住朝鮮人は從前の移住者と稍や其趣を異にするものある

地に於ける生存競爭上の敗者と認めざる可からずと雖も中には多少の資本を携帶して此地にて生活の基礎を樹てんとするもの漸く多きを加ふるに至り從來の如き無資產農民の移住とは同一視す可からざるものあり況んや近來間島に於ける我國の勢力は一般に認識せられ朝鮮人對支那人の關係は漸次改められんとするに至れる時に於てをや永年支那人の酷使の下に甘んじ屈辱と迫害とに苦しめられつゝありたる間島唯一の開拓者たる朝鮮人小作民に對する我救濟と補給は目下焦眉の急務なりと云はざる可からず之れが救濟策とも云ふ可きは特に農民の爲めに資本供給の機關を充實せしめ根本的施策として內地資本家を招來して土地を買收し朝鮮人小作人の多くを日本人地主の配下に屬せしむるにあり是れ單に朝鮮人保護救濟の手段たるのみならず間島永遠の開發に見て最良の上策たる可し。

哈爾賓朝鮮人事情

哈爾賓　吉敷要助

(一)

哈爾賓に於ける最初の朝鮮人移住年代は記錄の徵すべきものなく又口碑の傳ふるなければ今之を確實に知悉し能はざるは頗る殘憾とする所也されど大正元年中、既に哈爾賓の朝鮮人は約百五十餘名を算したるの傳說に溯及し哈爾賓沿線に初めて朝鮮人の移住を見たるは約三十年前にありと云ふの蓋し事實に近かるべきを信ず惟ふに最初の第一人若くは第二人は約三十年前に屬せしならんも一時に多數者の移住を示せるは蓋し日韓歸併前後なるべきか併も哈爾賓の移住率は之を東支鐵道東部沿線地方に對比すれば甚だ寡少に失するものあり則ち東部沿線某々地方の如きは僅々四五年間に五六千乃至七八千に達し今や一萬に垂んとするものあるにも拘はらず哈爾賓は過去三十年間に於て漸く一千名を算するのみに非ずや畢竟之れ土地的關係に緣由するものにして由來朝鮮人は都會的市民にあらずして田園的村民なり特に在外移住者は殆んど本來の農業者及營農を目的とする所謂農業移民なれば彼等か都市を回避して農村に雲集潮來するは自然の趨勢なりとすされば北滿の雄都たる國際的商業市場の哈爾賓に於て朝鮮人の在住的勢力微々として振はず却りて東部沿線地方か移住朝鮮人の隆々たる努力に依りて着々農村田里の開拓建設を見るは蓋し必至の歸結と爲さざるべからずさるにても哈爾賓は南滿、間島、露領沿海州、東部西伯利方面の陸的及松花、黑龍兩江の水的交通の湊合要衝なれば朝鮮人往來の頻繁殷盛なるは北滿の甲觀たり現住千名に近しとなすも常に旅客の淹留するもの三四百名を下らざるべし。

朝鮮人の哈爾賓在留戶口は他の內地人及外國人と與に未だ其正確なる統計を知悉する能はず既に總領事館警察署と北滿憲兵隊と朝鮮人會との調査は三者各其差異を示せるは從來見聞に熟する處なれば何れを眞とすべき

か將又何れを非と認むべきかは容易に斷定する能はず併も總領事館警察署の昨大正十年十二月末調査の「本邦人及外國人人口統計表」は本年四月に於て發表されしが右は昨年十二月末朝鮮人會發表の計數と一致するものあるは蓋し事實に指導されたる眞の合致か左もなくば兩者何れか一方の調査を基礎としたるか必らずや二者其一に處るべしされば前年來兎角差異的計數を示したるもの今次初めて兩者の合致を見たるは統計上有力なる事實と認むべきも併も未だ全く之を眞の統計として信憑し能はざるものあり朝鮮人會發表の昨年十二月末調査の戸口職業別は左の如し。

戸口／職業	戸數	人口 男	人口 女	計	備考
醫院	五戸	一四人	八人	二二人	齒科醫を含む
農業	二	四	三	七	
雜貨商	一	二	二	四	
穀物商	一	二	四	六	
貿易商	二	三	四	七	
旅館業	二	五	四	九	
料理業	三	一二	三一	四三	
食道樂	二	四	二	六	
賣藥商	一	二	一	三	
洋服業	二	四	一	五	
理髪業	—	三	—	三	
勞働者	一七	三三	二〇	五三	內地人及外國人營業に傭はれ居るもの

雜業	四五	一八一	一一六	二九七
無職業	四九	一九九	二八	二二七
計	一三二	四六八	二二三	六九一

內容には一の違算あるが如きも先づ之を措き人口は男四百六十八、女二百二十三、計六百九十一人にして總領事館警察署の同年十二月末調査と全く同計數なりしも一方朝鮮人會の昨大正十年六月末統計に人口七百名を計上し居るに徵すれば昨年十二月末は前六月末に對比して若干の減退を示せるものと見做さゞるべからざるが之れ疑問の存する處なり素より一種の胸算には過ぎざれども昨年六月以降十二月末迄の朝鮮人異動情形によりて推測すれば其人口は增加こそしたれ決して減退の實狀を認むる能はざるのみならず尠くとも百乃至百五十名は增加せるものあるを斷定するに難からずされば前顯の統計に朝鮮人會及總領事館警察署への屆出を怠慢に附し居るもの又曩年よりの屆出遺漏及新規增加率等を併算し假令ば若干の退去者ありしとするも哈爾賓在留朝鮮人は如何に最少限度の目算を爲すも一千名若くは一千餘名に達しつゝあるを識認せざるを得ず斯くして哈爾賓に於ける朝鮮人行旅の常態たる三月乃至六月の滯留者を合計する時は優に一千二三百名となるべく這は又哈爾賓の現住朝鮮人人口と看做すも決して失當に非らざるべし吾人は目下此見地に於て正確なる既往三箇年間の異動的朝鮮人戶口表作製中なれば他日發表して大方の示敎を仰がんとす。

今假りに哈爾賓在留朝鮮人を一千名乃至一千二三百名と目算し其原籍別及移住的經路を研究すべし在留者の最多を占め居るは咸鏡北道出身にして之に亞くは咸鏡南道及平安北道なるが朝鮮に其本籍を有せざるものは此中間的數位にあり次きは平安南道、江原道、京畿道其他なるは北滿各地方に於ける原籍別狀態と著しき差違を認めざれど啻北滿各地方には支那及露國に歸化したるもの尠からざるも哈爾賓には支那歸化幾んど絕無にして露國に歸化し居るもの多く併も亦是等は擧げて朝鮮人間の資產階級たるは視目に値ひすべし彼等は疾やく帝政時代に於て露國に歸化し其生活樣式を露國的にし口に露語を操り新に露國式姓名を作爲して名刺に刷出し露國勢力鼎々の際は其虎威に尾して盛んに名刺を振廻したるは恰も今日海林地方に於て比較的智識階級にある朝鮮

人か支那に歸化し支那式姓名の名刺を提げて利權囘收的支那の勢力に阿附して虛威に誇りつゝあると又何等の徑庭なきは眞に識者の一嘆にも値ひせざるなりされど往年一朝にして露國が其淫威を失するや彼等の露國歸化朝鮮人は乍ち翻然として其態度を一變し屐を倒まにし走り且つ僵れて其露國式名刺を火中に投じ更に朝鮮の原姓名に復歸して新名刺急造の滑稽事を演じたる也之れを滑稽事として笑ふを休めよ朝鮮人の民族心理と事大主義とは遺憾なく此一事を通じて窺知するに足るものあらずとせんや遮莫、哈爾賓在留朝鮮人の移住經路は之れ又北滿各地方に於けるものと大差なく最も多きは朝鮮より直接移住したるもの次は南滿、間島、露領沿海州地方、東部西伯利の現住の異鄉を久戀の地に非らずと爲し更に水草を趁うて轉々遷移を重ねたる者なりされば彼等は日本內地語を解せざるは未だしもなれど朝鮮人として朝鮮語すら知らぬものさへあるは蓋し異鄉に生れて異鄉に人と成りし當然の運命なるべく之に相反して外國語卽ち支那語、露國語等に精通し恰も其本國語の如く心得つゝ居る觀なきにあらず國語と思想の關係を熟知するものは玆に一考慮を要せざるべからざるらん。

(二)

前掲の表出に依れば哈爾賓在留朝鮮人の職業としては其戶數人口に於て雜業及無職業か最大數を占め他の業別に到りては纔に何れも二十戶以下五十餘名に過ぎざるが抑も是等雜業及無職業とは何者を意味するか何人も一見乍ち疑問とする所なるべし北滿各地方の朝鮮人の約九割は營農者卽ち水田耕作を業とし居るものなれど哈爾賓在留朝鮮人の約九割は不正業者也と不正業者とは何んぞや世界的禁制品の取扱に外ならず更に世界的禁制品の取扱とは何んぞや阿片、モルヒネ、コガイン等の取扱を營業とし居るものにして前記の雜業及無職業は卽ち是等の營業者と知るべし否他の雜貨、穀物、貿易、旅館、料理、食道樂、賣藥商及勞働者を標榜し居るものに在りても右の不正業に關係絶無を以て許すべからざれば或人か哈爾賓朝鮮人の約九割は不正業者と斷ずるもの必らずしも所以なきに非らざるべし元來哈爾賓は國際的貿易市場にして農業、漁業將又鑛山地等にあらざれば玆に生存せんと欲せば須らく雄厚なる資本によりて商業を營まざるべからず然るに前記の如く朝鮮人は元來

都會的市民の素質に缺如し田園的村民にして取分け在外移住者に到りては益々然るべきものあれば彼等か一たび哈爾賓に來住したるもの丶恰も水禽の田圃に迷ひ出でたるが如く所謂土地的錯誤に過ぎざれば又生活の餘地なし併も彼等は生活せざるべからず生活の爲には働かざるべからざるものあり茲に北滿の露支國境及露領沿海州等は阿片罌粟の名產地にして就中ニコリスク、ポクラニチヤ產は滿洲各地及上海等に於ても一等品の聲價を有し加之阿片罌粟の栽培者の多くは朝鮮人にして他の一面に哈爾賓は阿片の需要及賣買輸送仲繼地なれば其栽培及附帶從業者か同胞朝鮮人たるの機緣より端なくも法律の禁制を犯して之か取扱に指を染め一擧奇利を博したるは抑も哈爾賓に於ける朝鮮人か禁制品取分け阿片取扱に從事せる發端なるべし斯くして着々巨萬の富を利し資產を成したるもの尠からざるが如何にも勞せずして多大の收利ある阿片取扱事業か朝鮮人の性情に適切し居るは言ふ迄もなく之を聞知翹羡して漸く哈爾賓に押寄せ來り從つて其取扱を經營するもの漸増し身又其不正業たるを覺らず一種の職業として遂に今日の盛行を現出するに到れるなり飜つて彼等の禁制品取扱は先づ阿片を主としモルヒネは之に亞くの狀態なるが其阿片取扱の內容を擧くれば哈爾賓にて阿片煙館を開業し支那人の吸飮に應じ且つ卸賣及仲買業を兼營し又は遠く產地元に出張仕入れて哈爾賓に輸送し來り支那人、內地人及露西亞人に賣却するもあり或は南滿地方を始め上海、天津其他支那內地等の都市に輸送するにありとす併も最近支那及我が官憲は之か取締方針を益々嚴行する爲め昨年來煙館營業及取扱者は大に減少し一方浦鹽政府か阿片專賣法を浦鹽及ニコリスクに施行したる爲め同方面に引揚げをなせるものもありて之を往年に比すれば大に其面目を改新せるは勿論なれど未だ市面の肅淸を徹底的期成し得ざるは一恨事とすべしされば哈爾賓に於ける朝鮮人の退去命令は主として禁制品取扱の違反に座し又昨大正十年度の總領事館管內の朝鮮人犯罪統計を見るも阿片、モルヒネ、コガイン密賣三十名、警察犯及警察取締領事館令違反十五名、賭博四名なるに徵しても如何に是等の犯罪か他に對比し多數なるかを了會すべし。

　阿片取扱問題に關して尙ほ一の言及せざるべからざるは卽ち哈爾賓在留朝鮮人の約九割か禁制品取扱を爲すと同時に傍ら阿片を吸飮しモルヒネ注射を行ひ病ひ既に膏盲に入りて其癮患も尠らざるにあり現に或人の談に

依れば哈爾賓の朝鮮人にして阿片を吸飲しモルヒネ注射を行はざるものは基督教信徒、醫師、學校教員其他少數の智識階級のみに止まり他は悉く是等禁制品の體驗者なりとされば前記の約九割説も亦いよ〳〵誇大に失せざるを知らん惟ふに禁制品取扱者か禁制品の體驗を爲すは極めて自然なれば其取扱根絶をなさゞる以上は又吸收と注射の嚴禁を彼等に强求する能はざるべし這は今日まで未だ世人の注意に熟せざる問題なれど禁制品の害毒は河潤九里にして其澤、三族に及ぼすが如く獨り本人のみならず子孫に遺傳するは今更言ふに及はず滋切に我が官憲は此方面にも取締の靈腕を揮はれん事を要望し置く。

兩三年前は哈爾賓朝鮮人の正業として比較的多數なるは旅館業にして次は醫師醫院なりしが最近旅館業は追減を示し其反對に醫師醫院の漸增せるは注意すべき現象なり其原因は一にして足らざるも朝鮮人の旅客か漸く支那客棧に投宿するの風習を馴致し一方朝鮮人の醫師醫院は悉く成效し當初二三の醫療機械を携へ飄然として來哈せるものも多くは三四萬の富を貯へ少くとも六七千圓乃至一萬圓を藏するものあり特に傳家甸の支那人間に於ては朝鮮人醫師か異常の好感を以て歡迎せられつゝあれば此成效は相延いて醫師醫院の增多を招致せるなるべし惟ふに今後は朝鮮人女醫產婆などの開業も頗る有望の可能性を有するを信せらる試みに前掲表出の醫院及經營醫師氏名を擧くれば左の如し。

△高麗醫院(傳家甸)　院主　李　元　載　醫師　朴　廷　植　趙　寅　元
△北滿醫院(傳家甸)　院主　朴　燉　夏　醫師　李　鐘　翹
△朝鮮病院(新市街)　院主　李　　雄
△西法醫院(傳家甸)　院主　金　道　根　醫師　李　　雄
△極東醫院(埠頭區)　院主　柳　東　雲　醫師　李　炳　天

尙ほ昨年夏季迄は韓民濟氏か傳家甸に民濟醫院を經營し居れど同氏は其後醫師として他へ奉職の爲め閉鎖せしが本年三月中、京城より金道根氏來哈し朝鮮病院主の李雄氏と協同組織にて前記西法醫院なるを設立せり李氏の朝鮮病院は多年埠頭區にありしも近く新市街に移轉せしが更に同氏は新設の西法醫院にも助力する事とな

しぬ極東醫院は別名朝鮮人施療所、高麗醫院とも稱せり朝鮮人施療所は事實の定錄にして高麗醫院は支那人側の見聞に便せるに過ぎず卽ち哈爾賓の支那人は朝鮮を高麗と言はざれば會得し兼ぬるに依れり同醫院は朝鮮總督府か施政のモットとし居る文化統治に起見して之を在外朝鮮人にも光被すべく先づ哈爾賓に於ける文化的施設の第一步として設立し昨十年十一月十五日より埠頭區ウチャストコワヤ街三十四號に於て開業したるものにて年經費豫算は總督府か救療費より二千五十圓を支出する事とし居れり言ふまでもなく在留朝鮮人の無資産階級には無代施療するにありて右施療劵は一枚金五十錢の醫藥見當とし一日十枚以上を朝鮮人會に於て希望に應じ交附しつゝあり且つ年二回東支鐵道東部沿線各驛の巡回施療を爲すべき計畫にして旣に第一回は開院當時に於て院主柳東雲氏は總督府哈爾賓派遣員林善十郎氏と同行出張し又本年四月上旬第二回の巡回施療を了したり此巡回施療には沿線各地方在留朝鮮人は一方ならず感銘し文化統治の惠澤か異鄕の山村水廓にも及びたるを狂喜措く能はず再び恃を得たるもの丶如しとも左もあるべしさもあれ哈爾賓にても同施療所設立の漸く傳知するや患荐者りに增加の趨勢にあり。

次に前揭の職業別中、農業とあるは哈爾賓に住宅を置き東支鐵道東部沿線海林に於て農事經營を爲し居るもの也料理業と號するは名稱が料理店なれど所謂特別的にして其實なく何れも朝鮮人賣笑婦を貯へ居るに過ぎずして食道樂は飲食店、勞働者の男女は捲莨職工其他類似の一種の手工業にして純然たる筋肉勞働に非らず玆に附言すべきは哈爾賓に於ける公認の朝鮮人賣笑婦は大正九年春季まで傳家甸の內地人營業特別料理店に七八名埠頭區プテワヤ街の同料理店に一名ありしが同年夏季より翌十年に亘りて埠頭區に朝鮮人營業の特別料理店三戶を許可せるに付き傳家甸の賣笑婦は悉く之に住替ひて支那人街より其醜影を斂めたるは國家の面子上、大に慶ぶべきも埠頭區特別料理店の朝鮮人賣笑婦か內地側の同職婦人と共行動を殊にし外國人卽ち露支人の相手を問はず盛んに役々發展し一方之を公認し居るは異樣の感なき能はず。

右職業別には揭出し居らざるも朝鮮人にして日露支人及外國人經營の銀行商社或は我が軍憲官衙の通譯及公會等に奉職し居るもあれど取り立てゝ云ふべき底に非らず又比較的大規模の營利事業としては韓明星氏の機械

精米所、金奎涉氏の新市街哈爾賓驛前の亞細亞旅館等の經營を擧示するの外なかるべきか韓氏の明星洋行機械精米所に就ては別項金氏の記事に詳悉し居れば又屋上屋を築くの愚を爲さゞるべし。

(三)

朝鮮人の哈爾賓に於ける在留的分布は言ふまでもなく埠頭區は最も濃密にして之に亞くは傳家甸、新市街、馬家溝其他附近郊外の程序なるべし自治的機關たる哈爾賓朝鮮人會は埠頭區トルゴワヤ街に在りて通稱朝鮮民會と呼ぶ本會の前身を哈爾賓朝鮮人共濟會と稱したれど其創立の年代に就ては當時の書類は悉く紛失して今や斷簡零墨をも止めず又當時の首腦者其他も離散して之を確實に聞知するを得ざるは殘憾に耐へざる也されど大正五年中には同會存在して在留朝鮮人二百五十名乃至三百名を算したる由なれば恐らく大正三四年中の創立に成るならん大正七年六月一日朝鮮人會と改稱し更めて總領事館より同會設立の許可と同規則の認可を得たりしが當時規則に於て役員を會長一名、副會長一名、總務一名、評議員七名を置き其任期を各一箇年とし會員の公選に附すべく規定せしが其後大正九年四月六日規則に若干改正を加へ總領事館認可を經て今日に到れり同役員は本年三月十二日の總改選に於て左の如く當選就任せり。

會長	禹德淳	副會長	李元載	總務	田昇默
評議員	金一元	同	李昌林	同	金泰鎬
同	金潤鎬	同	朴廷植	同	裴萬燮
同	柳東雲				
學校長	李昌林	學監	朴燦夏		

右は現任朝鮮人會役員及其附屬事業たる英實學校の職員並事務監督なり評議員は大正七年六月七名を置くべく決定せるは前記の如くなれど同九年三月改選期に際し五名に減縮したるも十年七月の役員總辭職後の再選擧に當り又復七名制を復活したり民會役員の選擧は去る事ながら學校長まで役員同樣に其任期を一箇年とし年々

歳々之か改選を行ふは蓋し最新の進歩的制度か否乎未だ得て知るべからざる也監學は所謂學校經營上の監督なれば選擧も亦妨げなからん。

朝鮮人會は附屬事業として一學校を經營し居れり初め朝鮮人小學校と命名し居れど昨十年四月より英實學校と改稱したるが其改稱の理由に就ては事、冗長に失するの嫌ひあれば之を省畧すべく同教育機關の設立は實に大正九年七月に在り曩に哈爾賓在留朝鮮人は自治的機關として所謂民會を設立したれど未だ其教育機關の設備にまで指を染むる所なく當時朝鮮人子弟の學に就くものは內地人側設立の尋常高等小學校ありしにも拘はらず悉く露西亞、支那人側經營の學校に入學し居れり這は獨り尋常科のみならず高等小學及中學並に女子高等小學程度に於ても亦然り旣に日本人側の小學校儼存するものあるに日本臣民の朝鮮人か抑も何等の理由によりて其子弟三十餘名を外國人經營の學校に入學せしめたるか之れ何人も大に惑ひ且つ疑はざるを得ざる所なるべし當時聞くが如くんば內地人側小學校は校舍狹隘の爲め到底朝鮮人兒童を收容する餘地なく加之彼等子弟は國語卽ち日本語には全然盲目的なれど前顯の如く其父兄か何れも露西亞、支那語に通曉せる關係より從つて其子弟も是等外國語を解すれば此便宜上、露支側學校に入學せしめたる始末なりと夫れ或は然らんか开は兎角の問題として大正八年十月頃より翌九年初春に亘り內地人經營の月刊雜誌「極東公論」は是等未だ內地人間に知られ居らざる朝鮮人子弟教育問題を提げて世人の輿論喚起に努力し一時の應急策として內地人側小學校か教室を按排して尋常高等小學校生徒二十餘名を收容すべく中學程度の學生に到りては新に講習所の如きものを設立して之を教育すべく其子弟の外國人學校にあるを速に退校せしめざれば之れ國民教育上、決して永く等閑に附すべき問題に非らず併も這は眞に一時的の施設に外ならざるが原則としては內地人側小學校に於て朝鮮人兒童をも教育せざるへからざれど之れ時機の問題なれば軈て朝鮮人會は其小學校を設立すべく論道したるが乍ち內鮮人間の多大なる注意を喚び起し特に朝鮮人を最も強く刺戟したるもの丶如く當時の朝鮮人會評議員金成培氏は蹶然起つて朝鮮人教育機關設立の緊要と急務を主唱したるが幸ひに逸早くも具體化しいよ〳〵九年七月より水道街なる朝鮮人經營の三姓旅館樓上の一室を校舍に充當し茲に初めて朝鮮人小學校を創立したり當時は生徒僅に十

名に過ぎざりしも朝鮮人敎師一名を雇聘し學校經費としては授業料を徵收するの外、創立者金氏は主として之に自費を割き或は有志の寄附行爲に依りて收支を辨理し斯くて一個月を經過せり然るに收容兒童の增加に伴ひ漸く經費の膨脹を來たし生徒の授業料及不確實の寄附行爲にては到底維持困難となりたれば先づ校主の地位にある金氏は朝鮮人會に對し維持方法に就き接洽磋商する處ありしが同會も經費の捻出に當惑せるもの丶其儘に放棄すべき問題にも非らざれば兎に角學務委員十二名を選擧し其會商協定に一任する事とせり併も學務委員會は小學校經營を委員會の直接事業とし維持經費は兒童父兄より徵收支出すべく更に委員會は責成を以て之に當るべく協定し右民會首腦に通告を發したれば朝鮮人會は直に之か可否に關する協議會を開催し小學校は民會附屬事業として其維持經費は每戶に賦課徵收すべく學務委員會の獨立的經營には斷じて同意する能はざるを決議したるに付き茲に端なくも民會と學務委員會と意見の扞格を見るに到りしは要するに兩者か初めて小學校經營に興味を覺ゑたるに依るも亦其一理由ならんかされば數次交涉の結果として學務委員會も遂に讓步して民會の經營に委すべく承認を與へたれば直に朝鮮人會は總領事館に對して非公式の許可申請を爲し同年八月中、前記三姓旅館より民會內に校舍を移轉したり之れ現在英實學校の前身たる朝鮮人小學校創立に關する經過にして爾來朝鮮人會と學校は形影相伴ひて遷移し今日に到れり本年四月一日現在に依れば收容兒童は男子三十名、女子二十八名計五十八名にして之を四學級に編成し居るが更に各級別收容數を示せば

一年級二十二名　二年級十八名　三年級十二名　四年級六名

にして勿論男女共學制を採用し敎師は三名なり。

最近朝鮮內地は勿論在外各地方の朝鮮人間に在りても大に向學心勃興したれど其反對に學校の薄乏、校舍狹隘等の爲め入學の自由を得ず茲に入學難の新字面を見るに到りしが哈爾賓に於ても昨年來入學兒童頗る增加し來れど校舍の關係上、現數以上の兒童は到底收容の餘地なき爲め制限を加へ居るの狀にあり最も之は入學制限の打擊に依りたるにあらざるべきは勿論なれど目下朝鮮人兒童にして內地人側尋常高等小學校に入學し居るもの七名、更に露西亞人側小學校に學籍を置くもの十名內外あり。

英實學校の維持方法に就ては朝鮮人會の附屬事業なるが爲め其經費一切は民會の課徵金より支辨し居れるも經費の膨脹に伴ひ之が補充策として昨十年十月より入學生徒の一戸に付き月一圓つゝを徵收したるが开は兎に角とし民會の公課徵收金の未納著大なれば從つて民會及學校も其支絀に苦しみつゝあり惟ふに兩者の維持經費は每月八百圓以上を要すべく昨年來、朝鮮總督府及外務省は朝鮮人會及學校に對し補助金を下附したれど同年來市況沈衰の爲め從つて公課金の徵收は益々不良なるが如し。

（四）

更に哈爾賓在留朝鮮人間に於ける文化的事業を探究するに大正九年五月頃、駐屯軍隊其他の後盾により申泰鉉氏等の發行せる諺文新聞「北滿新報」か約四五個月にして經營難に陷り廢刊の已むなきに到りしは今尙ほ世人の深き恨事とする處にして斯點に於て哈爾賓の朝鮮人は「新時民報」を有するニコリスク在留朝鮮人に一籌を輸せざるべからず大正九年八月來、小學校を會場として開設したる靑年有志の計畫たる夜學講習所卽ち日露支語學研究會か昨年十月中撤廢せるも亦惜からざるに非らずと雖も之れ所謂後に來るもの大なるが爲に前の小なる者を栽したるにあれば却て祝福せざるを得ず彼の男子の夜學講習所に對峙し昨年十年十一月頃の設立にかゝる女子講習所も本年一月に入りて所謂後の大なるものに合併せるは大同主義より見て慶ふべし在外朝鮮人事情研究會哈爾賓支部設立の如きは朝鮮人直接の事業にあらざれど同胞朝鮮人の上に貢獻すべく內地人と提挈協力して事玆に及びたるは又內鮮融和の文化的事業の一に算するも失當に非らざるべし見よ同支部は團體として若くは會員有志として哈爾賓在留朝鮮人の造福作利に努力したるもの夫れ幾許ぞや近くは支部會員の有志か朝鮮人を主體とし自から從的關係を持して東亞產業株式會社設立の計畫を進捗しつゝあるも要するに在外朝鮮人事情研究會か其先聲を爲したるにあらざるかさもあれ所謂後の大なるものとは何ぞや曰く。

昨十年十月四日、哈爾賓朝鮮人基督敎エヴエツ靑年會設立され事務所を埠頭區中國十六道街三三號朝鮮人基督敎禮拜堂に置き同時に靑年會々則第二十二條及細則二十三條を發表せる是れ、這は哈爾賓朝鮮人間に唯一の

權威を有する宗教と見るべき米國北監理派朝鮮人基督教信徒の青年有志か組立せるものにて其目的は基督教を本旨として精神的生活の基礎を定め智德體三育の向上を圖り情誼敦睦を期すべく一般青年を以て組織するにあるを聲明し且つ其實際運動の機關として

總務部　宗教部　文藝部　人事部　社交部　運動部　慈善部　音樂部

等を設置し又各部の事業として講演、討論、音樂、運動等の會合を開催し圖書室の設立、加之機關報を發刊すべきを以てし既に運動部を除き各部役員の選定を了へ又別に女子部をも置きて之を基督教女子青年會と稱し其一事業として幼稚園を設立し本年二月二十一日を以て開園式を擧行したるが三月末現在收容兒童は十八名、男女五才より七才迄にして就中女兒多し園長は朴廷楨氏にして娛母は京城の米國教育系なる梨花學堂出身の年若き黄媛善女史(黄海道信川)なりとす一方又前顯女子講習所をも其事業として引繼き大に內容の改善を行ひ更に青年會事業として曩に裁撤したる夜學講習所を復活し之れ又日露支語の外に英獨語の二科を加へ前者は目下敎師二人、講習生二十名、後者は敎師三人、講習生二十五名なり如斯して基督敎青年會は幾んど哈爾賓朝鮮人間の文化的施設若くは社會的敎育事業を其一手に獨占掌持せんとするの傾勢あるは又盛んなりと云ふべし併も是等基督敎青年會及其事業經費の大部分は敎會の辦理に成るもの丶如きが世評に依れば米國監理派より哈爾賓敎會堂に對する布敎費補助は毎月百圓に過ぎずと雖も其敎會經濟の充裕なるの狀に徵すれば恐らく朝鮮總督府か救療費を極東醫院に割愛し居る豫算の二倍或は三倍の巨額に達せざるなきかを疑はざるを得ず。

―(口繪寫眞版參看)―

朝鮮人の滿洲移住と水田發達の北漸

南滿洲鐵道株式會社 勸業課 調査

滿洲に於ける水田發達の沿革に就ては固より記錄の之を徵すべきものなく又口碑傳說の之を傳ふるべきものを缺如するが爲め之を闡明するのは困難であるが大凡そ五六十年前鴨綠江上流地方に移住し來た朝鮮人が通化縣上甸子地方に於て水稻を試作したのが嚆矢とするもの丶如くである爾來朝鮮人の滿洲移住は年次盛大を來し漸次草甸子若くは窪地と稱する低濕地を求めて水稻を耕作するもの增加するに至つたのであるが斯くて興京、柳河、桓仁縣地方に傳播するに至り愈々繁盛を來し就中興京縣、柳河縣地方等有名なる水田地を形成するに至つたのである又安奉線地方に於ける水田は光緖六年頃湯山城に於て支那人張某が朝鮮人二名を招來し分益方法にて水稻を耕作せしめたるに始まると傳へられて居る然るに偶々鳳凰城下砂寨の住人沈某之を看做らひ歸鄕の上沙里寨附近に於て水稻を耕作したるに意外の好成績を得たので漸次其附近に於て模倣するもの相亞ぎ鳳凰城街道に當る陸溝子、南岔溝及び蔡家鎭卽ち岫巖一面山地方に水稻耕作の勃興を見、更に是等の水田は大孤山の左、土城子に傳はり次で莊河一面山及其附近に達し各地に於て廣大なる水田開拓され西漸して遂に松樹驛東部卽ち復州河大砂河沿岸地方並に熊岳城附近の水田を現出するに至つた是等地方の水田は滿洲中殆んど全部支那人のみの耕作に係り朝鮮人農家の影を消し故に耕作の方法も全然特異なる形式に依る水田地帶を現出するに至つた又安東縣南方の水田は約二十年前安東の西南湯地子に於て朝鮮人が開始したるを以て始まり次で自菜地小關山地方に於て水田を開き漸次渾水泡、接梨樹、三道溝地方に於ける大水田地を形成するに至つたのである。

飜つて日露戰爭後に於ては安奉線に依りて朝鮮人の朝鮮內地より滿洲に移住するもの漸次多きを加へた就中明治四十四年安奉線廣軌の開通は一層朝鮮人の移住の傾向を激成せしめた觀がある是等朝鮮人は槪ね奉天

に蝟集したが光緒三十四年（明治四十一年）金州人趙思海と云ふ者が奉天西方新民縣下公太堡に於て朝鮮人五名を誘致して荒地十晌地を開墾し水稻を耕作せしめたるに秋期に至つて良好の成績を擧げ得たと云ふ是れ奉天附近に於ける水稻耕作の濫觴である其翌年に至り朝鮮人の公太堡に聚まり來る者五六十名に達し新民、遼水の附近一の外人部落を造りたるの觀があつた此處に於て支那官憲の注目を惹く所となつて三月現奉天水利局長蘇咸亭氏委員として邊界を視察した結果遂に朝鮮人全部を該地より驅逐するに至つたが爲め一時日支の紛擾を釀したけれども支那側に於て損害を賠償するに決して事無きを得た爾來同地方に於ける水田は萎微不振の狀況にありしも大正二年支那官憲に於て水利局を創設し土地水勢を測量し用水路を開鑿したるを以て水路兩岸低濕地を利用して開田せんとするもの多く朝鮮人農家又水田を求めて移任するもの相亟ぐに至り其結果沿岸水田の開けたるもの約六千町歩餘に達し公太堡、吳家、荒塔灣、北陵等の水田地方は何れも此中有名な大農園となつた其他滿洲各地朝鮮人移住の趨勢は滔々として盡る所を知らぬと云ふ狀況となつた就中大正三四年頃より鐵路奉天、開原、撫順等南滿各地に來住するもの年次增加し殊に大正六七年に亘り米價奔騰時代滿洲水田の有望說各地に喧傳せられし爲め移住朝鮮人は日夜踵を接して來住するの盛況を呈した是等朝鮮人は奉天西方に移住するに非ざれば多くは撫順、開原若しくは遠く吉林方面に赴き撫順よりは撫順奥地興京、通化方面に開原よりは西豐、海龍、柳河方面に吉林よりは樺甸、額穆縣方面に水田適地を求めて移住土着するもの多數に及び到所水田の開拓に從事する樣になつた滿洲水田は更に進んで西は鄭家屯西方蒙古地帶に及び北は東清沿線一面坡、海林及び穆稜地方に傳播し益々栽培區域を擴張した東蒙古の水田は大正八年朝鮮人五十餘名白音太來の東南十四支里のハラホショーの荒地三十天地餘を開田したのに始まり東清沿線水田は大正七年一面坡及び海林に於て相期せずして夫々水稻試作を開始したのに始まる此中一面坡に於ては同地居住渡邊末吉氏が始めて東清鐵道附屬地の一部を借り受け池水を利用し朝鮮人をして耕作させ意外の好成績を擧げたのを嚆矢と云ふ東清沿線水田は最近海林を中心として其附近に急激な發達を示し更に東漸して烏蘇里線に及びグロデコオ、ニコリスク附近に於て水田の開發漸次盛大ならんとするの狀況となつた尙ほ間島地方に於

ける水田は又別箇の發達を致して居る抑々間島に朝鮮人の來住するに至つたのは明治二三年頃咸鏡南北道が稀有の凶歉に會ひたるに始まる然るに是等の朝鮮人は北鮮の住民であつたから水稻耕作に經驗なく單に畑作のみに從事して居つたが偶々南鮮地方並に咸鏡南道定平郡方面より轉住し來た農民中從來棄て顧みられなかつた低濕地を開墾して水田となすものあるに至つた而して間島に於て始めて水田の耕作を見たるは二十年前にして東良下里社大敎道附近にあるが如く爾來間島に於ける朝鮮人の膨脹に伴ひ水田事業も長足の進步を來し今日の如き盛況を見るに至つた一方滿洲に於ける日本人經營の水田を見るに明治四十二年大江維慶氏が撫順老虎臺に於て始めて水田を耕作し奉天に於ては西宮農場の一部に於て小面積の土地を試作したのが嚆矢である續いて四十三年奉天附屬地勝弘農場に於て前年公太堡より放逐せられた朝鮮人農家を招いて三町步の水稻を開始した此兩年は氣候平順であつて米價も亦高値を稱へたる爲め其利益も多大であつた。

次で滿鐵會社は熊岳城及長春の附屬地に於て稻作の試驗を開始し同時に安奉線奉天其他の地方に稻作の委託試驗を始め品種並に栽培法等に關し指導奬勵を爲せる結果沿線各地並に關東州内に續々水用經營者を生じ大正二年に於ては附屬地水田總面積百六十七町を算するに至つた其後附屬地水田は附屬地の發展に伴ひ耕地の縮少を來し大正九年に於ては僅に八十七町步餘を殘すに過ぎない狀態となつた要するに滿洲に於ける水田は安奉線以南の水田地方を除く以外は多く朝鮮人の耕作する所に係り滿洲移住の歷史は卽ち水田發達の沿革と見ることが出來る斯の如く朝鮮人の地位は歷史上滿洲の水田と密接な關係を保つたのみならず現在に於ても滿洲の水田は朝鮮人問題を離れて之を論ずること不可となつた而して滿洲の水田問題は在滿朝鮮人問題と相俟つて滿洲に於ける焦眉の大問題となるに至つた現今滿洲に於ける水田分布は奉天省は固より吉林省及び附近に至つて吉林省中東淸鐵道沿線地方に於て水田の發達を見、更に蒙古地帶に於ても水稻耕作を試みるもの出で此地方に於ける水田又相當面積の擴張を見るに至つたことは既記の如くである然らば是等各地の水田は果して如何の面積を要するやと云ふに關東州及滿鐵附屬地を除けば未だ支那側に於ても亦日本側に於ても正確な調査を經たるものなきを以て分明せず從つて爰には從來實地調査を經た材料或は在住朝鮮人の戸口等

を參酌して大體面積を推示することゝする今之を關東州滿鐵附屬地奉天省及吉林省に區別すると

一、關東州　三〇一・八〇町
一、滿鐵附屬地　八七・二四
一、奉天省　三、六二〇・〇〇
一、吉林省　一、二四一・〇〇

（大正十年度調査）

これに依つて滿洲に於ける水田總面積は約五萬二千四百町歩餘となる此數字は固より凡て實際の調査に依り得たものでないから多少臆斷的の議は免れないも各種の材料と一部實際の調査の結果に依つて推定したものであるから大體に於て正鵠を得たものである次に滿洲に於ける米の生産狀況であるが之も水田面積同樣全然不明であるが沿線各地に集散する籾の數量に關する大體の推定は之なきにあらざるも其數量は總生産量の一部に過ぎないので籾集散數量を以て直に生産量となすことは不當である近時奥地朝鮮人、支那人中水稻米を常食とするもの漸次增加し且支那客棧、飯館子等に於ては必ず水稻米を使用しつゝあるを以て奥地に於て消費せらるゝ水稻米も亦決して少からざる數量に上るのである故を以て滿洲產米產額は各地方に於ける平均收穫量を推定し前記水田推定面積より算定するより外は良法がない之に依つて籾生産數量を推定すると籾收穫量は百二十三萬四千六十四石であつて之を玄米に換算すると六十一萬七千三十二石となり之を白米にすれば四十五萬六千六百石餘となる卽ち滿洲全體の玄米生産量は大約六十一萬石見當となる斯くて滿洲に於ける水田事業は年々非常な勢ひで擴張される形勢となつて來た。

◎露領朝鮮人民會聯合と生活難救濟策

露領の浦鹽、シコトワ、カンガウス、ウゴリナヤ、スパスカヤ、ニコリスク等の各地方在留朝鮮人は下層階級生活難救濟の爲め露領朝鮮人民會聯合會なるを組織し浦鹽在留の朴炳一氏が會長に推薦したるが其救濟策の第一着手として野戰交通部より特別に貨車の無料配給を受け各自醵金して直接哈爾賓に於て生活必需品を購買輸入しそれ〳〵各民會出資高に應じ配給する事とし交通部との諒解も首尾能く調熟して去二月來、實行しつゝあり斯ては現地卽ち浦鹽に於て購入するよりも其半額以下の値段にて足る爲め朝鮮人等は野戰交通部の好意を大に德とし居るが既に二三回目の購買として朴會長及數名の委員は五月上旬又復哈爾賓に來り粟一萬二千五百布度、麥粉七千五百布度此價額約四萬圓を南海洋行其他より購入し第八區の引込線にて貨車積込を了し浦鹽に仕向けたり之にて沿海州方面在留下層階級の朝鮮人生活難も益々緩和さるるなるべし。

哈爾賓朝鮮人の宗教及其事業

哈爾賓　賓江生

昨大正十年一月末までは哈爾賓在留朝鮮人の宗教に就て何等與り知るを得ざりしが突如、二月中相前後して二個の基督教禮拜堂即ち教會堂設立に逢着し今更の如く在留朝鮮人多數の歸依は基督教にあるを看取せざる能はざりし也最も在留者中の露國歸化人は帝政時代の國教ローマン、カトリック教たる耶蘇舊教の信徒たるは言ふまでなく又夙に帝政時代より露領及哈爾賓方面に移住したるものはローマン、カトリック教の信徒たるべく强要されたる結果として舊教の歸依者も尠からず併も彼等信仰の動機は他働的にして則ち露國歸化若くは露國政權地居住の一條件に餘儀なくされたるものにて換言すれば一時其目的たる歸化、居住の方便に供せるものに外ならずと雖も爾來漸く基督教に覺醒して宗教的良心よりローマン、カトリック教に對し敬虔にして熱烈なる信仰を有しつゝあるかを探究すれば吾人は不幸にして彼等多年の宗教的情形に徴し其多くは悉く然らずと云ふに難からざる也されば革命後、一朝信教の自由を宣布され相延いて露領及哈爾賓方面の政局一變するや彼等の多くは忽然として其信仰を一抛に附して顧みず禮拜堂の晨鐘暮鼓は殷々として怒濤の飜へるが如きものあるにも拘はらず彼等は貿々然として何等の關知するなき態度を持し恰も革命に伴ふ信教自由の到來を待設けたるかの觀なきにあらずして敬虔なるローマン、カトリック教徒として信仰に生き眞面目に其宗教的儀禮を確守し來れるは幾んど絶無と云へば誇大に失する嫌ひあれど實に比較的資產階級の一部僅有に過ぎざりし也併も歐戰勃發直後即ち大正三年以降の露國官憲は戰局の忙碌に又宗教的方面を顧慮するの餘地なく從つて露領及哈爾賓移住の朝鮮人は宗教的の拘束を受くる所なく一方朝鮮人にして露國に歸化するものは歐戰直前に於て漸く絶無の趨勢を招來したれば爾來朝鮮人の露國舊教歸依は幾んど地を拂ひたるの觀

あり斯くて大正三年來哈爾賓移住の新參朝鮮人は其所有の宗教に關しては何等の表示する所あらず又在留朝鮮人の宗教的事實として一の認むるものなく假令少數の歸化朝鮮人か幾に露國舊教の儀禮に參するものありとは云ひ又取り立てゝ論ずるに足らざれば要するに昨大正十年一月末までは哈爾賓在留朝鮮人の宗教界は所謂白紙狀態にありと云ふも多誣にあらず之れ吾人か本文の劈頭第一に朝鮮人の宗教に就ては何等與り知るなきを前提したる所以なれど仄聞する處に依れば之れ表面的無表示より見たる斷定にして新參移住の朝鮮人取分け智識的階級に属する醫師及青年其他には出身學校等の關係より米國系基督教信徒か多少存在したるものゝ如し。

顧みれば米國南北監理派の朝鮮人基督教禮拜堂か突如として昨年二月中、相前後して哈爾賓に現出したり一は埠頭區トルゴワヤ街朝鮮人會附近に南監理派か禮拜堂を設立するや日ならずして北監理派は埠頭區スクウォヅナヤ街前朝鮮人會附近に教會堂をトしぬ南北兩者何れも新舊朝鮮人會の關係を辿りて其附近に禮拜堂を設立したるは偶然の一致か將又有心故造的の所業か知るべからずと雖も蓋し面白き對象にあらずやさもあれ此事實は朝鮮人側よりも先づ內地人側の驚異を喚起したるは他にあらず從來白紙狀態にありし朝鮮人宗教界が遽然として二個の禮拜堂を產み出せるは之に依りて在留朝鮮人の宗教は幾んど擧けて基督教にあるべく同時に內地人側自身か二三の佛教布教所を有するも未だ基督教會堂の持合せなきに逸早くも朝鮮人側に先鞭を投せられたるに在りとすべし夫は兎もあれ南監理派宣教師は現任朝鮮人會評議員たる金泰鎬氏、北監理派は牧師裵亨湜氏にして其他朝鮮婦人一名なるが元來裵氏の駐在教區は長春なれど當分哈爾賓禮拜堂の出張傳道を命せられ毎週長春より往復しつゝあり斯くて禮拜堂設立直後は兩者競爭の態度に於て布教傳道、信徒吸收に力爭するが如き觀なきにあらずして某氏の調査に依れば北監理派の名簿に登錄したる信徒は五十名にして南監理派は二三十名なりと云ふも之れ恐らく其概算に過ぎざるべく然れども一たび禮拜堂設立以來、朝鮮人男女を問はず參禮するもの意料外に多く兩者の教勢鼎々の觀あるに察すれば新參移住朝鮮人の多くは既に朝鮮內地の原籍地若くは在外移住地に於て基督教に歸依したる者にあらざるなきか吾人は曩に白紙狀態となせるの偶々以て啻其表示なきに速了したる一種皮相の

見に過ぎざるを悔いざべからずされど露國歸化及露國舊敎に一たび歸依したる朝鮮人等は遉かに此監理派の禮拜堂には拜趨せざりし也。

南北監理派の兩者か斯の如く神の道の建設、人の子の救拯に競爭的態度を取るは主基督の本旨とする所にあらざるは勿論、其弊や在留朝鮮人に響流するも尠からず且つ約一千人足らずの在留者に對し併も同一宗旨の監理派か二個の禮拜堂を設立し居るは過多に失するの嫌ひありとし重立者は兩者の合併若くは一方の裁撤を協定し之か交渉開始中、時恰も昨年七月中、南監理派禮拜堂は阿片隱匿事件の嫌疑に依りて其筋の家宅搜査を受けたるが幸ひにも其事實を發見せざりしは基督敎會堂としては左もあるべき事と云ふべくされど此家宅搜査事件か在留朝鮮人間には假令事實の有無に關せず最も重大問題として取扱はれ同派の宣敎師金氏は多年哈爾賓に居住し朝鮮人會評議員の一員なれば當時の朝鮮人會役員は之か爲に同事件の責任を負ひ一同總辭職を爲すべき事とし右決行に依りて僅に同問題の終結を告ぐるに到れり併も本問題は明白に事實の絶無を證明せりとは云ふもの丶爾來南監理派の有する名聲は忽然として地に委し又拾收すべがらざるものあるや前顯の如く重立者有志の併合若くは裁撤説の氣運、動きつゝある折柄なれば南監理派は兎に角右の不祥事を惹起せるは不德の致す所として茲に省識的覺醒を敢てし哈爾賓の禮拜堂を閉鎖して他地方に敎勢を開拓する事とし直に東支鐵道東部沿線海林方面に敎區を創造せり。

既に南監理派か哈爾賓を撤退せるより玆に哈爾賓は北監理派の獨占舞臺と化したれば敎勢日に振張し信徒の喜捨も多く時には米國宣敎師の巡回傳道等ありて其敎績卓爾として見るべきものあり本年三月末現在の名簿登錄の信徒は八十餘名に達せりと云ふが今日の熾勢を以てすれば恐らく本年十二月末には二百名を算するならんか一方哈爾賓を撤退したる南監理派は海林に禮拜堂を設立し傳道布敎を開始し乍ち信徒四十名を得たるが當地方の東寗縣にも南監理派の禮拜堂ありて信徒七十餘名を算し朝鮮人傳道師駐在し居り又年一回米國宣敎師は朝鮮內地若くは沿海州方面より巡回傳道の爲め往來し居るが右東寗禮拜堂創立の年代は遺憾ながら今詳知するを得ざれど惟ふに多年の星霜を經たるならん斯くして現在哈爾賓か北監理派の獨占敎區なると與に哈爾賓以東の東支鐵道沿線地帶は南監理派の專有舞臺たるの觀ありしが最近哈爾賓禮拜堂を牧し居る長

春の裵亨湜氏は時々來哈を期として海林に出張し居るは同方面への布教攻勢に出づる所謂瀬踏み運動に非らざるか。

哈爾賓に於ける北監理派信徒の內容を檢討するに醫師を中心に概して比較的智識階級に屬する青年男女なり併も醫師社會は哈爾賓朝鮮人の資產階級たるを失せざれば要するに北監理派は哈爾賓の智識と資產兩階級を其信徒として網羅し居る如きものなれば敎會の前途は太だ多望と云ふべく驪がて信徒の首腦は一方に敎役者として布敎すると同時に他面には基督敎に立脚して宗敎的社會事業を計畫する事とし先づ其第一着手として哈爾賓朝鮮人基督敎エヴエツ青年會を創立し昨年十月四日發會式を擧行せり同會々則は第十四章第二十二條より成立し又細則第二十三條を有し其規模の偉大にして陣容の堂々たる眞に仰視するに足るべく卑語を以てすれば現在の哈爾賓朝鮮人には少し「過ぎたる者」の感なきに非らず退いて吾人は在留朝鮮人を見るに將に何人を擁立して此青年會長の大任に當らしめんとするか所謂機關整へて英雄なしの歎なきを得ざるか疑ひ且つ惑はざるを得ずさもあれ現在は李元載氏、暫任會長とて會務を統轄しつ丶あるが他の會則所定の役員は未だ悉く決定し居らざるもの丶如し李氏は京城セプランス病院附屬醫學校出身なるが敬虔にして熱烈なる基督敎信徒、篤學の人、士行の紳士としては在留朝鮮人誰れか又齒列雁行すべきものぞ況んやその右に出づるものに於てをや今や氏は傳家甸に於て高麗醫院を經營し遂に約三四萬の資產を造成し且つ其出身學校の關係上、敬虔にして熱烈なる基督敎信徒なれば前記北監理派牧師裵亨湜氏の長春歸任中は氏か其代理として敎會の牛耳を執り居り今回基督敎青年會の創立の如き專ら同氏の計畫に出でたるものたらずんばあらず既に在留朝鮮人の一部よりは哈爾賓の第一人を以て推稱され居るが爲め數次朝鮮人會評議員、正副會長、小學校長等に當選し現在又副會長たり顧みれば今や青年早く老いて研學修養を事とせず滔々として若朽せんとするもの多きにも拘はらず氏は朝夕研學と修養とを忘れず遂に中老の軀を提げて本年四月上旬、約半年間の豫定にて新々の神學及醫術研究の爲め京城及平壤に所謂一個の留學青年として赴きたるは蓋し在外朝鮮人としては罕に看るの異事とすべく既に斯の如き智識慾あり惟ふに氏の眞價値は斯點の存するなるべきを信ぜらるされど又同氏の一大缺點を見遁す能はざるものあるは何ぞや這

は恐らく其出身學校の關係に座するならんが氏は餘りに米國主義の奉仕否幾んど心醉、淫意の結果として兎角內地人側に好感を有せず米國側の爲には雄談善策遺す所なきもの丶如く從つて其行爲所業の往々常軌を逸する尠からず現に私かに所謂排日鮮人に策應し若くは不逞鮮人を掩護するの嫌ひありと云ふものあれど惟ふに是等の具體的事實は有り得べからざる處なれば一種觀察者の色眼に映じたる幻影に外ならざるならんが何れにしても同氏に對する內地人官商の誤解は儼然として存するを否むべからず之れ同氏の前途に對し將又基督敎信徒としての爲に深く歎惜せざるべからず吾人は同氏が哈爾賓朝鮮人間に於ける其社會的地位に鑑み茲に須らく三思の要あるべきを信ずる也。

哈爾賓朝鮮人基督敎エヴエツ青年會は其後男子部會員に對して基督敎女子青年會を設立せり本年三月末現在會員は青年會六十餘名、女子青年會は四十餘名なりしが兩者其加入者漸增の趨勢にあれば今日に於ては若干の增加を見たるならん女子青年部の會長は金聖模、副會長は李相俊氏夫人なるが果して其適才を得たるものなるや否は姑らく言及せざるを妙とすべきか併も青年會の附屬事業として女子青年會の計畫の下に本年二月二十一日の北監理派の哈爾賓禮拜堂設立の一周年記念日をトし幼稚園を創設せり幼稚園經營の創業費に就ては李元載、李炳天兩氏の寄附金及北監理派敎會の補助等を以て支辨し爾後每月の經常は敎會の補助並に信徒以外有志の寄附金にて維持すべく豫算し四月末現在收容兒童は男女十八名にして其兒童は主として五才より七才までの程度にあり每日午前十時より午後二時半までを授業時間とし月謝は何等徵收する處なく目下姆母一名にて一切を受持ち居るが同人も米國敎育系たる京城梨花學堂の卒業者にして黃媛善女史と稱し黃海道の出身なり。

基督敎青年會は社會的敎育事業として前記幼稚園の外に男女語學講習所を經營し居れり男子部の語學講習會は大正九年八月頃、朝鮮人青年有志が語學研究の爲め設立し爾來朝鮮人會を會場として每夜講習を授業し來り之を一名夜學校と稱したる者なるが昨年十月四日基督敎エヴエツ青年會の成るや本事業を青年會附屬經營に移すことゝなし同時に舊講習會を裁撤し新に講習所を設立し且つ其內容を擴大整理せり現在講習學科は

日支露語、英獨語、物理、化學、音樂、生理學、

算術（代數、幾何）

等にして每夜午後七時より八時まで一時間を講習時間と定め右講習學科は會員か隨意に選擇する事となり居れり會費は束修金一圓、每月會費金五十錢にして目下は教師二名、講習生三十五名あり又女子部の講習會は昨年十一月頃、李昌林氏夫人尹英雲氏か在留朝鮮婦人の智識向上に起見して獨力を以て創立し爾來同氏は何等の報酬を得ざるのみならず却りて自資を割愛し他の一女教師と與に教鞭を執りつゝ維持し來れるものなるが當時會場借入れの支絀に苦しみ便宜上、北監理派禮拜堂の一部を無償貸與を受け居たる關係より基督教青年會及女子青年會設立したるに付き本事業をも青年會並に女子青年會の經營に移管する事とし本年一月末より女子講習所と改稱し之れ又內容の擴大整理を行ひいよ〳〵青年會事業として經營し同時に尹夫人は都合に依りて同講習所との關係を絕縁したるが其創立の功は蓋し在留朝鮮人の大に感銘し居る處なれば又永く泯滅せざるべし目下の講習學科は

日露支語、英語、聖書、音樂、地理、歷史、漢文

算術、生理學、家庭學

等にして每日午後三時より六時までを講習時間とし教師三名、講習員二十名なるが這は男子部と異にし束修及會費は一切徵收せず右男女の講習所及幼稚園等は何れも北監理派禮拜堂の一部を以て會場其他に充當し居れり又同禮拜堂は曩にスクウォヅナヤ街にありしも本年二月初旬ポレワヤ街卽ち中國十六道街三十三號に移轉し基督教エヴヱッ青年會及女子青年會等も禮拜堂內に其事務所を設置し居るは言ふまでもなし尙ほ男女講習所の維持經費は大部分北監理派教會の補助になり居るものゝ如し。

斯の如く北監理派教は哈爾賓朝鮮人間の一權威となり青年會設立以來は其宗教的施設として社會的教育事業を一手に掌握し鼎々の勢力は仰視に値ひすべきものあるが仄聞する處に依れば教會派は朝鮮人會及附屬の英實學校か經費難に陷りつゝあるを見て民會は兎に角とし學校を青年會事業に移管經營すべく其宗教的勢力を提げて運動を試みたる由なれど在留朝鮮人一部の猛烈なる反對を受け遂に不調に歸したるやにて遉に信仰的勢力の萬能を信じたるものゝ事茲に到りて呆然自失たるものありしとは眞乎、更に傳ふる如くんば教會の幼稚園經營は學校占領運動に失敗せる腹癒なりと云ふも之れ又信すべからず併も教會派以外の在留朝鮮人は

敎會勢力の進展に伴ひ信徒の敎會貢納の多きを致すと其反對に朝鮮人會經費の未納者頻出するに到れりとし愚にも附かぬ宣傳を爲すものあれど這は昨年來哈爾賓の市況か極端的沈衰にある響流にして決して敎會發達の爲にあらざるは勿論なるべしと信す。

飜つて內地人側を見るに私立幼稚園を有し又運動倶樂部の設立なきにあらざれど未だ青年會若くは青年倶樂部等存在せざるに在留朝鮮人か夙く青年會を設立し併も附屬事業として彼れか如き社會的敎育事業を經營し居るもの之れに對して抑も如何の感かある況んや內地人側に於ける基督敎會は漸く本年四月十六日露國舊敎復活祭を以て僅に呱々の聲を擧げたるに於てをや吾人は斯點に於て在留朝鮮人か着々自發的に其文化事業の施設をなしつゝ來るを偉とせざるべからず併も哈爾賓に於ける朝鮮人の文化事業の開拓と施設は斯くして基督敎の獨占する所となるべく獨り哈爾賓のみならず這は北滿沿線地方も亦同一徑路を辿り行く趨勢なきに非らずさるにても其歸結は如何。

聞く處に依れば米國南北監理派長老派は彼の萬歲騷擾以來、朝鮮に於て痛切に勢力を失墜せる結果として之か回復及恢興を在外朝鮮人間に試みるべく昨年來哈爾賓及北滿沿線方面に進出し其信徒の開拓と事業施設に着手せりとソレ或は然らん現に哈爾賓の禮拜堂か敎會經濟の充裕なるを見れば惟ふに獨り京城本部の補助のみならず米國の直接經營か若くは本部を通じての補助は蓋し多大ならん今回哈爾賓には朝鮮人の專任牧師を駐在せしむる事とし南京に於ける米國系の金陵大學を卒業して支那人布敎に從事し居たる白永律氏（平安北道義州）を任命せるなどに徵しても略々想察に餘りあるべく同氏夫妻は四月上旬着任し敎役者信徒は盛大なる歡迎會を催ふせり惟ふに今後は朝鮮人のみならず支那人間にも布敎を開始するならんか兎に角南北監理派の在外朝鮮人間に宗敎的飛躍を爲さんとするは視目に値ひすべし青年會々則及細則を左に揭くべし。

哈爾賓朝鮮人基督敎エヴエツ青年會會則

第一章　名稱、目的、位置

第一條　本會は哈爾賓エヴエツ青年會と稱す。

第二條　本會は一般青年を以て組織し吾基督敎を本旨として精神的生活の基礎を定め知德體三育の向上を圖り情誼敦睦を以て目的とす。

第三條　本會は哈爾賓道裡朝鮮人基督敎禮拜堂に置く。

第二章　會員

第四條　本會員は品行方正たる靑年に限り左の二種に分つ。

一、通常會員とは哈爾賓に居住し會員の一切義務を履行するに可能たる者。

但、通常會員は年齡十六歲より四十五歲なる者に限る。

二、特別會員とは元本會々員にして他地方に居住する者。

第三章　會員の權利及義務

第五條　本會々員は左の權利を有す。

一、選擧及被選擧權を有す。

二、會務に對し意見を提出して可否を決議す。

第六條　本會々員は左の義務を有す。

一、通常會員は每集會時に出席、入會金と月捐金納入、會規に服從す。

二、特別會員は可及的範圍內にて本會の一般義務を負ふ。

第四章　賛成員

第七條　賛成員は內外國人中、本會を賛成する者に限る。

第五章　機關組織

第八條　會務處理の機關は左の如く置く。

一、總務部　一、宗敎部
一、文藝部　一、人事部
一、社交部　一、運動部
一、慈善部　一、音樂部

第六章　各部の事務

第九條　各部の事務は左の如し。

一、總務部は會中庶務を攝理し會運の隆與を計圖す。

二、宗敎部は基督敎精神を基礎として德性涵養に關する事務を掌理す。

三、文藝部は知識向上に關する一切の事務を掌理す。

四、人事部は會員の品行、動靜及び職業に關する一切の事務を掌理す。

五、社交部は一切內外人士との敦睦的事務を掌理す。

六、運動部は運動に關する一般事務を掌理す。

七、慈善部は慶弔相問し患難相救する一般慈善的事務を掌理す。

八、音樂部は聲樂機樂に關する一切の事務を掌理す。

第七章　任員及其職務

第十條　本會の任員は左の如し。

一、總務部任員
イ、會長　一人
ロ、副會長　一人
ハ、總務　一人
ニ、會計　二人
ホ、書記　二人

二、宗教部任員
イ、部長　一人
ロ、部員　若干人
ハ、書記　一人

三、文藝部、人事部、社交部、運動部、慈善部の各部の任員は宗教部と同じ。

但、宗教部、文藝部、人事部、社交部、運動部、慈善部、音樂部等は總務部の直屬機關とす。

第十一條　本會任員の職務は左の如し。

一、總務部任員の職務
イ、會長は會中の一切事務を統轄す。
ロ、副會長は會長を賛助し會長の事故ある時は該職務を代理す。
ハ、總務は會運の隆進を計圖し印章及備品を保管す。
ニ、會計は會中一切の財政出納を掌理す。
ホ、書記は會中一切の文簿を掌理す。

二、宗教部任員の職務
イ、部長は該部に關する一切事務を總理す。
ロ、部員は該部庶務に從事す。
ハ、書記は該部の一切文簿を掌管す。

三、文藝部任員の職務
イ、部長は該部に關する一切事務を總理す。
ロ、部員は該部庶務に從事す
ハ、書記は該部の一切文簿を保掌す。

四、人事部任員の職務
イ、部長は該部に關する一切事務を總理す。
ロ、部員は該部庶務に從事す。
ハ、書記は該部の一切文簿を保管す。

五、社交部任員の職務

イ、部長は該部に關する一切事務を總理す。
ロ、部員は該部庶務に從事す。
ハ、書記は該部の一切文簿を保掌す。

六、運動部任員の職務
イ、部長は該部に關する一切事務を總理す。
ロ、部員は該部庶務に從事す。
ハ、書記は該部の一切文簿を保掌す。

七、慈善部任員の職務
イ、部長は該部に關する一切事務を總理す。
ロ、部員は該部庶務に從事す。
ハ、書記は該部の一切文簿を保掌す。

八、音樂部任員の職務
イ、部長は該部に關する一切事務を總理す。
ロ、部員は該部庶務に從事す。
ハ、書記は該部の一切文簿を保掌す。

第八章　任員の選擧及任期

第十二條　任員の總選擧は毎年定期總會日に行ふ其方式は左の如し。
イ、會長、副會長、總務及各部々長は三人を指名推薦して無記名投票を以て選定す。
ロ、會計と書記は二人を指名推薦して擧手選定す。
ハ、各部々員は該部々長の推薦にて選定す。

第十三條　任員の任期は滿一個年を以て定む。
但、缺員を生ずる時は通常會にて補選するを得、且つ滿期改選時に前任員を再選するも妨げなし。

第九章　會則と會期

第十四條　本會集合期は左の三種に分つ。
一、定期總會は毎年九月第一回月曜日を以て定む。
但、必要と認むる時は此限に在らず。
二、通常會は毎月第一回水曜日を以て定む。
三、臨時會は必要と認むる時は會長の指揮を以て開會す。
但、時間は隨時權定す。

第十章　會費

第十五條　本會の會費は左の四種とす。
一、入會金一圓　二、月捐金五拾錢
三、永久免除金貳拾圓　四、寄附金

第十一章　入會と退會

第十六條　入會志願者は任員一人と會員一人保證の連署にて第一號の入會願書を提出し總會又は通常會にて之を許可す。
但、必要と認むる時は此限に在らず。

第十七條　退會を願ふ者ありたる時は總務部に於てその事由を調査すべく肯定と認めたる時は許認して總會に報告す。

第十二章　報　告

第十八條　各部々長は毎會期間に行ふ事項を毎通常會又は定期總會に報告するを要す。

第十三章　賞　罰

第十九條　本會に對し特功ある會員には總會決議を以て褒賞を行ふも書狀、紀念品、祝賀の三種とす。

第二十條　本會の體面を汚損するか若くは會規に違背する會員には總會決議を以て戒諭、停權、黜會等の三種を行ふ。

第十四章　附　則

第二十一條　本則に未備なる條項は細則に裁定す。

第二十二條　本則を改正或增删する必要のありたる時は總會の決議にて委員三人を選定し改正を行ひ總會に附議通過するを要す。

但、改正或增删の點が小部分なるか或緊要に屬する時は通常會にて增删するを得。

以　上

細　則

第一條　原則第一章第二條の目的を達する爲め左記の條項を實行す。

一、各部の事業にして講演、討論、音樂、運動等の會を開催し圖書室を設け機關報を發刊す。

二、本會員中、喜慶或悲哀の事あり本會に通知のありたる時は本會にて總代を派送し祝賀或慰吊す。

第二條　原則第五章第八條に載示したる各部にては左の權利と義務を有す。

一、原・細則範圍內に限り部則製定するを得。

二、必要と認むる時は部會を開く事を得。

三、毎月執行する事項は必ず通常會を經て總會に報告す。

第三條　會計は會の財政を出納するも左記規定に依るを要す。

一、支出する金額は二圓以上十圓以下なれば會長の同意を要するも十圓以上は通常會の同意を要す。

二、會金は本會の指定銀行に任置するも其帳簿は會長、總務、會計の連署を要す。

三、會の一切財政狀況は必ず通常會を經由して總會に報告す。

四、會計は財政出納の一切狀況を總會に報告する前

に會長は檢査委員二人を選定し先づ檢査するを要す。

但、必要と認むる時は臨時檢査するを得。

第四條　書記は諸般の公文及書類を掌理保管し又會錄と通信事務を掌理す。

第五條　原則第八章第十二條に載示したる任員選擧に關する規定は左の如し。

一、投票用紙は本會用紙に限る。

二、投票時には會長は計票員二人を自辟し執事せしむ。

三、投票數の實數に超過するか若くは不及なる時は總て無效とす。

四、投票點の同數たる時は比較投票を必行す。

第六條　一般任員は兼任を得す。

但、必要と認むる時は此限に在らす。

第七條　新舊任員の事務傳掌會は總選擧後一週日以内に新舊會長は之を招集す。

第八條　原則第九章第十四條に載示せる集會に關する規定は左の如し。

一、總會は二十五人以上、通常會は十五人以上の出席員を要す。

但、臨時會は人限を定めす

二、總會は三個時間、通常會は二個時間に限る。

但、不得已境遇には時間を延長するを得。

第九條　總會及通常會の開會順序は左の如し。

一、讃頌歌　二、祈禱

三、聖經朗讀　四、會員點名

五、前會々錄朗讀　六、各任員の報告

七、未決保留案　八、新議案

九、討論及講演　十、閉會祝辭

第十條　會員の發言する時には必ず起立し會長に言權を得るを要す。

第十一條　會員の言辭中、違規或無禮なる點のある時は會長は其言權を回收す。

但、其會員は會長の處理を不服とし其理由を說明するに對し再請のある時には會長は會衆に可否を問ひ其多數を以て決定す同數の時は會長の得勝とす。

第十二條　一事件に對し一人は二度以上の發言を得す。

第十三條　會席にて秩序を紊亂する者あれば會長は警告をなすも若し從はざる時は退場を命す。

第十四條　會員は卽決請又は罷議請するにも三分の二の便數を得ざれば無效に歸す。

第十五條　原則第十章第十五條に規定したる會費は每月通常會日に例納するを要するも一時先納者には一個年分金五圓にして一金二十圓を一時先納する者は永久免除するを得。

第十六條　原則第十一章第十六條の規定に依り入會を願ふ者は第一號書式の願書に入會金壹圓と月捐金一個月分以上を添へ提出す。

第十七條　本會にて入會願者の願書に接したる時は規則第四條の資格あるかを認定し入會を許し會員證を交附す。

第十八條　會員中不得已退會を要する者は其事由を詳述したる退會願書に會員證を添へ提出するを要す。

第十九條　任員にて通常會に故なく連三次缺席したる者は其任務を回收す。

第二十條　各部々會は該部長は之を召集す。

第二十一條　各部會に會長、副會長、總務は可及的出席し意見を陳述すべきも決議權を有せず。

第二十二條　細則に未載の事項は通常慣例に依行す。

第二十三條　本則の全部を改正或增删する時は通常會の決議にて委員三人を選定し改正後通常會に附議通過するを要す、

但、改正或增删する點の小部分なるか或緊急に屬する時は任員會にて增删するを得。

本會々則は一九二一年十月四日より施行す。

（書式略す）

◎西伯利の朝鮮人民會と其統一

現在西伯利地方在留朝鮮人は民會に加入せる者のみにても約十五萬人あり多くは農業に從事し二十萬圓以上の資產家もある生活狀態は概して良好の方なるも昨年の凶作で細民は少々困窮に陷つた狀態であつたが租稅の減免等にて稍々恢復し目下は差して窮乏を訴へて居る者はない一般行政は政府會と國會とで決定する事になり居る朝鮮人組織の民會は現在十一を算するが此十一民會は之を統一する聯合會なるものが出來て居る國會は仲々の勢力を有し行政上其他總ては此勢力の下にある觀がある。

400 51

種

秘

東亞勸業株式會社設立趣意書

滿蒙ニ於ケル邦人ノ企業ハ頗ル廣汎ニ亘リ或ハ個人事業トシ或ハ會社又ハ日支合辦事業トシテ顯著ナル發達ヲ遂ケ滿蒙ニ於ケル帝國勢力ノ進展ハ内外人ノ驚目ニ値スト雖現在ニ於ケル邦人企業ノ多クハ專ラ營利ニ急ナルカ爲我經濟力ノ扶植上鞏固ナル根帶ヲ有スルモノ少ク從テ其ノ發達ノ地域ニ於テモ自ラ多ク南滿鐵道沿線ニ局限セラレ未タ深ク滿蒙ノ内地ニ進展スルヲ得スシテ之ヲ國家的見地ヨリスルハ遺憾尠少ナラストセス抑モ滿蒙ノ開發ト帝國勢力ノ扶植ハ其ノ廣茫無限ナル土地ノ利用經營ヲ以テ第

東亞勸業株式會社

一義トセサルヘカラス然ルニ現在滿蒙ニ於ケル邦人ノ土地經營ハ僅ニ鐵道沿線又ハ其ノ附近ニ於テ小規模ナル個々ノ經營ヲ見ルノ外一、二ノ會社及個人ニヨリテ東蒙古ノ一部ニ斯業目的ノ投資アルニ過キスシテ極メテ不振ノ狀態ニ在リ蓋シ如斯所以ノモノハ畢竟土地經營ハ事業其ノモノノ性質上他ノ諸種ノ事業ニ比シ多額ノ資本ヲ固定セシメ急速ニ利潤ヲ擧ケ難キ事情アルニ他ナラス然レトモ滿蒙ノ開發ハ帝國ノ永久不動ノ國策タル以上ハ其ノ開發ノ第一義タル土地經營ハ決シテ長ク之ヲ閑却スルヲ許ササルヘシ是茲ニ有力ナル資本家ノ合同ニヨル滿蒙ヲ

主眼トスル土地經營ヲ計畫セル所以ナリト
ス

滿洲ニ於ケル邦人ノ土地經營トシテハ水田ノ開拓ヲ以テ最モ有利且急務トスヘシ同方面ニ於ケル水田經營ノ有望ナルコトハ實驗ニ徴シ將タ逐年米產額ノ增加ニ徴シ明確ナルノミナラス水田開拓ノ適地ニ富ムコトハ從來各方面ニ於ケル實地調査ニヨリテ確認セラレ將來滿洲ニ於ケル水田ノ發達ハ我國食糧問題解決上至大ノ貢獻ヲ期待シ得ヘキノミナラス更ニ本事業ノ經營ハ當面ノ社會問題トシテ又政治問題トシテ世人ノ注目研究セラルル對在滿朝鮮人問題ノ解決上直接

貢献スル所~~アラムトス~~少カラサルヘシ

由來朝鮮人農業者ハ水田ノ開拓ニ對シ先天的技能ヲ有シ現在滿洲ニ於ケル水田ノ經營ハ殆ント移住朝鮮人ノ獨占農業タルノ觀ヲ呈シ斯業經營ヲ目的トシ滿洲ニ移住スル鮮人ノ數ハ近年著シク增加セリ然ルニ彼等ノ多數ハ資力甚タ乏シク或ハ生計上必要ノ土地ヲ取得スル能ハス又或ハ不利益ナル借地契約ノ下ニ粒々辛苦ノ結果ノ大半ヲ支那人地主ニ奪ハルル等到ル所極メテ不利不安ノ生活ヲ營ミ疲弊憫憊名狀スヘカラサルモノアルニ加ヘ不逞ノ徒其ノ間ニ跳梁シ在滿鮮人ノ思想惡化ハ眞ニ憂フヘキ狀態ニ在リ近

來滿洲ヲ以テ我朝鮮統治ニ對スル陰謀ノ策源地トシテ大小幾多ノ事件ヲ釀生セシメ在滿鮮人ハ半島統治ノ一大憂患タルニ至レルモノ故ナキニアラストセス此時ニ當テ滿洲ニ水田開拓事業ヲ起シ移住鮮人ヲ利用シ營農ニ從事セシムルハ独リ企業上ノ便益ニ止マラス彼等ヲ窮境ヨリ救濟シテ恒産ヲ授ケ其ノ生活ノ安定ニヨリテ恒心ヲ涵養セシメ彼等ノ思想ヲ健全ニシテ禍根ノ延蔓ヲ防止シ所謂禍ヲ轉シテ福トナスモノニシテ社會政策上將タ國家政策上極メテ有意義ノ事業タルヲ信ス

更ニ蒙古ノ土地ニ至リテハ良地ハ農耕ニ適シ

瘠地ハ牧畜ニ適シ自然ノ配合其ノ妙ヲ得而カモ廣袤無限ニシテ之カ開發利用ハ蓋シ吾人ノ使命タラスムハアラス現在既ニ東洋拓殖株式會社、南滿洲鐵道株式會社等ノ後援ニヨリ又ハ獨力ヲ以テ同方面農牧地ニ投資スル邦人二、三ニ止マラサルヲ見ル

蒙古ニ於ケル農業及牧畜ノ發達ハ農產工業原料ノ無限ノ增加ト我邦ニ於ケル羊毛ノ自給ニ至大ノ効果ヲ齎ラスヘク而モ現在同方面ノ地價ハ我邦內地人士ノ夢想タモ及ハサル廉價ニシテ且大面積ノ纒マリタル土地ヲ取得スルコト困難ナラサレハ今ニ於テ之ヲ取得シ牧畜其他粗笨農業ノ經營ニ着手シ他

日交通機關ノ發達ノ時期ヲ待ッテ一層其ノ利用ヲ増進スルコトトセハ其ノ利益ノ大ナルモノアルヲ期待シ得ヘシ

本會社計畫ノ蒙古土地ハ南滿洲ニ接壤シ四鄭鐵道豫定線ノ沿線及其ノ附近ニ集團シ農耕又ハ牧畜地トシテ最モ優勝ノ地位ヲ占メ將來東蒙古農業地ノ中心タルヘキヲ疑ハス近時排外思想ノ旺盛ナル支那ニ對シ正面ヨリ土地經營ヲ目的トシ大資本ヲ擁シテ之ニ莅ムコトハ支那官民ノ猜疑誤解ヲ招キ事業遂行上不測ノ障碍ヲ惹起スルノ虞ナキニ非サルヲ以テ或ハ滿洲、蒙古ノ各方面ニ於テ各別個ノ支那流名稱(何々公司)ヲ設ケ之ヲ表面ノ事業經營

者ト為ス等機宜ノ方法ヲ採ルコトアルヘク尤モ支那側ニ於テ本會社事業ノ真義ヲ了解スルノ時機ニ際會セハ各方面ノ事業ヲ統一シテ本會社直接ノ經營ニ歸屬セシムルハ當然トス

以上ノ如ク本會社ノ目的事業ハ國家的見地ヨリ重要ノ意義ヲ有スルモノナレハ之カ經營ハ極メテ真摯ナルヲ要シ且此種事業ノ性質トシテ急速ニ利潤ヲ收メ難キヲ以テ本會社ノ設立及事業經營ニ付テハ政府ニ對シ相當ノ援助ト保護トヲ要請スルノ必要アルハ寔ニ已ヲ得サル所ナリトス

東亞勸業株式會社設立計畫要領

一、會社ノ資本金

公稱資本金　貳千萬圓也

第一回拂込資本金　五百萬圓也

二、會社ノ目的

一、滿洲及蒙古其他ニ於ケル農業經營及之ニ附隨スル事業ノ經營

二、滿洲ニ於ケル移住朝鮮人農業者ノ利用及保護善導

三、事業ノ規模

(1)、滿洲ニ於ケル水田ノ開拓

滿洲ニ於テハ三箇年間ニ熟田約五百町歩水田適地約壹萬町歩ヲ商租シ該水田適地ヲ四箇年

開ニ開拓シ合計約八千町歩内外ノ水田ヲ得ルコトヲ以テ第一期計畫トシ将来本會社ハ満洲水田ノ經營ヲ以テ會社事業ノ中心トシテ益々斯業ノ擴張ヲ図リ以テ會社ノ基礎ヲ確立スルノ豫定ナリ

右商租權取得豫定價格

一、熟田	平均反當	金五拾六圓
一、水田見込畑地		金貳拾五圓
一、水田見込荒地		金拾五圓、

(2) 蒙古ニ於ケル農耕地ノ開墾

蒙古ニ於ケル取得地ノ總面積ハ約四千六百方地（一方地ハ我約三十二町四反歩總反別十四萬九千餘町歩）ニシテ大躰之ヲ三區ニ別チ第

一區ハ會社設立初年度ヨリ開墾ニ着手シ三箇年間ニ農耕地約壹千方地ヲ開拓シ第二區ハ會社設立第二年目ヨリ開墾ニ着手シ三箇年間ニ農耕地約七百方地牧羊地約三百方地ヲ開拓シ第三區ハ第一區開墾終了ノ翌年度即チ會社設立後第四年目ヨリ五箇年間ニ農耕地約壹千方地牧羊地約五百方地ヲ開拓スルノ計畫ニテ殘地約壹千餘方地ハ本計畫終了後更ニ第二期計畫トシテ起墾ニ着手スルノ豫定ナリトス

(3)

各方面開拓年割豫定面積（單位町）

年次	滿洲水田	蒙古 第一區	蒙古 第二區	蒙古 第三區	計
第一年度	一、七〇〇	九、七二〇	—	—	一一、四二〇
第二年度	二、〇〇〇	一一、三四〇	六、四八〇	—	一九、八二〇

第三年度	二、〇〇〇	一一、三四〇	八、一〇〇	一	二一、四四〇
第四年度	二、〇〇〇	一	八、一〇〇	六、四八〇	一六、五八〇
第五年度	一	一	一	六、四八〇	六、四八〇
第六年度	一	一	一	六、四八〇	六、四八〇
第七年度	一	一	一	六、四八〇	六、四八〇
第八年度	一	一	一	六、四八〇	六、四八〇
計	七、七〇〇	三二、四〇〇	二二、六八〇	三二、四〇〇	九五、一八〇

本表ニヨレハ豫定面積全部ノ開墾終了ハ八箇年ナルモ開墾地全部ノ熟成ニハ更ニ四箇年ヲ要シ都合十二箇年ニシテ開墾地全面積ヲ熟地トナスノ豫定ナリ

(4)
右満洲及蒙古ニ於ケル土地経営ニ要スル資金ノ概算左ノ如シ　（単位圓）

區別	土地收得資金	土地改良其他固定資金	貸付資金其他流動資金	計
満洲	二、一〇八、〇〇〇	一、六九〇、〇〇〇	七七〇、〇〇〇	四、五六八、〇〇〇
蒙古 第一區	二、〇〇〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
蒙古 第二區	九五〇、〇〇〇	一、一七〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇
蒙古 第三區	一、五八六、〇〇〇	一、七三八、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三、六二四、〇〇〇
計	六、六四四、〇〇〇	五、四四八、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一三、四九二、〇〇〇

四、開墾地ノ收穫計算標準

本計畫ノ收穫量ハ從來世間ニ稱ヘラルヽ所ニ比較シ過少ノ嫌ナキヲ得サルモ大面積ノ土地經營トシテハ猶ホ不安ヲ感セサルヲ得ス而シテ本計畫ノ平均收穫標準左ノ通リトス

開墾地平均收穫標準

第三

開墾年次	
（單位）	
滿洲水田	平均一反歩當籾ノ收穫量
蒙古開墾地	平均一方地當高粱ノ收穫量
備考	一方地ハ我約三十二町四反歩

第一年	一石〇斗	七元五〇斗
第二年	一、四	一〇八、〇
第三年	(熟田) 一、六	一四四、〇
第四年		(熟地) 一八〇、〇

五、所有地ニ對スル營農方法

滿洲ニ在リテハ主トシテ移住鮮人蒙古ニ在リテハ支那人ヲ主トシ之ニ鮮人ヲ混用シ何レモ小作營農ニ附シ小作契約ハ大体ニ於テ地方ノ慣習ニ從ヒ滿洲ニ於テハ收穫物折半方法ニヨリ蒙古ニ於テハ支那人ノ開墾地小作慣習タル一種ノ分益農法ニヨルモノトス

六、小作人ノ保護

小作人ニ對シテハ家屋ノ建築農具家畜ノ購入其

他必要ナル農業資金ノ低利貸付ヲナス外保健教育等ニ関シテモ相當ノ施設ヲナシ小作人ノ定着ト生計ノ安固ヲ得セシム

保健教育等ノ事業ハ國家又ハ移住者ノ自治團体ノ施設ニ属スト雖本會社ハ移住小作鮮農ノ保護上其ノ自治的施設ヲ援助スル爲先ツ満洲水田経営ニ関スル事業費ニ一ヶ年金七萬圓ノ支出ヲ見込ミ将来事業ノ發展ニ伴ヒ其ノ金額ヲ増加スル豫定ナリ又別項記載ノ如ク蒙古方面ニ鮮農ヲ入ルルニ至ラハ此方面ニ於テモ亦本會社ハ此種ノ施設ノ爲相當ノ經費ヲ支出スヘシ

本社ノ小作人保護上ノ施設トシテハ上記ノ外日用品其ノ他必需品ノ共同購買資金ヲ供給シ進ン

テ小作人以外ノ農民ニ對シ資金ノ供給ヲ兼營スルノ目的ナルモ之等ハ漸次計畫ヲ進ムルコトシ又之カ為メニ要スル本社ノ資金ハ社債又ハ借入金ニヨリテ充辨シ得ヘキ見込ナルヲ以テ本計畫ニハ此種ノモノハ總テ繁ヲ避ケ之カ掲記ヲ省略セリ

七、中小自作農ノ增殖（主トシテ鮮人ニ對スル施設）

本社ハ小作人ニ於ケル土地愛護ノ觀念ヲ強固ニシ且其ノ經濟的自立ヲ得セシムル為優良ナル小作人ニ對シ地代年賦償還方法ニヨリ土地ヲ分譲シ之ヲ以テ一面ニ於テ中小自作農ノ增殖ヲ図リ一面ニ於テ會社ノ資金ヲ運轉シテ新ナル土地ノ取得開拓ヲ図ルモノトス

八、鮮農ノ收容

滿洲ニ於ケル鮮農ノ水田耕作面積ハ平均一戸當約三天地（約壹町八反歩内外）ヲ以テ適當トスルカ如シ此ノ標準ニヨルトキハ本會社ノ開拓水田（第一期計畫）ニ對シ約四千戸ノ鮮農ヲ收容スルコトヲ得今此人口ヲ一戸平均約四人トスレハ壹萬六千人之ニ農業勞働者ヲ加フレハ約貳萬人以上ニ達スヘシ是等ノ鮮農ハ現在ニ於ケル無職放浪ノ状態ヨリ恒職ニ從事スルコトトナリ且上記各項ノ如ク中流階級ノ小作農トシテ保護救済ヲ受クルモノナレハ一般在滿鮮人ノ生活及思想上ニ對シ貢獻鮮少ナラサルヘク將來本社カ第二期第三期ト順次水田經営ヲ擴張スルニ伴ヒ鮮

農收容ノ数ヲ増加シ益々其ノ效果ノ顯著ナルヘキヲ疑ハス

右ハ滿洲水田ニ對スル鮮農收容計畫ニシテ蒙古ノ土地ト雖水田必スシモ絶望ニアラサルヘク畑作トシテモ亦必スシモ鮮農ニ不適當ナリト断スヘキニアラサレハ本會社ハ蒙古土地ノ開拓ハ支那人ヲ先驅トシテ其開墾熟成地ニ對シ鮮農ヲ收容スルコトニ付適當ノ調査研究ヲ爲シ充分努力スル所アルヘシ

九、本社ノ所要資金ト社債

前各項ノ計畫ヲ遂行スル爲ニ要スル資金ノ總額ハ約壹千參百五拾萬圓ニシテ約八ケ年間ニ投資シ豫定ノ事業ヲ完成スルモノニシテ第一回ノ株

込資本金五百萬圓ヲ以テシテハ忽チ資金ニ不足スルヲ以テ初年度ヨリ三ヶ年間ニ金五百萬圓乃至五百五拾萬圓ノ社債ヲ起シ資金ノ不足ヲ補充スルノ計畫ニシテ其後ノ所要資金ニ付テハ未拂込株金ノ拂込ニヨルカ又ハ更ニ社債ヲ起スヘキヤニ付テハ其ノ場合ニ於ケル財界其ノ他ノ事情ニ鑑ミ適當ノ措置ヲ執ルノ際定ナルモ本計畫書ニハ大体ニ於テ五百萬圓内外ノ社債ヲ存續スルモノトシテ計算ヲ立テタリ

一〇、收益利廻ト政府補助要請金額

本會社事業ノ所要資金總額壹千三百四十九萬二千圓ニ對シ年利八分ノ利廻成績ヲ擧クルニハ會社設立後十一年目ニ至リ漸ク之ニ達スルノ状態

ナリ（但シ社債利子不足金額十萬圓ヲ差引タル益金第三表參照）從テ其ノ不足期間十ケ年間ニ於ケル不足金額ヲ積算スレハ金四百二十五萬六千三百二十九圓ニ達ス右ニ對シ政府ヨリ毎年金五拾萬圓宛八ケ年間補給ヲ受クルノ必要アリ而シテ十ケ年間ノ不足額ヲ八ケ年間ニ補給ヲ受ケムトスルハ起業初期ニ於ケル不足ヲ幾分カ緩和セムトスルニアリテ政府ニ於テ本會社事業ノ性質ト其ノ經營困難ノ事情トヲ洞察セラレ本要求ヲ許容セラレムコトヲ切望ス（第三表參照）

以上計畫ニ關スル計算ノ大要ハ以下各表ノ通トス

第一表

牧資金累年總括表

年次	滿洲	蒙古 第一區	蒙古 第二區	蒙古 第三區	蒙古 計	合計
一	一、五四三、〇〇〇円	二、三〇〇、〇〇〇円	九五〇、〇〇〇円	一、五八六、〇〇〇円	四、八三六、〇〇〇円	六、三七九、〇〇〇円
二	三、〇二八、〇〇〇	二、六五〇、〇〇〇	一、五八〇、〇〇〇	一、五八六、〇〇〇	五、八一六、〇〇〇	八、八四四、〇〇〇
三	三、九六八、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、九三〇、〇〇〇	一、五八六、〇〇〇	六、五一六、〇〇〇	一〇、四八四、〇〇〇
四	四、五六八、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	二、二二五、〇〇〇	七、五二五、〇〇〇	一二、〇九三、〇〇〇
五	四、五六八、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	二、六三八、〇〇〇	七、九三八、〇〇〇	一二、五〇六、〇〇〇
六	四、五六八、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	三、〇〇六、〇〇〇	八、三〇六、〇〇〇	一二、八七四、〇〇〇
七	四、五六八、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	三、三一五、〇〇〇	八、六一五、〇〇〇	一三、一八三、〇〇〇
八	四、五六八、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	三、六二四、〇〇〇	八、九二四、〇〇〇	一三、四九二、〇〇〇

第二表　純益累年総括表（単位圓）△印ハ損失

年次	満洲	蒙古 第一區	蒙古 第二區	蒙古 第三區	合計
一	△三七、〇〇〇	△八、八〇〇	―	―	△四五、八〇〇
二	二七、〇〇〇	一一、七七五	△三三、〇一二	―	五、七六三
三	四七、四〇〇	五二、九三七	△六、五〇六	―	九三、八三一
四	一九三、六〇〇	一二三、一三七	三九、七四〇	△六四、〇九〇	二九二、三八七
五	三三二、六〇〇	一八二、二〇〇	一一七、五〇〇	△二六、七九〇	六〇五、五一〇
六	三八三、六〇〇	二二〇、〇〇〇	一八五、〇〇〇	△八、二七〇	七八〇、三三〇
七	四〇〇、六〇〇	二二〇、〇〇〇	二二八、二〇〇	八〇、九五〇	九二九、七五〇
八	四〇〇、六〇〇	二二〇、〇〇〇	二二八、二〇〇	一六七、九五〇	一、〇一六、七五〇
九	四〇〇、六〇〇	二二〇、〇〇〇	二二八、二〇〇	二四五、七〇〇	一、〇九四、五〇〇
一〇	四〇〇、六〇〇	二二〇、〇〇〇	二四六、二〇〇	三〇〇、四七〇	一、一六七、二七〇
一一	四〇〇、六〇〇	二二〇、〇〇〇	二四六、二〇〇	三三五、八〇〇	一、二〇二、六〇〇
一二	四〇〇、六〇〇	二二〇、〇〇〇	二四六、二〇〇	三六五、八〇〇	一、二三二、六〇〇

第三表　政府補助要請標準

（単位 円）　△印ハ損失

年次	投資金額	投資金ニ對シ年利八分相當金額	社債利子（一割）不足金額	計	事業純益金	純益不足金額
一	六、三七九、〇〇〇	五一〇、三二〇	七、五〇〇	五一七、八二〇	△四五、八〇〇	五六三、六二〇
二	八、八四四、〇〇〇	七〇七、五二〇	四一、七五〇	七四九、二七〇	五、七六三	七四三、五〇七
三	一〇、四八四、〇〇〇	八三八、七二〇	八五、二五〇	九二三、九七〇	九三、八三一	八三〇、一三九
四	一二、一九三、〇〇〇	九七五、四四〇	一一〇、〇〇〇	一、〇八五、四四〇	二九二、三八七	七九三、〇五三
五	一二、五〇六、〇〇〇	一、〇〇〇、四八〇	一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、四八〇	六〇五、五一〇	四九四、九七〇
六	一二、八七四、〇〇〇	一、〇二九、九二〇	一〇〇、〇〇〇	一、一二九、九二〇	七八〇、三三〇	三四九、五九〇
七	一三、一八三、〇〇〇	一、〇五四、六四〇	一〇〇、〇〇〇	一、一五四、六四〇	九二九、七五〇	二二四、八九〇
八	一三、四九二、〇〇〇	一、〇七九、三六〇	一〇〇、〇〇〇	一、一七九、三六〇	一、〇一六、七五〇	一六二、六一〇
九	一三、四九二、〇〇〇	一、〇七九、三六〇	一〇〇、〇〇〇	一、一七九、三六〇	一、〇九四、五〇〇	八四、八六〇
一〇	一三、四九二、〇〇〇	一、〇七九、三六〇	一〇〇、〇〇〇	一、一七九、三六〇	一、一六七、二七〇	一二、〇九〇
一一	一三、四九二、〇〇〇	一、〇七九、三六〇	一〇〇、〇〇〇	一、一七九、三六〇	一、二〇二、六〇〇	超過 二三、二四〇
一二	一三、四九二、〇〇〇	一、〇七九、三六〇	一〇〇、〇〇〇	一、一七九、三六〇	一、二三二、六〇〇	仝 五三、二四〇

備考

一、本表社債利子不足金額ハ社債利子ヲ年一割トシ投資總額ニ對スル年利八分トノ差額ヲ計上セルモノニシテ其ノ算出ノ基礎ハ左ノ如シ

年次	起債額	同累計	利子不足額	（單位 円）
第一年度	一、五〇〇、〇〇〇		七、五〇〇	三ヶ月分
第二年度	二、三五〇、〇〇〇	三、八五〇、〇〇〇	四一、七五〇	前年起債百五十万円ニ對スル一年分本年起債ニ對スル三ヶ月分
第三年度	一、六五〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	八五、二五〇	前年起債三百八十五万円ニ對スル一年分本年起債ニ對スル三ヶ月分
第四年度		五、五〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	

第五年度以降ハ大体五百萬圓内外ノ社債ヲ継續スルモノトシ毎年五百万円ニ對スル不足額十萬圓宛計上セルモノトス。

孤家子農場概況

一、沿革

当農場ハ明治四十三年支那人ニヨリテ組織セラレタル大三公司カ鮮人小作人七戸ヲ招徠シテ荒地ヲ開墾シ造田計劃セルヲ創メトス 然ルニ鮮人等ハ支那官憲ノ退去命令ニ遭ヒテ開墾ヲ中止セサル可ラサルニ至レリ 其後大正元年支那ニ帰化セル鮮人朴基洛ナル者此土地ヲ買受ケ開墾耕作ニ従事セシカ経営ノ資ニ窮シ全地積ノ半タモ開拓スルコト能ハス而モ年々其耕作方法ヲ誤リシ為欠損ニ欠損ヲ重ネ大正七年ヨリ我農場ノ手ニ移レルモノナリ 即チ本農場ハ

奉天地方ニ於テ最モ古キ歴史ヲ有スルモノナリ、

二、位置及氣候、

当農場ハ奉天ノ西方六十支里ノ地点ニシテ新民縣西公太堡子村ノ西孤家子ナル小部落ニ隣接セリ、

氣象状態ハ奉天ト異ルコトナキヲ以テ之ヲ省畧ス、

三、土質、

当農場ハ蒲河流域ニアリテ土質ハ第四紀新層冲積層ニ属シ表土ハ黒味ヲ帯ヒタル壌土ニシテ下層土ハ稍褐赤ノ砂質壌土ナリ表土ハ多量ノ腐殖質ヲ含ミ地味甚豊沃ナリ下層土ハ砂分ヲ合ミ排水可良ナレハ稲作ノ土壌トシテ好適ナリト云フヲ得ヘシ、

四、土地及建物

(イ)土地

当農場ノ実測地積左ノ如シ

総面積　六拾六町九段〇拾八歩

内訳

水田地	五拾五町八反〇貮拾七歩
建物用地	壹町九反八畝拾参歩
道路及堤防	参町参反貮畝拾貮歩
水路	貮町貮反壹畝拾八歩
畦畔	壹町七反七畝八歩
荒地	壹町八反歩

(ロ) 建物、

名称	構造	棟数	建坪	摘要
事務所兼管理人住宅	支那式土壁造平屋草葺	一棟	一六、〇坪	大正八年新設
小作人家屋	仝上	七	五一、三	〃
門	木造日本式両開キ	二ヶ	、	〃 前門及後門
土塀	高五尺巾二尺	延長百三十一丈	、	〃
井戸	支那式木造深八尺口三尺	一	、	〃

五、水利ノ便否

当農場ハ奉天水利局ノ水ニヨリテ灌漑耕作ヲ行フモノナルカ大正八年以来水利局ハ各地ニ水田ヲ開カシメシ

為比較的下流ニアル当地方ハ播種期ニ至ルモ灌漑スルコト能ハズ播種ノ適期ヲ逸スル虞レアルニヨリ爾来播種ハ乾田蒔トナシ朝鮮平安南道地方ニ於テ行ハル、乾田蒔法ニ改良ヲ加ヘ專ラ此方法ヲ執リツヽアリ　苗ノ四、五寸ニ伸長シタル頃ニハ水利局ノ水モ流レ来リ灌漑シ得ラル、ヲ以テ稲作ハ完全ニ成育ヲ遂ゲ豫定ノ收穫ヲ挙ゲ得ラル、

要スルニ当農場ハ水利ノ便ハ良好ト称スル能ハサルモ前述ノ如キ乾田蒔法ヲ適期ニ行ヘハ何等支障ナキモノナリ、

六、經營方法

当農場ハ小作制ニシテ現在拾七戸ノ鮮人小作者ヲ收容ス

小作ハ分益折半法トス、小作人ニハ土地ノ等級及其家

族数ニ應シテ三天地乃至拾天地ノ面積ヲ配当シ鮮人農
學校出身者貳名ヲシテ之カ指導管理ノ任ニ当ラシム、当
場ハ小作人ヲ撫育シ以テ農場ノ成績ヲ挙ケ双方ノ福利ヲ
増進スルヲ主義トシ彼等小作人ニハ住宅、蔬菜地等ハ之
ヲ無料ニテ貸與シ農場資金ハ勿論日常生活費ニ至ル
迄之ヲ貸與シ秋收後ニ於テ返還セシム 又小作人ニ於テ吉
凶アル場合ハ地主トシテ相当慶弔ノ意ヲ表スルノ外鮮
人児童ニシテ學齢ニ達シタル者ニハ教師ヲ置キテ教育ヲ
施シツヽアルヲ以テ彼等モ安心シテ業務ニ精励シ益々耕種
ニ努ヲ致シ皆相当ノ利益ヲ挙クルニ至レリ

南滿洲鐵道株式會社東京支社

東庶第四三六號

滿鐵地勤第一七第三號

大正十年九月九日

東京支社庶務係

主事　木部守一

地方部長
總務部長　殿

東亞勸業株式會社ニ關スル件

本月二日東拓ニ於テ東亞勸業株式會社ニ關スル協議會相開キ度支社ヨリ代表者出席方申越候處創立委員タル野田氏旅行不在ニ付小職出席致候處席上別紙協議事項ニ依リ協議相進メ候其協議事項ノ大部分ハ本社ニ於テ協議濟ノ由ニ付省略可致唯協議濟ニ屬セサル事項ニ付テノミ協議ノ結果御通知申上候

(二)(別紙協議事項書ノ見出數ナリ以下同斷)興發公司經過報告ノ件ハ大倉代表者河野久太郎ヨリ張作霖氏ハ現ニ同公司復活ニ同

意シタルモ征蒙軍派遣其他ニ取紛レ公司事務進捗セス郎公司ニ於ケル支那側重役ヲ任命セス現ニ大倉了同氏ニ渡スヘキ二百萬圓モ提供シタルモ先方ノ都合ニテ受領セス其交付ヲ控ヘ居ル位ニテ大倉ニ於テハ精々急速進捗ヲ圖リ居ルモノナリ尚自分（河野氏）本月十日頃出發奉天ニ至リ張氏ト直接接衝ノ上解決ニ努力スヘク東亞勸業會社設立ニ支障ヲ生セシムルカ如キ事ナカラシムル見込ナリトノ報告有之候

（七）李完用氏云々ハ本社協議事項ニ泄レ居ル樣子ニ有之候處是ハ朝鮮總督府ヨリ鮮人救濟及利用ヲ目的トスル事業ニ鮮人ヲ疎外スルハ面白カラサルニ付李完用氏ノ諒解ヲ得置ク事必要ナリトノ注意アリタルニ付川上東拓理事ハ李氏ニ本事業ニ付内話シ置キタリトノ事ニ有之候

（九）創立費支出ノ件ニ付創立費ハ一萬圓位支出ノ見込ナル處此外滿

洲勸業ノ創立費ハ行掛上負擔セサルヘカラサル事ト思考セラルトノ川上氏ノ提議ナリシモ他ノ東拓列席員等ヨリモ其額次第ニテハ全部負擔ハ不能ナルヘシトノ議論モ出テ右引受ケノ事ハ右額等ヲ聞合セタル上更メテ協議スヘシトノ事ニ有之候

添付書類

一 東亞勸業會社設立委員會協議事項寫

一 朝鮮總督府補助條件寫

一 關東廳　同　寫

東亞勸業會社設立委員會協議事項

一、朝鮮總督府及關東廳ニ對スル補助交渉顛末報告
二、興發公司經過報告
三、會社設立時期ニ關スル件
四、會社事業ノ經營組織ニ關スル件
五、株式ノ引受及引受未定株募集ノ件
六、出資地評價ニ關スル件
七、李完用氏等朝鮮人側株主ニ關スル件
八、創立事務所ノ開設
九、創立費支出ノ件

南滿洲鐵道株式會社東京支社

朝鮮總督府補助條件

一、本府ハ大正十一年度ニ於テ東洋拓殖株式會社ノ本府ニ對スル返納金ヲ限度トシテ東亞勸業株式會社ニ補助ス

二、東亞勸業株式會社ハ申請書ニ添付セル計畫ニ基キテ事業ヲ經營スルノ外現ニ朝鮮人ノ小作セル土地ヲ商租スル爲メノ資金トシテ相當金額ヲ支出スルコト

三、東亞勸業株式會社ハ滿蒙ニ於ケル農耕又ハ土地改良ノ爲メ資金ノ融通及技術上ノ援助ヲ與フルコト

四、東亞勸業株式會社ハ其ノ事業計畫ヲ變更シ又ハ新ニ事業ヲ計畫セムトスルトキハ豫メ本府ノ承認ヲ受クヘシ

102
種

五、以上ノ外朝鮮總督府ニ於テ必要ト認メテ指示スル事項ハ會社ノ目的ニ反セサル限リ之カ遂行ヲ期スルコト

六、毎年事業ノ成績ハ之ヲ本府ニ報告スヘシ

七、本條件ニ違反スルトキハ補助ヲ停止シ若クハ補助金ノ一部又ハ全部ヲ返納セシムルコトアルヘシ

關東廳補助命令條件

一、其ノ社ハ願書添付ノ計畫ニ基キ速ニ事業ヲ遂行スヘシ

二、滿洲水田經營ニ對シテハ計畫書ノ土地改良設備ノ外水利灌漑ノ施設ヲナスヘシ

三、小作鮮人ニ對シテハ計畫書ノ資金貸付・保健教育施設ノ外鮮人ノ永住營農ノ方法ヲ講スヘシ

四、小作鮮人ニ對シテハ畑作・植林其ノ他ノ副業ヲ獎勵シ生活ノ保全ヲ期スヘシ

南滿洲鐵道株式會社東京支社

五、牧畜經營ハ左ノ方法ノ下ニ企畫スヘシ

イ 緬羊ノ改良增殖ヲ圖ルコト

ロ 牧場ハ漸次牧草栽培ヲナシ集約的利用ヲ行ヒ收容頭數ノ增加ヲ圖ルコト

ハ 預托羊ノ分益法ハ適宜ノ契約ニ依ルノ外生產羊毛ハ可成邦人ノ買收ニ便スルコト

六、第二項及第五項ニ就テハ十一年度中ニ事業計畫書ヲ作成シ當廳ノ認可ヲ受クヘシ

七、決算期每ニ事業ノ狀況貸借對照表收支決算財產目錄ヲ當廳ニ報告スヘシ

八、營業期每ニ左ノ事項ヲ當廳ニ報告スヘシ

(一)滿洲水田ノ反別・收獲高・小作鮮人員數

(二)蒙古開墾地ノ反別收獲高・小作人員數・牧羊ノ飼育數・羊毛ノ

產額

（三）小作胖人ノ移動狀況

（四）小作胖人ノ保護救濟

（五）其他參考トナルヘキ事項

但シ之ニ關スル報告例ハ追テ指示スヘシ

九、左ノ場合ニ於テハ豫メ當廳ノ許可ヲ受クヘシ

（一）定款ヲ變更セムトスルトキ

（二）會社ノ合併又ハ解散セムトスルトキ

（三）事業ノ重大ナル新規計畫又ハ之カ變更ヲナサムトスルトキ

（四）社債ヲ募集シ又ハ多額ノ資金ヲ借入レムトスルトキ

十、當廳ハ必要ト認ムル場合ニ於テ所屬職員ヲシテ其ノ社ノ事業及會計ヲ檢査セシメ又ハ諸般ノ命令ヲ發シ指示ヲナスコトアルヘシ

十一、本指令及本指令ニ基キ發シタル命令指示ニ違反シタルトキハ補助ヲ停止シ若クハ既ニ交附シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ返納ヲ命スルコトアルヘシ

93336

朝 TOKYOGENSHOBO SHOTEN

大正十年十一月調

滿洲地方に於ける朝鮮人の經濟及金融狀況

朝鮮銀行調查部

（活字を以て筆寫にや）
M540
CH 69
ス
四三四

滿洲地方に於ける朝鮮人の經濟及金融狀況

大正十年十一月調

(一) 間島地方

一、朝鮮人の一般經濟狀況

間島の汪清、延吉、和龍の三縣内に居住する朝鮮人は男十五萬五千六百餘人女十二萬九千三百餘人合計二十八萬五千餘人(大正九年十月調)にして右三縣内の總人口に對し七割五分以上を占む而して此等の朝鮮人は朝鮮内の各道より集合せるものにして移住後久しきものありと雖も大抵は二、三十年來のもの多く殊に商業に從事するものは移住後十年乃至五、六年位經過せるものにて數年前所謂資產家、有力商人と稱せらるゝものは間島に於て金融其他各種の機關の整はざる混沌たる時代に如何はしき手段に依り財產を取得したるものならしく然して是等は多く商業に轉じ會寧、清津方面の鮮商と相呼應して輸出入貿易を營み一時は内地人商を壓するの盛況にて鮮商の獨舞臺の觀ありしが偶々大正九年三月財界崩落の際清會方面の鮮商が倒產に等しき大打擊を受けし影響は當地鮮商にも波及して相當打擊を受け閉店又は店舗を縮少するもの多く其後僅に一流筋の鮮商一、二のものが其の活動を續けて今日に及ぶ狀況なり右の次第なれば局子街、頭道溝其他の都邑に於ける鮮商も彼此の影響を受け疲弊の極に達し今日尚擡頭し能はざるの狀況なり之を要するに鮮商の失敗は採算的基礎なきこと、好況に際し盲進的なりしこと、不況に

際し挽回の勇氣なきこと、責任觀念を缺けること等が主なる原因にして又容易に恢復し得ざるものと思料せらる、翻て農民の狀況を見るに多くは支那人の土地を小作して纔かに生計を營みしが近年連合して土地を買入れ自作農となるもの多き傾向を示すも尙多くは支那人の小作に甘じ漸く糊口を過すの狀況なり、これは移住鮮人として資力乏しく一時に土地買入の餘裕を生ずるに到らざるものもあらんも一面には勞を嫌ひ逸を欲するの風脫せざるを以てならん要するに間島の鮮農商は不逞團の脅威と財界崩落とにて概して疲弊困憊して一般經濟狀況は良好と稱するを得ず、故に此後鮮人の智識の開發を促し一面生命財產の安固を圖りて不逞鮮人蠢動の餘地なからしむる樣治安の方を講せられなば爰に安堵し各其の業に從事するを得て一般經濟狀況も良好に趨くものと思料せらる。

二、朝鮮人の金融狀態――金融機關に對する關係

目下間島に現存する金融機關は朝鮮銀行、救濟會(東洋拓殖會社の別名)竝に間島信託株式會社等なるが今在住朝鮮人の此等の機關に對する金融狀態を見るに大略左の如し。

(イ) 朝鮮銀行に對するもの

間島在住鮮人の朝鮮銀行を利用する者は殆ど其の商人に限られたるが同商人は前項に於て述ぶる如く近來甚だ不振の狀態にあれば漸次其の取引を縮少し從て其の預金額に於ては大なる變化を來さざれど其の貸出金の如きは最近の一二年間に於て十分の一に減退せり卽ち左の如し。

預金

大正八年末	四二、九二五円	同行總預金高に對する割合	一割
大正九年末	三〇、五〇九	同	一割
大正十年九月末	四六、〇七六	同	一割一分

貸出金

大正八年末	二七七、二九二円	同行總貸金高に對する割合	四割八分
大正九年末	四八、五八〇	同	二割一分
大正十年九月末	二七、二一五	同	一割七分

（ロ）救濟會（東拓の別名）より融通するもの

間島救濟會は明治四十四年中龍井村が大火災に罹りしより內鮮人の家屋建築其他の復舊の爲め其の筋の補助に依り資金の融通を爲し來りたるものなるが大正七年に至り東洋拓殖會社に於て其の業務を繼承することゝなり爾來專ら產業開發の見地より土地を擔保とする貸付を行ひ來れり今同會が朝鮮人に對し大正七年八月以降大正十年十月迄の三年二箇月間に於て融通せる金額を見るに左の如し。

貸付累計　八一〇、〇三五円

三

同收金累計　三五二、二三〇

差引現在貸付高　四五七、七〇五（二七五口）

右會の貸付金利率は年一割六分なり。

（ハ）間島信託株式會社に對するもの

同社は大正七年末業務を開始し内鮮人の預り金貸金を取扱副業として無盡業を營み來れるが今同社の朝鮮人に對する預金、貸出金高を見るに本年六月末の現在預金高千三百七十圓、貸出金二萬六千餘圓にして之を内地人の夫れに比すれば前者は十三分の一、後者は其の七割を占むるに過ぎず詳細左の如し。

	預金	貸出金
大正七年末	一、二〇六円	一〇、八二五円
同八年末	七、八三六	一九、八七八
同九年末	九七八	二五、九八〇
同十年六月末	一、三七〇	二六、〇四二

右貸出金の利率は百圓以下日歩十錢、百圓以上日歩六錢八厘

（ニ）其　他

（い）郵便貯金　大正九年末現在の朝鮮人の貯金高六千五百六十八圓にして其の預け人員八百四十六人なり。

（ろ）個人貸金業者としては典當業として三名あるも其の資力は千圓乃至二千圓位のものに過ぎす而して其の金利は擔保貸月五分なり。

（は）鮮人間の金融機關として新に間島金融會なるもの設立せらるゝ由なるが同會は目下定款其他に就き外務省に對し認可申請中にて近く其の業務を開始すべく準備中なりと云ふ。

（二）安東縣地方

一、在住鮮人數（下流地方をも含む）

戸數	一、一八三戸	（内民團管内	六四八戸）
男	二、六九〇人	（同	一、一九六人）
女	二、二二三人	（同	八四七人）
計	四、九一三人	（同	二、〇四三人）

本統計は昨年末朝鮮人會の調査によれるものなるが鮮人は兎角移動の數多く偶々來つて店舗を開くものありとするも其の業態不況となれば僅かに二三箇月甚しきに至つては一週間餘にして其の行方不明とな

るもの多き状態にあり、然れども最近四五年間に於ける人口の推移を見るに其の増加傾向漸く著しきものあるを知る、卽ち左の如し。

年次	戸數	男	女	計
大正五年	六三八戸	一、五三六人	一、三六五人	二、九〇一人
同六年	七八〇	二、〇三六	一、五六一	三、五九七
同七年	九〇九	二、三四〇	二、〇〇〇	四、三四〇
同八年	九八二	二、四七二	二、一三七	四、六〇九
同九年	一、一八三	二、六九〇	二、二二三	四、九一三

二、在住鮮人の職業竝に其の資力。

先づ其の職業別を見るに左の如し。

安東民團管內朝鮮人職業別 （十年六月末調）

業名	戸數	業名	戸數	業名	戸數
官公吏	六	學生	一	貸金業	二
會社員	一八	病院業	一	金銀爲替業	二
海關吏	四	貿易業	二一	醬油製造業	一

酒小賣商	三
商業	六五
金銀細工	一
裁縫業	六
鮮服仕立業	二
銀賣買業	二五
仲介業	四
委託販賣	七
楓葉委託販賣	四
材木商	九
精米業	二
白米商	七〇
穀物商	五四
木工	二
木挽引鉅	八
乘船船舶業	七
職工	二三
勞働	七六
傭人	二六
籾摺製造販賣	一
運送業	一三
運搬業	一
雜貨商	二三
古綿打直	七
藥種商	八
古物商	四
製靴業	四
理髮業	九
篩商	三
洗濯業	二
自轉車修繕及人力車修繕販賣	三
貸席	三
飲食店	四七
染料製造業	二
海產物商	六
筆商	一
履物商	一
朝鮮紙物商	二
皮物商	一
薪炭商	三
豆腐製造業	一
下宿業	四二
鑛業	三
農業	一四
飼畜業	一

七

八

古　易　二　總　戶　數　六五四戶

次に其の資力關係を見るに前表の職業に依て見るも明なるが如く其の實業に從事せるものと雖も多くは多額の資本を要せざるものに屬し從て其の資金收益の如きも殆ど云ふに足らざるものゝ如し、之を事實に徵するも民團管內に於て營業稅を課するに當り推定したる資產の如き稍々過大に見るも尙且つ一萬圓以上のものは十指を屈するに足らざる狀態にあり、今試みに右推定資產の內目覺しきものを職業別に擧ぐれば左の如し。

兩替業	資金	一萬圓乃至二三萬圓のもの	四人
米穀業	同	千圓乃至三千圓位のもの	十七人
	同	一萬圓乃至三萬圓位のもの	二人
運送業（兼委託販賣）	同	一萬圓乃至二三萬圓のもの	二人

更に滿鐵附屬地管內に就て之を見るも其の狀況は民團管內に於けるものと大差なく戶數百五十四戶の內年收六百圓以上のものとして公費を負擔する者は僅かに一戶あるのみ、以て當地方在住鮮人の資產信用の如何に貧弱なるかを窺知するに足るべし、唯此間に在つて鮮人の發展の稍々著しきものとしては下流地方卽ち接梨樹郡、渾水泡郡地方に於て農業を營めるものを擧げ得べし。卽ち

田　五百八十八天地（一天地は約我千四百四十坪に相當す）

水　　田　　　二千四十一天地　　　　を有し

籾　　　　　一萬八千二百二十一石　　其他雜穀若干の收穫を擧げ居れり。

此等は固より其の經營に當り金融機關を利用して以て其の發達改善を期するが如き策は至極望み難きのみならず其の資金の如きも殆ど數ふるに足らざるもの丶如しと雖も他の方面に於ける發展の徐々たるに比すれば聊か注目すべきものとす。

三、金融狀況

如上述ぶるが如く當地方鮮人の經濟狀態は極て徐々たるものなるが故に其の金融狀況の如きに至つても特に問題とするには足らざるが如し、然れども近時鮮人の當地方に在住するもの丶數漸く多きを加へ且つ多少なりとも商取引をなすに至るに及び彼等取引の中心となるべき協成銀行と稱するものを設立するに至れり、而して同行は其の重役に朝鮮人を頂き專ら鮮人に金融の道を講じ彼等の事業を助長發展せしむるを以て目的とせり、故に同行に對する鮮人の取引振りを見れば或は其の實相を得るに近かるべし。依て今協成銀行、滿洲商業銀行竝に朝鮮銀行に對する鮮人の取引を見るに。

（一）貸　　出

朝鮮人に對する貸出は協成銀行より融通するもの丶みにして其他の銀行より貸出せるものなし而して協成銀行貸出の總額は十一萬四千七百九十六圓二十七錢にして之を其の用途別に示せば次の如し。（十年

十月現在）

米穀資金	九、八五五・〇〇円
木材資金	四五、四九六・〇〇
貿易資金	三四、五三二・〇〇
雜貨資金	一四、三一〇・二七
其他雜資金	一〇、六〇三・〇〇
計	一一四、七九六・二七

（二）預金

當地方在住鮮人の銀行に對する預金は其の總額五萬四千八百餘圓なり之を預け先の銀行別に示せば左の如し。（十年十月現在）

種類別	朝鮮銀行	滿洲商業銀行	協成銀行	合計
定期預金	円 —	九、七〇〇・〇〇円	五、〇〇〇・〇〇円	一四、七〇〇・〇〇円
當座預金	—	二、〇八一・六二	六、六四三・三七	八、七二四・九九
特別當座預金	七、五五八・五七	九、七九三・四三	六、六〇九・三六	二三、九六一・三六
別段預金	—	（貯蓄）七一一・一三	六、七五八・〇七	七、四六九・一九

計	七、五五八・五七	二二、二八六・一七	二五、〇一〇・八〇	五四、八五五・五四

右の如く鮮人の預金額は彼等の最利用すべき協成銀行に於ても僅かに二萬五千餘圓にして之と他の二行を合するも漸く五萬餘圓に過ぎす、或は此外に郵便貯金をなせるものあべく或は支那銀行に預金せるものあるべしと雖も其額は推して知るべく之等を合するも總額七八萬圓を出でざるべし、當地在留鮮人の數二千餘名あるに比し其の預金五萬餘圓、貸出額十一萬餘圓なるは餘りに少額に過ぐと云ふも過言には非ざるべし。

要之當地は鮮滿の國境に位し鮮地と密接なる關係あるに拘らず鮮人の當地に移住するに至りたるは比較的最近の事に屬し從て未だ有力なる鮮商少く其の發展の見るべきものなきは寧ろ當然のことに屬す、而して近き將來に於ても急速なる發展を期するは或は難きかの感ありと雖も彼等は支那人に親しみ易き性質あり且つ地の利あるを以て鮮內資產家との連絡にして充分なるに至らば或は其の發展は期して待つべきものあるへし、尙ほ彼等は比較的少額の資本を以て企圖し得たる飲食店、下宿業等の如き營業より一轉して貿易業、運送業、精米業等相當資本を要する業務に從事するに至りたる最近の傾向を見れば彼等の將來必ずしも望なしと斷ずるは不當なるべし、唯一面鮮人中信託公所に出入して射倖的利益を獲んと努むるもの多く而かも彼等の殆と總ては資金極めて貧弱にして其が爲め充分に驥足を伸ばす事を得ず偶偶多少の利得ありたりとするも忽ち一敗地に塗るゝの狀況にあるは注目すべき現象なりとす。

(三) 奉天地方

一、朝鮮人の移住狀況

朝鮮人が滿洲に移住し來りたるは何年頃なりしや的確に之を知るに由なきも移住民の漸く增加を見るに至りしは明治四十三年卽ち日韓併合後の現象なりと云ふ事を得べし而して何れの地方より來りたるかと云ふに之亦立證すべき根據なきも地理的關係上平安、咸鏡諸道より來りたる者多きは之を察するに難からざるべし。

移住せる鮮人の大部分は善良無智なる家族農民にして其の十中の八九は水田を耕作せるものなるが現在の狀況は甚だ振はざるを以て彼等に確實なる土地の權利を與へ低利なる農業資金を貸與する等適當の方法を講ずるときは漸次向上發展して滿洲に土着するに至るべく移住民の數も次第に增加し其の結果我國は鮮人に依て滿洲に土地の權利竝に農業上の根底を築き我が經濟的勢力を扶植すること丶なるべく又我資本家も小作鮮人を利用し水田耕作に從事するの便を得べし。

今滿洲に於ける水田を見るに既墾地大約二萬五千町步、未墾地約六十萬町步にして未墾地は松花江、遼河及渾河の流域一帶に亘れるものにして之等所在の荒蕪地及畑地は悉く水田に適すと云ふ殊に鮮人は水田經營に大なる技能を有し支那人の開拓し得ざる荒蕪地を耕して美田となす點は誠に驚くべくものあり

と云ふ近年鮮人の移住激增し水田耕作に從事するもの漸く多きを加ふるに至り相當の成績を擧ぐるに至りしかば邦人間にも水田熱勃興し從て地價の騰貴を見るに至り奉天附近に在りては一天地（六反歩）百圓内外なりしもの最近五六百圓に暴騰したりと云ふ斯る状況なれば奉天附近竝に鐵道沿線に於ける邦人地主及小作鮮人は漸く收支を償ふ有樣にして其他の奥地に在る水田既墾地は一天地約三百圓内外未墾地は百圓其他にて容易に買收することを得ると云ふ今假りに前記六十萬町歩の未墾地を或特殊會社買收するとせば一人六反歩を耕作するも裕に百萬の農民を移住せしむることを得べし。

二、奉天省に於ける鮮人戸口（領事館調寫）

縣別	戸數	人口	調査年月
奉天市	二四五	一、三三六	大正九年十二月末
瀋陽縣	五、三二六	二六、九七七	同
新民縣	四、二八九	二二、七六四	同
撫順縣	三、一五六	一五、四三一	同
本溪縣	二、三三〇	一二、三三五	同
興京縣	一三、三二六	六五、二三二	同
錦縣	九	五〇	大正七年十二月末

一三

一四

蓋平縣	二	五	大正七年十二月末
海城縣	一	一〇	同
營口縣	二四	一二八	同
遼陽縣	三三	三二八	同
遼中縣	九	四一	同
鐵嶺縣	一一四	五九九	同
開原縣	一二五	六一三	同
昌圖縣	一	一	同
法庫縣	二五	一一八	同
西豐縣	二四二	一、二一〇	同
西安縣	五八	三〇二	同
東豐縣	一六七	八一九	同
海龍縣	三五〇	一、四六九	同
輝南縣	三八	一七一	同
柳河縣	一、五〇二	六、七八六	同

通化縣	一、四二六	七、六〇五	大正七年十二月末
桓仁縣	二、九二四	一四、六〇九	同
臨江縣	一、五六三	六、一二二	同
輯安縣	五、二四八	二六、二四〇	同
安東縣	三一五	一、四八〇	同
寬甸縣	三、五二〇	三三、六〇〇	同
長白縣	三、二五八	二一、六二七	同
鳳城縣	八七一	五、二八三	同
安圖縣	―	―	不詳
撫松縣	―	―	同
合計	五〇、四九七	二七三、二九一	

右表は奉天市外五縣を除き大正七年末の調査に係るものにして其の人口總計二十七萬三千餘人を算するも其後朝鮮内より移住せる者激增せるを以て現在人口は三十四五萬を計上するに至れるならん。

卽ち移住鮮人戶口の最も稠密せるは興京縣にして戶數一三、三二六人口亦六五、二三二を有し其の首位を占む其他瀋陽、新民、撫順、本溪、桓仁、輯安、寬甸及長白の諸縣何れも一萬以上の人口を有せり以て

移住鮮人分布の一斑を察することを得べし。

三、在滿鮮人の經濟的地位

滿洲に在る鮮人の大部分は何れも無資力者にして經濟的地位極めて低く且つ無敎育の上常に支那人の壓迫と輕蔑とを受け居ると同時に日本官憲の力亦遠隔地方に在る鮮人部落に及ばず此る狀態は日韓併合以來今日迄繼續せしものにして彼等の多くは一年乃至五年の賃租料を支那地主に支拂ひ而して農耕期より收穫期迄の約半箇年間は地主より食料品其他の貸與を受け收穫を以て之を拂戾すを常例とす支那人地主は右貸付に高率の利息を附し收穫より引去るが故に鮮人の所得は極めて尠く翌年の播種期迄之を貯ふる餘裕あるもの甚だ少し然れば之を貯蓄して漸次經濟的獨立の基礎を作るべき餘力あるものに至つては殆ど絕無と稱すべし卽ち鮮人は耕作に依りて一年中の生活を支ふることを得ざるを以て一朝旱魃其他の災害に遭遇せんか飢民の續出するは止むを得ざる現象なりとすされば彼等をして經濟的に獨立せしめんには土地の賃租料を貸與し同時に耕作期より收穫期に至る六箇月間の生活費を低利に貸付け以て支那地主の飽くなき壓迫を脫せしむるに在り試に奉天附近に於ける小作鮮人一天地（六反歩）の收支を見るに收入は籾十石百圓、藁二百貫八圓、合計百八圓に對し支出は借地料の五十圓（地主と折半）を主とし其他の諸費用を合算するときは實に百三圓十錢の多きに達し僅に四圓九十錢の利潤あるに過ぎずと云ふ

之を要するに移住鮮人の經濟的地位敍上の如く貧弱なるを以て何等見るべきの經濟的施設なきも大正八

年鮮人鄭炳朝を社長とし株式會社協同公司（資本金二〇〇、〇〇〇圓、拂込金五〇、〇〇〇圓）なるもの設立せられたるが財界變動により打撃を受け目下其の業績甚だ振はず。

(四) 吉林地方

一、鮮人居住戸口數

當吉林省内各縣に居住する鮮人は戸數合計一、五三二戸、人口七、三四四人、内男四、七八九人、女二、五五五人なり今之を居住地方別に記すれば左の如し。

縣別	地方別	戸數	人口 男	女	合計
吉林	城内、	一五	一〇八	二二	一三〇
同	蒐登河	一二	四〇	一八	五八
同	王家屯	五	一四	八	二二
同	大荒地	一	五	三	八
同	大關地	一四	四二	二三	六五
同	新安屯	四七	一六二	七六	二三八
同	五家子	一	二	—	二

吉林	關馬山	七	二四	一二	三六
樺甸	官街	六	一八	八	二六
同	南溝	九	二七	一二	三九
同	八百溝	一二	四〇	一六	五六
同	蘇密溝	一六	四二	二二	六四
同	二道河子	四六	一五一	六九	二二〇
同	頭道河子	四四	一四六	六六	二一二
同	大波箕	二三	七一	二七	九八
同	小波箕	三	八	五	一三
同	公郡土	八	二五	一二	三七
同	地廠子	一二	四七	一六	六三
同	大木河	四	一〇	六	一六
同	北台子	九	二四	一四	三八
同	栗子溝	三〇	七七	四六	一二三
同	松上溝	一二	三七	一七	五四

同	八道溝	六	一七	九	二六
同	新開河	一一	二五	一八	四三
同	四方頂子	四〇	一〇六	六三	一六九
同	西街	六	一七	九	二六
同	白子溝	一九	五九	二四	八三
同	荒溝	四	一〇	七	一七
同	楡樹溝	九	二一	一六	三七
同	萬里河	一六	五一	二七	七八
同	北柳樹河子	二五	七二	五一	一二三
同	密什河	六四	一四三	一二四	二六六
同	班地頭	七	一七	一二	二九
同	大英溝	一三	四三	一八	六一
同	王家溝	二六	九三	三九	一三二
同	二十家子	三二	一四三	四九	一九二
同	大寒北	八〇	二三八	一三八	三七六

樺甸	木其河	三二	九九	六三 二〇	一六二
同	色興河	七	二三	一三	三六
同	老金廠	二四	七七	四七	一二四
同	三道柳河	三三	一四三	五三	一九六
同	楊木林子	三五	一二〇	六七	一八七
同	仁風溝	二四	七四	四七	一二一
同	英其東子	一二	三二	一八	四九
盤石	富太河	四〇	一一一	九四	二〇五
同	掛子杭	二四	七七	五四	一三一
同	都立河	三〇	七五	四八	一二三
同	大呼蘭	二五	七四	七〇	一四四
同	細鱗河	四三	一一七	九七	二一四
同	西大荒地	六	二一	一七	三八
同	東二道河	九	三一	二一	五二
同	烟筩山	一三	四四	二三	六七

93336

同	倒木河	一六	五七	二六	八三
同	大洪子屯	一一	四一	一六	五七
同	石頭子	九	二三	一九	四二
濛江	拉農洞	五	一四	七	二一
同	境內	四五	一三八	七五	二一三
舒蘭	小城子	二三	六九	二三	九二
敦化	縣內	三	九	五	一四
同	沙河沿	六	六一	二三	八三
同	冷水泉子	三二	一〇三	五三	一五六
同	大石河	二五	九三	二八	一二一
同	四道黃溝子	一三	四九	一八	六七
同	大草河	一四	五一	二一	七二
額穆	縣內	一〇	二九	一九	四八
同	北溝	一五	四三	二九	七二
同	山岔溝	一六	四六	二六	七二
				三二	

額穆河西	二	六	二	八
同　於口站	四八	一四五	九五	二四〇
同　荒地崗子	五三	一四六	二五	一七一
同　新站	一九	五七	三五	九二
同　杜兒溝	二	五	三	八
同　南溝	一四	四六	二六	七二
同　三家子	四	一二	六	一八
同　官門磖子	六	二〇	一二	三二
同　蚊河	八	二一	九	三〇
同　開裡河	五	一三	一二	二五
同　六道溝	三六	一一二	六三	一七五
同　杉松	一三	四三	一九	六二
雙陽河東	一八	四六	二七	七三
合計	一、五三二	四、七八九	二、五五五	七、三四四

右總人口七、三四四人中商業に從事する者は吉林城內一三〇人、樺甸縣官街に二十六人、敦化縣內に十四

人額穆、蛟河に各三十八ありて他は皆な農業に從事するものとす。

而して右表以外に尙ほ松花江解氷期中筏流に從事する者約六七十名、漁業に從事する者數名あり。

此等鮮人中目下生活難に陷り居る者總數七三七人ありて之を其の原因より區別すれば本來の無資力者百五十八、旱災、蟲災、早霜害等の天災の爲め本業たる農業の不結果より生計困難に陷り延て失業狀態に在る者五百八十五人、疾病に因る者一人なりとす。

二、鮮人農民の耕地面積

上述の如く當省管内に於ける鮮人は殆ど農業者にして全部水田經營に從事するものと稱するも不可なきが如く而して其の耕地の面積を見るに租地（賃借地）に依るもの四、六五三晌、押地（金錢貸借の抵當として取入れたる地にして使用收益の權あり）七〇晌、買得地一、三八五晌あり（一晌は我六反步半）今之を地方別に示せば左の如し。（單位晌）

地方別	租地	押地	買得地
吉林縣蒐登河	七〇	—	—
同　王家屯	二〇	—	—
同　大荒地	四	—	—
同　大關地	六〇	—	—
吉林縣新安屯	一〇〇	—	—
同　五家子	五	—	—
同　關馬山	三〇	—	—
樺甸縣南溝	五〇	—	—
	二三		

樺甸縣八百溝	四五	—	—
同　蘇密溝	五〇	—	—
同　二道河子	二〇〇	—	—
同　頭道河子	一八〇	—	—
同　大波箕	七〇	—	—
同　小波箕	一〇	—	—
同　公郡土	五〇	—	—
同　地廠子	四〇	—	—
同　大木河	二五	—	—
同　北台子	三五	—	—
同　栗子溝	八〇	—	—
同　松上溝	二五	—	—
同　八道溝	二〇	—	—
同　新開河	三五	—	—
同　四方頂子	九〇	—	—

二四

樺甸縣西街	二五	—	—
同　白子溝	九〇	—	—
同　荒溝	三〇	—	—
同　楡樹河	二五	—	—
同　萬里河	—	五〇	—
同　北柳樹河子	七〇	—	—
同　密什河	二〇〇	二〇	—
同　班地頭	二〇	—	—
同　大英溝	三〇	—	—
同　王家溝	三〇	—	—
同　二十家子	一五〇	—	—
同　大寒北	二〇〇	—	—
同　木其河	六〇	—	—
同　色興河	二五	—	—
同　老金廠	五〇	—	—

樺甸縣三道柳河	三〇	｜	｜
同 楊木林子	一五〇	｜	｜
同 仁風溝	一〇〇	｜	｜
同 英其東子	五〇	｜	｜
盤石縣富太河	一六〇	｜	｜
同 都立河	一二〇	｜	｜
同 大呼蘭	一〇〇	｜	｜
同 細鱗河	二五〇	｜	｜
同 掛子杭	一二〇	｜	｜
同 西大荒地	二〇	｜	｜
同 東二道河	四〇	｜	｜
同 烟筩山	五〇	｜	｜
同 倒木河	七〇	｜	｜
同 大洪子屯	五〇	｜	｜
同 石頭子	四〇	｜	｜
濛江縣拉農洞	二〇	｜	｜
同 境內	一六〇	｜	｜
舒蘭縣小城子	六〇	｜	｜
敦化縣沙河沿	｜	｜	六〇
同 冷水泉子	｜	｜	三〇
同 大石河	｜	｜	一〇〇
同 四道黃溝子	｜	｜	四〇
同 大草河	｜	｜	五〇
額穆縣縣內	｜	｜	三〇
同 北溝	｜	｜	六〇
同 山岔溝	｜	｜	六〇
同 河西	｜	｜	五
同 於口站	三〇	｜	二五〇
同 荒地崗子	六〇	｜	一〇〇
同 新站	二〇	｜	三六〇

二五

額穆縣杜兒溝	一〇	｜	｜
同　南溝	四二	｜	｜
同　三家子	二五	｜	｜
同　官門磖子	三〇	｜	｜
同　開裡河	二七	｜	｜

二六

額穆縣六道溝	一七〇	｜	｜
同　杉松	五五	｜	｜
雙陽縣河東	五〇	｜	｜
合計	四、六五三	七〇	一、三八五

租地、押地、買得地の總計六、一〇八晌

三、鮮人の小作慣例

吉林省內に於ける農民と支那地主との小作關係は大體之を三に分つを得。卽ち

（イ）支那人より比較的長年月の租地契約に依り耕作するもの

（ロ）收穫高折半の法によるもの

（ハ）收穫高に對して一定の割合を以て小作料を納むるもの

（イ）は支那地主に對して借地料として每年約定の收穫物を交附するものにして普通地一晌地に付て玄米二石乃至三石以內とす。

（ロ）は始め地主より一箇年の食料として粟一俵、鹽三十斤、大豆五升の支給を受け米の收穫と同時に之を代價に換算して地主に返還し收穫米は地主と折半を爲すものにして前記粟、鹽、大

豆は普通金二十二三圓に見積らるゝを常とす。

尙ほ右食料の外臨時出費を要する時は更に地主に代替を請ふ事ありて一箇年間に於ける此の代替は大約七八圓を要し合計金三十圓以上に達すと云ふ。

（八）は每年の收穫高に應じて普通其の一割乃至二割を地主に交付する方法にして主に盤石縣に行はれつゝあり。

四、收穫狀況

吉林全省に於て鮮人の耕作する水田は六、二〇八晌ありて之より得る例年の收穫高は籾米五萬石乃至六萬石と稱せらる而して本年は六一、三九〇石の豫想なり之を地方別に示せば左の如し。

地方別	本年の豫想收穫高
吉林縣蒐登河	八五〇石
同　王家屯	二五〇
同　大荒地	二〇
同　大關地	七〇〇
同　新安屯	一、一〇〇
同　五家子	二〇
吉林縣關馬山	三〇〇石
樺甸縣蘇密溝	六五〇
同　頭道河子	二、三〇〇
同　二道河子	二、六〇〇
同　大波箕	九五〇
同　小波箕	一五〇

樺甸縣公郡土	五〇〇
同　官街	農民無し
同　南溝	六〇〇
同　八百溝	五〇〇
同　八道溝	二六〇
同　新開河	四〇〇
同　四方頂子	一、〇八〇
同　西街	二〇〇
同　白子溝	一、三〇〇
同　荒溝	一五〇
同　楡樹河	四五〇
同　萬里河	七〇〇
同　北柳樹河子	一、〇五〇
同　密什河	三、〇〇〇
同　班地頭	三〇〇

樺甸縣地廠子	六〇〇
同　大木河	四〇〇
同　北台子	五〇〇
同　栗子溝	一、二〇〇
同　松上溝	四五〇
同　大英溝	四五〇
同　王家溝	一、七〇〇
同　二十家子	二、〇〇〇
同　大寒北	二、八〇〇
同　木其河	四八〇
同　色興河	一五〇
同　老金廠	三二〇
同　三道柳河	七五〇
同　楊木林子	八五〇
同　仁風溝	五〇〇

二八

樺甸縣英其東子	二六〇
盤石縣富太河	一、五〇〇
同　都立河	一、一〇〇
同　大呼蘭	九〇〇
同　細鱗河	二、二〇〇
同　掛子杭	一、〇〇〇
同　西大荒地	一八〇
同　東二道河	三六〇
同　烟筒山	四九〇
同　倒木河	五五〇
同　大洪子屯	四〇〇
同　石頭子	三五〇
額穆縣河西	二〇〇
同　於口站	二、六〇〇
同　荒地崗子	二、七〇〇
額穆縣新站	九五〇
同　縣內	四五〇
同　北溝	九〇〇
同　山岔溝	三六〇
同　杉松	八〇〇
同　杜兒溝	一〇〇
同　三家子	一五〇
同　蚊河	農民無し
同　六道溝	二、五〇〇
同　官門磖子	五〇〇
同　南溝	三六〇
同　開裡河	四〇〇
濛江縣拉農洞	一〇〇
同　境內	七〇〇
舒蘭縣小城子	九〇〇

二九

敦化縣沙河沿	一、一〇〇
同　冷水泉子	七〇〇
同　大石河	六〇〇
同　四道黃溝子	五〇〇
敦化縣大草河	三〇〇
雙陽縣河東	七〇〇
合計	六一、三九〇

上來記せる石數は皆籾米の石數にして此の籾米一石より白米支那桝四斗五升を得、今之を日本桝に換算すれば白米五斗强となる割合なるを以て總收穫籾米六一、三九〇石より日本桝にて白米三〇、六九五石を得ることゝなるなり、而して今假りに小賣値三斗俵一俵金十三圓の市價と見積れば總額金十三萬三千十一圓餘となるべし之を全省鮮人農民七、三四四人に割當つれば一人當り收入金十八圓十一錢餘の割合となるを見るべく尤も此外に籾殼、藁等の副產物より猶多少の收入を得らるべきも前述の如く地主との小作關係は盤石縣を除きては概ね地主と折半にして加ふるに一箇年間の前借食料代二十二三圓乃至三十圓を控除せらるゝを見れば彼等が終歲粒々辛苦して自己に何物をも剩す所無く終始貧苦に苦しめられ或は農業保護問題を呼號し或は自暴自棄的に鮮人の農業は支那人の爲に爲すと唧ち或は朝鮮內より境外に向ふものは總て生活難に驅逐せられつゝありと呼ふも亦當然にして小作關係を改善するか、商租の方法に依り永代租借の方法を取るか又は土地所有權を得る方法を講ずるに非らざれば鮮人農業經濟の發展は到底望み得べからざる可し殊に彼等は農業金融機關の缺乏に因り低利資金を得るの途なき結果支那人より

年最低五六割の高利に甘んじて一時の急を凌ぎつゝある現狀に於ては彼等の向上發展は蓋し百年河淸を待つに等しかる可し。

五、農業經濟に關し改善を要する點

（一）農業金融機關設立の必要

現在鮮人間に於ける農資貸借の實狀を見れば資金貸與者たる支那人の橫暴甚だしく最も低利と稱せらるゝものにして年五割甚だしきは元金の倍額乃至三四倍の利息を徵收することは事實なり而かも他に低利資金借り入れの方法を講ずるを得ざる鮮人は斯る高利に甘んじ未だ曾て借入金の返還に付て債權者に損失を蒙らしめたる實例は殆ど稀にして之を一面より見れば實に滿洲の農業が如何に有利なるかを語るに足るの實證と見るを得べく若し相當の金融機關を設置して低利資金の供給に便しなば其の恩澤に浴する處蓋し計り知るべからざるものあらん之れ彼等が農業金融機關の設立を熱望する所以なり。

（二）耕地の買收法を講ずること

土地の買收は支那國籍に歸化したる鮮人に非らざれば之を爲すを得ず又小許の資金を以てしては容易に爲し能はざる事業なるも假令僅々百晌地たりとも或地方に於て買收し得るとすれば之れ鮮人の土着的觀念を鞏固ならしむる最良の方法たらずんばあらず土着觀念薄ければ夫れ丈け安定して農業を勵むの念慮薄く恒產の念乏しければ向上發展の望無し此の事實は北西間島に徵すれば明かにして北西間島動亂以來

三一

北間島地方に居住せる鮮人は一時不安の境遇に陥りたるも爲に他地方に離散すること無く現今に於ては平穩安全に各其の本業に從事しつゝあるも西間島地方の居住鮮人は大多數北滿地方に流散したる事實は究竟するに前者は恒産あり後者は恒産なかりしに因るものにして之れ鮮人が土地買收の必要を高唱する所以にして現在已に額穆、敦化兩縣に在ては近來鮮人の買收せる耕地激增し敦化縣に於て約三百晌額穆縣に於て約七百晌の所有權を獲得し將來第二の北間島を想像せしめつあり。

而して此の土地買收の方法としては表面歸化鮮人の名義に依り之を行ひつゝありて之れ大なる危險を冒しつゝあるが如きも實際に於ては何等の弊害無く寧ろ資力の許す限り益々此の方法に依り極力買收に勉むるの傾あり故に相當資金融通の途を開くと同時に土地買收の法を講じ土着的に土地の經營をなさしむるは鮮人に牢固不拔の根據を與ふるの基となるべし。

（三二）農具其他生活必需品の供給を便にすること

鮮人農民の發展せざるは元來資力なきが爲なりと雖も農具其他生活用品の供給に不便を來たすは亦其の一因たらずんば非らず鮮人農民の實況を見るに農具としては單に一柄の鋤と鍬を有するのみにて徒らに廣大なる面積を粗漫に耕作して收穫の多きを期せんとする狀態に在り之れ一面農具の供給の不便より來るものと云ふ可く又其の日用生活品に至りても支那人に暴利を貪ぼられ而かも尙ほ其の買入れに困難を感じつゝあり鮮人農業不振の原因は一部農具及生活必需品の充分ならざるに因るものにして彼等が切に

之が購求方法の改善を希望する所以なり。

(四) 精米法並に產米販賣方法の改善

鮮人が現在使用する精米法は支那舊來の精白法を襲用し石臼に牛馬を使用して精白をなしつゝありて新式の機械器具を使用するものは至つて稀なり故に將來は精米機の使用を普及せしめざる可からず近來長春地方より白米の輸入を見るは當地方產米の品質粗惡なるが爲にして尙ほ近年支那人間に在りて輸入米の需用多きも之が爲にして如此は鮮人農業の衰微を招く基とならん。

又產出米の販賣方法に就ても多くは自己に於て市場に賣却を爲すに非らずして產品の全部は既に耕作中借入資金の擔保として取入れられ產品は市場に表はるゝ以前已に債權者の手に歸し居る狀態に在りて之等は常に收穫時の價格低廉なる時期に之を賣却し以て自己の借入金の返濟に充當する有樣なるを以て鮮人は毫も產品の利益を得る能はざるなり故に斯る習慣は宜しく之を打破して生產資金の貸與者たる支那地主をして生產中に於ける立替資金の回收は產品出場後或る一定期間猶豫を與へしむるか若くは一時他の方法により融通の便を與へ鮮人をして市場の狀況に應じて隨時賣却せしめ以て返償の法を取るが如き方法に改むるは尤も緊要なる事とす。

(五) 副業の奬勵

當地方の鮮人農民は副業として廢物利用の法を講せざるは大なる損失なり稻草の如きは或は燃料に供し

或は飼料に供するあるも繩、叺等の製造の如き、より有利なる方面に之を利用すること尠し之等は冬期農業閑散の時期に於ける副業として之を爲さば亦以て彼等生計の一助たるを得ん。

以上五項の外猶ほ幾多改善の要す可き點多々あらんも以上は其最も急を要するものとす最近水田經營に就ては其の有利なる事業たること漸次支那人間に覺醒せられつゝありて彼等は鮮人に小作せしむることを休め直接自營せんとする傾向を生ぜんとしつゝあり若し此の趨勢にして廣く行はるゝに至らんか鮮人移住者は爲に破滅に陷らん鮮人農業經營法の改善を企畫するは蓋し刻下の最急務たりと謂ふ可きなり。

一応供覧

地方部長

勧業課長

復命書　㊞

一〇、一二、一七　農ノ係

小職儀懐徳縣范家窩棚農場予定地實地踏査ノ命ヲ奉シ大正十年十一月十二日出發本社土木課市瀬職員、企業者北條一氏ト同行入地調査ヲ終リ同十二月五日歸任仕候ニ付其概况別冊ノ通リ此段及復命候也

大正十年十二月十五日

熊岳城農事試驗場

職員　北澤　道　㊞（北澤道印）

備考、

一水利、土工費、開田面積等ノ調査ニ就テハ、同行ノ土木課員ニテ目下取纏中ニ付、農務全体トシテノ價値並ニ經營ノ如何ニ付テハ前記調査ノ完了ヲ待チ決定スル見込ナリ。

二土地權利ノ性質ニ就キテハ調査課ニ研究ヲ依頼シタリ

勞働者ノ雇入

農場設計ニヨレハ朝鮮人ヲ小作人トシテ招来（旅費小作人自辯）入場セシムル計画ニシテ農繁期特ニ除草期ニ於テ地方ノ勞働者ヲ臨時需ムル予定ナリ。コハ設計書ニ詳細記載セラレタル如ク農場附近ノ小村落ニハ相当ノ戸数アリ又勞働者モ多数アレ共人手一杯ノ畑作ヲ行ヒツヽアリ除草期ハ丁度水田作[畑]同時期ニシテ繁忙ヲ極ムル地方農家スラ現在双山縣

鄭家屯、楡樹台、買賣街ヨリ臨時人夫ヲ招キツヽアル状況ナルヲ以テ農場トシテモ相当遠距離ヨリ雇入ル、計画ヲ立テザルベカラズ。勿論地方ニテモ細農モアリ賣工夫ノモノモアルベク又多少ハ婦女子モ雇入レ得ベキモ一日千人以上ノ臨時人夫雇入ハ此地方トシテハ適当ノ手配ヲ要スベシ。

地方ノ労働契約習慣等ハ満洲一般ノモノニ同ジ。

労働賃銀

設計書記載ノモノニ異ナラズ即チ

手工　上　六十五元

〃　中　四十元

〃　下　十五元

月工　上　十二元

〃　中　八元

〃　下　五元

日子工　農繁期　四角—六角

〃　農閑期　二角五分

犁犬一晌耕鋤賃　三、四元

市場調査

設計書記載セル各項ハ正鵠ヲ得タルモノト認ム單ニ物價ハ設計当時ニ比シ幾分下落セルモノアリ。

農場設計並ニ經營方針

耕種組織　水田ヲ主トシ餘地ニ植樹ヲ行ヒ一方小作人用ノ秋収蔬菜（夏蔬菜ハ小作人ガ脱穀場ヲ各自約用耕作）ヲ耕作スル如ク決定シタルハ前項ノ諸要素ヨリ見テ適當ト認メ得ベシ

小作人招來

小作農場トシ朝鮮人ニシテ滿洲米作ニ經驗アル確實ナル力農ヲ撰ビ旅費自辨ニテ入場セシメントス而シテ其大中小　小作人ヲ合セテ約二百戸ヲ三ケ年ニ亘リテ招來セントスコハ餘リ多キ戸數ニモアラズ且ツ企業者ガ現在新民縣公太堡ニ於テ五十餘町歩ノ水田農場ヲ此ノ式ニヨリテ

經營シ居ル經驗ヨリ計画セラレタルモノニシテ實ニ理想ノ計画ト云フベク實施ニ当リテモ公太僕地方ノ此業ハ小作鮮人ヲ基礎トシ招来シ得ルコト甚シ困難ナラサルベシ、

事業年度割

設計書ニヨレバ初年度ニ於テ土地買收、建物設備並ニ測量造田ヲ行ヒ第二年度ニ於テ全部小作人ヲ入レ耕作スル如ク記載セラレタルモコハ實施ニ当リ困難ナルベク少ナクモ四ケ年ニ亘リ配当シ漸次完成ヲ期セサルベカラズ。此件ニ就テハ企業者モ既ニ首肯シ居ル処ニシテ設計計算ニ非常ナル複雑ヲ来タスヲ以テ簡單ニ記載セリト卿スモ設計ハ形式的ノモノニアラズ

總テノ計算基礎トナリ延テハ其事業ノ有利ナルヤ否ヤニ及ボス重大關係ヲ有スルモノナレバ要ハ活用ニアリトハ云ヘ相当確實ナル實施設計ヲ希望シテ止マズ。

大正十年度水稲作付状況報告

長春地方事務所

一、附属地

ナシ

一、附属地外

所在地名	水田作付反別	直播及挿秧	生育状況	自作小作ノ別	灌漑状況	経営者	創業年次	摘要
二道溝（長春）	一〇〇〇	直播	稍良好	自作	湧出水灌漑	支那人 楊徳山	大正八年	
〃	一〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃 刘国先	大正七年	
楊家崴子	一					〃 趙子九	大正六年	前年迄ハ二反歩作付セシモ本年作付ナシ
三道溝	一九八〇	直播	稍良好	自作	湧出水灌漑	〃 逯有	大正六年	
〃	一六四〇	〃	〃	〃	〃	〃 王殿魁	大正六年	

三道溝	一九八〇	直播	良好	自作	湧出水灌漑	支那人 鄭維経	大正七年	
〃	一三二〇	〃	除草充分ナラズ不良	〃	〃	〃 楊徳楅	大正八年	
〃	九九〇	〃	良好	小作	〃	朝鮮人 田在龍	大正九年	
〃	二六四〇	〃	〃	〃	〃	〃 尹致享	大正八年	
〃	九九〇〇	〃	〃	〃	〃	〃 盧鳳熙	大正八年	前年迄デ李達元耕作ノケ所
(范家屯) 袁家窩棚	一					〃 呉希結	大正六年	春季作付ノ際灌水不足ノ為メ作付見合伊通縣ヘ轉居
陳家大屯	八四八〇	直播	良好	小作	河水灌漑	〃 姜頊原	大正八年	
(陶家屯) 尹家店	一九八〇	〃	〃	小作	湧出水灌漑	支那人 姚学孟	大正九年	
〃	二六四〇	〃	〃	自作	〃	〃 呂子臣	大正八年	
〃	一九八〇	〃	〃	自作	〃	〃 呉殿楅	大正九年	
〃	二三一〇	〃	〃	小作	〃	〃 林永成	大正九年	

〃	一				〃夏勤發	大正八年	前年迄デハ八反歩作付アリシモ本年作付見合
〃	一三〇〇	直播良好	自作	湧出水灌漑	〃王希對	〃	
〃	一六五〇	〃	〃	自作	〃	〃王風樓	〃
〃	六六〇〇	〃	〃	自作	〃	〃杜長倫	〃
〃	八二五〇	〃	〃	自作	〃	〃王廸錫	〃
伊通縣高家花	一				朝鮮人 全柄璨	大正七年	前年一九反八〇作付セシモ本年調査ヲ欠ク
伊通縣火家店	一				〃河允希	大正七年	前年五六反八〇作付セシモ本年ハ調査ヲ欠ク
計	[illegible]						

大正拾年度水稻收量報告

一、附屬地內

所在地	作付反別	總收量	反當收量
奉天附屬地	六〇〇町	一三九二〇石	二三二石
石橋子附屬地	一六〇	三四八八〇	二一八
計	七六〇	一七四〇八〇	二二五

一、附屬地外

所在地	作付反別	總收量	反當收量
北陵附近	一〇五〇〇町	二五五三六〇〇石	二四三三石
吳家荒	一三八〇〇	二五二一六〇〇	一八二〇

經営者 朝鮮人 濵田末三郎

經営者 日本人 水稻公司

所在地	作付反別		總收量		反當收量	
吳家荒	一一五町	○○	三三六九石	○○○	二石	○六○
仝上	三四	○○	六七三	八八○	一	九八二
培灣	二八	○○	五七九	六○○	二	○七○
丁香化	一四	○○	二九四	○○○	二	一○○
吳家荒	七二	○○	一三一八	四○○	一	九七○
陳家荒	四六	○○	九七一	五二○	二	一一二
仝上	三三	○○	六四九	一一○	一	九六七
大石橋	八	○○	一四七	三六○	一	八四二
興隆店	二三	○○	三八四	三三○	一	六七一
彰武地方	五三九	○○	八五三七	七六○	一	五八四

經營者

朝鮮人

支那人

鮮、支人

鮮、支、人

西宮房次郎

同

鮮、支人

朝鮮人

朝鮮人

鮮、支人

所在地	作付反別	總收量	反当收量	経営者
京安堡	二二 〇〇	四四〇 〇〇〇	二 〇〇〇	勝弘貞次郎
仝	九三 〇〇	一八三五 八二〇	一 九七四	鮮支人
西公太堡子	二一〇 〇〇	三四一八 八〇〇	一 六二八	東口總太郎
仝	二三五 〇〇	三四三五 七五〇	一 五二七	鮮支人
樹林子	八二 〇〇	一三一五 二八〇	一 六〇四	仝
白旗係	二七 〇〇	四七五 七四〇	一 七六二	仝
西家子	一二 〇〇	一九〇 八〇〇	一 五九〇	仝
打虎山	二三六 〇〇	四〇一二 〇〇〇	一 七〇〇	仝
孤家子	六二 〇〇	八八二 二六〇	一 四二三	仝
藍旗堡	一五 〇〇	二三一 三〇〇	一 五四二	朝鮮人

所在地	作付反別	總收量	反当收量	經營者
趙家屯	一二 〇〇	一七一 三六〇	一 四二八	朝鮮人
前太河泡	一七 〇〇	二八〇 五〇〇	一 六五〇	仝
華山里	二五 〇〇	三七〇 五〇〇（七十）	一 四八二	仝
三家	四一 〇〇	六八五 一一〇	一 六七一	鮮、支人
孫家套	五二 〇〇	八七八 八〇〇	一 六九〇	陳久孫平吉
姚千戸屯	五五 〇〇	九三五 〇〇〇	一 七〇〇	支那人
蒲河	二六 〇〇	四七五 七二〇	一 八三二	仝
李家荒	七五 〇〇	一一一一 五〇〇	一 四八二	日、支、人共同
方甸子	一二 〇〇	二〇〇 四〇〇	一 六七〇	支那人
新立屯地方	三一 〇〇	五七六 六〇〇	一 八六〇	鮮、支人

所在地	作付反別		総収量		反当収量	
新民屯附近	四	〇〇	三九八	四〇〇	一	六六〇
計	二五〇九	〇〇	四三〇九	八〇〇	一	七二
附属地内計	七	六〇	一七四	〇八〇	二	二五〇
附属地外計	二五〇九	〇〇	四三〇九	八〇〇	一	七二
合計	二五一六	六〇	四四八三	八八〇		

経営者
朝鮮人

備考

本年度水稲作ハ春季降雨適順ニシテ従来ノ干魃地モ播下ニ得タ栽培面積増加セリ

昨年ニ比シ水量豊富ニシテ一般ニ良好ナリシモ処々傍河水氾濫ノ為殆ト皆無ノ地アリ

大正拾年度水稲作付状況報告

本溪湖地方事務所

附属地（線路用地）

所在地名	水田作付反別	直播又ハ移挟	生育状況	自作又小作	灌漑状況	經営者	創業年度	摘要
本溪湖附近	九畝	直播	稍良	自作	自然灌漑	趙成林	大正五年	播種遅カリシ為未ダ穂孕期ニ達セズ

附属地外

所在地名	水田作付反別	直播又ハ移挟	生育状況	自作又小作	灌漑状況	經営者	創業年度	摘要
初家堡（香祥峪）	八反	直播	良好	小作	自然灌漑	朝鮮人	大正七年	目下穂孕期ニ達セリ
〃 黒峪								休田
連山関（四阿子）	二町四反	〃	〃	〃	〃	〃	〃	穂孕期ニ達セリ
〃 賽馬集 穆家屯	一町七反二畝	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

寒馬集(平塚干)	一町二反九畝	〃	〃	〃	〃	〃	大正八年	〃
寒馬集(湯水峠)								休田
寒馬集(積和業者)								休田
臥龍	十一町五反四畝	〃	〃	自作	〃	齋藤元吉	〃	目穂孕期ニ達シ成績良好ナリ

備考

本年度ハ播種後天候順調ニ経過シ殊ニ雨量多ク灌漑用水ニ富ミ天地共豊富ナルヲ以テ苗ノ生育状況實ニ良好ニシテ目下穂孕期ニ達セルモノ多シ尚今後開花期ニ達シ暴風雨ノ襲来無ク平温ナル天候ヲ得バ平年作ノ三割乃至四割ノ増収ヲ見ルベシ尚只タ昨年ノ旱魃ノ為水稲収穫皆無ノ状態ニ陥リ居候本年休田モソノ多カリシハ遺憾トスル所ナリ

大正拾年度水稲作付状況報告（大正拾年六月二十日調）

安東地方事務所

一、附屬地內

所在地名	水田反別	直播 插秧	生育状況	自作 小作	灌漑状況	経営者氏名	創業年次	摘要
五龍背	五七一.五	插秧	良	自作	自然灌漑	大橋栄太郎	大正元年	
計	五七一.〇五							

二、附屬地外

所在地名	水田反別	直播 插秧	生育状況	自作 小作	灌漑状況	経営者氏名	創業年次	摘要
腰嶺溝	六〇.〇〇	直播	稍良	自作	自然灌漑	支那人	大正元年	
馬狗溝	二〇.〇〇	〃	不良	〃	〃	〃	大正三年	
夾河口	一二〇.〇〇	〃	稍良	〃	〃	〃	大正元年	
通天溝	六四〇.〇〇	〃	良	〃	〃	〃	〃	

西羅亭大驛附近	六七	〇〇〇	〃	稍害	〃	〃	大正元年
頭窩堡子附近	五〇	〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
平家甸溝	四〇	〇〇〇	〃	害	〃	〃	〃
果菜地附近	六五	〇〇〇	〃	稍害	〃	〃	〃
黄嶺子	八〇	〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
關家溝	一三五	〇〇〇	〃	害	〃	朝鮮人	〃
陶家溝	一一〇	〇〇〇	〃	稍害	〃	〃	〃
大堡	四六	〇〇〇	〃	害	〃	〃	〃
石頭城	五〇	〇〇〇	〃	稍害	〃	〃	〃
周家堡子	一八〇	〇〇〇	〃	害	〃	〃	〃
南黄嶺子	二四〇	〇〇〇	〃	害	〃	〃	〃

所在地名	水田反別	直播生産	揚水状況	自作小作	灌漑状況	経営者氏名	創業年次	摘要
劉家河	二〇〇〇〇	直播	桔槔	自作	自然灌漑	支那人	[illegible]元年	
康家堡子	三〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
三道壕鎮	二〇六四	〃	〃	小作	人工灌漑	中村初太郎 和田勇次郎 共同	大正三年	明治[illegible]朝鮮人[illegible]以来[illegible]水田[illegible]
二道溝子	五四五〇〇	〃	槔	小作	〃	朝鮮人	明治四十五年	
蛇子溝	一二二九八	〃	〃	〃	自然灌漑	〃	大正四年	
鞍山	六四八六〇	〃	桔槔	〃	〃	〃	大正三年	
銅釘嶺	六三一六四	〃	槔	〃	〃	〃	大正二年	
三道溝	二二五八	〃	〃	〃	〃	〃	大正四年	
五道溝	一八二七六	〃	〃	〃	〃	〃	大正三年	
六道溝	七四一二	〃	〃	〃	〃	〃	大正四年	

右集内 揮水泡	二五六八〇〇〇（千里）	〃	〃	〃	耕作用外灌漑	支那人 鮮人	明治四十三年
脈起山	二〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
門坎石	三三七六〇〇〇	〃	〃	〃	〃	支那人 鮮人	
棒家堡	一六八八〇〇〇	〃	〃	〃	〃	支那人 朝鮮人	
姜家大堡	一三一〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	支那人 朝鮮人	
姚家堡	八二〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	支那人 朝鮮人	
田家滿	一四八〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	
大樹房	一八二〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	
大房身	二一八〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	
計	兲四三三四〇二 千四三三三四三						

二四八支朝鮮人
三三〇支支那人
三三〇支朝鮮人
一八〇〇支支那人
七六〇支朝鮮人
三三〇〇支那人
一六八支朝鮮人
一三二〇支支那人
一二〇支朝鮮人
一二〇〇支支那人
三二〇支朝鮮人
六〇〇支支那人
一六〇支朝鮮人
一三二〇支支那人
三二〇支朝鮮人
一六二〇支支那人
一一〇〇支朝鮮人
二〇〇〇支支那人

大正十年度水稲作付報告

撫順炭礦庶務課

一、炭礦附属地内

所在地	作付面積	直播移植別	自作小作別	灌漑状況	生育状況 草丈	色	分蘗	摘要
古城子	四五、〇〇〇 畝	直播	小作	市中排泄溝	一尺四寸 一尺九寸	青緑	一二	鮮人
萬達屋	一八、二〇〇	〃	〃	坑内水及渓谷水	一尺二寸 一尺五寸	〃	一二	〃
新屯	二〇、〇〇〇	〃	〃	〃	一尺二寸 一尺五寸	〃	一三	〃
東郷坑	四、五〇〇	〃	〃	〃	一尺五寸 二尺	〃	一四	〃
竜鳳坑	三〇、〇〇〇	〃	〃	渾河支流	一尺二寸 一尺六寸	〃	一三	〃
小計	一一七、七〇〇							

二、附属地外

所在地	作付面積	直播移秧別	自作小作別	灌漑状況	苗状況 草丈	色沢	分蘖	摘要
東社	一五一、六六〇〇	直播	小作	東社河	一尺五寸 二尺一	尚緑	一四	日本人
〃	一〇八、三三〇〇	〃	〃	〃	一尺二寸 一尺一寸	〃	一二	鮮人
龍家屯	四三、三三〇〇	〃	〃	侯谷河	一尺三寸 一尺九寸	〃	一二	日本人
〃	八六、六五〇〇	〃	〃	〃	一尺三寸 一尺七寸	〃	一二	鮮人
欧家屯	二、一六〇〇	〃	〃	〃	一尺二寸 一尺七寸	〃	一二	〃
上章惠	一五、〇〇〇〇	〃	〃	〃	一尺二寸 一尺六寸	〃	一二	〃
姚家鐵子	九、二〇〇〇	〃	〃	東社河	一尺三寸 一尺六寸	〃	一三	〃
南章惠	三九、九八〇五	〃	〃	〃	一尺三寸 一尺六寸	〃	一三	〃
月亮山	一四、〇二〇〇	〃	自作 小作	東明河 交流	一尺三寸 一尺六寸	〃	一二	〃
碾盤	七、三五〇〇	〃	小作	〃	一尺三寸 一尺八寸		一二	〃

猿家町	九、九五〃	〃	〃	〃	一尺六寸	〃	一五	〃
打雲嶋子	一二、九一二	〃	〃	〃	一尺六寸	〃	一一	〃
平山子	五、二三〃〃	〃	〃	〃	一尺六寸	〃	一五	〃
下家莊	一、四九二〃	〃	〃	〃	一尺四寸	〃	〃	〃
若宮又	九、二五〃〃	〃	自作 小作	〃	一尺八寸	〃	〃	〃
馬群丹	六、五〃〃〃	〃	小作	野道屋村	一尺四寸	〃	〃	〃
関口	二、三二二〃	〃	自作	後谷村	一尺六寸	〃	一五	支人
四家子	一三、四六〃〃	〃	自作 小作	東社村	一尺九寸	〃	一三	鮮人
三家子	二、三六〃七	〃	自作	後谷村	一尺九寸	〃	一二	支人
五本匠粒子	二五、〃〃〃	〃	自作 小作	東州河以流	一尺九寸	〃	〃	〃
郎七村	四六二〃	〃	自作	〃	一尺六寸	〃	一三	鮮人

馬和寺	八一四二〃	〃	自作	〃	一尺[illegible]寸 一尺六寸	〃	〃	支人
大東以	一二、二二〇〃	〃	〃	〃	一尺[illegible]寸 一尺[illegible]寸	〃	一二	〃
小東以	四五〃〃	〃	〃	〃	一尺[illegible]寸 一尺大寸	〃	一三	〃
孫家子	二六二五〃〃	〃	小作 自作	東社殉支流	一尺五寸 一尺九寸	〃	〃	〃
小夾郎	一七八二〃	〃	〃	〃	一尺四寸 一尺八寸	〃	一二	〃
西崴子	二一六五〃〃	〃	小作	〃	一尺[illegible]寸 一尺大寸	・	一三	鮮人
缴兵窩	一〃八三〃〃	〃	〃	〃	一尺[illegible]寸 一尺四寸	〃	一二	〃
東連四灣	六五〃〃	〃	〃	渓谷多	一尺[illegible]寸 一尺大寸	〃	一一	〃
充房	一〃二〃〃〃	〃	〃	上 右嶮子河流	一尺[illegible]寸 一尺五寸	〃	一三	〃
夾大保[illegible]	一〃五〃〃〃	〃	〃	渓谷水	一尺[illegible]寸 一尺八寸	〃	一三	〃
小計	六五九四七〃〇							

合計面積六九七町二四〇四歩

備考

一、本年度ノ稲作況ハ各所ヲ通ジ概況ヲ豊作ニシテ生育又頗ル良好ナリ、現在ノ状況ヲ観察スルニ平年ニ比シ相当増収ハ見込トス

二、作付面積前年度ノ二倍餘ニ昇レルハ即チ依據水量豊富ノ結果ニシテ従来ノ水量不足ノ為メ放任シ置キタル箇所ト雖モ可作地タルニ依ルモノトス

三、鮮人ノ在住者多年ニ伴ヒ年々水稲栽培増加ノ傾向トス

総評　北農村水田計画ニ関スル件

一、経済的位置

南満線ヨリハ次ノ如ク二日行程ノ距離ニアリテ生産物ノ搬出甚他ニ稍ヤ不便ヲ感ズルモ経営上其運用宜シキヲ得バ較テ農場経済ニ大ナル影響ナカラン。

四平街駅ヨリ百五十支里（約十五邦里）二日行程

郭家店駅ヨリ百四十支里（約十四邦里）二日行程

参考

鄭家屯駅ヨリ百二十支里（約十二邦里）一日乃至二日行程

本農場ノ生産物タル米ノ販売経路ヨリ見テモ又農場需要品ノ買入レヨリ見テモ四平街ヲ以テ農場ノ鉄

道連絡駅トスルヲ適當トス。四平街ニ精米所ノ設置ヲ計画シアルハ至當ナリ。

二、土地ノ撰擇

遼河流域ニ於ケル水田企業地トシテハ水利其他大體ニ於テ良好ナル個所ヲ發見撰擇セルモノト認ム、但シ土地買收交渉ノ結果一部買收困難ノ個所アリ之レガ為メニ實際有利ニ其土地ヲ利用シ得ザル土地ヲモ含メテ買收セザルベカラザルト又北部水路取入口ヨリ用水路沿ヒノ廣キ土地ヲモ含メテ買收セザルベカラサル状況ニ遭遇シ割合ニ土地買收費ヲ嵩メ、實際水田地トシテ利用シ得ルハ全面積ノ七割ニシテ一ハ個所ノ撰

吉田洋行承販納

擇宜シキヲ得タルニ對シ稀ヤ缺点トス。
實地土地買收ノ際ハ高丘砂質アルカリー地ヲ除キ他ニ地續キニ於テ買收容易ナル適地ヲ見出シ收容スルコトニ努力スヘシ。全面積ノ土地ガ農場主ノ為メニ年々相當有利ニ生産ヲ擧グルニアラザレバ農場收支ニ於テ満足ヲ見ルコト難カルベシ。

七、地方官憲トノ關係
從来企業サレタル農場地ニ於テモ支那官憲ヨリ種々ナル防害ヲ加ヘラレタルヲ見タルコトアリト雖ソハ經營者ガ支

吉田洋行承店納

那事情ニ通ゼサル結果感情的ノ衝突ヲ引起セシモノニシテ大資本ヲ投ジ事業ヲ經營スル場合多クハ地方官憲トハ相當手段ニヨリ融和シ得ルモノニシテ特ニ本農場ノ如キ支那人經營ノ公司ヲ表面トシテ遂行スル場合更ラニ容易ニ官憲トハ領解ヲ求メ得ル手段ニ出ヅルコトヲ得ベシ

茲ニ杞憂セザルヲ得ザルハ鮮人三百戸余リヲ小作人トシテ一地ニ移住セシムルコトハ少ナクトモ現在ノ懷德縣廳トシテハ頭初ヨリ賛成許可シ得ザル處ナルベク如何ニシテ縣廳ニ取リ入リ今迄鮮人招來ヲ禁止シ居タル縣廳ヲ動カシ事業ノ遂行ニ支障ナカラシムベキカハ想像ノ及バザル

処ナレ共此等モ支那役人ヲ賛成許可セシムベキ説得法モアレバ企業者トシテハ相当ノ腹案ト自信ヲ有スルナルベク案外容易ニ進捗スル場合モアルベシ。

八 地方人トノ関係

現在ニ於テモ円満ニ交渉進捗中ナレバ何等懸念スルノ要ナカルベク濕地利用ガ如何ニ地方土人ヲ利益スルカハ開田ト同時ニ証明セラル、問題ニシテ大キク之レヲ論レバ斯ノ如キ地方土民ノ利用シ得ザル土地ヲ有利ニ生産地ニ変ジテ地方ノ生産ヲ増シ土民ニ仕事ヲ与ヘ生活上幾多ノ幸福ヲ享ケシムルコトハ地方産業助長ノ上ヨリ見テ實際ニ日支共栄共存ノ實現タリ得ベク單ニ企業者ハ算盤

南満洲鉄道株式会社

上ニ打算セル利益金ト云フコト以外ニ高遠ナル會心ノ事業トシテ幾多ノ困難ヲ排シテ盤根錯節ニ處シテ當ラザルベカラズ

蓋シ本農場企業者ハ之ガ事業ニ對シ理想アリ且ツ相當水田事業ニ經驗ヲ有シ鮮人救濟問題ト共ニ満洲遊地利用問題ヲ解決セントスルノ意嚮アリト仄聞セリ。採算宜シキヲ得且ツ企業者ノ會心ノ事業タリ得バ實ニコハ理想企業ノ資格ヲ有スルモノト云フヲ得ベク從テ事業遂行上ニモ違算ナキヲ認メ得ベシ。

故ニ以上ノ趣意ニ基キ地方土民ニハ工事其他農事作業ヲ与ヘ又時ニハ確實ナルモノハ撰抜シテ小作人トシテ入地セシムベシ。此地方ガ人口稀薄ノ土地ナルヲ以テ鮮人移住ハ敢テ地方土民ニ悪感情ヲ懐カシムルコトナカルベク寧ロ

賦ヵ味ヲ増シ喜ブ点多カルベシ

土地買收ニ對シテハ前掲地方関係者ノ項ニ記載セル如ク支那官憲ノ所罰ヲ怖レテ内密ニ事ヲ終ラントシツツアルナレバ之等ニ對シテハ地方土民ニ同情シ彼等ノ身上ニ対シ相當ナル讓ヲ計リヤルコトニ留意セザルベカラズ

總括

要スルニ前掲ノ如ク水田企業ノ農場トシテ總テノ要素ヲ適當ニ具備セリト認ム。

故ニ先ヅ實測ニヨリ前掲諸項ニ準ジ詳細ナル實施設計ヲ立テ收支ノ計算ヲ明カニシ利潤アリ相當ト認ムル場合ニ事業ニ着手スベシ。